

平成23年11月2日

1 条文案等

- 条文案案
- 読替表
- 適性評価調査票（イメージ）

2 論点ペーパー（案）（※は内調内検討中。それ以外はいずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について*1
- 「適性」という語を用いることについて
- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について*2
- 国務大臣以外の者が行政機関の長等である場合の当該行政機関の長等の適性評価の実施権者について
- 評価の観点と調査事項の関係について*1
- 調査事項について
- 公私の団体への照会について*1
- 同意の取得について*1
- 結果の通知について*2
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の実施以外の目的での個人情報利用・提供の制限について
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について*2
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

(2) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果並びに指定の調整について（※）*2

(3) 罰則に関するもの

- 特定取得行為を処罰対象とすることについて
- 共謀、教唆、煽動の処罰規定を設けることについて
- 業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があった事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について
- 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

*1 法制局にいったん提出後、内調において技術的・形式的な修正をしたもの。
*2 法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の行政機関の秘密保護体制に対する信頼の向上により国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他の政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、検察庁その他の政令で定めるもの

六 会計検査院

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長

（前条第四号及び第五号の政令で定める機関のうち、警察庁にあつては警察庁長官

その他の機関にあつては他の機関）に政令で定める者をいふ。以下同じ。）は、当該行政機関について

の別表各号に該当する事項であつて、公になっていないものうち、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘

密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して十年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときは、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合は、政令で定めるところにより、当該有効期間の満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(指定の調整)

第五条

行政機関の長は、他の行政機関(警察庁長官にあっては、都道府県警察を含む。以下この項において

同じ。)から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項(以下この条及び次条において「共有事項

という。)を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ当該共有事項に係る情報を保有す

る他の行政機関(以下この条及び次条において「特定行政機関」という。)の長の意見を聴かなければな

らない。

2

行政機関の長は、前項の場合において、当該共有事項が他の行政機関から伝達を受けた事項であるとき

は、特定行政機関の長の意見を聴くことに加え、特定行政機関のうち最初に当該事項に係る情報を保有す

るに至った行政機関の長に協議しななければならない。

3

行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通

知しななければならない。

(他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務)

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り

、政令で定めるところにより、**他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事す**

る者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、

都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業

務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところ

により、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする

者をいう。**次項及び**第九条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関、都道府県警察又は契約業者に特別秘密の取扱いの

業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは

、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

5

前条第三項の規定による通知を受けた特定行政機関において、当該通知に係る共有事項の取扱いの業務を当該通知の除理を行っている職員は、当該業務に従事したくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が第一項又は第二項の規定により当該通知に係る特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員のみならず、ただし、当該通知をした行政機関の長が、第三項又は第四項の規定により当該職員に当該特別秘密の取扱いの業務を行わせることとした場合は、この限りでない。

(適性評価)

第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合
- 二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが予定されている者のうち特別秘密を
取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、

我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、**経済的**

な状況に関する事項、**法令の遵守の状況に関する事項**その他の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うこと

を妨げる言動、**状況又は経歴に関する事項**であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を

漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象
職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求
めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、

第三項に規定する事項並びに行政

機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象

職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 行政機関の長は、適性評価を行ったときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通

知しなければならない。

7 前項の**規定**により対象職員に対し適性を有**しない**と認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有**しない**と認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために適性評価個人情報（適性評価の実施に当たって行政機関の長が取得する個人情報を含む。次項において同じ。）を自ら利用し又は提供してはならない。ただし、法令に基づき場合はこの限りでない。

9 前項ただし書の規定により適性評価個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的以外の目的のために当該適性評価個人情報を利用し又は提供してはならない。

10 前**各**項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

第八条 警察庁長官は、第六条第二項の規定により都道府県警察の**職員**に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その

職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者に~~これを行~~せるようにするものとする。

2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。

3 前条第二項から第~~七~~項までの規定は、前二項の場合に~~ついて~~準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第~~八~~項までの~~規定~~中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

第九条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者に~~これを行~~せるようにするものとする。

2 第七条第二項から第~~七~~項までの規定は、前項の場合に~~ついて~~準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが予定されている者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員並びにその役員及び職員になることが予定されている者」と、~~同項から同条第五項まで及び同条第七項の規~~

〔定中〕「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第六項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第十条

〔行政機関の長及び警察本部長は〕国家公務員法〔昭和二十二年法律第百二十号〕、自衛隊法〔昭和

十九年法律第百六十五号〕又は地方公務員法〔昭和二十五年法律第百六十一号〕の定めるところにより

り一般職の国家公務員、自衛隊法第三条第五号に規定する隊員又は都道府県警察の職員が適性評価の実

施に同意しなかつたこと又は適性を有しないと認められたことを理由としてこれらの者に対して免職で

の他不利益な取扱いがされることとならなければならない

〔契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたこと又は適性を有しなかつたことと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。〕

(その他の保護措置)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

の職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以

下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十五条 第十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十六条 第十三条第三項若しくは第十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十三条

第二項若しくは第十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑

を減輕し、又は免除する。

2 第十三条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
 - チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察の職員の適性評価

<p>行政機関（就替え前）</p>	<p>都道府県警察（就替え後）</p>
<p>(適性評価)</p> <p>第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合</p> <p>二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。</p> <p>2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが予定されている者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。</p> <p>3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの</p>	<p>第八条 警察庁長官は、第六条第二項の規定により都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。</p> <p>2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第二項から第十項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第八項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。</p> <p>【以下第七条の準用部分（傍線部分が就替え部分）】</p> <p>2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが予定されている者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。</p> <p>3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの</p>

程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 行政機関の長は、適性評価を行ったときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために適性評価個人情報（適性評価の実施に当たって行政機関の長が取得する個人情報報をいう。次項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

9 前項ただし書の規定により適性評価個人情報提供を受けた者は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適性評価個人情報を利用し、又は提供してはならない。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

程度を評価することにより行う。

4 警察本部長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに警察本部長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 警察本部長は、適性評価を行ったときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために適性評価個人情報（適性評価の実施に当たって警察本部長が取得する個人情報報をいう。次項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

9 前項ただし書の規定により適性評価個人情報提供を受けた者は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適性評価個人情報を利用し、又は提供してはならない。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○ 契約業者の役職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（適性評価）

第七条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が國務大臣その他政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが予定されている者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の

契約業者（読替え後）

第九条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第七条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが予定されている者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員並びにその役員及び職員になることが予定されている者」とあり、同条第五項まで及び同条第七項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第六項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者がその役員及び職員並びにその役員及び職員になることが予定されている者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項であつて政令で定めるものを調査し、対象役職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役職員若しくは対象役職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事

報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 行政機関の長は、適性評価を行ったときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために適性評価個人情報（適性評価の実施に当たって行政機関の長が取得する個人情報報をいう。次項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

9 前項ただし書の規定により適性評価個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適性評価個人情報を利用し、又は提供してはならない。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

6 行政機関の長は、適性評価を行ったときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象役員に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により対象役員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象役員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

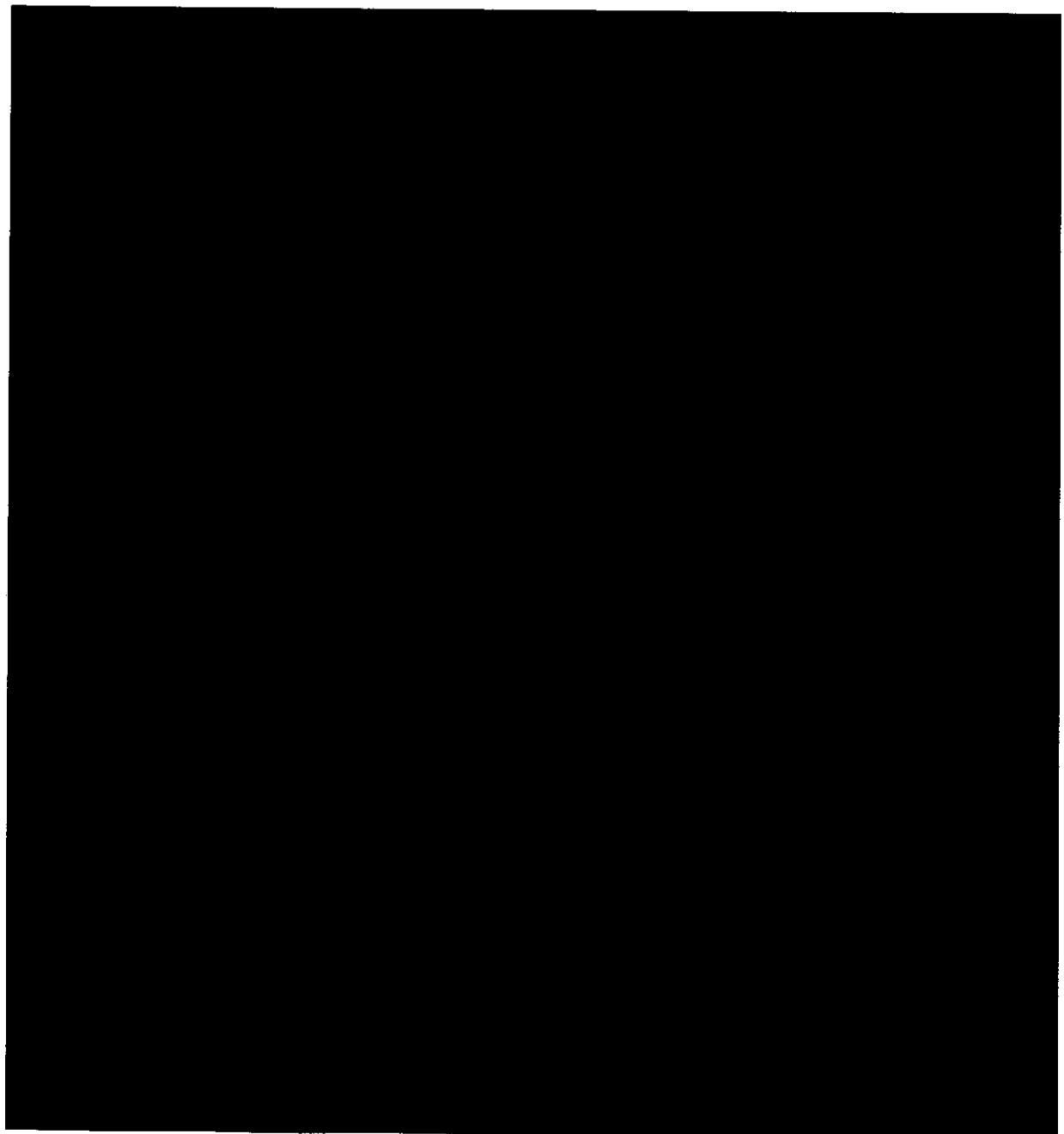
8 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために適性評価個人情報（適性評価の実施に当たって行政機関の長が取得する個人情報報をいう。次項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

9 前項ただし書の規定により適性評価個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適性評価個人情報を利用し、又は提供してはならない。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第〇条第〇項に基づく
適性評価調査票（イメージ）

〇 〇 省



調 査 票 (イメージ)

調査票 (イメージ)

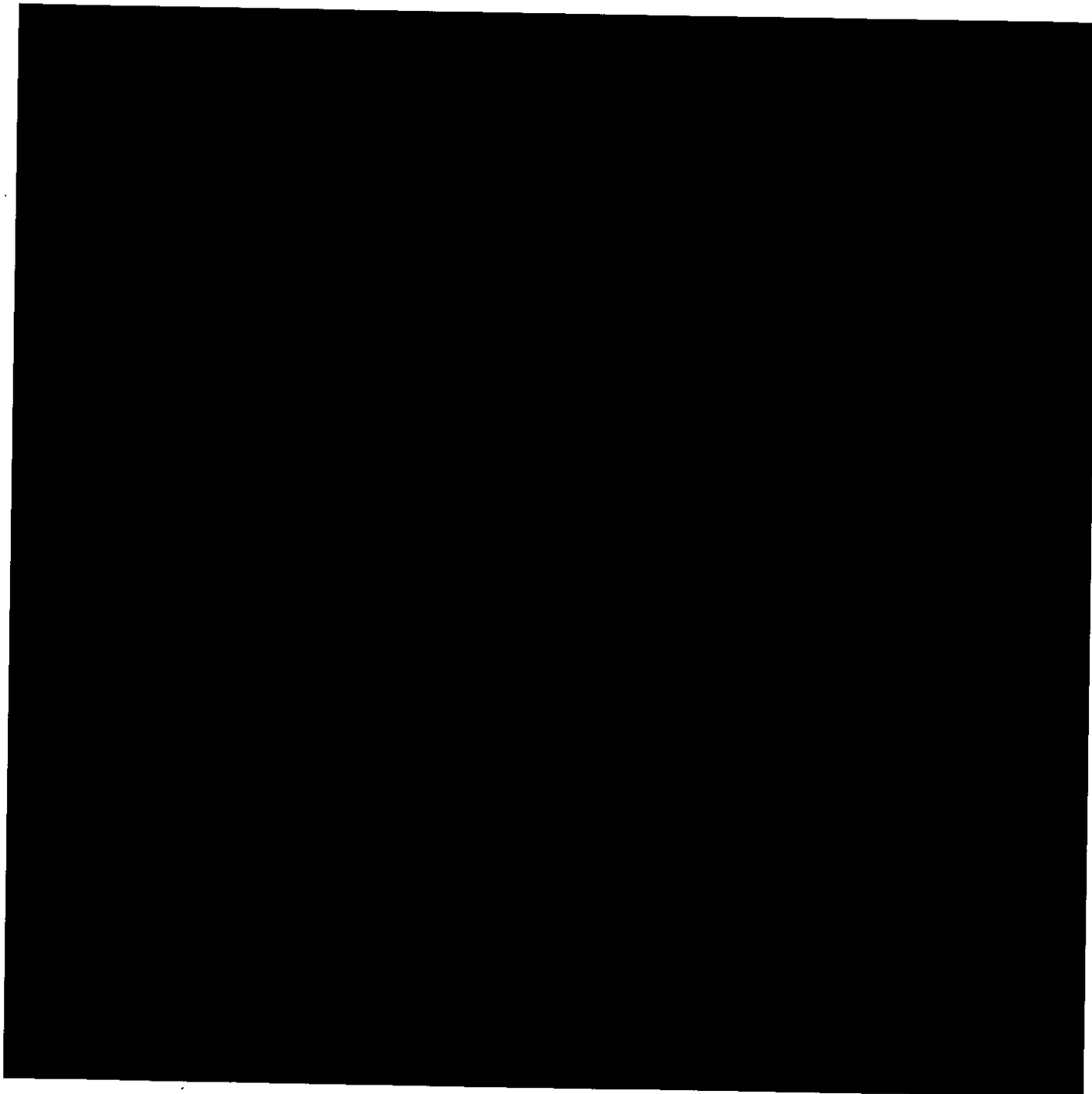
調 査 票 (イメージ)

調査票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

同意書（イメージ）



平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価制度の法制化について（案）

1. 適性評価制度とは

特別秘密を保護するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底することが重要である。具体的には、特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること、真に必要な者に限って取り扱わせること、管理責任を明確化すること及び特別秘密を取り扱う者の保護意識を高めることが必要である。

このうち、「特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること」により、特別秘密を漏えいするおそれの程度が高いと認められる者をその取扱者からあらかじめ除外し、漏えいの可能性を低減しようとする仕組みが適性評価制度である。

具体的には、秘密情報を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）について、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項を調査し、対象者が自発的に特別秘密を漏えいするおそれ、意図せず特別秘密を漏えいするおそれ及び外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度である。

2 諸外国における適性評価制度

このような制度は、米、英、独、仏等の諸外国において、国にとって重大な秘密情報を保護する制度の一部として既に導入・運用されており、その共通点としては

- ① 法令等により制度が根拠付けられていること。
 - ② 対象者は原則として秘密の取扱者全てであり、その中には国の行政機関から事業の委託を受ける民間事業者等の役員及び職員も含んでいること。
 - ③ 実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等により情報を収集することとし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して犯罪経歴、渡航履歴等の照会を行っていること。
 - ④ 各行政機関の長が実施していること。
 - ⑤ 評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること。
- 等を挙げることができる。

3 我が国における適性評価制度の法制化の必要性

我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報（特別管理秘密）の取扱者に対して適性の評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。

- ③ 適性評価の実施権者（対象者が適性を有していると認める権限がある者をいう。）が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。等の課題がある。

適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、所要の規定を設けることは、特別秘密の保護の実効性を高める観点から必要であると考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

「適性」という語を用いることについて（案）

1 趣旨

特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価し、特別秘密を取り扱わせる者として適当かどうかを判断する制度の名称として、いかなる語を用いることが適切かについて、以下検討する。

2 制度の性質

この制度は、行政機関の長又は警察本部長が対象役職員について、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項を調査し、当該者に特別秘密を取り扱わせるときに特別秘密を漏えいするおそれの程度が高いかどうかを評価するものであるところ、ある能力を有することのみをもって当該漏えいのおそれが評価できるわけではない。

また、特別秘密を漏えいするおそれの程度が低いと評価されたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、これらの者の判断とは独立に当該者が主体的に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与される制度ではない。

こうした性質を踏まえると、この制度は、業務において特に厳格に保護すべき特別秘密を取り扱うという本制度の特性に鑑み、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を取り扱う業務に従事することにかなう者かどうかを評価する制度と考えられる。

3 用語

こうした性質を持つ制度の名称に用いる語としては、「適格性」や「適性」が候補となり得るところである。以下、それぞれの用語の妥当性を検討する。

まず、「適格」という語は、一般に「資格にかなっていること」（広辞苑）という意味であり、また、法令用語としては、「人がある地位に就いたり、ある業務を営んだりすることについて、それにふさわしい資格として要求されるところに合致されること」（法令用語辞典）と解されている。

この点、「適格」という語を用いれば、行政機関等の役員又は職員が行政機関の長等の判断とは独立に主体的に特別秘密を取り扱う資格や権利を付与される制度なのではないか、といった誤解を生じることが考えられる。

また、国家公務員法（昭和22年法律第120号）や自衛隊法（昭和29年法律第165号）において「適格性」という用語は、それを欠いた場合の降任又は免職という処分の要件として用いられていることから、この法制において「適格性」という用語を用いれば、特別秘密を漏えいしたといった個別具体的な非違行為が発生したわけではなく、その可能性の程度が低くないと評価されたにすぎないことのみをもって、これらの処分を受ける

こととなるのではないかとの誤解が生じることも考えられる。

他方で、「適性」という語であれば、一般に「性質がその物事に適していること」（広辞苑）という意味であるとともに、法令用語としては、人がある資格を得るための能力という意味のほか、任命、就業等に当たって考慮すべき得手・不得手又は向き・不向きという意味で能力とは別個の用語として用いられている例がある。このため、「適性」という語は能力以外の意味も含み得る点において、ある能力を有すること以外の要素も考慮する本制度の性質を言い当てているといえる。また、「適性」という語を用いたとしても、「適格」という語を用いた場合の誤解が生じるおそれもない。

これらのことを考慮すると、制度の名称としては、「適性」を用いた「適性評価」が適切であると考えられる。

【参照条文】

(1) 「適性」を能力とは異なる意味（得手・不得手、向き・不向き）で用いている例

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）（抄）

（職業紹介の充実等）

第十二条 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適應することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 「適格性」を用いている例

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一・二 （略）

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 （略）

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一・二 （略）

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 （略）

○社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）（抄）

（登録拒否事由）

第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。

一～三 （略）

11/11/02内調内検討済み

四 社会保険労務士の信用又は品位を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性を欠く者

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の対象外とする者について（案）

趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てについて適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、適性評価の実施の有無にかかわらず特別秘密を漏えいした場合には罰則を適用する点において同じであることに鑑みると、個別の官職について、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較考量の上、適性評価を行うことが適当かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方にに基づき、適性評価の対象とすることが適当ではないと考えられる職を具体的に検討する。

1 国務大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第68条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。

当該手続によりその職に就いた内閣総理大臣が職責を果たそうとするときに、本法制に規定する「特別秘密を漏えいするおそれの程度」の評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な判断過程を経て与えられた、内閣による行政権の行使を制約するものであり、適当とはいえない。

次に、その他の国務大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。国務大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり^{*1}、内閣総理大臣は内閣の首長として、その行政各部を指揮監督することによりその職責を具体的に果たすために、自身が職責を果たす上で適任だと考えた国務大臣を任命することとなる。ここで、任命した国務大臣が、本法制に規定する「特別秘密を漏えいするおそれの程度」の評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該国務大臣が内閣の一員としての職務の一部を行うことができないうために、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなる。これは、国務大臣を任命し、内閣によって行政権を行使する権限を内閣総理大臣に与えている憲法の趣旨を没却することとなるため、適当とはいえない。

*1 「憲法 第4版」（芦部信喜、高橋和之補訂・岩波書店）309頁

このため、内閣総理大臣その他の国务大臣は適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

2 国务大臣以外の職で対象外とするもの

内閣総理大臣を首長とする内閣が、行政権を行使し、その職責を具体的に果たしていく上で、各府省において国务大臣に準ずる責任を有すると考えられる職にある者についても適性評価の対象外とすることが考えられるところであり、個別具体の職について今後検討した上で政令で定めることを予定している。

具体的には、副大臣、大臣政務官及び内閣官房副長官といった職にある者が考えられる。

(1) 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（内閣府設置法第13条第2項及び国家行政組織法第18条第3項）、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（内閣府設置法第14条第2項及び国家行政組織法第17条第3項）ところ、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の最終的な政策決定に直接的に関与する立場にあり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると考えられる。

こうした立場にある副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされているが（内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項並びに国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項）、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として各府省に行政権の行使に係る職責を十全に果たさせる上で重要な仕組みとなっている。そのため、本法制に規定する「特別秘密を漏えいするおそれの程度」の評価によって、内閣として任命するこれらの職にある者の職務の一部が行えなくなることは適当ではないことから、副大臣及び大臣政務官については、適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

(2) 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、また、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する職であり（内閣府設置法第8条第1項）、内閣官房及び内閣府の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の最終的な政策決定に直接的に関与する立場にある。また、内閣官房副長官は、あらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行することとされており（内閣法第14条第3項）、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると考えられる。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているが、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として内閣官房に行政権の行使に係る職責を十全に果たさせる上で重要な仕組みとなっている。そのため、本法制に規定する「特別秘密を漏えいするおそれの程度」の評価によって、内閣官房長官の職務を代行することを含め、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることは適当ではないことから、内閣官房副長官については、適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② （略）

〔国务大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② （略）

○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条 （略）

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条 （略）

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 （略）

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 （略）

（大臣政務官）

第十四条 （略）

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 （略）

4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5 （略）

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

（副大臣）

第十六条（略）

2（略）

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4（略）

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6（略）

（大臣政務官）

第十七条（略）

2（略）

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4（略）

5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

6（略）

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条（略）

2（略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

実施権者について（案）

1 基本的な考え方

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者（対象役職員が特別秘密を取り扱う適性を有しているかどうかを判断する者をいう。）は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要がある。

2 特別秘密を取り扱う機関ごとの実施権者

このような考え方に基づいて、以下、特別秘密を取り扱う機関ごとに実施権者を検討する。

(1) 国の行政機関

国の行政機関は、法令の定める任務及び所掌事務について各行政機関ごとに業務を処理していることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、それぞれの行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

また、その行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用（転任、採用を含む。）されることが予定されている場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱う必要性が生じる場合も考えられるため、任用前においても適性評価を行えることとする必要があるが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

(2) 都道府県警察

警察事務は、本来、住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与している。こうした警察事務の性格と我が国の現行警察制度を併せ考え、都道府県警察の職員の適性評価は、警視總監・道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を実施権者としてすることとする。

また、その都道府県警察の職員でない者であっても、当該都道府県警察に任用（採用を含む。）されることが予定されている場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱う必要性が生じる場合も考えられるため、任用前においても適性評価を行えることとする必要があが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる都道府県警察の警察本部長がその実施権者としてすることとする。

(3) 契約業者

契約業者は、行政機関から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、契約業者の役職員の適性評価は、事業を委託した行政機関の長を実施権者としてすることとする。

なお、その契約業者の役職員でない者であっても、当該契約業者に役員として選任され、又は職員として雇用されることが予定されている場合には、選任又は雇用後速やかに特別秘密を取り扱う必要性が生じる場合も考えられるため、選任又は雇用

11/11/02内調内検討済み

前においても適性評価を行えることとする必要があるが、この場合においても前述と同様の理由により、当該事業を委託した行政機関の長をその実施権者としてとする。

国務大臣以外の者が行政機関の長等である場合の当該行政機関の長等の適性評価の実施権者について（案）

1 特別秘密の保護の基本的な考え方

国の行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）は、その任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱う必要性が生じることから、適性評価の実施を含む特別秘密の保護のための必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、それぞれの行政機関等の責任の下で講ずることが基本になると考えられる。

2 行政機関の長に係る適性評価の実施権者

一方、上記の考え方に基づくと、行政機関等の職員の適性評価は当該行政機関等の長が実施することとなるが、行政機関等の長が国務大臣その他の適性評価の対象外となる者でない場合、行政機関等の長の適性評価は本人の責任で実施することとなることから、適性評価が適正になされず、特別秘密を保護する措置として機能しないのではないかの指摘があり得るところである。

しかし、本法においては行政機関等の長が担当部署の職員をして適性評価の事務を行わせることを想定しているところ（第7条第4項）、本法に定めるプロセス及び行政機関等の長が定める評価基準に従って実施する仕組みによって適性が組織的に評価されることから、少なくとも行政機関等の長の独断専行は排除されることが期待でき、適性評価が相当程度機能すると考えられる。

また、適性評価は、特別秘密の漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できる性質のものではなく、本法制においては、他の人的な管理や物的な管理とあいまって特別秘密の管理がなされることや、特別秘密を漏えいした場合には、適性評価の実施とは関わりなく罰則が等しく適用されることで抑止力が確保されているため、仮に自らの適性評価に手心を加えたとしても容易に漏えいをする事ができないことを併せ考えると、当該手段の一つが完璧に機能しないことをもって行政機関等の長の適性評価を当該行政機関等の特別秘密の保護に責任を有しない他の行政機関に属する者に実施させることには、いたずらに特別秘密の保護に関する責任の所在を曖昧にするデメリットがある。

このように、行政機関等の長が自ら適性評価の実施権者となる制度であっても、適性評価が相当程度機能することを前提に、特別秘密の保護の責任をこれを取り扱う行政機関等ごとに負うという基本的な考え方を維持する制度設計には、合理性があると考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

評価の観点と調査事項の関係について（案）

1 趣旨

秘密を取り扱う者がこれを漏えいする背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱わせようとする者が漏えいするおそれの程度は、以下の3つの観点から評価することが考えられる。

- ・ 取扱者が自発的に特別秘密を漏えいしないか。
- ・ 取扱者が意図せず特別秘密を漏えいしてしまわないか。
- ・ 取扱者が外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいしないか。

以下、それぞれの観点と漏えいのおそれとの関わり及びこれに結び付き又はこれを示唆する具体的な事項について考察する。

2 評価の観点と漏えいのおそれとの関わり及び調査事項

(1) 「取扱者が自発的に特別秘密を漏えいしないか」について

特別秘密の漏えいを是認する信条を有する者や漏えいにより利益を得ようとする者は、それを動機として自発的に漏えいを行うおそれが直接的に存在することから、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に関与する者、我が国よりも外国における自己の利益を有し、又は外国に忠誠心等の特別な感情を抱く者、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受け感化された者、経済的に追い詰められている者が該当し得る。

これらの信条や利得に着目すると、具体的には、学歴・職歴、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係、国外との関連するを有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項が、自発的な漏えいのおそれの評価に有効な判断材料を提供すると考えられる。

(2) 「取扱者が意図せず特別秘密を漏えいしてしまわないか」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、日頃から規範意識が欠落している者、合理的な行動をとるべく自己を管理できない者又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る者に漏えいを防止する措置を実践することは期待できないことから、こうした者に特別秘密を取り扱わせれば、本人にその意図がなくとも漏えいしてしまうことになりかねないと考えられる。

漏えいを防止する措置の実践能力に着目すると、具体的には、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態その他の経済的な状況、精神疾患、薬物の濫用・影響、飲酒についての節度、情報の取扱いに係る非違といった事項が、意図せず漏えいしてしまうおそれの評価に有効な判断材料を提供すると考えられる。

(3) 「取扱者が外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいしないか」について

特別秘密の取扱者に自発的に漏えいしたり、意図せず漏えいしてしまう事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者にとって他人に知られたくない事情に付け込み、あるいは取扱者に経済的な影響力を行使できる立場を利用して取扱者の意思を抑圧して漏えいを実行させることが考えられる。

ある特定の事情が全ての対象者にとって一様に「弱み」になるとは限らないが、例えば、職歴、犯罪及び懲戒の経歴、国外との関連を有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項の中に弱みとなり得る事情があると考えられることから、これらの事項が圧力に屈して漏えいするおそのの評価に有効な判断材料を提供すると考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

調査事項について（案）

秘密漏えいのおそれの程度は、以下の3つの観点から捉えることができることから、これらの観点の判断に有効な判断材料を提供する事項を調査する必要がある。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏えいしないか。
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏えいしてしまわないか。
- ・ 対象役職員が外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいしないか。

以下、それぞれの事項について、調査する必要性を検討する。

1 我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項。

「我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係」とは、テロリズムや暴力的な政府転覆活動を目的とする活動を行ったり、これらを目的とする団体や個人を支援したりすること等を意味するが、こうした活動に関与している者にとっては、特別秘密を取得することが目的の実現にかなうものであるため、こうした活動への関与の経歴は自発的に特別秘密を漏えいするおそれが直接的に存在すると考えられる。

したがって、対象役職員がこうした事情を有していないか調査する必要がある。

2 経済的な状況に関する事項（3及び4(2)に係るものを除く。）。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、自己の経済力では返済が困難な額の金銭債務を抱えることは、自発的に特別秘密を漏えいするおそれが存在すると考え得る。

また、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないことや、自己を律して行動できないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏えいしてしまうおそれが存在すると考え得る。

また、住宅や車両の購入といった一般的な目的以外で債務を抱えていることや、頻繁に借入れを行っていることについて他人に知られることを特別秘密の取扱者が恐れている場合には、そうした心情に付け込んだ外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいするおそれが存在すると考え得る。

また、合理的な理由なく突然金銭消費が激しくなることは、何らかの不自然な金銭の接受を示唆すると考えられるため、自発的に特別秘密を漏えいするおそれが存在すると考え得る。

したがって、経済的な事情を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する事情がないか調査する必要がある。

3 法令の遵守の状況に関する事項。

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくとも特別秘密を漏えいしてしまうおそれがあると考え得る。

また、対象役職員に何らかの個人的な事情により他人に知られることを恐れている犯罪や懲戒の経歴がある場合は、当該経歴に付け込んだ外部からの圧力に屈して、特別秘密を漏えいするおそれがあると考え得る。

したがって、法令の遵守に関することを通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する事情がないか調査する必要がある。

4 その他の特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項であって政令で定めるもの。

1から3までの項目以外にも、評価の観点に照らして対象役職員が特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うことを疑わせる言動、状況及び経歴が認められる場合には、それが、漏えいのおそれの程度を高めるものかどうか調査する必要がある。こうしたものの例としては、例えば以下のものが考えられる。

(1) 学歴及び職歴に関すること。

本人の学歴及び職歴に関する情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏えいするおそれや、外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいするおそれがあると考え得るものがある。

例えば、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けたことがあること、外国と関係が深い企業で勤務したことがあることは、当該外国への特別の感情を醸成させる契機となる。

また、職歴のうちで特に外国での従軍歴及び外国政府での勤務歴は当該外国への忠誠心を、我が国の立場と一致しない外国政府の動向に対して著しく強い共感を表明していることは日本よりも当該外国の利益を優先することを、それぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした事情を有する者は、当該外国から情報漏えいの働きかけを受け、感化されやすい環境にあるといえることから、こうした事情は、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏えいするおそれがあると考え得る。

このほか、対象役職員が何らかの個人的な事情により、他人に知られることを恐れている職歴がある場合は、こうした職歴について他人から付け込まれるおそれがあり、外部からの圧力に屈して、特別秘密を漏えいするおそれがあると考え得る。

したがって、学歴及び職歴の中で、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆するものがないか調査する必要がある。

(2) 国外に保有する資産、国外への渡航、外国人との交際その他の国外との関連を有する事情に関すること（1に係るものを除く。）。

本人に係る情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自

発的に漏えいするおそれや、外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいするおそれが存在すると考え得るものがある。

例えば、対象役職員本人が外国籍の者又は日本への帰化歴を有する者であること、配偶者や家族、同居人^{*1}といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいること、外国での居住や特定の外国への頻繁な渡航の歴があること、外国政府機関から給付・援助を受けたことがあること、本人や配偶者が外国人と頻繁に接触している又はしていたことは、当該外国への特別の感情を醸成させる契機となる。

このため、こうした事情を有する者は、当該外国から情報漏えいの働きかけを受け、感化されやすい環境にあるといえることから、こうした事情は、我が国の利益よりも外国の利益を優先して自発的に特別秘密を漏えいするおそれが存在すると考え得る。

また、特定の外国政府との取引並びに外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利害関係を有している場合には、当該利害関係に付け込んで外国政府機関等が漏えいを迫る標的になりやすいことから、こうした経歴は外部からの圧力に屈して特別秘密を漏えいするおそれが存在すると考え得る。

したがって、国外との関連を有する事情の中で、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆するものがないか調査する必要がある。

(3) 情報の取扱いに関する非違に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製、廃棄すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった問題が見受けられる場合は、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏えいしてしまうおそれが存在すると考え得る。

したがって、情報の取扱いに関する非違に関することを通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する事情がないか調査する必要がある。

(4) 薬物の影響に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するおそれがあるため、本人にその意図がなくても特別秘密を漏えいしてしまうおそれが存在すると考え得る。

したがって、薬物の影響を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する事情がないか調査する必要がある。

*1 特に配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にある者を想定している。

- (5) 精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患に関すること。

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥る可能性を示していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏えいしてしまうおそれがあると考え得る。

したがって、精神疾患の状態を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する事情がないか調査する必要がある。

- (6) 飲酒についての節度に関すること。

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないことを示唆していることから、こうした事実は本人にその意図がなくても特別秘密を漏えいしてしまうおそれがあると考え得る。

したがって、飲酒についての節度を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する事情がないか調査する必要がある。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

公私の団体への照会について（案）

1 照会する必要性

実効性のある適性評価を実施するためには対象役職員について特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず対象役職員から調査票の提出を受け、次に面接等により対象役職員から詳細な説明を求め、加えて調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には対象役職員から疎明資料の提出を受けることが考えられる。

しかし、

- 虚偽や不十分な情報を提供して適性を有すると判断されようとする者も想定されること、適性評価は対象役職員の発意ではなく特別秘密を取り扱う機関の必要性を契機として実施され、対象役職員本人の責めに帰すべき非行等が疑われているなどの対象役職員本人に説明責任が求められる状況とは異なるために、積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象役職員が適性評価の実施に同意したとしても、対象役職員本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと。
- 対象役職員本人が正確かつ必要十分な情報を提供したとしても、その情報を実施権者が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されること。

から、実施権者が正確かつ必要十分な情報を把握し、適正に評価するためには、実施権者が行政機関、金融機関、医療機関その他の公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

2 個人情報の保護に係る法律との関係

本法制で実施権者が公私の団体に照会するものは対象役職員の個人情報であるため、照会を受けた公私の団体から実施権者への報告は、個人情報の保護に係る法律と総合的な方法で行われることが要請される。

ここで関連する法律をみると、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項の規定等は、個人情報取扱事業者又は個人情報を保有する行政機関の長（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が、本人の同意を得ないで照会に係る個人情報を第三者に提供することを原則として制限している。ただし、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号の「他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、個人情報取扱事業者等は本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができることとされている。

したがって、個人情報の保護に係る法律と整合させるためには、

- (1) 実施権者が公私の団体に照会し報告を求めるに当たり、運用上、対象役職員本人の同意を得る方法
 - (2) 実施権者が公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法制に規定する方法
- の2つの方法が考えられる。

3 照会権限を規定する理由

適性評価制度を安定的かつ効率的に運用するためには、以下の理由により、第一義的には2(2)の方法によることとする必要があると考えられる。

- 対象役職員本人の責めに帰すべき非行等がないにもかかわらず、行政機関や民間事業者が人事管理のために通常保有していないプライバシーに深く関わる情報について実施権者が明確な根拠がないまま第三者に提供を求めても、一般的には協力を得ることは困難と見込まれること。
- 照会を受けた側がその照会に応じる意向があったとしても、対象役職員本人の同意のみを根拠とすれば、本人が同意していることを確認する注意義務が照会を受けた側に発生し、その煩わしさが照会に応じること自体への障害になること。逆に法律の定めに基づいて実施権者が照会をする場合には、当該照会に応じてその保有する個人情報を提供することが個人情報の保護に係る法律に違反しないことが条文上明確であること。
- 実施権者が照会し、報告を求める内容及びその相手方を法律に明記し、制度化することにより、相手方である個人情報取扱事業者等が照会の背景・理由、報告の必要性やその内容を容易に理解することができること。

4 照会権限を法律事項とする理由

本法制の適性評価制度では、実施権者である行政機関等が一定の事項について一定の範囲の公私の団体に反復・継続して照会し、報告の提出を求めることが想定されるところ、これは照会を受ける相手方にとってはその自由な活動を制約するなどの負担になることも考えられる。このため、本法制においては、照会権限を法律に規定する必要がある。

なお、他の立法例においても、照会権限は全て法律に規定されている。

【参照条文】

○検察審査会法（昭和23年法律第147号）（抄）

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）（抄）

（公務所等に対する照会）

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断

のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 地方裁判所は、裁判員候補者について、裁判所の前項の判断に資するため必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 （略）

3・4 （略）

平成23年11月 日
内閣情報調査室

同意の取得について（案）

1 適性評価の実施に係る対象役職員の同意

適性評価の実効性を確保するために実施権者が取得する必要がある対象役職員に関する個人情報、人事管理のために通常保有しているものに限らず、本人の信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものもある。

個人情報の取得については、適正な方法によればよく、対象役職員本人の明示的な同意を得ることは法律上の要件とはされていない。

しかし、対象役職員本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として対象役職員本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象役職員の個人情報の保護に配慮し、及び対象役職員の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象役職員の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

2 同意を取得するに当たって告知する事項

(1) 調査事項

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意が有為なものであるためには、実施権者が取得する個人情報の外縁（対象役職員本人が提供するもの及び関係者への質問や公私の団体から報告によるものを含む。）を対象役職員が認識する必要がある。

このため、実施権者は対象役職員に対し調査事項を告知する必要がある。

(2) 関係者への質問・公私の団体への照会

照会権限を法定することにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項及び個人情報保護法（平成15年法律第57条）第23条第1項の規定に基づき対象役職員の個人情報を取得することは法制上可能であると考えられる。

しかし、対象役職員が認識していないまま実施権者が関係者に質問し、又は公私の団体に照会して個人情報を取得することがないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとはいえず、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがある。

このため、実施権者は対象役職員に対し、必要があると認めるときに質問や照会をすることがある旨を告知する必要がある。

3 同意が得られない場合の措置

適性評価を実施することについて対象役職員の同意が得られない場合には、適性を有すると判断することができないことから、特別秘密を取り扱わせないこととなる。

【参照条文】

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～5 （略）

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用目的の明示）

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（略）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（略）、地方公共団体又は地方独立行政法人（略）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 (略)

3・4 (略)

平成23年11月 日

内閣情報調査室

結果の通知について（案）

1 趣旨

適性評価の結果として通知する内容は、適性を有するかどうかの判断結果と、適性を有すると認めなかった場合の理由の2項目が考えられる。以下、それぞれの項目について、通知の是非を検討する。

2 適性を有するかどうかの判断結果の通知

適性評価制度が、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、対象役職員本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて対象役職員の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、調査把握した個人情報から適性についてどのような判断を行ったのかを対象役職員本人に通知することは、本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るための仕組みとして当然に必要と考えられる。

3 適性を有すると認めなかった場合の理由の通知

(1) 理由を通知する理由

適性を有するかどうかの判断は、対象役職員の権利・義務の変動を伴う行為ではないため処分に該当しないと考えられ、また、特別秘密の保護に一義的な責任を有し、実施権者でもある行政機関の長や警察本部長の裁量にゆだねられていることから、適性を有すると認めなかった場合に理由を通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、対象役職員からは、例えば実施権者の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかと、法令に規定する調査事項に関係しない事項まで考慮して判断したのではないかとといった疑問を確認できないことになる。こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する対象役職員の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットもあると考えられる。

これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、対象役職員に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとする。

(2) 理由の通知における留意点

適性を有しないと認めた理由の通知は、具体的であればあるほど、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となる。この蓄積は、漏えいリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価の

実効性の確保の妨げとなることが考えられる。

また、適性評価制度においては、対象役職員の知人その他の関係者に質問したり公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものがある。当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られなくなり、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

したがって、理由の通知については、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させないために、こうした悪影響が出ないように留意しつつこれを行うことが必要である。

(3) 通知を希望しない者への理由の非通知

適性を有しないと認められた対象役職員のうち、その理由の通知を希望しない者には、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

4 契約業者への通知

適性評価制度が対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報を用いる制度であることに鑑みると、契約業者に結果として通知すべき内容は必要最小限度のものとするのが適当と考えられる。

こうした考えに基づくと、契約業者はその役職員のうち適性を有している者を把握していなければ誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないことから、行政機関の長は、適性を有していると認められたかどうかの判断結果については契約業者に通知する必要がある。

一方、適性を有しないと認めた理由については、契約業者が把握する必要性がないことから、行政機関の長がその理由を契約業者に通知することは不適当と考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）

1 行政機関の行為としての適性評価の性格

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他の公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

2 適性評価の処分性の有無

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする者について、特別秘密の保護を確実かつ適切に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項を調査し、当該者の特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価する制度である。

この点、漏えいするおそれの程度が低いと評価されたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、これら行政機関の長等の判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が発生するわけでもない。

したがって、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられるため、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏えいのおそれの程度が低くないとの疑いを払拭できない場合には、秘密保護にとって有利な方向に判断することが必要だと考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断につ

11/11/02内調内検討済み

いて裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏えいのリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

以上から、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について（案）

1 適性評価に用いる個人情報の特徴

適性評価制度は、特別秘密を漏えいするおそれの程度が高いと認められる者をその取扱者からあらかじめ除外することにより漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。そのため、漏えいのおそれの程度を評価するためには、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項に係る個人情報を取得する必要があるところ、その中には、経済的な状況や精神疾患といったプライバシーに深く関わるものも含まれるものである。

2 他目的への個人情報保護の利用・提供の制限

ここで、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このように対象役職員のプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、国の存立にとって重要な情報である特別秘密を保護する本制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、本制度のために取得された個人情報は、適性評価の実施以外の目的のために利用され、提供されないことがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

3 本法制において別途規定を設ける理由

適性評価のために行政機関が取得した個人情報は、基本的には、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）に従って保護されることとなる。ここで、同法においては、法令に基づく場合以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第8条第2項）ところ、この法律にのみ従うこととすれば、本法制で取り扱う対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事においても利用され、能力の実証と関わりのない情報に基づく情実的な任用がなされるのではないかといった不安感や不信感を払拭するには十分ではないと考えられる。

したがって、本法制においては、行政機関の長が本法制において取得された個人情報を、適性評価の実施以外の目的のために利用し、又は提供することが許容されるのは、

法令に基づく場合¹⁾に限る旨を明確に規定することとする²⁾。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 （略）

○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

〔捜査に必要な取調べ〕

第百九十七条 （略）

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*1 「法令に基づく場合」には、例えば、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に規定する場合がある。

*2 行政機関個人情報保護法第8条第3項の規定は、他の法令において同法第8条第2項の規定による個人情報の利用又は提供を制限することを妨げない旨を規定しているが、当該制限を規定している法令の例としては、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）第8条の規定がある。

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）（抄）

（適用実態調査情報の提供）

第六条 行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第三条第二項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第十二条第一項若しくは第二項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。以下同じ。）の提供を求めることができる。

2 財務大臣は、行政機関の長又は総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供するものとする。

（適用実態調査情報の利用制限）

第八条 財務大臣は、第六条の規定による場合を除き、その行った適用実態調査の目的以外の目的のために、適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第六条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

1 趣旨

適性評価制度は、特別秘密を漏えいするおそれの程度が高いと認められる者をその取扱者からあらかじめ除外することにより、漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、その役職員の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

逆に、当該目的以外の場面でこれを斟酌すること、例えば、対象職員が適性評価を実施することに同意しなかった場合に指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合に当該対象職員を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりといった取扱いをする余地があれば、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、その職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象職員が自らの責めに帰すべき非違がない中で一方的に不利益を被るという理不尽な事態となりかねない。

また、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象職員が適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報に漏れなく、正確に提供することをためらうことで、実施権者が漏えいのおそれの程度を適正に評価できず、制度の実効性が損なわれる事態につながることも考えられる。

このため、適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が対象職員に不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

2 契約業者の職員

ここで、契約業者の職員についてみると、解雇その他の不利益な取扱いは、労働契約法（平成22年法律第49号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準として抽象的であり、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他の不利益な取扱いが当該場合に該当するのかわずしも明確ではないとの指摘もあり得るところである。また、専ら雑務に従事させ就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いを制限する法的根拠が存在しないこととなることから、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要がある。

なお、役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会

の決議によって定められることから、本法制に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

3 行政機関等の職員

一方、行政機関の職員のうち一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第185号）の適用があり、また、都道府県警察の職員については国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があるが、一般職の国家公務員については、国家公務員法の規定により、

- (1) 職員の任用は能力の実証に基づいて行わなければならないこと（第33条第1項）。
- (2) 職員の免職は、法律に定める事由^{*)}に基づいて行わなければならないこと（第33条第2項）。
- (3) 職員は、法律又は人事院規則に定める事由^{*)}による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはないこと（第75条）。

から、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他の不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。自衛隊の隊員、都道府県警察の職員も同様である。

このため、一般職の公務員については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他の不利益な取り扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要性が必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより前述の契約業者の職員との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、任用方法についてその職務の特殊性を踏まえ、自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象とすべきかどうかの議論になじまないと考えられる。

【参照条文】

○労働契約法（平成22年法律第49号）（抄）

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲

*1 具体的には国家公務員法第78条（本人の意に反する降任及び免職の場合）が該当するとされている。

*2 降任・休職・免職の事由を定めた法律の規定は、国家公務員法第78条（降任・免職）、同法第79条（休職）が該当する。また、人事院規則では、休職の事由を規定しており、具体的には①学校、研究所等の公共的施設において、職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合、②災害により生死不明・所在不明となった場合等を規定している。（人事院規則11-3第3条）

戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

(解雇)

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○会社法（平成17年法律第86号）（抄）

(解任)

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 (略)

(取締役の報酬等)

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 (略)

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

② 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

③ (略)

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合にいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

- 三 その他その官職に必要な適格性[※]を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づき選考によることを妨げない。

2 （略）

（隊員の昇任）

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基き選考又は試験によるものとする。

2 （略）

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性[※]を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その

*1 地方公務員法第28条に基づく分限処分と任命権者の裁量権について争われた事件において、「その職に必要な適格性を欠く場合」の意義について、最高裁は、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性が認められる場合という」との解釈を示しているところ（最判昭和48年9月14日）、国家公務員法第78条第3号の規定についても同様に解されている。

国家公務員法における適格性を欠くと認められた具体例としては、災害によらず相当期間行方をくらました場合、反復して服務上の規律に違反する行為をとった場合がある。

（「逐条国家公務員法」（鹿兒島重治、森園幸男、北村勇編・学陽書房）612頁）

*2 自衛隊法第42条第3号の「適格性」の趣旨は、国家公務員法第78条第3号の「適格性」と同様であると解されている（参議院内閣委員会談事録：昭和29年5月14日：政府委員説明）。

意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（任用の根本基準）

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める理由でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3・4 （略）

○公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（抄）

（一般職の国家公務員に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国家職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたこ

とを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがなされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

【判例】

(解雇以外の不利益な取扱いに関するもの)

労働者が自宅待機命令に反して工場内への入構を強行し、警士を負傷させたこと等を理由とする懲戒解雇が有効かが争われた事件において、最高裁は、「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的事情の下において、それが客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効になる」との解釈を示している(最判昭和58年9月16日)。

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価するため、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する様々な事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2 思想・良心及び信教の自由との関係

(1) 思想・良心の自由

ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており¹⁾、内心に留まる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている²⁾。

イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている³⁾。

*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*2 「憲法I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法I 第4版」301頁から305頁まで他

(7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施し、かつ、同意しなかった者に対する不利益取扱いも禁止しているため、対象役職員にこれらの行為が強制されることはない。

(イ) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰は調査事項ではないため、これらを理由とした不利益な取扱いがなされることはない。

なお、これらが外形的に現れた具体的な言動や状況が特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合には、特別秘密を取り扱う適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。このことは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別として法の下での平等に違反しないと考えられる。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている^{*1}。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である^{*2}。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており^{*3}、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解

*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

*2 前掲「憲法I 第4版」310頁

*3 前掲「憲法I 第4版」309頁

されている”。

イ 本制度との関係

(7) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(4) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価するため、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する様々な事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地¹により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

2 法の下の平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下での平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている²。

3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な言動や状態が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下での平等の趣旨に違反しないといえる。

*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下での平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分¹に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、最高裁は、法の下での平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と漏えいのおそれの程度との関係について

(1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏えいする可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として漏えいのおそれの程度を判断する余地はないと考えられる。

(2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されている¹。

まず、信条は内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている²。この点、適性評価制度においては内心の領域は調査事項ではないため、当該領域を理由とした差別的な取扱いが行われることはない。

次に、内心の領域にある信条の表出を強制することは、思想・良心の自由の侵害となるため許されないと解されている³ところ、適性評価制度は、適性評価の実施を対象役職員の同意に係らしめることにより、信条が表出した外形的な行動や状況について尋ねる場合でも強制とはならないことを制度的に担保している。こうした配慮の上で、対象役職員の信仰、意見、信念等について特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な言動や状況が外形的に認められる場合には、特別秘密を取り扱わせる適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

(3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある⁴。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、これらの事項は、特別秘密の漏えいに結び付き又はこれを示唆し得る要素の一つであるにとどまり、当該事項に該当することをもって機械的に適性がないとみなすことはない。ただし、これらの事項を起因とした調査を進めた結果、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な言動や状況が認められる場合には、適性を有しない

*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

*2 同書160頁

*3 同書165、166頁

*4 「憲法I 第4版」（野中俊彦、中村陸男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

として特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ （略）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ （略）

平成23年11月 日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

更に、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行

政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。

ア 機関Aから機関Bに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）であり、機関Bに当該情報を伝達することがなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定をしようとした場合に機関Bに阻止されたり、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われたりすることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の伝達を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねない。

したがって、1次機関である機関Aは、機関Bとの関係では優先的地位が与えられるべきであり、この観点から、次のような調整のルールが必要となる。

○ 機関Aが指定権を行使する際には、機関Bに阻止されない（協議不要）

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの協議が必要

ただし、機関Aが機関Bに無断で指定権を行使することには2つの観点から問題があると考えられる。第一に、機関Aが指定の要件の充足性を的確に判断するためには、機関Bにおける当該情報の利用の状況や今後の利用の見込みを確認する必要があると考えられ、第二に、機関Aが一方的に指定権を行使した場合、機関Bにおいて当該情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えることができないおそれがある。

以上の2つの観点（以下「要件判断等の観点」という。）を踏まえると、

○ 機関Aが指定権を行使する際には、（機関Bへの協議の必要はないが）機関Bの意見を聴くこと

をルール化することが合理的であると考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに伝達された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

まず、機関Aが指定権を行使する場合は、上記アで述べたところと同様、1次機関としての優先的地位が認められるべきであり、機関B及び機関Cに対する協議は必要ないが、他方で、要件判断等の観点からこれら機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。

次に、機関Bが指定権を行使する場合は、1次機関たる機関Aの優先的地位に基づき、機関Aへの協議が必要となり、他方で、要件判断等の観点から機関Cの意見を聴くことが求められるべきと考えられる。この場合、機関Cが機関Bに述べた意見は、機関Bと機関Aとの協議においても必要に応じて参考とされるべきと考えられる。

更に、機関Cが指定権を行使する場合は、1次機関たる機関Aの優先的地位に基

づき、機関Aへの協議^{*1}が求められる一方で、要件判断等の観点から機関Bの意見を聴くことが求められるべきと考えられる。この点、2次機関である機関Bが3次機関である機関Cとの関係で優先的地位に立つべきとの考え方もあり得るが、機関Cが機関Aから伝達を受けることができたのにたまたま機関Bから伝達を受けたようなケースも想定されることも考慮すると、両者の間に優劣的關係を認める必要性は必ずしもなく、1次機関たる機関Aが機関Bの意見をも踏まえて機関Cと協議することで機関Bの立場は十分尊重されると考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合でも、上記ア及びイの場合と同様、機関Aが指定する場合は、1次機関としての優先的地位により、機関B及び機関Cに対する協議は必要ないが、要件判断等の観点からこれら機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。

次に、機関Bが指定する場合、1次機関たる機関Aの優先的地位に基づき、機関Aへの協議が必要と考えられるが、上記アの場合と異なっているのは機関Cの存在である。しかしながら、機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣的關係を認めることは困難であり、機関Bは要件判断等の観点から機関Cの意見を聴く^{*2}ことで足りると考えられる。この場合、1次機関たる機関Aが機関Cの意見をも踏まえて機関Bと協議することで機関Cの立場は十分尊重されると考えられる。

(3) 以上の検討から、指定の調整に必要なルールは、次の2つと考えられる。

- ① 1次機関でない行政機関が指定権を行使しようとするときは、1次機関に協議すること
- ② 1次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと

(4) なお、協議又は意見聴取の結果、ある行政機関が指定権を行使した時には、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を他の行政機関に通知する必要があると考えられる。

*1 機関Cは機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Bが機関Cに対し、機関Aから当該情報の伝達を受けたことを教示すべきと考えられる。

*2 機関Bは機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Aが機関Bに対し、機関Cに当該情報を伝達したことを教示すべきと考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

特定取得行為を処罰対象とすることについて（案）

1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。

そこで、本法制においては、外部者による特別秘密の取得行為を処罰の対象とするべきかが問題となる。

2 検討

(1) 自衛隊法における検討経緯

ア 防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法の一部を改正する法律案の立案過程において、探知・収集罪として外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが検討されていたが、以下の理由から、処罰対象とすることが見送られている。

○「秘密の漏えいについては、元来、秘密の事項を業務上正当に知得、領有した者が、よくこれを確保すれば、秘密が漏えいするおそれは極めて少ないものと考えられ、したがって、業務により防衛秘密を知得、領有する者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根源において制止すれば、本来、秘密の保全は十分に保たれるものであると考えているところである。」（自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料）

○「探知・収集罪及び単純漏えい罪まで設けた場合、一旦その適用を誤ると国民の言論、出版等表現の自由、その他の基本的人権を不当に侵害するおそれのあることも否めず、MDA秘密保護法においても、国会の修正により第7条において『この法律の適用にあたっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。』と定められている次第である。したがって、処罰範囲を不必要に拡大することがないようにする必要があるところである。」（同上）

イ 防衛秘密の保護のためには、その保有者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による防衛秘密の取得行為の中には、保有者による漏えい行為を介さずに直接取得する行為など、保有者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、外部者による取得行為を処罰する必要性は否定できないはずである。それにもかかわらず、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰対象とすることが見送られたのは、そもそも自衛隊法は、自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第1条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で探知・収集罪を設けることに対して人権侵害との懸念があることを考慮したものと考えられる。

(2) 本法制における検討

本法制は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、

その保全状態を脅かす行為であれば、保有者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。この点、漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為は特別秘密の保全状態を脅かすものであり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。

他方、処罰対象を探知・収集行為のように広く捉えると、国民の基本的人権を侵害するとの懸念があるが、

- ① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、保有者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、保有者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、本法制においては、外部者による特別秘密の取得行為のうち、特定取得行為に限って処罰の対象とするのが適当と考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

共謀、教唆、煽動の処罰規定を設けることについて（案）

1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、防衛秘密の漏えいについての共謀、教唆及び煽動を処罰の対象としている。そこで、本法制においても、特別秘密の漏えい等についての共謀、教唆及び煽動を処罰の対象とするべきか。

2 検討

(1) 防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料によれば、防衛秘密の漏えいについての共謀、教唆及び煽動を処罰の対象とする理由として、「秘密保護の本質は、あくまでも秘密が外部に漏れるのを未然に防止することにある。いったん漏えいした秘密は、その漏えいした者を罰しても取り返しがつかず、また、いったん公になれば秘密でなくなってしまう一方で、秘密の内容を急遽変更することは困難な場合が少なくない。そこで、そういう結果をもたらす危険性の大きい行為は、これを処罰することとし、秘密の漏えいを未然に防止するために、周辺の罪（共謀、教唆、煽動）を罰することとしたものである。」と説明されている^{*1}。

この理は本法制の特別秘密にもそのまま当てはまるものであり、漏えいを未然に防止するためにも共謀、教唆及び煽動を処罰の対象とする必要があると考えられる。また、本法制においては、特別秘密の漏えい行為のみならず、特定取得行為をも処罰の対象とするところ、特定取得行為の共謀、教唆及び煽動を処罰対象とする必要性は、漏えい行為のそれと異なるところはないと考えられる。

以上より、本法制においても、特別秘密の漏えい等についての共謀、教唆及び煽動を処罰の対象とすることとする。

(2) なお、漏えいを未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象と

*1 平成13年10月25日参・外防委での大脇雅子委員の質問に対する防衛庁長官の答弁において、防衛秘密の漏えい未遂及び過失漏えいを処罰の対象とする理由として、同様の説明がなされている。

*2 MDA秘密保護法においても、特別防衛秘密の漏えい等の陰謀、教唆及びせん動を処罰の対象としているところ、町田充著「防衛秘密保護法解説—日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—」によれば、その理由として、「秘密保護の本質は、あくまでも秘密が外部に漏れるのを未然に防止することにある。一たん外部に漏れた秘密は、その漏せつ者を罰してもとりかえしがつかないし、且つ、本法の建前上、一たん公になれば秘密でなくなってしまうのであるが、秘密たる事項は、客観的事実を基礎としているのであるから、それが、外部に漏れたからといって、急にこれを変更することができるものではない。従って、探知、収集又は漏せつ自体を処罰するのはさておき、そういう結果をもたらす危険性の大きい行為は、これを処罰することとし、もって、秘密の漏せつを未然に防止するため万全の措置を講ずる必要があるわけである。」と説明されている。

することが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととする。

3 参考添付資料

- (1) 現行法における共謀罪（陰謀罪）一覧
- (2) 現行法における独立教唆罪一覧
- (3) 現行法における煽動罪一覧
- (4) 現行法における予備罪一覧

現行法における共謀罪（陰謀罪）一覧

番号	法律名	条	罪名(内容)	法定刑	本記事の方法
1		78条	内乱陰謀	1年以上10年以下の禁錮	首謀者は死刑
2	刑法	89条	① 外患誘致 ② 外患援助 の陰謀	1年以上10年以下の懲役	① 死刑 ② 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		93条	私通陰謀	3月以上5年以下の禁錮	(なし)
4	爆発物取締罰則	4条	治安妨害等の目的での爆発物使用の共謀	3年以上10年以下の懲役又は禁錮	死刑又は無期若しくは2年以上の懲役又は禁錮
5	破壊活動防止法	39条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 遊樂物破壊 ④ 汽車・船舶の転覆・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 の陰謀	5年以下の懲役又は禁錮	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同じ ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
6		40条	政治目的のための ① 騒乱 ② 淫暴危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を持ち、多数共同しての公務執行妨害 の陰謀	3年以下の懲役又は禁錮	① 首謀者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は250万円以下の罰金
7		119条	・ 争議行為 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等の共謀	3年以下の懲役又は禁錮	3年以下の懲役又は禁錮
8	自衛隊法	120条	治安出動命令を受けた者による ・ 争議行為 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等の共謀	5年以下の懲役又は禁錮	5年以下の懲役又は禁錮
9		122条	取壊業者による防衛秘密漏えいの共謀	3年以下の懲役	5年以下の懲役
10		123条	防衛出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等の共謀	7年以下の懲役又は禁錮	7年以下の懲役又は禁錮
11	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う附帯特例法	7条	・ 合衆国軍隊の構成の探知収集 ・ 合衆国軍隊の秘密の漏えいの陰謀	3年以下の懲役	10年以下の懲役
12	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	5条	・ 特別防衛秘密の探知収集 ・ 安全を害する目的で又は取壊業者による特別防衛秘密の漏えいの陰謀	3年以下の懲役	10年以下の懲役
			上記以外の特別防衛秘密の漏えいの陰謀	3年以下の懲役	5年以下の懲役
13	国家公務員法	110条	争議行為等の共謀	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(なし)
14	地方公務員法	81条	争議行為等の共謀	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	(なし)
15	競馬法	32条の6	競馬における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
16	自転車競技法	65条	競輪における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
17	小型自動車競走法	70条	小型自動車競走における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
18	モーターボート競走法	77条	モーターボート競走における、その公正を害すべき方法による競走の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
19	スポーツ振興投票の実施等に関する法律	42条	指定試合においてその公正を害すべき方法による試合の共謀	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金)

現行法における独立教唆罪一覧

番号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	本記書の法定刑
1	爆発物取締罰則	4条	治安妨害等の目的での爆発物使用の教唆	3年以上10年以下の懲役又は禁錮	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮
2	取壊活動防止法	38条 1項	① 内乱 ② 外患強迫 ③ 外患援助 の教唆	7年以下の懲役又は禁錮	① 最高刑は死刑 ② 死刑 ③ 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		38条 2項	① 内乱予備 ② 内乱陰謀 ③ 内乱等補助 ④ 外患強迫予備 ⑤ 外患強迫陰謀 ⑥ 外患援助予備 ⑦ 外患援助陰謀 の教唆	5年以下の懲役又は禁錮	①② 1年以上10年以下の禁錮 ③ 7年以下の禁錮 ④⑤ 1年以上10年以下の懲役 ⑥⑦ 1年以上10年以下の懲役
4		39条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 爆発物放火 ④ 汽車・船舶の破壊・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 の教唆	5年以下の懲役又は禁錮	① 死刑又は無期若しくは10年以上の懲役 ② 2年以上の懲役 ③ 放火と同し ④ 無期又は5年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは3年以上の懲役 ⑥ 5年以上の懲役
5	自衛隊法	40条	政治目的のための ① 暴乱 ② 往来危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての公務執行妨害 の教唆	3年以下の懲役又は禁錮	① 懲役又は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
6		118条	秘密漏えいの教唆	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
7		119条	・ 組合等組織 ・ 争議行為 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等の教唆	3年以下の懲役又は禁錮	3年以下の懲役又は禁錮
8	自衛隊法	120条	治安出動命令を受けた者による ・ 争議行為 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等の教唆	4年以下の懲役又は禁錮	5年以下の懲役又は禁錮
9		122条	取扱職務者による防衛秘密漏えいの教唆	3年以下の懲役	5年以下の懲役
10	自衛隊法	123条	防衛出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等の教唆	7年以下の懲役又は禁錮	7年以下の懲役又は禁錮
11		7条	・ 合衆国軍隊の機密の探知収集 ・ 合衆国軍隊の機密の漏えい の教唆	5年以下の懲役	10年以下の懲役
12	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	5条	・ 特別防衛援助の探知収集 ・ 安全を害する目的で又は取扱職務者による特別防衛援助の漏えい の教唆	5年以下の懲役	10年以下の懲役
13		9条	上記以外の特別防衛援助の漏えいの教唆	3年以下の懲役	5年以下の懲役
13	国際的な協力の下に捜査物件に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	9条	① 薬物犯罪 ② 薬物犯罪収益等隠匿 ③ 薬物犯罪収益等収受 のそそのかし	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	① 最高刑は無期懲役 ② 5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 ③ 3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
14	独立行政法人通則法	69条	・ 両院等監視委員会における証言拒否等 ・ 調査における証言拒否、偽証、虚偽等提出、検査拒否等 のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
15	国家公務員法	110条	争議行為等のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(なし)
16		111条	・ 随員による人事官の任用維持 ・ 随員による人事官の任命職務違反 ・ 人事官等による虚偽 ・ 秘密漏えい のそそのかし	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
17		111条	・ 人事院の調査における偽証 ・ 人事院の調査における書類提出拒否等 ・ 人事院の調査における検査拒否等 ・ 雇員の任用基準に反する任命 ・ 採用試験等における虚偽行為 ・ 採用試験における受検若しくは任用の妨害等 ・ 職務条件に関する行政措置の要求の申出の妨害 等のそそのかし	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
17	地方公務員法	61条	争議行為等のそそのかし	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	(なし)
18		62条	秘密漏えいのそそのかし	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
18	地方公務員法	62条	・ 人事委員会等における証言拒否等 ・ 任用基準に反する任用 ・ 競争試験の受検の妨害等 ・ 職務条件に関する措置要求の申出の妨害 のそそのかし	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金
19		外務公務員法	27条	秘密漏えいのそそのかし	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
20	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	3条 4条	特定の政党を支持させる等の教育の教唆	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	(なし)

法律	条	行為の態様	法定刑	特別者の法定刑
1	4条	治安妨害等の目的での爆発物使用の煽動	3年以上10年以下の懲役又は禁錮	死刑又は無期若しくは7年以上の懲役又は禁錮
2	38条	① 内乱 ② 外患誘致 ③ 外患援助のせん動	7年以下の懲役又は禁錮	① 最高刑は死刑 ② 死刑 ③ 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3	39条	政治目的のための ① 現住建築物等放火 ② 非住建築物等放火 ③ 爆発物投擲 ④ 汽船・船舶の破壊・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗のせん動	5年以下の懲役又は禁錮	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同し ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
4	40条	政治目的のための ① 暴乱 ② 往来危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての公務執行妨害のせん動	3年以下の懲役又は禁錮	① 首謀者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
5	119条	・ 争議行為等 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等のせん動	3年以下の懲役又は禁錮	3年以下の懲役又は禁錮
6	120条	治安出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 多数共同しての職務命令への反抗 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮等のせん動	5年以下の懲役又は禁錮	5年以下の懲役又は禁錮
	122条	防衛秘密漏えいの煽動	3年以下の懲役	5年以下の懲役
9	123条	防衛出動命令を受けた者による ・ 争議行為等 ・ 職務命令に反する自衛隊の部隊の指揮のせん動	7年以下の懲役又は禁錮	7年以下の懲役又は禁錮
9	7条	・ 合衆国軍隊の機密の探知収集 ・ 合衆国軍隊の機密の漏えいのせん動	5年以下の懲役	10年以下の懲役
10	5条	・ 特別防衛機密の探知収集 ・ 安全を害する目的で又は取扱業務者による特別防衛機密の漏えいのせん動 上記以外の特別防衛機密の漏えいのせん動	5年以下の懲役 3年以下の懲役	10年以下の懲役 5年以下の懲役
11	9条	① 器物犯罪 ② 器物犯罪収益等隠匿 ③ 器物犯罪収益等収受のあかり	3年以下の懲役又は250万円以下の罰金	① 最高刑は無期懲役 ② 5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 ③ 3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
12	22条	国税の課税標準の申告・虚偽申告・不徴収・不納付の煽動	3年以下の懲役又は320万円以下の罰金	(なし)(ほか犯等は他の税法で規定)
13	21条	納税義務者等による、課税標準の申告若しくは虚偽申告、税金の不徴収若しくは不納付、又は納入金の不納入のせん動	3年以下の懲役又は20万円以下の罰金	99は個人の事業税の徴収の場合: 3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
14	110条	争議行為等のあかり	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(72)
15	61条	争議行為等のあかり	3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	(72)
16	234条	選挙犯罪の煽動 ① 買収及び利誘い選挙 ② 多数人買収及び多数人利誘い選挙 ③ 公権の行使者及び当選人に対する買収及び利誘い選挙 ④ 選挙の自由妨害罪 ⑤ 投票干渉罪 ⑥ 選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、暴行等 ⑦ 多数の選挙妨害罪 ⑧ 凶器持参罪 ⑨ 投票所、開票所、選挙会場等における凶器持参罪	1年以下の禁錮又は230万円以下の罰金	① 最高で4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 ② 最高で8年以下の懲役又は禁錮 ③ 5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 ④ 4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 ⑤ 最高で3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 ⑥ 4年以下の懲役又は禁錮 ⑦ 首謀者は1年以上7年以下の懲役又は禁錮 ⑧ 2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金 ⑨ 3年以下の禁錮又は250万円以下の罰金
17	3条 4条	特定の政党を支持させる等の教育のせん動	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金	(72)

現行法における予備罪一覧

条号	法律名	条文	罪名(内容)	法定刑	本邦法の法定刑
1	刑法	78条	内乱予備	1年以上10年以下の禁錮	最高刑は死刑
2		88条	① 外患謀略 ② 外患援助 の予備	1年以上10年以下の懲役	① 死刑 ② 死刑又は無期若しくは2年以上の懲役
3		93条	私闘予備	3月以上5年以下の禁錮	(なし)
4		113条	① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 の予備	2年以下の懲役	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役
5		153条	通貨偽造等準備(特種又は原料を準備)	3月以上5年以下の懲役	通貨偽造: 無期又は3年以上の懲役
6		183条の4	支払用カード電磁的記録不正作出準備	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
7		201条	殺人予備	2年以下の懲役	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役
8		228条の3	身の代金目的略取・誘拐予備	2年以下の懲役	無期又は3年以上の懲役
9		237条	強盗予備	2年以下の懲役	5年以上の有期懲役
10	組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	6条 1項	組織的殺人の予備	3年以下の懲役	死刑又は無期若しくは10年以上の懲役
			組織的営利目的略取・誘拐の予備	2年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役
		8条 2項	不正利益目的の殺人の予備	3年以下の懲役	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役
			不正利益目的の営利目的略取・誘拐の予備	2年以下の懲役	1年以上10年以下の懲役
12		10条	犯罪収益等隠匿の予備	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
13	破壊活動防止法	38条	政治目的のための ① 現住建造物等放火 ② 非現住建造物等放火 ③ 爆発物製造 ④ 自動車・船舶の衝突・破壊 ⑤ 殺人 ⑥ 強盗 の予備	5年以下の懲役又は禁錮	① 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ② 2年以上の有期懲役 ③ 放火と同じ ④ 無期又は3年以上の懲役 ⑤ 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役 ⑥ 5年以上の有期懲役
14		40条	政治目的のための ① 暴乱 ② 往來危険 ③ 警察官等に対する、凶器等を携え、多数共同しての 公務執行妨害 の予備	3年以下の懲役又は禁錮	① 禁錮者は1年以上10年以下の懲役又は禁錮 ② 2年以上の有期懲役 ③ 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
15		3条	核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為の予備	5年以下の懲役	無期又は2年以上の懲役
16	サリン等による人身被害の防止に関する法律	5条	サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の予備	5年以下の懲役	無期又は2年以上の懲役
		6条	① サリン等の製造・輸入 ② サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的でのサリン等の製造・輸入 の予備	3年以下の懲役	① 7年以下の懲役 ② 10年以下の懲役
17	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	67条	一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせる行為の予備	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金
		69条	① 一種病原体等の輸入 ② 一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的での一種病原体等の輸入 の予備	3年以下の懲役又は200万円以下の罰金	① 10年以下の懲役又は250万円以下の罰金 ② 15年以下の懲役又は700万円以下の罰金
18	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	40条	化学兵器を用いた毒性物質の発散の予備	5年以下の懲役又は200万円以下の罰金	無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金
		41条	化学兵器の製造の予備	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以上の有期懲役又は700万円以下の罰金
19	関税法	108条の4 第4項	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤の輸出の予備	5年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
20		108条の4 第5項	児童ポルノ、特許権等の知的財産権の侵害物品、頭脳破壊や標榜商品等の輸出の予備	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
21		109条 4項	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤、けん銃、爆発物、火薬類、化学兵器禁止法上の特定物質、一種病原体等、偽造紙幣等の輸入の予備	5年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
22		109条 5項	公安又は風俗を害すべき書籍等、児童ポルノ、特許権等の知的財産権の侵害物品、頭脳破壊や標榜商品等の輸入の予備	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
23		109条の2 第4項	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤、けん銃、爆発物、火薬類、一種病原体等、偽造紙幣等の保税地域での保管又は保税運送の予備	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

条	法名	条	罪名(内容)	法定刑	本件者の法定刑
24		109条の2 第5項	児童ポルノ、持許権等の知的財産権の侵害物品、盗難品 標や模倣商品等の保護地域での保管又は保釈運送の予 備	5年以下の懲役若しくは300 万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科	10年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科
25		110条	① 偽りその他不正の行為による関税の回避・受渡付 の輸入 ② 偽りその他不正の行為による関税を納付しな ままの輸入 ③ 通関業者による①② の予備	5年以下の懲役若しくは2500 万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科
28		111条	① 無許可輸出・輸入 ② 虚偽申告等による輸出・輸入 ③ 通関業者による①② の予備	3年以下の懲役若しくは300 万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科	3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科
27	銃砲刀剣類所持等取締法	31条の12	けん銃等の輸入の予備	5年以下の懲役又は100万 円以下の罰金	けん銃等の輸入：3年以上の有期懲役 営利目的でのけん銃等の輸入：無期若しくは3年以上 の懲役又は無期若しくは3年以上の有期懲役及び 300万円以下の罰金
28	賞せい刑取押法	41条の8	① 賞せい刑の輸入・輸出・製造 ② 営利目的での① の予備	5年以下の懲役	① 1年以上の有期懲役 ② 無期若しくは3年以上の懲役、又は無期若しくは3 年以上の懲役及び1000万円以下の罰金
29		41条の7	① 賞せい刑原料の、業者以外の者の輸入・輸出、業者 による無許可輸入・輸出 ② 賞せい刑原料の製造 ③ 営利目的での①② の予備	5年以下の懲役	①② 10年以下の懲役 ③ 1年以上の有期懲役、又は1年以上の有期懲役及 び500万円以下の罰金
30	あへん法	33条	① けしの栽培 ② あへんの採取 ③ あへん又はけしがらの輸入・輸出 ④ 営利目的での①～③ の予備	5年以下の懲役	①～③ 1年以上10年以下の懲役 ④ 1年以上の有期懲役又は1年以上の有期懲役及 び500万円以下の罰金
31	大麻及び向精神薬取締法	67条	① シアセチルモルヒネ等の輸入・輸出 ② 営利目的での① ③ シアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入・輸出・製 造、麻薬原料植物の栽培 ④ 営利目的での③ の予備	5年以下の懲役	① 1年以上の有期懲役 ② 無期若しくは3年以上の有期懲役、又は無期若しく は3年以上の有期懲役及び1000万円以下の罰金 ③ 1年以上10年以下の懲役 ④ 1年以上の有期懲役、又は1年以上の有期懲役及 び500万円以下の罰金
32		69条の2	① 向精神薬の輸入・輸出・製造・製剤・小分け ② 営利目的での① の予備	2年以下の懲役	① 5年以下の懲役 ② 7年以下の懲役、又は7年以下の懲役及び200万 円以下の罰金
33	大麻取締法	24条の4	① 大麻の栽培・輸入・輸出 ② 営利目的での① の予備	3年以下の懲役	① 7年以下の懲役 ② 10年以下の懲役、又は10年以下の懲役及び300 万円以下の罰金
34	国際的協力の下に規制物品に係る不正行為を動 員する行為等の防止を図るための大麻及び向精神 薬取締法等の特例等に関する法律	9条	薬物犯罪収益等隠匿の予備	2年以下の懲役又は30万円 以下の罰金	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科
35	航空機の強取等の処罰に関する法律	3条	航行中の航空機の強取・運行支配の予備	3年以下の懲役	無期又は7年以上の懲役
36	出入国管理及び難民認定法	74条の5	① 自己の管理下にある集団密航者を不法に本邦に入 国させた者から集団密航等の全部若しくは一部を收受 し、又はその收受した外国人を輸送し、隠匿し、隠匿さ せる行為等 ② 営利目的での① の予備	2年以下の懲役又は100万 円以下の罰金	① 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ② 1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰 金
37		74条の3	① 自己の管理下にある集団密航者を不法に本邦に入 国させる行為等 ② 営利目的での① を犯す目的で、その用に供する船舶等の準備	2年以下の懲役又は100万 円以下の罰金	① 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ② 1年以上10年以下の懲役及び1000万円以下の罰 金
38	麻薬物の処置及び消却に関する法律	27条	一般麻薬物又は産業麻薬物の輸出の予備	2年以下の懲役若しくは200 万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科
39	郵便法	39条	郵便切手等の偽造・変造、偽変造された郵便切手等の行 使・行使目的での輸入・交付・受交付の予備	2年以下の懲役又は10万円 以下の罰金	10年以下の懲役
40	酒税法	39条	製造免許を受けずに酒類、焼酎又はもろみを製造する目 的での、原料、機械、器具又は容許の準備	1年以下の懲役又は50万円 以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
41	強盗罪法	1条	他人の身体に対して害を加えることを共謀した場合にお いて、共謀者の誰かによる共謀に係る行為の予備(共謀者は 全て処罰対象)	拘留又は科料	15年以下の懲役又は50万円以下の罰金

平成23年11月 日
内閣情報調査室

業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があった事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について（案）

1 問題の所在

本法制は、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による漏えい行為を処罰の対象とするところ、業務者がある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、その後の漏えい行為を処罰の対象とするべきか。

2 検討

(1) 本法制の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することであり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法制により処罰すべきと考えられる反面、一度も業務者として特別秘密をその保全下に置いていない者については、そもそも本法制による処罰の対象とする基礎を欠いていると考えられ、事後的に特別秘密の指定がなされたことを理由にその者に重い守秘義務を課すことは、その者の法的地位を著しく不安定にすると考えられる。

以上より、業務者がある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、その後の漏えい行為は処罰の対象とはしないこととする。

(2) なお、仮に処罰の対象とすることとした場合、当該業務を離れ、又は退職した者は事後的に特別秘密の指定がなされた事実を知らず、その後に漏えい行為に及んだとしても故意に欠けるのが通常であり、偶然指定の事実を知った場合にだけ処罰されるというのは必ずしも合理的ではないと考えられる。このような事態を回避するためには、行政機関に対し、当該業務を離れ、又は退職した者に対する指定の通知義務を課すことが必要になると考えられるが、当該通知に要する手間を考えると現実的ではないと考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について(案)

1 問題の所在

本法制においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

2 検討

(1) 外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準(指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続)が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、(中略)それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」(東京高裁昭和44年3月18日判決)として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法制における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が典型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

(2) 新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法制における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第2項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」(以下「絶対的公開事件」という。)に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用することは対審の一部を非

公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法制においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:03

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (231 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:04

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (231 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:05

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (231 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:05

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (232 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部


(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:06

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (232 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:07

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (232 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:07

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (232 KB)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:08

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (237 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:09

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (232 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]
(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:09

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (232 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文草案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 16:10

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (232 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第3回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案案等の資料については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:27

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (249 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:28

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (249 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:28

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (249 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:29

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (249 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:29

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (249 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部


(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:30

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (249 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:30

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (249 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:30

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (249 KB)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:31

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (254 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:31

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (249 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:32

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (249 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【至急】補佐級説明会(11月4日)の開催について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 17:08

宛先:

関係省庁(警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省)担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律(仮称)」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。

ご案内から開催までの間がなく、ショートノーティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日時・場所
平成23年11月4日(金)午後5時15分から
内閣府本府605号会議室
- 2 出席対象者
各省庁の補佐級(代理の出席も可能)
- 3 説明・協議事項
 - 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
 - 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【お知らせ】補佐級説明会の開催(11月4日)について

内閣職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月2日 19:46

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 高岩 直樹(副長官補本室); 岩淺 太一(副長官補本室); 丸山 洋平(安危本室)

内閣官房副長官補室(内政、外政、安危)担当 各位

いつもお世話になっております。

急なご連絡で恐縮ですが、以下の要領で補佐級説明会を実施いたします。

ご出席いただければ幸いです。

関係省庁(内政・外政・安危・警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省)担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律(仮称)」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。ご案内から開催までの間がなく、ショートノーズで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日時・場所
平成23年11月4日(金)午後5時15分から
内閣府本府605号会議室
- 2 出席対象者
各省庁の補佐級(代理の出席も可能)
- 3 説明・協議事項
 - 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
 - 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

Re:【至急】補佐級説明会(11月4日)の開催について

送信日時: 2011年11月4日 11:35
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内調
様

お疲れさまです。
お世話になっております。

標記について警察庁からは以下の3名の参加をお願い致します。

警備企画課 課長補佐 藤原 麻衣子 (ふじわら まいこ)
外事課 課長補佐 秋本 泰志 (あきもと たいし)
刑事企画課 係長 [redacted] ([redacted])

いろいろとお騒がせしてしまい大変申し訳ありませんでした。

拝

作成者: [redacted]

宛先: [redacted]
[redacted]
[redacted]

送信者: [redacted]

日付: 2011/11/02 05:08PM

件名: 【至急】補佐級説明会(11月4日)の開催について

関係省庁(警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省)担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律(仮称)」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。

ご案内から開催までの間がなく、ショートノティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日時・場所
平成23年11月4日(金)午後5時15分から
内閣府本府605号会議室
- 2 出席対象者
各省庁の補佐級(代理の出席も可能)
- 3 説明・協議事項
 - 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
 - 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

RE:【至急】補佐級説明会(11月4日)の開催について

坂本 伸男

送信日時: 2011年11月2日 22:25

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: 福本 拓也; 山岸 昌生; 松本 一史
; 太刀川 征利; 竹内 謙治
; 坂本 伸男

内閣官房 様

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

標記につきまして、以下のとおり出席者を登録いたします。

- ・海上保安庁総務部政務課 課長補佐 福本 拓也
- ・海上保安庁総務部政務課 企画係員 坂本 伸男

よろしく願いいたします。

海上保安庁 総務部 政務課

企画係 坂本 伸男

TEL (代表) 03-3591-6361(内線:)

(直通))

(FAX))

MAIL:)

-----Original Message-----

From: [mailto:]

Sent: Wednesday, November 02, 2011 5:08 PM

To: ; 坂本 伸男;)

Subject: 【至急】補佐級説明会(11月4日)の開催について

関係省庁(警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省)担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律(仮称)」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。

ご案内から開催までの間がなく、ショートノーティスで大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日時・場所
平成23年11月4日(金)午後5時15分から
内閣府本府605号会議室
- 2 出席対象者
各省庁の補佐級(代理の出席も可能)
- 3 説明・協議事項
 - 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
 - 行政機関における特別秘密指定の調整の在り方

RE:【お知らせ】補佐級説明会の開催(11月4日)について

丸山 洋平(安危本室)

送信日時: 2011年11月2日 20:15

宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)

CC: 佐藤 耕平(安危本室); 佐藤 祐基(安危本室); 今井 克敏(安危本室); 幸松 秀典(安危本室)

様

4日(金)の会議につきましては、安危は欠席でございます。

なお、資料については、後日いただき、ご質問等があればご連絡させていただきます。

よろしくお願いいたします。

また、当方は4日(金)につきましては休暇をいただいておりますので、会議に関するご連絡は佐藤祐基事務官(CC参照)にもご連絡いただくようお願い申し上げます。

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当) 付
総括班 丸山 洋平

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12(内閣府別館)

TEL: 03-5253-2111(内線)

FAX: 03-3593-2518

メール:

-----Original Message-----

From: 内閣職員107(内閣情報調査室)

Sent: Wednesday, November 02, 2011 7:46 PM

To: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室); 丸山 洋平(安危本室)

Subject: 【お知らせ】補佐級説明会の開催(11月4日)について

内閣官房副長官補室(内政、外政、安危)担当 各位

いつもお世話になっております。

急なご連絡で恐縮ですが、以下の要領で補佐級説明会を実施いたします。

ご出席いただければ幸いです。

.....

関係省庁(内政・外政・安危・警察庁・公安調査庁・外務省・海上保安庁・防衛省)担当者殿

いつも大変お世話になっております。

現在、当室において、「特別秘密の保護に関する法律(仮称)」の法案作成作業を進めているところですが、この度、関係省庁の担当者の方々に説明・協議申し上げるべき事項が生じております。

つきましては、誠に勝手ながら、下記のとおり、関係省庁の担当者の方々にお集まりいただく機会を設けたいと存じます。ご案内から開催までの間がなく、ショートノーツで大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

記

- 1 日時・場所
平成23年11月4日(金)午後5時15分から
内閣府本府605号会議室
- 2 出席対象者
各省庁の補佐級(代理の出席も可能)
- 3 説明・協議事項
 - 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項
 - 行政機関における特別秘密指定の調整の在り方

.....

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111(内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

補佐級説明会(外務省出席)

送信日時: 2011年11月4日 15:52

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]; [REDACTED]

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

お世話になっております。

先ほど電話にて申し上げた件につき、外務省からの出席者を以下の通り登録します。

情報防護対策室課長補佐 [REDACTED]

よろしくお願ひします。

[REDACTED]
外務省大臣官房総務課

tel : 03-5501-8000 (内線 [REDACTED])

fax : [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]

刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について

平成23年11月4日

内閣情報調査室

1 法務省からの意見について

今般、法務省刑事局から、別添資料(1)「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」のとおり申入れがあった。

2 検討

(1) 従前、検察官は、国家公務員法等の秘密漏えい事件の刑事裁判において、外形立証により秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性の立証を遂げてきたところであるが、法務省刑事局が指摘するとおり、外形立証では対応しきれない場合も理論的には想定し得る。

例えば、実質秘性が争点となっている事件において、検察官の外形立証による立証に対し、弁護士・被告人側が反証として特別秘密の内容そのものを証拠請求することが考えられる。この場合、弁護士・被告人側としては、検察官手持ちの特別秘密の内容に係る証拠について、刑事訴訟法第316条の15の類型証拠又は第316条の20の争点関連証拠として、検察官に対し証拠開示を請求することが予想される。それに対し検察官は、特別秘密の性質上、「当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度」(同法第316条の15第1項、第316条の20第1項)を主張して開示を拒むことが考えられる。それに対し、弁護士・被告人側は、裁判所に対して裁定を求め(同法第316条の26)、裁判所がこれを容れて開示を命じた場合、検察官は当該証拠を弁護士・被告人側に開示せざるを得なくなる。そして、弁護士・被告人側が当該証拠を請求してきた場合、検察官としては不同意又は不相当との意見を述べることになるが、裁判所が採用すると判断すれば、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性がある。

このように、弁護士・被告人側の応訴態度や裁判所の判断如何によっては、特別秘密の内容が弁護士・被告人側に明らかになったり、公判廷で明らかになったりする抽象的な可能性は否定できない。

(2) しかしながら、別添資料(2)「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について(案)」のとおり、例えば営業秘密の秘匿決定制度(不正競争防止法第23条ないし第31条)のような新たな制度を本法制で規定することは、憲法第82条の裁判公開の原則と抵触するおそれがあり、そもそ

も実現可能性に疑問がある。

また、上記(1)のような抽象的な可能性は否定できないにせよ、これまでの秘密漏えい事件の刑事裁判において秘密の内容が明らかになり実際に問題となったケースは見当たらないし、特別秘密の内容が明らかにならないようにするため、場合によっては、憲法第82条第2項に基づく公開停止で対応する可能性も残されているところである。

- (3) したがって、当室としては、刑事手続上の新たな保護措置を直ちに設ける必要性はないとの見解を維持することとしたい。

ただし、法務省刑事局が指摘するとおり、特別秘密の漏えい等事件の刑事手続を円滑に進めるためには、特別秘密を管理することとなる関係行政機関と認識を共有して相互理解を深めることが望ましいと考えられる。

3 添付資料

- (1) 法務省刑事局作成「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」
- (2) 内閣情報調査室作成「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について(案)」
- (3) 参照条文

刑事手続上の特別秘密の取扱いについて

H23.10.18 法務省刑事局

法務省刑事局においては、かねて、内閣官房内閣情報調査室との間で、秘密保全法制の在り方について協議していたところであるが、特別秘密を管理することとなる関係省庁との間においても、刑事手続上の特別秘密の取扱いに関して認識を共有して相互理解を深めることが望ましいと考えられる。

そのため、内閣官房内閣情報調査室におかれては、以下の内容を関係省庁に送付し、各省庁に対して意見照会をするようお願いしたい。

また、関係省庁から特段の意見が示されなかった場合には、内閣官房内閣情報調査室において、本法制の内容・解釈を周知するに当たり、前記照会内容を記載していただくようお願いしたい。

記

本法制では、特別秘密に関し、刑事手続上の保護措置を設けることは、現段階では予定していない。秘密を漏らした者を処罰する刑事手続では、公判廷において、特別秘密の内容が主張立証されることが十分想定されることから、当該特別秘密を所管する主務官庁において、あくまで公判請求を経て処罰することを求めるか、それとも公判手続に付されることを望まないのか、検察官に意見を述べることを求められることになる。

この点、刑事手続において、特別秘密につき、捜査官が必要やむを得ない場合には相手方に対してその内容を告げて取調べを行い、あるいは、刑事訴訟法の規定に基づき弁護士及び被告人に対して証拠開示を行うことは、いずれも漏えい行為に該当しないと解される。

また、刑事訴訟法第103条に、「公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」とする規定が、同法第144条に「公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益

を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」とする規定が、それぞれ置かれているところ、同法第239条第2項に規定された官公吏の告発義務の趣旨を踏まえ、公務員又は公務所は、原則として、押収や証人尋問、さらには取調べに際して捜査・公判に協力すべきものと考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）

1 問題の所在

本法制においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

2 検討

(1) 外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年3月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法制における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が典型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

(2) 新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法制における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第2項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用することは対審の一部を非

公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法制においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第三百十六條の十五 検察官は、前條の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防禦の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六條の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、

当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六條の二十 検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 第三百十六條の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性
その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六條の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六條の十四若しくは第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

3 第一項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

○日本国憲法

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞が

あると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。
但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の
権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

更に、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言いがたい。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行

政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。

ア 機関Aから機関Bに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）であり、機関Bに当該情報を伝達することがなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定をしようとした場合に機関Bに阻止されたり、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われたりすることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の伝達を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねない。

したがって、1次機関である機関Aは、機関Bとの関係では優先的地位が与えられるべきであり、この観点から、次のような調整のルールが必要となる。

- 機関Aが指定権を行使する際には、機関Bに阻止されない（協議不要）
- 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの協議が必要

ただし、機関Aが機関Bに無断で指定権を行使することには2つの観点から問題があると考えられる。第一に、機関Aが指定の要件の充足性を的確に判断するためには、機関Bにおける当該情報の利用の状況や今後の利用の見込みを確認する必要があると考えられ、第二に、機関Aが一方的に指定権を行使した場合、機関Bにおいて当該情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えることができないおそれがある。

以上の2つの観点（以下「要件判断等の観点」という。）を踏まえると、

- 機関Aが指定権を行使する際には、（機関Bへの協議の必要はないが）機関Bの意見を聴くこと

をルール化することが合理的であると考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに伝達された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

まず、機関Aが指定権を行使する場合は、上記アで述べたところと同様、1次機関としての優先的地位が認められるべきであり、機関B及び機関Cに対する協議は必要ないが、他方で、要件判断等の観点からこれら機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。

次に、機関Bが指定権を行使する場合は、1次機関たる機関Aの優先的地位に基づき、機関Aへの協議が必要となり、他方で、要件判断等の観点から機関Cの意見を聴くことが求められるべきと考えられる。この場合、機関Cが機関Bに述べた意見は、機関Bと機関Aとの協議においても必要に応じて参考とされるべきと考えられる。

更に、機関Cが指定権を行使する場合は、1次機関たる機関Aの優先的地位に基

づき、機関Aへの協議^{*1}が求められる一方で、要件判断等の観点から機関Bの意見を聴くことが求められるべきと考えられる。この点、2次機関である機関Bが3次機関である機関Cとの関係で優先的地位に立つべきとの考え方もあり得るが、機関Cが機関Aから伝達を受けることができたのにたまたま機関Bから伝達を受けたようなケースも想定されることも考慮すると、両者の間に優劣的關係を認める必要性は必ずしもなく、1次機関たる機関Aが機関Bの意見をも踏まえて機関Cと協議することで機関Bの立場は十分尊重されると考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合でも、上記ア及びイの場合と同様、機関Aが指定する場合は、1次機関としての優先的地位により、機関B及び機関Cに対する協議は必要ないが、要件判断等の観点からこれら機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。

次に、機関Bが指定する場合、1次機関たる機関Aの優先的地位に基づき、機関Aへの協議が必要と考えられるが、上記アの場合と異なっているのは機関Cの存在である。しかしながら、機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣的關係を認めることは困難であり、機関Bは要件判断等の観点から機関Cの意見を聴く^{*2}ことで足りると考えられる。この場合、1次機関たる機関Aが機関Cの意見をも踏まえて機関Bと協議することで機関Cの立場は十分尊重されると考えられる。

(3) 以上の検討から、指定の調整に必要なルールは、次の2つと考えられる。

① 1次機関でない行政機関が指定権を行使しようとするときは、1次機関に協議すること

② 1次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと

(4) なお、協議又は意見聴取の結果、ある行政機関が指定権を行使した時には、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を他の行政機関に通知する必要があると考えられる。

*1 機関Cは機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Bが機関Cに対し、機関Aから当該情報の伝達を受けたことを教示すべきと考えられる。

*2 機関Bは機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Aが機関Bに対し、機関Cに当該情報を伝達したことを教示すべきと考えられる。

【資料送付】補佐級説明会(11月4日)の配布資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月4日 19:43

宛先: 岩浅 太一(副長官補本室); 高岩 直樹(副長官補本室)

添付ファイル: 20111104 補佐級説明会の資料.ZIP (36 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

本日開催されました秘密保全法制に関する補佐級説明会の配布資料を送付いたします。
ご質問等ございましたら、当方までご連絡を頂戴できればと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

111001 当面の協議事項一覧（罰則を中心に）

○法定刑の天井（5年か10年か）・下限の要否

→ 10年説

∴① 営業秘密が10年

② 5年の罰則・10年の罰則との対比（別添資料1参照）

③ 委託信任関係違背の点で共通する業務上横領罪・特別背任罪との対比

→ 下限については議論未了

○業務知得者による過失漏えい罪の構成要件

→ 特段のこだわりはない。ただし、重過失に限定するのであれば理屈の整理が必要。

○「正当な理由なく」の付記

→ 議論未了

※自衛隊法改正時の経緯につき資料2参照

○国外犯処罰規定

→ 現時点では刑法2条（保護主義）説だが、在米大へ調査依頼中であり、その結果次第では変更あり得る

∴① 国際法的には保護主義を採用しても問題ないと思われる（山本草二「国際法（新版）」236頁参照）

② 諸外国の秘密保全法制において保護主義を採用している例が現時点では見当たらない（山内企画官曰く「検挙した例も聞いたことがない」）

※自衛隊法改正時の経緯につき資料3参照

○「刑法総則の適用を排除しない」規定の要否

→ 不要説

∴① 確認規定に過ぎないと思われる

② 独立教唆罪を規定した法律を見ても、あたりなかつたり（別添資料4参照）

※自衛隊法改正時の経緯につき資料5参照

○検察審査員に対する罰則適用

→ 議論未了

○犯歴の照会先

→ 市区町村を対象とすることではほぼ確定（都道府県警・検察はオチ）

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
1	刑法(明治40年4月24日法律第45号)	96条の5 他	加重封印等破棄等、加重逃走、被拘禁者奪取、逃走援助目的での暴行等、あへん煙吸食器具輸入等、通貨偽造等準備、公正証書原本不実記載等、私文書偽造等、電磁的記録不正作出及び供用、不正電磁的記録カード所持、公印偽造及び不正使用等、賭博場開帳等図利、墳墓発掘死体損壊等、事前収賄、第三者供賄、事後収賄、あつせん収賄、業務上過失致死傷、同意墮胎致死傷、業務上墮胎、保護責任者遺棄等、人身買受け、被略取者引渡し等、電子計算機損壊等業務妨害、背任、単純横領、私用文書等毀棄、建造物等損壊、境界損壊	3月
2	破壊活動防止法(昭和27年7月21日法律第240号)	38条2項 39条	内乱予備等の教唆等、政治目的のための放火の予備等行為	×
3	電波法(昭和25年5月2日法律第131号)	107条 他	無線設備又は電線路に10キロヘルツの高周波電流が通じ、総務大臣の許可を得た通信設備において、日本政府を暴力で破壊することを主張する通信を発する行為 等	×
4	国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(平成16年6月18日法律第115号)	4条1項 他	捕虜の送還に関する権限を有する者が、捕虜の抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において、正当な理由がないのに、武力紛争の相手国への捕虜の送還を遅らせる行為 等	×
5	武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成19年4月27日法律第32号)	7条2項 9条1項	武力紛争事態において、正当な理由もなく、国内文化財等を損壊する罪	×
6	文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)	193条 195条 196条	重要文化財の無許可輸出、重要文化財の損壊等、史跡名勝天然記念物の滅失等	×
7	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年5月7日法律第138号)	5条 7条	合衆国軍隊に属し、且つ、その軍用に供する兵器等の損壊等、合衆国軍隊の機密の探知収集・漏えいの陰謀・教唆・せん動	×
8	自衛隊法(昭和29年6月9日法律第165号)	120条 121条 122条	治安出動命令違反行為、自衛隊の防衛供用物件の損壊等、取扱業務者が防衛秘密を漏らす行為	×
9	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年6月9日法律第166号)	3条2項	わが国の安全を害する目的が無い者、特別防衛秘密を取り扱うことを業務としない者等が特別防衛秘密を漏らす行為	×
10	昭和十九年法律第四号(経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律)(昭和19年2月10日法律第4号)	5条	公務員等が図利目的で経済統制に関する行政庁等の重要な秘密を漏れいする行為	×
11	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)	74条 他	自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に入らせ、又は入国させる行為 等	×
12	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)	115条1項2号 他	多衆の国民投票妨害行為において他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者 等	6月
13	公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)	222条 他	多数人買収等、公職の候補者等に対する買収等、新聞紙等の不法利用、おとり行為、多衆の選挙妨害、政見放送等の不法利用、投票偽造等	6月 1年
14	大正四年法律第十八号(法人ノ役員処罰ニ関スル法律)(大正4年6月21日法律第18号)		法人の業務執行社員等が刑事訴追を免れるために法人を消滅させる行為	×
15	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年7月31日法律第101号)	8条	職員が、契約の締結に関し、その職務に反して不正な方法により入札等の公正を害すべき行為を行う罪	×
16	政党助成法(平成6年2月4日法律第5号)	43条	政党が偽りその他不正な行為により政党交付金の交付を受けた場合における当該政党の役員等	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
17	航空機工業振興法(昭和33年5月10日法律第150号)	29条	偽りその他不正の手段により交付金等の交付を受ける行為	×
18	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)	29条	偽りその他不正の手段により補助金等の交付等を受ける行為	×
19	旅券法(昭和26年11月28日法律第267号)	23条1項	不正行為により旅券等の交付を受ける行為 等	×
20	法人特別税法(平成4年3月31日法律第15号)	19条1項	不正行為により法人特別税を免れる行為	×
21	地価税法(平成3年5月2日法律第69号)	39条3項	無申告により地価税を免れる行為	×
22	消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)	64条4項	無申告により消費税を免れる行為	×
23	たばこ税法(昭和59年8月10日法律第72号)	28条3項	無申告によりたばこ税を免れる行為	×
24	石油石炭税法(昭和53年4月18日法律第25号)	24条3項	無申告により石油石炭税を免れる行為	×
25	電源開発促進税法(昭和49年6月6日法律第79号)	13条3項	無申告により電源開発促進税を免れる行為	×
26	航空機燃料税法(昭和47年3月31日法律第7号)	20条1項	不正行為により航空機燃料税を免れる行為	×
27	石油ガス税法(昭和40年12月29日法律第156号)	28条3項	無申告により石油ガス税を免れる行為	×
28	法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)	159条3項	無申告により法人税を免れる行為	×
29	所得税法(昭和40年3月31日法律第33号)	238条3項	無申告により所得税を免れる行為	×
30	揮発油税法(昭和32年4月6日法律第55号)	27条3項	無申告により揮発油税を免れる行為	×
31	地方揮発油税法(昭和30年7月30日法律第104号)	15条3項	無申告により地方揮発油税を免れる行為	×
32	酒税法(昭和28年2月28日法律第6号)	55条3項	無申告により酒税を免れる行為	×
33	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)	62条3項 他	無申告により法人の道府県民税等を免れる行為	×
34	相続税法(昭和25年3月31日法律第73号)	68条3項	無申告により相続税を免れる行為	×
35	株式会社企業再生支援機構法(平成21年6月26日法律第63号)	68条	機構の取締役、会計参与、査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
36	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年6月13日法律第85号)	30条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
37	株式会社商工組合中央金庫法(平成19年6月1日法律第74号)	67条1項	商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
38	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成19年5月11日法律第37号)	58条 他	国際刑事裁判所職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をする行為 等	×
39	信託法(平成18年12月15日法律第108号)	267条1項	受益証券発行限定責任信託の受益者等が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
40	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)	337条1項	法人の理事等が、その職務に関して、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をする罪	×
41	郵便局株式会社法(平成17年10月21日法律第100号)	16条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
42	郵便事業株式会社法(平成17年10月21日法律第98号)	15条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
43	日本郵政株式会社法(平成17年10月21日法律第98号)	18条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
44	日本アルコール産業株式会社法(平成17年4月20日法律第32号)	13条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
45	高速道路株式会社法(平成16年6月9日法律第99号)	18条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
46	仲裁法(平成15年8月1日法律第138号)	50条 他	仲裁人が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をする行為 等	×
47	成田国際空港株式会社法(平成15年7月18日法律第124号)	18条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
48	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成15年6月18日法律第92号)	33条1項	指定会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
49	日本環境安全株式会社法(平成15年5月16日法律第44号)	16条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
50	株式会社産業再生機構法(平成15年4月9日法律第27号)	61条1項	機構の取締役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
51	東京地下鉄株式会社法(平成14年12月18日法律第188号)	12条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
52	独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年12月18日法律第181号)	14条1項	機構の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
53	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年6月27日法律第75号)	288条	加入者集会における発言若しくは議決権の行使に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をする行為 等	×
54	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成12年11月29日法律第129号)	67条 68条	承認管財人等が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪 等	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
55	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年8月13日法律第131号)	78条1項	機構の取締役、会計参与、査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
56	中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年3月31日法律第36号)	24条1項	指定会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
57	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年12月4日法律第88号)	16条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
58	日本たばこ産業株式会社法(昭和59年8月10日法律第69号)	14条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
59	関西国際空港株式会社法(昭和59年6月30日法律第53号)	25条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
60	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年5月31日法律第54号)	22条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
61	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法理等第57号)	115条の2 他	製造時等検査、性能検査、個別検定又は形式検定の業務に従事する登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録形式検定機関の役員又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をする行為 等	×
62	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年6月1日法律第86号)	72条 73条	設立委員が、その職務に関して、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をする罪 等	×
63	中小企業投資育成株式会社法(昭和38年6月10日法律第101号)	13条1項	会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
64	薬事法(昭和35年6月10日法律第145号)	83条の6第1項 他	基準適合性認証の業務に従事する登録認証機関の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束する行為 等	×
65	日本中央競馬会法(昭和29年7月1日法律第205号)	37条	競馬会の経営委員会の委員又は役員若しくは職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
66	輸出入取引法(昭和27年8月5日法律第299号)	41条の2	経済産業省令に係る事務を処理する輸出組合の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
67	小型自動車競争法(昭和25年5月27日法律第208号)	65条 他	小型自動車競走の選手が、その競争に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪 等	×
68	商品先物取引法(昭和25年8月5日法律第239号)	359条1項 他	商品取引所又は協会の役員又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をする行為 等	×
69	自転車競技法(昭和23年8月1日法律第209号)	60条 他	競輪の選手が、その競争に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	×
70	競馬法(昭和23年7月13日法律第158号)	32条の2第1項 他	調教師、騎手又は競走馬の飼養若しくは調教を補助する者が、その競争に関してわいろを收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪 等	×
71	破産法(平成16年6月2日法律第75号)	266条 273条 274条	特定の債権者に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×
72	会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)	267条 272条 273条	特定の債権者に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
73	民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)	256条 261条 262条	特定の債権者に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×
74	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年6月21日法律第95号)	550条 556条 557条	特定の債権者等に対する担保の供与等の罪、収賄罪、贈賄罪	×
75	会社法(平成17年7月26日法律第86号)	961条 他	代表社債権者等の特別背任罪、会社財産を危うくする罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、株式の超過発行の罪、取締役等の贈収賄罪、株主等の権利の行使に関する贈収賄罪、株主の権利行使に関する利益供与の罪	×
76	資産の流動化に関する法律(平成10年6月15日法律第105号)	303条 他	代表特定社債権者等の特別背任罪、特定目的会社財産等を危うくする罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、超過発行等の罪、取締役等の贈収賄罪、社員等の権利の行使に関する贈収賄罪、社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪	×
77	保険業法(平成7年6月7日法律第105号)	323条 他	代表社債権者等の特別背任罪、会社財産を危うくする罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、株式の超過発行の罪、取締役等の贈収賄罪、社員等の権利の行使に関する贈収賄罪、社員等の権利の行使に関する利益供与の罪	×
78	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年6月4日法律第198号)	228条の2 他	代表投資法人債権者等の特別背任罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、投資口の超過発行の罪、投資法人の役員等の贈収賄罪、投資主等の権利の行使に関する贈収賄罪、投資主等の権利の行使に関する利益供与の罪	×
79	医療法(昭和23年7月30日法律第205号)	71条の8 他	代表社会医療法人債権者等の特別背任罪、虚偽文書行使等の罪、社会医療法人の役員等の贈収賄罪、社会医療法人の債権者の権利の行使に関する贈収賄罪	×
80	明治十七年太政官布告第三十二号(爆発物取締罰則)(明治17年12月27日太政官布告第32号)	6条 8条	治安妨害等目的を反証できない場合の爆発物製造等、犯罪告知義務違反	6月
81	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)	67条3項 70条	一種病原体等をみだりに発散させる目的での予備行為、無許可二種病原体等輸入罪	×
82	サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年4月21日法律第78号)	5条3項	サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる目的での予備行為	×
83	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年4月5日法律第65号)	40条	化学兵器を使用して毒性物質を発散させる目的での予備行為	×
84	外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号)	69条の7	国際的な平和及び安全の維持を妨げる特定の種類の貨物やその設計等に係る技術の無許可輸出 等	×
85	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)	39条 他	火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去する行為 等	×
86	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)	198条 他	保安林の区域内における森林窃盗行為 等	×
87	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)	31条の11 他	違法に猟銃の所持、けん銃部品の輸入及び猟銃所持の許可を受ける行為 等	1年
88	武器等製造法(昭和28年8月1日法律第145号)	31条の3	都道府県知事の許可無く、猟銃の製造を行う行為	×
89	道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)	115条 117条 117条の2	信号機等の損壊等、事故後不救護、酒酔い運転等	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
90	高速自動車国道法(昭和32年4月25日法律第79号)	26条1項	高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせる行為	×
91	道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)	100条	自動車若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生じさせる行為	×
92	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法(昭和39年6月22日法律第111号)	2条1項	新幹線鉄道の用に供する列車の運行の安全を確保するための設備を損壊等する行為	×
93	航空法(昭和27年7月15日法律第231号)	152条	機長が旅客の救助又は人若しくは物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くさない行為	×
94	船員法(昭和22年9月1日法律第100号)	123条	船長が人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさない行為	×
95	関税法(昭和29年4月2日法律第61号)	108条の4 他	輸出入してはならない貨物の輸出入目的での予備行為、関税ほ脱目的での予備行為、無許可等輸出入行為、輸出入してはならない貨物等の運搬等	×
96	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年10月5日法律第94号)	6条	薬物犯罪収益等隠匿	×
97	あへん法(昭和29年4月22日法律第71号)	53条 他	けしの栽培、あへんの採取若しくはあへん等の輸出入又はこれらを営利目的で実施する際の予備行為 等	×
98	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年3月17日法律第14号)	66条の3 他	向精神薬を輸出入し、製造し、製剤し、又は小分けする行為 等	×
99	覚せい剤取締法(昭和26年6月30日法律第252号)	41条の6 他	覚せい剤の輸出入若しくは製造又はこれらを営利目的で実施する際の予備行為 等	×
100	大麻取締法(昭和23年7月10日法律第124号)	24条の2 1項 他	大麻の所持、譲渡 等	×
101	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年12月13日法律第153号)	61条	都道府県知事に対し、その認証業務に関して虚偽の申請をして不実の電子証明書を発行させる行為	×
102	金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)	197条の2	届出が受理されていないのに有価証券の募集、売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘、若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらの取扱をする行為 等	×
103	印紙犯罪処罰法(明治42年4月28日法律第39号)	1条 2条	帝国政府の発行する印紙等の偽造等	×
104	明治三十八年法律第六十六号(外国ニ於テ流通スル通貨紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律)(明治38年3月20日法律第66号)	1条2項 3条	金銀貨以外の硬貨偽造等、偽変造貨幣等行使等目的授受	2年
105	売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)	8条1項 13条1項	売春の対象の收受等、売春業に要する資金等の提供行為	×
106	スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年5月20日法律第63号)	32条 他	スポーツ振興投票を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、指定試合の結果を予想させ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図る行為 等	×
107	モーターボート競争法(昭和26年6月18日法律第242号)	65条	施行者以外の者が舟券を発売して競争を行う行為又は競争に関して、勝舟投票類似の行為をさせて財産上の利益を図る行為	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
108	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年5月16日法律第52号)	4条 他	児童買春 等	×
109	熱供給事業法(昭和47年6月22日法律第88号)	34条1項	熱供給施設を損壊し、その他熱供給施設の機能に障害を与えて熱供給を妨害する行為	×
110	公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律(昭和43年6月19日法律第102号)	1条 2条	海底電線を損壊して電気通信を妨害する行為 等	×
111	電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)	115条1項	電気事業の用に供する電気工作物を破壊等する行為	×
112	下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)	45条1項	公共下水道等の施設を損壊等して下水の排除を妨害する行為	×
113	水道法(昭和32年6月15日法律第177号)	51条1項	水道施設を破壊等して水の供給を妨害する行為	×
114	ガス事業法(昭和29年3月31日法律第51号)	53条1項	ガス工作物を破壊等してガスの供給を妨害する行為	×
115	有線電気通信法(昭和28年7月31日法律第96号)	13条	有線電気通信設備を損壊等して有線電気通信を妨害する行為	×
116	海底電信線保護万国連合条約罰則(大正5年3月7日法律第20号)	1条	海底電信線を損壊して通信を障害する行為	×
117	臓器の移植に関する法律(平成9年7月16日法律第104号)	20条1項	臓器売買 等	×
118	貸金業法(昭和58年5月13日法律第32号)	47条の2 他	業務の停止の命令に違反して業務を営む行為 等	×
119	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)	25条	無許可での一般廃棄物等の収集等を業として行う行為 等	×
120	技術研究組合法(昭和36年5月6日法律第81号)	185条 186条	虚偽文書行使等の罪、預合いの罪	×
121	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年6月23日法律第195号)	5条 他	法定超過利息契約 等	×
122	鉱業法(昭和25年12月20日法律第289号)	191条 191条の2	無権限での鉱物採掘等	×
123	昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和22年4月14日法律第54号)	89条1項 他	私的独占若しくは不当な取引制限をした行為又は一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為 等	×
124	郵便法(昭和22年12月12日法律第165号)	78条	郵便専用の物件又は現に郵便の用に供する物件に対し損傷その他郵便の障害となるべき行為	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
125	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年8月18日法律第136号)	3条 6条 9条 10条	組織的な強制執行妨害等・業務妨害等・殺人予備、不法収益等による法人等の事業支配、犯罪収益等隠匿	×
126	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成19年5月11日法律第38号)	6条 他	放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を与えることを告知して、脅迫する行為 等	×
127	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和45年12月25日法律第142号)	3条2項	業務上過失有害物質排出致死傷	×
128	大正十五年法律第六十号(暴力行為等処罰ニ関スル法律)(大正15年4月10日法律第60号)	1条の3	銃刀使用傷害、常習暴行・脅迫・器物損壊	3月1年
129	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年6月24日法律第55号)	3条3項	海賊行為をする目的で航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊する行為等	×
130	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月20日法律第44号)	56条 他	不正な優先出資 等	×
131	種苗法(平成10年5月29日法律第83号)	70条	秘密保持命令に違反する行為	×
132	不正競争防止法(平成5年5月19日法律第47号)	21条2項	不正競争行為 等	×
133	著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)	119条2項 122条の2	著作者人格権等の侵害、秘密保持命令違反 等	×
134	商標法(昭和34年4月13日法律第127号)	78条の2 他	商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為の実施等	×
135	意匠法(昭和34年4月13日法律第125号)	69条の2 他	意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為の実施等	×
136	実用新案法(昭和34年4月13日法律第123号)	56条 他	実用新案権又は専用実施権の侵害 等	×
137	特許法(昭和34年4月13日法律第121号)	196条の2 他	特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為の実施等	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
1	刑法(明治40年4月24日法律第45号)	78条 他	内乱予備・陰謀、外患誘致等予備・陰謀、看守者等逃走援助、騒乱の首謀者、建造物等以外放火、延焼、消火妨害、被現住建造物等浸害、水防妨害、税関職員によるあへん煙輸入等、水道損壊等、公文書偽造等、公電磁的記録不正作出等、有価証券偽造等、支払用カード電磁的記録不正作出等、偽証、虚偽告訴等、強制わいせつ、特別公務員職権濫用、営利目的等略取等、営利目的人身買受、人身売渡、窃盗、不動産侵害、詐欺、電子計算機使用詐欺、準詐欺、恐喝、業務上横領、盗品等運搬等	3月 6月 1年
2	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年6月9日法律第166号)	3条1項	特別防衛秘密の探知収集行為、わが国の安全を害する目的での漏えい、取扱業者者による漏えい	×
3	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年5月7日法律第138号)	4条1項	合衆国軍事裁判所の手続に従って宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為 合衆国軍隊の機密の探知収集行為、漏えい	3月
4	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日制令第319号)	74条2項 他	営利目的で、自己の支配又は管理にある集団密航者を本邦に入らせ、又は上陸させる行為 等	1年
5	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成19年5月11日法律第37号)	57条1項	公判で証言する前に宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為	3月
6	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成16年6月18日法律第116号)	73条1項	外国軍用品裁判所の審判で、宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定を行う行為	3月
7	実用新案法(昭和34年4月13日法律第123号)	59条1項	この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月
8	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年12月20日法律第292号)	61条	宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をした行為	3月
9	中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)	116条1項	公正取引委員会の審判において、宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
10	労働組合法(昭和24年6月1日法律第174号)	28条の2	労働委員会の証人陳述の際に、宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為	3月
11	水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)	132条1項	宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
12	公認会計士法(昭和23年7月6日法律第103号)	52条の3第1項	公認会計士が会社等の財務書類を証明する際に、故意に虚偽の証明をした場合又は監査法人の違法行為があった場合において、内閣総理大臣の命による審判があり、宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
13	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年12月23日法律第225号)	6条1項	宣誓した証人が虚偽の陳述をする行為	3月
14	裁判官弾劾法(昭和22年11月20日法律第137号)	43条1項	裁判官に弾劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をする行為	3月

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
15	昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和22年4月14日法律第54号)	92条の2第1項	宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をする行為	3月
16	地価税法(平成3年5月2日法律第69号)	39条	不正行為により地価税を免れる行為	×
17	消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)	64条1項	不正行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとする行為	×
18	たばこ税法(昭和59年8月10日法律第72号)	28条1項	不正行為によりたばこ税を免れ、又は免れようとする行為 等	×
19	石油石炭税法(昭和53年4月18日法律第25号)	24条1項	不正行為により石油石炭税を免れ、又は免れようとする行為	×
20	所得税法(昭和40年3月31日法律第33号)	238条1項 239条1項 240条1項	不正行為により、所得税を免れ、又は還付金を受ける行為等	×
21	石油ガス税法(昭和40年12月29日法律第156号)	28条1項	不正行為により、石油ガス税を免れ、又は免れようとする行為等	×
22	法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)	159条	不正行為により、法人税を免れ、又は法人税の還付を受ける行為等	×
23	揮発油税法(昭和32年4月6日法律第55号)	27条1項	不正行為により、揮発油税を免れ、又は免れようとする行為等	×
24	租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)	89条25項 90条の7第1項	不正行為により、地方揮発油税還付金等の還付を受け、又は受けようとする行為	×
25	地方揮発油税法(昭和30年7月30日法律第104号)	15条1項	不正行為により、地方揮発油税を免れ、又は免れようとする行為等	×
26	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年6月30日法律第37号)	23条1項	不正行為により、災害等で輸入品等が滅失した場合等の内国消費税額に相当する金額の還付を受ける行為等	×
27	酒税法(昭和28年2月28日法律第6号)	54条 55条1項	無許可での酒類等製造 不正行為により、酒税を免れ、又は免れようとする行為等	×
28	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)	62条 他	偽りその他不正の行為によって法人の道府県民税等を免れた行為 等	×
29	相続税法(昭和25年3月31日法律第73号)	68条1項	不正行為により、相続税又は贈与税を免れた行為	×
30	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年4月14日法律第31号)	55条1項	選球協会の役員又は職員が、船舶保安規程に関する審査等において、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	1年
31	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年12月25日法律第136号)	54条の2第1項	日本の船級協会の役員又は職員が、船舶の窒素酸化物の放出量の確認、原動機取扱手引書の証人若しくは書面の交付等において、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をし、不正の行為等をする罪	1年
32	船舶安全法(昭和8年3月15日法律第11号)	25条の71	日本の船級協会の役員又は職員が、船舶の要施設事項又は満載喫水線に関する検査で、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をする場合で、これによって不正な行為をし、又は相当の行為をしない場合	1年

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
33	明治十七年太政官布告第三十二号(爆発物取締罰則)(明治17年12月27日太政官布告第32号)	3条 他	治安を妨げ、又は人の身体財産を害する目的で爆発物若しくはその使用に供する器具を製造、輸入若しくは所持し、又は注文する行為等	3年
34	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成19年5月11日法律第38号)	5条1項	放射性物質の取扱い、原子核分裂等装置の操作等の方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、ヒトの生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為の用に供する目的で原子核分裂等装置を所持する行為	×
35	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)	68条1項 69条2項	一般病原体等を輸入等する行為	×
36	サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年4月21日法律第78号)	6条2項	サリン等を発散させて公共の危険を生じさせる行為の用に供する目的で、サリン等の製造、輸入、所持、譲渡を行う行為等	×
37	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年4月5日法律第65号)	38条2項 39条2項	毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させ、人の生命、身体及び財産に危険を生じさせる行為、化学兵器を所持、譲り渡し、譲り受ける行為	×
38	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和62年9月26日法律第103号)	9条1項	流通食品に毒物を混入し、添加し、若しくは塗布する行為又は毒物が混入され、添加され、若しくは塗布された飲食物を流通食品と混在させる行為	×
39	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年6月8日法律第61号)	9条2項 10条2項	生物剤又は毒素を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為、生物兵器又は毒素兵器を製造する行為	×
40	外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号)	69条の6第2項	核兵器等の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造等に係る技術として政令で定める技術について、経済産業大臣の許可を受けずに、当該許可を受けた場合の手續で取引をする行為	×
41	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)	202条3項	自己の森林に放火する行為により、他人の森林に延焼させた場合	6月
42	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)	31条の3 他	けん銃所持・譲渡・譲受け、営利目的実包輸入 等	1年
43	武器等製造法(昭和28年8月1日法律第145号)	31条の2第2項	営利目的で銃砲弾を製造する行為	×
44	高速自動車国道法(昭和32年4月25日法律第79号)	27条1項	高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせ、その結果、他の自動車を転覆させ、又は損壊する行為	×
45	道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)	101条1項	人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車(路線バス等)を転覆させ、又は破壊する行為	×
46	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和49年6月19日法律第87号)	3条1項	業務中の航空機の航行の機能を失わせ、又は業務中の航空機を破壊する行為	1年
47	航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和45年5月18日法律第68号)	4条	偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の進路を変更させ、その他正常な運航を阻害する行為	1年

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
48	電波法(昭和25年5月2日法律第131号)	106条2項	船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発する行為	3月
49	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成14年6月12日法律第67号)	2条 3条	情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の事項を容易にする目的で、資金を提供する行為 等	×
50	関税法(昭和29年4月2日法律第61号)	108条の4 他	輸出入してはならない貨物(麻薬、知的財産権侵害物品等)の輸出入、関税ほ脱	×
51	あへん法(昭和29年4月22日法律第71号)	51条1項	あへん等の栽培・採取・輸出入、あへん等の営利目的譲渡・譲受け・所持	1年
52	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年3月17日法律第14号)	64条の2 他	ジアセチルモルヒネ等の製剤・小分け・譲渡・譲受け・交付・所持・施用等 ジアセチルモルヒネ以外の麻薬の輸出入・製造・栽培、営利目的製剤・小分け・譲渡・譲受け・所持	1年
53	覚せい剤取締法(昭和26年6月30日法律第252号)	41条の2 他	覚せい剤の所持・譲渡・譲受け・使用等	×
54	大麻取締法(昭和23年7月10日法律第124号)	24条2項	営利目的で、大麻をみだりに栽培し、又は輸出入する行為	×
55	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年12月6日法律第146号)	16条	人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚をヒト又は動物の胎内に移植する行為	×
56	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号)	58条1項	公衆衛生上又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣を行う行為	1年
57	船員職業安定法(昭和23年7月10日法律第130号)	111条	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、船員職業紹介、船員の募集、船員労務提供若しくは船員派遣を行う、又は従事する行為 ②公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、船員労務提供若しくは船員派遣を行う、又は従事する行為	1年
58	職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)	63条	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給又はこれらに従事する行為 ②公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給又はこれらに従事する行為	1年
59	労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)	117条	使用者が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働させる行為	1年
60	売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)	12条	他人を、自ら管理する場所等に居住させ、売春させることを業とする行為	×
61	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律(平成11年5月26日法律第52号)	8条	児童を児童買春における性交等の相手方とさせる、児童ポルノを製造目的で児童を売買する行為	1年
62	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)	60条1項	児童に淫行させる行為	×
63	貸金業法(昭和58年5月13日法律第32号)	47条	不正行為により貸金業者の登録をする行為 等	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
64	出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年6月23日法律第195号)	5条3項 8条2項	金銭の貸し付けを行う者が業として金銭の貸し付けを行う場合に、年109.5%を越える割合による利息の契約をする行為等	×
65	金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)	197条1項、2項 200条の3第1項	有価証券届出書の提出等において、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出する行為等	3月
66	郵便法(和22年12月12日法律第165号)	85条1項	郵便に関する料金を表す印影を偽造し、若しくは変造し、又はその使用の跡を除去する行為	×
67	物価統制令(昭和21年3月3日勅令第118号)	34条 他	不当に高価な取引又は暴利行為	×
68	道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)	117条2項	車両等の運転手が、自らの当該車両等による交通で人の死傷があった場合に、負傷者救護、危険防止措置及び警察への通報を怠る行為	×
69	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年8月18日法律第136号)	3条	組織的逮捕監禁	3月
70	人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和53年5月16日法律第48号)	1条1項	人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し義務のないことをすること又は権利を行わないことを要求する行為等	6月
71	会社法(平成17年7月26日法律第86号)	960条	発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、株式会社に財産上の損害を加える行為	×
72	破産法(平成16年6月2日法律第75号)	265条 267条	詐欺破産罪(破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の財産を隠匿等する行為) 特別背任罪(破産管財人等が、債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加える行為)	×
73	会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)	266条 268条	詐欺更生罪(債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の財産を隠匿等する行為) 特別背任罪(管財人、保全管理人等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、株主等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、株主等に財産上の損害を加える行為)	×
74	民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)	255条 257条	詐欺再生罪(再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の財産を隠匿等する行為) 特別背任罪(監督委員、調査委員、管財人、保全管理人等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加える行為)	×
75	資産の流動化に関する法律(平成10年6月15日法律第105号)	302条	特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、株式会社に財産上の損害を加える行為	×
76	金融機関等の更正手続の特例等に関する法律(平成8年6月21日法律第95号)	549条 551条	詐欺更生罪(債権者、担保権者又は組合員等を害する目的で、協同組織金融機関の財産を隠匿等する行為) 特別背任罪(管財人、保全管理人等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、組合員等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、組合員等に財産上の損害を加える行為)	×

番号	法律名	条文	罪の概要	短期
77	保険業法(平成7年6月7日法律第105号)	322条	保険会社等の保険管理人、保険計理人、相互会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等が自己若しくは第三者の利益を図り、又は保険会社等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、保険会社等に財産上の損害を加える行為	×
78	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年6月1日法律第86号)	71条1項	新設合併設立協同組織金融機関の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り、又は新設合併せつりつに損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、組合員等に財産上の損害を加える行為	×
79	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年6月4日法律第198号)	228条1項	投資法人の設立企画人等が自己若しくは第三者の利益を図り又は投資法人に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該投資法人に財産上の損害を加える行為	×
80	当せん金付証券法(昭和23年7月12日法律第144号)	18条1項	当せん金付証券を転売する、違法に当せん金品を支払い、交付し、受領する等の行為	×
81	種苗法(平成10年5月29日法律第83号)	67条	育成者権又は専用利用権を侵害する行為	×
82	不正競争防止法(平成5年5月19日法律第47号)	21条1項	不正の利益を得る目的又は保有者に損害を与える目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を取得する行為等	×
83	著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)	119条1項	著作権、出版権及び著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為等	×
84	商標法(昭和34年4月13日法律第127号)	78条 81条	商標権又は専用実施権を侵害する行為 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月
85	意匠法(昭和34年4月13日法律第125号)	69条 72条	意匠権又は専用実施権を侵害する行為 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月
86	特許法(昭和34年4月13日法律第121号)	196条 199条	特許権又は専用実施権を侵害する行為 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述、鑑定又は通訳をする行為	3月

◎特別背任罪

番号	法律名	罪名	行為主体	被害者	法定刑
1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)	特別背任罪(334条)	設立時社員、設立者、設立時理事、理事、監事、評議員、検査役等	一般社団法人又は一般財団法人	7年以下の懲役又は500万円以下の罰金
2	会社法(平成17年7月26日法律第86号)	特別背任罪(960条 他)	発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等	株式会社	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
3	破産法(平成16年6月2日法律第75号)	特別背任罪(267条)	破産管財人、保全管理人等	債権者	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
4	会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)	特別背任罪(268条)	管財人、保全管理人等	債権者、担保権者及び株主	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
5	民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)	特別背任罪(257条)	監督委員、調査委員、管財人、保全管理人等	債権者	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
6	資産の流動化に関する法律(平成10年6月15日法律第105号)	特別背任罪(302条 他)	特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等	特定目的会社	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
7	金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律(平成8年6月21日法律第95号)	特別背任罪(551条)	管財人、保全管理人、監督委員、調査委員等	協同組織金融機関に係る担保権者、組合員等	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
8	保険業法(平成7年6月7日法律第105号)	特別背任罪(322条 他)	保険会社等の保険管理人、保険計理人、相互会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人、検査役等	保険会社等	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
9	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年6月1日法律第86号)	特別背任罪(71条)	新設合併消滅金融機関において選任した設立委員	新設合併設立銀行	10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

◎背任罪

番号	法律名	罪名	行為主体	被害者	法定刑
1	刑法(明治40年4月24日法律第45号)	背任罪(第247条)	他人のためにその事務を処理する者	人	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎職権濫用罪

番号	法律名	罪名	行為主体	行為の概要	法定刑
1	刑法(明治40年4月24日法律第45号)	公務員職権乱用罪(第193条)	公務員	職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為	2年以下の懲役又は禁固
2	刑法(明治40年4月24日法律第45号)	特別公務員職権乱用罪(第194条)	裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者	職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁する行為	6月以上10年以下の懲役又は禁固
3	刑法(明治40年4月24日法律第45号)	特別公務員暴行陵虐罪(第195条)	裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者	被告人、被疑者その他の者に暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をすること	7年以下の懲役又は禁固
4	破壊活動防止法(昭和27年7月21日法律第240号)	職権乱用罪(第45条)	公安調査官	職権を濫用し、人をして義務のないことを行わせ、又は行うべき行為を妨害する行為	3年以下の懲役又は禁固
5	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年12月7日法律第147号)	職権乱用罪(第42条、第43条)	公安調査官、警察職員	職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為	3年以下の懲役又は禁固
6	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年8月18日法律第137号)	第30条	捜査又は調査の権限を有する公務員	人の通信の秘密を侵害する行為	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

自衛隊法改正における「正当な理由なく」規定に関する経緯

1 原案 →規定なし

○第二百二十二条第一項

業務により知得し、又は領有した自衛隊の重要な秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になっていないものをいう。）を他人に漏らした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

↓
?
↓

2 H12.12.21案 →規定あり

○第二百二十二条第一項

自衛隊の秘密を知り得る業務に従事する者で、その業務により知得し、又は領有した特別秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になっていないものをいう。）を正当な理由なく他人に漏らしたものは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

↓
?
↓

3 H12.12.27案 →規定あり

○第九十七条第一項

自衛隊の特別秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、我が国の防衛上秘匿することを必要とし、かつ、公になっていないものをいう。）を法令又は自衛隊の提供により、業務上知得し、又は領有した者は、当該特別秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

○第二百二十二条第一項

第九十七条第一項の規定に違反して自衛隊の特別秘密を漏らした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

↓
?
↓

4 H13.1.16案 →規定あり

○第九十七条第一項

自衛隊の特別秘密（自衛隊についての別表第四に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、我が国の防衛上秘匿することを必要とし、かつ、公になっていないものをいう。）を法令又は自衛隊の提供により、業務上知得し、又は領有した者は、当該特別秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

○第二百二十二条第一項

第九十七条第一項の規定に違反して自衛隊の特別秘密を漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

↓

？

↓

5 H13.2.19案 →規定あり

○第二百二十二条第一項

自衛隊の特別秘密を業務上知得し、又は領有した者が、正当な理由なくその特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓

☆ H13.2.19 付け「罰則強化に係る想定」中「問26 『正当な理由』の意義」において、「第122条第1項に『正当な理由なく』とあるのは、『正当な理由』がある場合には、違法性が阻却され、犯罪が成立しないことを明示したものである。」旨の記載あり。

↓

6 H13.2.21案 →規定あり

○第二百二十二条第一項

特別秘密を業務により知得し、又は領有した者が、正当な理由なくその特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓

☆ H13.2.23 法制局審査において、防衛庁担当者が「刑法第134条をモデルに考えている。」旨説明したところ、竹内参事官から「書いても書かなくても結果的には同じであり、書く必要はないのではないか。」「刑法第134条の『正当な理由』は正当業務行為より広いのではないか。ちなみに、刑法の大コンメンタールには刑法第134条の『正当な理由』として法律と第三者利益などが書いてあった。」「反社会的・破廉恥な行為だ（→だから義務規定を置かずに直罰規定とした）というならば『正当な理由』で不可罰にするのはおかしいのではないか。」旨の指摘あり。

↓

☆ H13.2.18 付け「罰則強化に係る想定」中

○「問10 MDA秘密保護法の特別防衛秘密が国政調査権の行使により開示された場合、刑法第35条の正当業務行為として漏えいとされないのであれば、今回の改正自衛隊法第122条第1項にあえて『正当な理由なく』と書く必要はないのではないか。」において、「特別防衛秘密に比して、自衛隊法の防衛秘密が、例えば総理官邸への報告、内閣情報調査室や外務省との情報交換等により開示等される頻度が高いと見込まれることから、『正当な理由なく』という要件を明示し、かかる行為については、違法性阻却事由の問題として判断するのではなく、構成要件該当性の判断の問題として判断すべきものであるとの考え方によるものである。」旨の記載あり。

○「問11 刑法第134条に規定する『正当な理由』と同法第35条の正当業務行為との関係いかん。」において、「両者がいずれも違法性阻却事由であることは同じであると解されるが、刑法第134条に規定する『正当な理由』とは、法令行為等、第三者の利益を保護するための場合、承諾がある場合のほか、緊急避難の場合も含まれるとされ、刑法第35条の正当業務行為よりも広い概念と整理されるのが通常である。」旨の記載あり。

↓

☆ H13.3.19 付け想定中「問5(1) 『正当な理由なく』の意義如何。」において、「第122条第1項に『正当な理由なく』という言葉を記述した所以は、MDA秘密保護法に規定する特別防衛秘密に比して、改正自衛隊法に規定する防衛秘密が、例えば総理官邸への報告、内閣情報調査室や外務省との情報交換等により開示等される頻度が高いと見込まれることから、『正当な理由なく』という要件を明示し、かかる行為については、違法性阻却事由の問題として判断するのではなく、構成要件該当性の問題として判断すべきものであるとの考え方によるものである。」旨の記載あり。

↓

☆ H13.6.8 法制局審査において、竹内参事官から「『漏ら』すとは関係者同士は入らないのではないか。例えば、上司への報告は『漏ら』したことにはならないだろう。『正当な理由』があればそもそも『漏ら』したことにはならないだろう。刑法第35条に該当するから不可罰か、そもそも『漏ら』したことにならないから不可罰か。『正当な理由』とあえて書くと、『漏ら』すこと自体は許されるとも受け取れる。そうだとすると『防衛秘密』の重要性は薄められてしまう。こうした事項は書いたからといって分かりやすくなるのではない。刑法第134条はプライバシーのような話であろう。」旨の指摘あり。

↓

7 H13.6.14案 →規定なし

○第二百二十二条第一項

特別秘密を取り扱うことを業務の全部又は一部とする者がその業務により知得し、又は領有した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓
?
↓

8 H13.6.19案 →規定なし

○第二百二十二条第一項

第九十六条の二第一項の規定により指定された防衛秘密（以下、この項において同じ。）を取り扱うことをその業務の全部又は一部とする者がその業務により知得し、又は領有した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓
?
↓

9 H13.7.3案 →規定なし

○第二百二十二条第一項

第九十六条の二第一項の規定により指定された防衛秘密（以下、この項において同じ。）を取り扱うことをその業務の全部又は一部とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

↓
?
↓

10 H13.8.20案（現行法） →規定なし

○第二百二十二条第一項

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。

自衛隊法改正における国外犯処罰規定に関する経緯

1 原案 →規定なし

↓

☆ H12.12.13 の法務省刑事局コメントとして、「国外犯処罰の規定を置くことも検討した方がよいのではないか。外務公務員法に国外犯処罰の規定があるので、参考にされることをお勧めする。」との指摘あり

↓

2 H12.12.22案 →初出（保護主義）

○第二百二十二条第六項

本条の規定は、国外において第一項から第三項に掲げるいずれかの罪を犯した者にも適用する。

↓

？

↓

3 H12.12.？案 →刑法2条（保護主義）

○第二百二十二条第七項

第一項から第四項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

↓

☆ H13.1.26 石破副長官への説明資料中、「刑法の属地主義の原則を踏まえ、国外犯についても不処罰とならないよう、これを処罰する規定を設けることを考えているところである。この場合、自衛隊法の他の罰則については、国外犯規定がなく、整合性について整理する必要がある。なお、外務公務員法には国外犯規定があるが、国家公務員法及び地方公務員法には、国外犯規定は置かれていない。」との記載あり。

↓

☆ H13.2.19 の想定問答資料中、「問43 国外犯を処罰する趣旨」として「（防衛秘密は）その要件として秘密保護の必要性と非公知性を明示しているが、非公知性の要件たる『公になっていないもの』は、公になった瞬間に要件を欠くこととなる。そして、公になったことに関しては、その場所を問わないから、例えば、それがアメリカ合衆国において公にされた事項であろうと、ロシア連邦や中華人民共和国においてこれを暴露したものでであろうと、その限りにおいては「公になっているもの」となるのである。かかる非公知性の要件にかんがみれば、特別秘密の漏えいについては、我が国の領域に止まらず、領域外においてもこれを防止しなければ、秘密保護の本旨を全うできないというべきである。そこで、今回の法改正においては、改正自衛隊法第122条第7項において、国外犯を処罰する規定を置くこととしたものである。なお、特別秘密を業務上知得し、又は領有した者は、観念上必ずしも

日本国公務員又は日本国民に限られないことから、刑法第2条の例によることとしている。」との記載あり。

↓

☆ H13.2.23 の法制局審査において、「国外犯規定を設ける理由は何か。MDA秘密保護法では対象となっていないが整合性如何。(外務公務員法も国外犯規定がある。)それは大使館で勤務するからではないのか。MDA秘密保護法制定時より国外犯のおそれが増していると整理するのか。一步間違えればスパイ防止法を制定しろということになる。」との指摘あり。

↓

☆ H13.3.16 の想定問答資料中、「問4(4) MDA法に国外犯規定がないこととの整合性如何」として「MDA秘密保護法第1条第3項に規定する防衛秘密は、我が国の秘密ではあるが、元来アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての秘密であるという特殊性を有している。そして、我が国外の防衛秘密に相当する秘密の漏えいに関しては、アメリカ合衆国の法律又はアメリカ合衆国からの防衛秘密に相当する秘密の供与を受けた諸外国の法律の規定によって処罰されることとなり、敢えてMDA秘密保護法において国外犯処罰規定を設けなくても、各国の処罰規定による抑止効果が期待でき、また、各国の法令によって処罰されることとなるところである。しかしながら、改正自衛隊法によって保護しようとしている秘密については、こうした諸外国における処罰規定が存在せず、我が国の法律をもって国外犯規定を設けなかった場合、国外における秘密保護が全くなされないこととなってしまふ。特に、MDA秘密保護法及び自衛隊法の立法当時に比べて、自衛隊員が国外において活動を行う機会は、比較にならないほどに激増しており、国外における秘密保護の要請は極めて高いものと考えている。」との記載あり。

↓

☆ H13.3.12 の防衛庁内部検討に関する資料中、「国外犯を刑法第2条の国外犯としているが、例えば一国の防衛機関や外交機関等が他国の軍事機密を探知することは、少なくとも伝統的な国際法の考え方によれば当該他国の国内法によって処罰されるべき犯罪とはされ得ないのではないか。その点に関する国際法理論との整合性をどう考えているのか。」との記載あり。

↓

☆ H13.6.8 の法制局審査において、「そもそも国外犯は現実的にあり得るのか。あまりあり得ない規定は意味がない。(委託業者が海外で漏らすようなことを想定している。)突飛な例しか想定できないようであれば全体の構造が modest なのだから、目くじらをたてすぎなのではないか。以前、質問した国際法の関係はどうか。質問の趣旨は、その国にとっては業務性がある秘密を探知する。しかも自国内で防衛駐在官等からそうした秘密を仕入れたとする。そうすると教唆か煽動か共謀に該当しよう。『何人も』国外犯になるのだから該当すると考えられるが、それは処罰範囲を拡大しすぎではないか。法改正の趣旨からは最もあり得べき事態を想定しているはず。したがって、身分犯であり探知収集罪は規定していない。可能性が非常に低いものも含めては世界主義になってしまう。」

↓
4 H13.6.14案 →刑法2条（保護主義）+ 3条（属人主義）

○第二百二十二条第七項

第一項から第三項（※故意による漏えい、未遂、過失による漏えい）までの罪は、刑法第二条の例に従う。

○第二百二十二条第八項

第四項の罪（※漏えいの共謀・教唆・せん動）は、刑法第三条の例に従う。

↓
☆ H13.7.25 付け論点ペーパー「自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案における
国外犯規定の修正について」中、刑法3条の例に従うこととする旨の記載あり。

↓
5 H13.8.20案（現行法） →刑法3条（属人主義）

○第二百二十二条第六項

第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

自衛隊法改正における「刑法総則の適用を排除しない」規定に関する経緯

1 原案 →規定なし

↓

?

↓

2 H12.12.21案 →初出

○第二百二十二条第四項

前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

↓

?

↓

3 H12.12.27案 →規定有り

○第二百二十二条第四項

前項の規定は、教唆された者が教唆に係る罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

↓

?

↓

4 H13.8.20案 →規定なし

↓

?

↓

5 H13.8.21案 →規定有り（復活）

○第二百二十二条第四項

前項の規定は、教唆された者が教唆に係る罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

↓

?

↓

6 H13.8.28案（現行法） →規定なし

法務省との協議結果メモ

1 日時・場所

平成23年11月4日午後8時から午後9時30分頃まで
法務省刑事局公安課

2 出席者

(法務) 千葉局付、大塚局付、日比局付、白鳥局付
(内調) ■■■

3 結果要旨

(1) 法定刑の上限及び下限について

- 上限は10年が相当であると思われる。営業秘密の漏えい等罪の上限が10年というのは無視できない。
- (5年説の根拠として、防衛秘密の漏えい罪の上限が5年という点が挙げられる旨の説明に対し) 新規立法に取り込むタイミングで法定刑を引き上げる例はある。
- (5年説の根拠として、立法事実に乏しいという点が挙げられる旨の説明に対し) 天井付近への張り付きなど、量刑分布状況を立法事実として法定刑を引き上げる例などあまりないはず。量刑分布状況にかかわらず法定刑を引き上げることについて論じた裁判官の論文もあったはずである。
→当該論文について後に教示してもらうことに。
- (以前、審議官からは「不正競争防止法は営業秘密を取りに来るケースを念頭に置いているのに対し、本法制は特別秘密を業務者が漏らすケースを念頭に置いているはずである。すなわち、前者は窃盗、後者は横領・背任を念頭に置いているのであって、同様に考えることはできない。だから5年が相当だ。」旨の指摘があったが、本法制では、業務者のみを罰則の主体とし、その中でも取扱業務者による漏えい行為の法定刑が天井になる以上、業務上横領・特別背任と同等に考えるべきである旨の説明に対し) それで異論はない。
- 下限については、現行法を見ても設ける意義が必ずしも明らかではない。本法制で設ける積極的意義は見だし難い。
- 下限を1年とした場合、法定合議事件になるが、特別秘密の漏えい等事件を合議体審理にする合理性は見当たらないし、裁定で合議体審理にすることも可能であろう。

↓

先方において、10年・下限なしとする方向で、課長・審議官に諮ってみることに。

(2) 業務知得者による過失漏えい罪の構成要件について

- やはり重過失に絞るのが相当と考える。
- (重過失に絞る積極的理由を具体的に整理する必要があるとの指摘に対し) 過失犯処罰の範囲が広がりすぎることなのだが…。現行法においても、政治資金規正法違反など、重過失のみ処罰する法律があるはずである。現行法の過失犯処罰規

定を俯瞰的に検討する必要があると思われる。

- 重過失に絞るか否かはさておき、現在の条文案の書きぶりには工夫の余地があるのではないか。通常、過失犯処罰規定は、「過失により〇〇の結果を生じさせた」という形になっているはずであり、「過失により〇〇の行為をした」という形にはなっていないと思われる。その点、現在の条文案は後者のような書きぶりと思われる。この点に関しても、やはり現行法の過失犯処罰規定を参考にして検討する必要があると思われる。

↓

当方において、現行法の過失犯処罰規定を調査して検討してみることに。

(3) 「正当な理由なく」の付記について

- (自衛隊法改正時の経緯に関する資料を見て)「漏えいを破廉恥犯と捉える以上、正当な理由があれば漏えいが許されるという理屈は成り立たないはずである」旨の法制局参事官の指摘はごもっともだと思われる。
- 結局、「漏えい」の定義に収束するのだろう。「正当な理由があれば漏えいに当たらない」という整理をするほかないと思われる。

↓

「正当な理由なく」の付記は見送ることに。

(4) 国外犯処罰規定について

- (現時点では刑法2条の保護主義を採用するつもりだが、在米大へ調査依頼中であり、その結果次第では刑法3条の属人主義に変更することもあり得るとの説明に対し) 在米大からの回答を待つ以外、現時点で刑事局として指摘できることはない。

↓

在米大からの回答を待つことに。

(5) 「刑法総則の適用を排除しない」規定の要否について

- 規定を設ける積極的意義は見当たらない。

↓

規定を設けないことに。

平成23年11月7日

補佐級説明会 議事要旨（未定稿）

- 1 日時
平成23年11月4日(金) 午後5時15分頃から午後6時30分頃まで
- 2 場所
内閣官房内閣情報調査室605会議室
- 3 出席者
内閣官房副長官補室（外政） 八幡主査
警察庁 警備局警備企画課・藤原補佐、外事課・秋本補佐、刑事企画課・ 係長
公安調査庁 総務部総務課審理室 上席
外務省 情報防護対策室 補佐
海上保安庁 総務部政務課 福本補佐、坂本係員
防衛省 防衛政策局調査課 部員
内閣情報調査室 法制PT 補佐、 補佐、 、
- 4 配布資料（別紙参照）
 - 刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について
(別添1) 刑事手続上の特別秘密の取扱いについて
(別添2) 刑事手続における特別秘密の立証方法について（案）
(別添3) 参照条文
 - 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）
- 5 議事要旨
 - (1) 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項について
法制PT：（配布資料に沿って説明）
外務： 特別秘密の漏えい事件は、憲法第82条2項ただし書きの「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」のうち、どこに当たる可能性があるのか。
法制PT： 一番可能性が高いのは、「憲法第三章で保障する国民の権利」である。知る権利は、憲法で明文的に保障されているわけではないが、憲法上の権利と言われて久しく、ここに該当しないと切り切るのは難しい。また、マスコミによる特定取得行為があった場合に、報道の自由ではないかと言われると、ここに該当する可能性はますます否定しにくい。
防衛： 不正競争防止法において、営業秘密の秘匿決定制度を設けた理由は何か。
法制PT： 第一に、営業秘密は、基本的に特別秘密と性質が異なり、憲法82条2項の絶対的公開事件に当たらないと整理されている。第二に、秘匿決定制度は、民間の業界からの要望が多かった。というのも、営業秘密では、守るべき秘密か否かが争点になる際、特別秘密のような指定等の要式行為がないため、外形立証が十分に機能しない場合も想定された。企業にとっては、リスクを犯してまで告訴することに躊躇してしまうという現状があり、秘密にしても

らえる枠組みを作って欲しいという要望が強かった。

警 察： 検察官は、縦書きの中でも手当てされているとおり、特別秘密を知っていることが前提になっているが、裁判官本人はどうか。

法制PT： 外形立証においては、裁判官が秘密を知ることはない。あり得るとするならば、証拠を出すべきかどうかの裁定の判断をする際に、裁判所が秘密を見せるよう検察官に求めることはあり得る。

警 察： そのような場合、検察官は裁判官へ秘密を提出しなければならないのか。

法制PT： 提出しないと、裁判所から開示命令を出されてしまう可能性がある。

警 察： 特別秘密の性質からいって、少しでも公判廷で出てしまう可能性があれば、各省庁は公判請求しないことになるのではないか。内調としては、そういう懸念があるから、法制面の整備をして、各省庁が安心して訴えることができるようにするというのではないのか。それとも、そこは各省庁が処罰を求めるのであれば、公判廷で出てしまう可能性は仕方がないということか。

法制PT： 法制面での整備をしたいという思いはあるが、やはり憲法上の問題がある。諸外国を見ても、我が国にとって参考となるような有効な立法上の手当てをしている国は見当たらない。一番進んでいる米国でも、せいぜい、どうしても法廷に明らかになってしまうと分かると、手続をストップするという仕組みがあるくらいである。

警 察： 秘匿性が高い重要な特別秘密であればあるほど、検挙しづらいという隘路にはまってしまう。

法制PT： 仏国では、そもそも秘密の指定を解除しなければ、捜査機関側に渡さないという制度になっている。一人を処罰するかどうかよりも、秘密を守ることが重要であるという割り切りがある。

警 察： 今回、1年から10年に罰則がなった場合、予防的な意味はあるのかもしれないが、検挙につながることは少ないのではないか。

法制PT： 少なくとも、これまでは外形立証でやってこれている。被害を受けた省庁の判断になるが、例えば、本当に核になっていることは絶対に出せないが、ここまでなら出せるというところで、なんとか外形立証をやっていくということになるのではないかと考えている。

警 察： 本法制にいきなり秘匿決定制度を設けることを検討するのではなくて、例えば、外形立証の制度を法律に書くとか、公開に反しない程度で、各省庁の懸念を緩和する法制度は考えられないのか。

法制PT： 将来的にも立法的措置が不要とまで考えているわけではないが、ただちに今やるべきとは考えていない。それを実現するには相当な調整と議論を重ねる必要がある。不正競争防止法においてすら相当な労力があつたと聞いているが、本法制は、憲法と直接絡んでくるため、現状としては問題となっていない中で、そこまでコストをかけるのかという議論になる。

警 察： 来年の通常国会で提出するというお尻を考えると、そうなるのだろうと思う。しかし、スパイ防止法の頃から延々とやってきているのだから、来年が本当のお尻かということも含めて検討して、時間をかけて議論して、各省庁

が躊躇しなくてよい制度を作るとというのが正論かと個人的には思う。来年の提出は上の方で決まっていることなのか。

法制PT： 来年の常会に提出するというのは、総理まで話が通っているので、動かし難い。この論点はずっと前から問題になっていて、憲法の公開の原則との関係でどうするのかということで先送りされてきて、その中で、外形立証で工夫しながらこれまでやってきているのが現状である。

海上保安： 我々の認識では、各行政機関の長による指定を法律事項とすることによって、外形立証がやりやすくなるのではないかと考えているが。

法制PT： 本法制では、特別秘密の指定の要式をとること、解除や有効期間等の仕組みを設けていることが、外形立証においてプラスになるであろう。

警察： 外形立証は現在までの運用において問題ないとのことであるが、例えば、具体的な加重贈収賄の事件で、金の見返りに特別秘密を相手方に渡した場合に、この特別秘密を渡したということと、相手がこの特別秘密を受け取ったということ立証する必要がある。公判廷では特別秘密の内容を出せないが、それでも事件を立証できるのか。

法制PT： 加重収賄では、不正な行為をしたことを立証することになるので、例えば、自分が持っているものを漏らしたという外形的な行為を言えばいいのであって、漏らしたものが特別秘密かどうかは争点にならないのではないかと。

(2) 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方について

法制PT： (配布資料に沿って説明)

配布したペーパーにいう一次機関に優先的地位を与える必要があるのか否かについて、内調だけでは実情が分かりかねるので、インテリジェンス省庁の意見を聞くべきだと考えたものである。実際に特別秘密を運用する省庁が困るような事態を避けたい。

外務： 省内でも人によって考えは違うのではないかと。決めの問題ではないか。

警察： 最初に情報を入手した役所を一次機関としているために、ケースバイケースとなってしまうのではないかと。例えば外交ルートで情報を入手した場合には、真のオーナーは外務省ではないことも大いにあるだろう。結局、優先権が認められる機関をどう定義するかの問題ではないか。

法制PT： それを条文上うまく書くことが難しい。運用上は、全ての省庁に対して意見聴取でよいとしたとしても、一つの行政機関が激しく反対した場合に、それを無視して指定するというにはならないとは思っているので、然るべきところに落ち着くだろうとは思っている。

外務： 意見を聴くことは必要である。行政機関ごとにその秘密に対する立場は異なる。協議を必要とすることで、同意を得るように努めることにはなるだろう。

公安調査： 指定しようとしている機関にとって、一次機関の特定が困難な場合もあるのではないかと。

法制PT： そこは、芋づる式にやることになるのではないかと。自分の前後は分かるだろうから、そこからたどっていくことになるのではないかと。ただ、そこまで

転々と流通しているものが特別秘密たり得るかどうかは議論のあるところである。

公安調査： 例えば、一次機関だと思って協議しようとしたら、うちは一次機関ではないので意見を述べるにとどめます、ということもあり得るのか。

法制PT： 然り。そして、協議してきた機関に対して、伝達元の機関を教示することになるだろう。

防衛： このペーパーの前提は、既に省秘等になっている文書を特別秘密にするということであって、現在、広く各省で共有している平の文書が対象になることはないという理解でよいか。

法制PT： 然り。非公知性や秘匿の必要性などの要件を満たす必要がある。ここで一番問題なのは、運用の開始時点である。実際の運用が落ち着いた後は、伝達する際に、今後特別秘密として指定することもあるからよろしくなどといった留保を付けて伝達することになるだろうから、問題になることは多くないと考えている。

海上保安： 例えば、海保が陸域の重要テロ情報を入手した場合、海保の所掌ではないので、警察に伝達することとすると、警察によって指定されるまでの間、一次機関である海保では緩い取扱いがなされるといった、3、4日のタイムラグが出てしまうだろう。国の存立が関わる情報について、一義的に所掌上の責任を有する機関を一次機関とするという考え方もあり得るのではないか。もちろん、一番初めに情報を取ったところも一次機関となり得るだろう。つまり、一次機関を3、4に場合分けすることも考えられるのではないか。現在の内調の書き方では、全ての場合をカバーできていないように思う。

警察： 一次機関に優先的地位を認めるべきかと問われると、ほとんどの場合はそれで良いと思うが、例えばたまたま入手しただけの省庁など、一部には適当でない場合も出てくるといふ回答になる。

法制PT： 適当でない場合をどういう規定振りで外していくかが難しい。

警察： 確認であるが、A省庁からアという情報をもらって、B省庁からイという情報をもらって、それを併せて警察がウという情報を指定した場合、A省庁とB省庁に協議は必要か。

法制PT： 別の情報と捉えて、協議する必要はないと考えている。

海上保安： 指定の調整の枠組みの中で、内調の役割は何か。調整役を担うのか。

法制PT： 内調も一つの行政機関にすぎないという位置付けであり、内調による調整は考えていない。

(3) 今後の進め方について

法制PT： 以上の2点について、各省庁から御意見をいただきたい。法制局参事官から、11月中旬に粗方の方針を二部長に上げたいと言われているので、1週間後までではどうか。

警察： それは難しい。翌々週の回答となるだろう。

法制PT： それでは、11月15日（火）までに回答をお願いしたい。

以上

安危からの質問（第2回照会）

以下の内容について、安危から質問させていただきます。

1. 素案の第7条第2項に「その職員になることが予定されている者」という文言があるが、対象者には、新規採用者も含まれているのか。
2. 素案の第7条第4項について、第3者機関に対し照会事項へ応じる義務を課すことが必要ではないか。

外務省意見 RE:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第2回)

送信日時: 2011年11月7日 20:13
宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)
CC: MURAKAMI MANABU [redacted]; TAGUCHI KAZUHO [redacted]
MANABE TAKASHI [redacted]; ADACHI HIDEAKI [redacted]; [redacted]
添付ファイル: 外務省コメント(SC).docx (18 KB)

内調 [redacted]様

お世話になっています。

大変遅くなり恐縮ですが、第二回資料に関する外務省意見を別添にて送ります。

外務省 大臣官房総務課
課長補佐 [redacted]
TEL 03-5501-8000 (内線 [redacted])
直通 [redacted]
FAX [redacted]
E-mail: [redacted]

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Thursday, October 13, 2011 7:43 PM
To: [redacted]; [redacted]
Subject: 【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第2回)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料を、本日、内閣法制局に資料を持ち込みました。
(前回は、9月15日に法制局に持ち込み、9月20日に法制局との協議を実施いたしました。)

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。
(なお、添付資料の「持込資料リスト」に記載の『1 参考資料』については、参考扱いですので、添付しておりません。また、一つの文書ファイルの中に、別シートの形で貼り付けてある資料もありますのでご注意ください)

資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料については、前回同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
(直) [redacted]
Fax 03-3592-2307

秘密保全法制に関するコメント

1 条文案

(1) 第7条

ア 第1項

「その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合」には適正評価が免除されるとある。「その他政令で定める職」の具体的内容は、今後の政令における検討事項と理解するも、外部有識者を公務員に任命し、右が機微な外交機密に接することが想定されるような場合（例：外交機密の開示／不開示を審査する内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員）には、適正評価が行われることが望ましく、係る免除は厳格に行われる必要があると考えるので、政令策定の際には十分考慮ありたい。

イ 第6項

以下の下線部を追加ありたい。

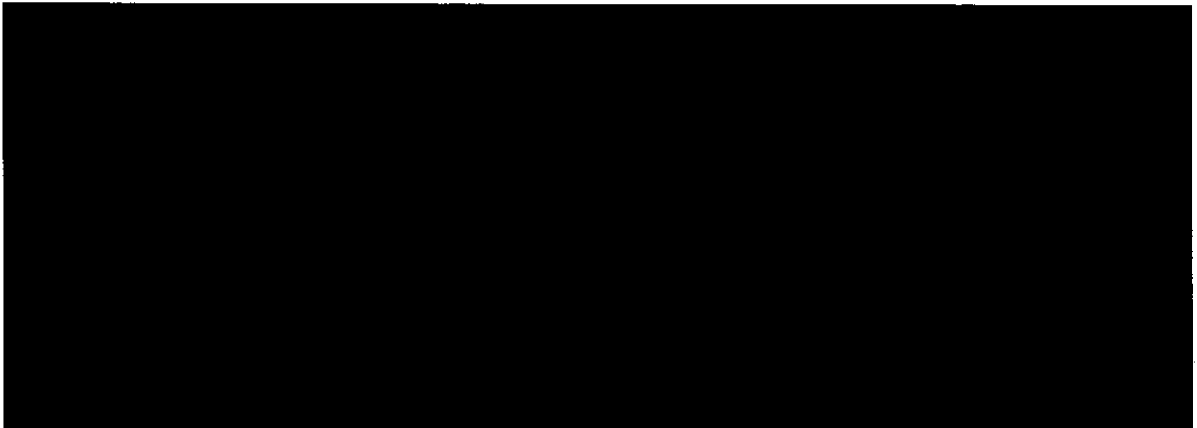
行政機関の長は、適正評価を行ったときは、適正を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

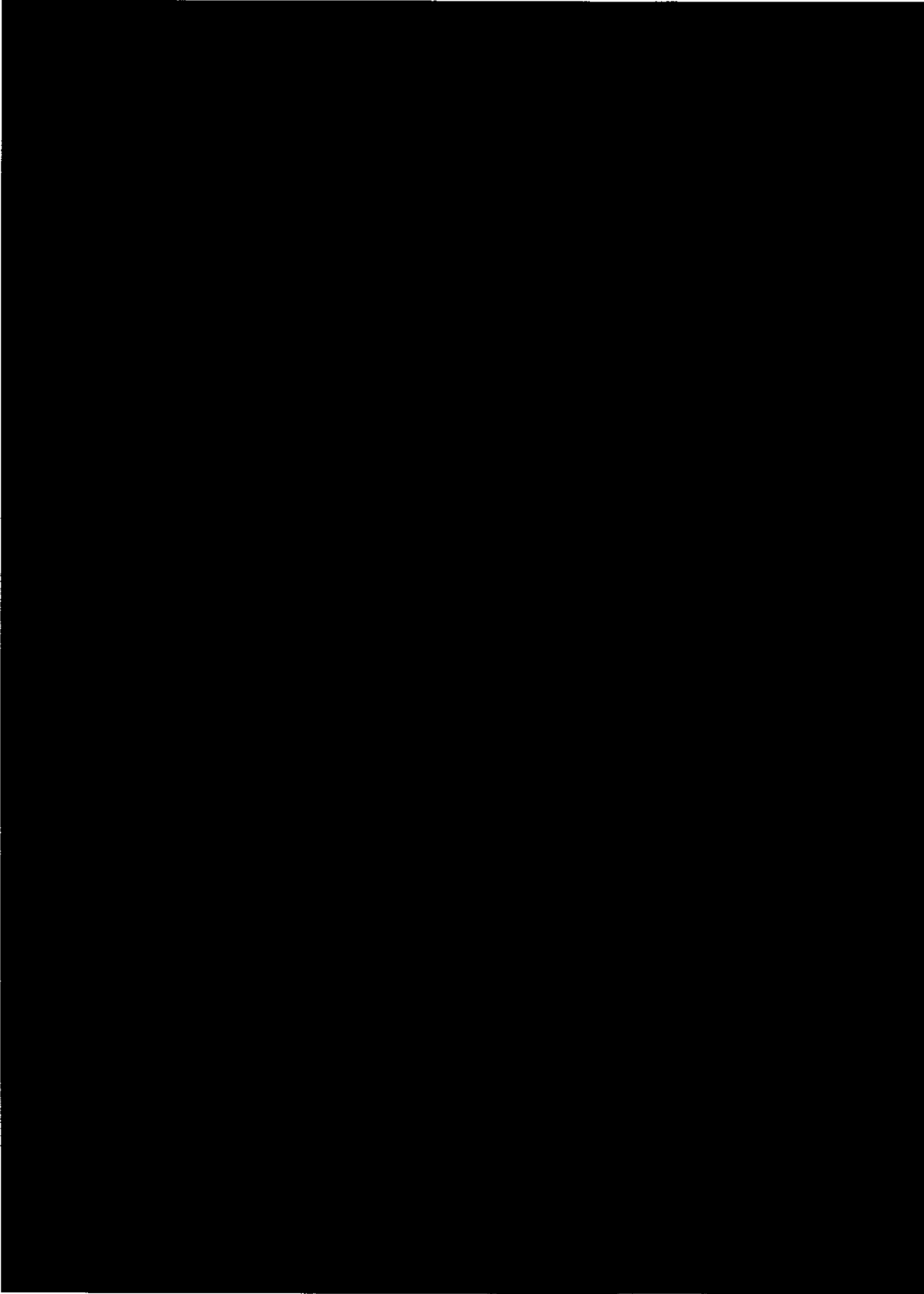
【理由】

対象職員が特別秘密を扱うポストを希望・応募していない場合でも、人事当局から人事配置の必要性に基づき適正評価の実施について同意を求められることは少なくない。こうした場合、対象職員が適正評価の結果通知を希望しないケースも考えられ、かつ、結果の通知を行わなくても人事配置上の支障が生じないことから、第7項と同様の規定ぶりとするのが適当。

(適正評価調査票(イメージ)も右にあわせて修正すべき。)

2 適正評価調査票(イメージ)について







)

(了

内調法制作業準備室 御中

昨日お問い合わせがございました新法案第6条第5項における契約業者に係るみなし規定につきまして、以下のとおり、回答します。

- 自衛隊法第96条の2第3項及び自衛隊法施行令第113条の5の規定により、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者が同条第1項に規定する基準に適合する（適合性を審査する）とともに、同条第2項の規定により、契約（特約条項）において、いくつかの事項（取扱業務者の範囲など）を定めることとされている。また、その細部は、防衛秘密の保護に関する訓令において、防衛秘密に係る契約に先立って、防衛秘密管理者は、防衛大臣の承認を得た上で、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせること等とされている。
- 他方、既に防衛省と契約業者との間で共有され（取り扱われ）ている情報が、何らかの事情により、防衛秘密に指定され、双方において、取り扱われるようなケースが考えられるところ。それが“ヒラ”の情報である場合は、防衛秘密の指定要件の一つである「公になっていないもの」ではないと考えられ、防衛秘密になり得ないと考えられるが、省秘の「秘」である場合は、秘の指定の見直しによっては、防衛秘密となり得るケースが考えられる。この場合であっても、防衛省は、防衛秘密の指定に先立ち、それを回収して、再度、防衛秘密の取扱いの業務を行わせる際の手続き（契約）を行った後、改めて、それを交付することとなることから、いずれにしても、防衛省と契約業者との間における契約に先立って、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることはない。
- 以上のことを整理すると、
 - ① 契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるに当たっては、契約に先立って、契約において定める特約条項（※）において、当該業務を行わせる者の範囲を確定すること
（※）契約業者における省秘の「秘」又は防衛秘密の取扱業務者は、契約業者が、契約時に、取り扱う秘密の種類ごとに定める「秘密保全規則」により、それぞれ、取扱業務者の範囲が指定される
 - ② また、仮に、防衛省と契約業者との間で何らかの情報（防衛秘密に指定されていない情報）が共有され（取り扱われ）ている場合において、防衛大臣が当該情報を防衛秘密として事項指定しようとするときについても、契約の変更等を行わずに、当該契約業者に、引き続き、当該情報の取扱いの業務を行わせることはないことから、契約業者において取扱業務者が指定されていない段階で、防衛大臣が、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることはない。
- したがって、特別秘密制度の場合においても、防衛省が契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるに当たっては、特別秘密の指定に先立ち、特別秘密の取扱いの業務を行わせる際の手続き（契約）を行った後、それを行わせることとなることから、契約業者について、新法第6条第5項の規定のようなみなし規定を設けることは、必要はないものと考ええる。

RE:【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第3回)

送信日時: 2011年11月10日 18:53
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 内調回答1109①.docx (17 KB)

内調 様

お世話になっています。

外務省コメントを別添にて送ります。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐

TEL 03-5501-8000 (内線

直通

FAX

E-mail:

-----Original Message-----

From: (mailto:)
Sent: Wednesday, November 02, 2011 7:31 PM

To:

Subject: 【再送】【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第3回)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りしました法制局持込み資料について、うまく開くことができないフォルダがございましたので、再送させていただきます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

平成23年11月9日

1 特別秘密の指定の調整について

(1) 条文素案に対する文言上のコメントは引き続き検討を要するが、特別秘密の指定の調整に関し、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶという考え方は、条文上必ずしも担保されていないように思われるところ、右考え方を制度上どのように担保する方針かを確認願いたい。

(2) 資料「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について」

2(3)②「一次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと。」については、例えば、過去にA省庁（一次機関）から当省に配布された秘密文書について、A省庁から当省に対し当該文書を特別秘密に指定する旨の連絡があるケースが想定される。

こうした秘密文書は、受領当時は特別秘密ではないことから取扱者、保管等の管理体制等が特別秘密の水準に達していないケースもあり、対応が困難な場合が想定される。特に、著しく古いもの（例えば10年以上前のもの）、当時の秘密区分がそれほど高くなかったもの（例えば「秘」指定等）、省内・在外公館等で幅広く共有済みのもの等については、すべての閲覧者・文書の所在の確認が困難と思われる。

については、こうした事情も踏まえ、実際の運用の際には各省庁の意見を聴取しつつ、運用可能なものを検討いただきたい。

2 その他

(1) 第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、(中略) 他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており（注：契約業者を除く）、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明願いたい。

(2) 第6条第5項について

同項では、共有事項を特別秘密として指定した旨の通知を受けた特定行政機関において、「当該通知に係る共有事項の取扱いの業務を当該通知の際現に行っている職員は、当該業務に従事しなくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が（中略）特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員とみなす。」と規定されている。

これに関し、

- ① 上記(1)のとおり、現案では他の行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせるに当たり、適性評価の実施が義務づけられていないように見受けられるが、右にもかかわらず敢えて本件「みなし規定」が必要となる理由をご教示願いたい。
- ② また、例えば、当該共有事項を特別秘密として指定した行政機関の職員に対しては「みなし」規定が存在しないなど、同じ特別秘密を取り扱う場合でも行政機関の差異のみで異なる取扱いをしているように解されるが、その理由をご教示願いたい。

(3) 第7条について

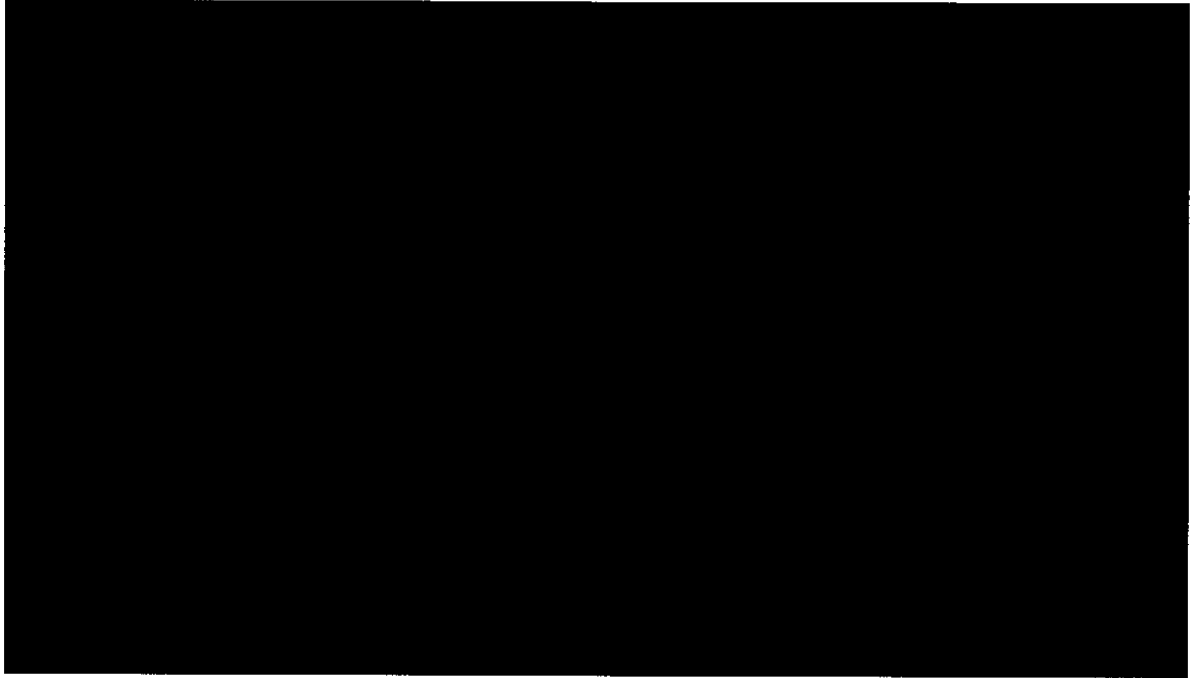
適性評価の実施に当たり、貴説明資料にもあるとおり、「積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象役職員本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らない」ことが想定される。

他方で、本法案の目的等に鑑みれば、適性評価を可能な限り実効的なものとするのが重要であるところ、例えば、対象職員が調査事項について回答する際に、「虚偽の記載を故意にはならない」旨を規定することも一案と考えられるが、いかがか。

(4) 第7条第8項及び第9項について

これらの規定を設ける理由としては、貴説明資料のとおり「対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報、例えば人事においても利用され、能力の実証と関わりのない情報に基づく情実的な任用がなされるのではないかといった不安感や不信感を払拭する」ためと解されるどころ、各行政機関における適性評価が人事当局において実施されることを想定しているか否か、想定している場合には、上記貴説明資料との整合性についてもご説明願いたい。

(5) 調査票（イメージ）について



(7)

1 条文案

○ 素案

2 論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 立法事実に関するもの

- 特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について
- 特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃の防止について

(2) 秘密の指定に関するもの

- 指定の有効期間について
- 他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安

全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、**警察庁その他政令で定めるもの**

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、**政令で定めるもの**

六 会計検査院

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（**前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。**以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつてい

ないものうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、**五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。**

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関（警察庁長官にあっては、都道府県警察を含む。以下この項において同じ。）から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下この条及び次条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に係る情報を保有する他の行政機関（以下この条及び次条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2 行政機関の長は、前項の場合において、当該共有事項が他の行政機関から伝達を受けた事項であるときは、特定行政機関の長の意見を聴くことに加え、特定行政機関のうち最初に当該事項に係る情報を保有するに至った行政機関の長に協議しなければならない。

3 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事す

る者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

② 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第九条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

③ 行政機関の長は、前②項の規定により他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

④ 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合には、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

⑤ 警察庁長官は、前項の規定により都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

⑥ 第五條第三項の規定による通知を受けた特定行政機関において、当該通知に係る共有事項の取扱い

の業務を当該通知の際現に行っている職員は、当該業務に従事しなくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が**第〇条第〇項又は前条第〇項**の規定により当該通知に係る特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員とみなす。ただし、当該通知をした行政機関の長その他の行政機関の長が、**第〇条第〇項又は前**の規定により当該職員に当該特別秘密の取扱いの業務を行わせることとした場合は、この限りでない。

(適性評価)

第〇条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合
- 二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

- 2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが予定されている者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うことを疑わせる言動、状況又は経歴に関する事項であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。
- 4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 6 行政機関の長は、適性評価を行ったときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通

知しなければならない。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために適性評価個人情報（適性評価の実施に当たって行政機関の長が取得する個人情報という。次項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

9 前項ただし書の規定により適性評価個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適性評価個人情報を利用し、又は提供してはならない。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

第24条 警察庁長官は、**第23条第2項**の規定により都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その

職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に特別秘密を取り扱わせるときは、適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。

3 前条第二項から第十項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第八項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

第十二条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 **第九**条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが予定されている者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員並びにその役員及び職員になることが予定されている者」と、同項から同条第五項まで及び同条第七項の規

定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第六項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第 17 条 行政機関の長及び警察本部長は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところにより、一般職の国家公務員、自衛隊法第二条第五号に規定する隊員又は都道府県警察の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に対して免職その他不利益な取扱いがされないことがないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第 18 条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以

下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第 17 条 第 15 条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第 15 条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第 18 条 第 15 条第三項若しくは第 16 条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第 17 条

第一項、第二項若しくは第 16 条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑

を減輕し、又は免除する。

2 第**十五**条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について（案）

1 インターネット上への情報漏えいの脅威

秘密保全の分野においては、従来、外国情報機関等による情報収集活動といった外部の脅威から秘密情報を確実に保護することに重点が置かれてきた。昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案（以下「本件事案」という。）の発生は、こうした従来型の脅威に加え、秘密保全について新たな脅威が生じていることを示すものである。

本件事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。

従来、政府職員がこのような行為を行うためには、マスメディアの力を借りる必要があり、必ずしも容易なことではなかったが、近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになり、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本件事案は示している。^{*}

本件事案は、政府の方針に不満を持った職員によるものであるが、この種の情報漏えいを企図する者としては、上司や職場への不満を有する者や個人的なストレスを抱える者なども想定されるところであり、職員の規範意識の醸成といった対策を講ずべきことは当然としても、それのみでこの種の情報漏えいの脅威を根絶することは容易でないと考えられる。

加えて、職員による情報漏えいを後押しするウィキリークスのような内部情報公開サイトが国際的に広まっているが、ウィキリークス等では誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴う筈のリスクや恐怖感を軽減していると考えられるため、この種のサイトの存在が新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなっており、海外では既に深刻な実害が発生している。

2 本法制の整備による特に秘匿を要する情報の漏えいの防止

防衛秘密をはじめとする特に秘匿を要する情報も、当然ながら上記1で述べた新たな情報漏えいの脅威の対象外ではない。

*1 元内閣情報調査室長の大森義夫氏は、「ボタンひとつで国家機密をばら撒ける恐怖」と題する月刊誌への寄稿の中で、本件事案について、「今回の事案が真に恐ろしいのは、英雄でもない、月光仮面でもない、ごく普通の公務員が、政府が「秘」と定めた資料をボタンひとつで世界中にばら撒ける時代になったことを改めて認識させられたことである」と述べている（「中央公論」2011年1月号）。

インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大である。防衛秘密などの機密情報が、職員の個人的判断によってインターネット上に漏えいさせるような事案は、国家の存立を危険にさらすものであり、何としてでも未然に防止しなければならず、そのための対策は急務である。

本法制は、機密情報のインターネット上への漏えいについて、2つの点からその未然防止を図ろうとするものである。

第一に、特別秘密の漏えい罪を設け、相当程度重い罰則を設けることにより、その抑止を図ることとしている。

第二に、特別秘密の管理の厳格化である。具体的には、特別秘密に係る文書の保管等の物的管理のための措置に加え、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価を実施することにより、特別秘密の漏えいの抑止を図ることとしている。適性評価制度は、職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価し、漏えいするおそれの程度が高いと認められる者をあらかじめ取扱者から除外しようとするものであるが、これを実施することで、組織のルールよりも個人の都合を優先させるような者は、法令遵守の状況に問題があるといった観点から評価され、特別秘密の取扱者から排除されることが期待できる。

(参考) 内部情報公開サイトの概要

1 ウィキリークスの例

重要なニュースの提供を目的とする非営利メディア組織を自称するウィキリークスは、2006年に活動を開始したと言われているが、その存在は2007年1月の報道により初めて明らかになった。

ウィキリークスは、情報の公開により組織の透明性が向上し、透明性の向上がより良い社会の構築に資する、また、詳細な調査により組織の腐敗は減少し、民主主義は強化されるとの考え方の下、自らを含む報道機関がこれらの目標を実現する上で果たすべき役割は大きいと主張している。

また、ウィキリークスは、情報提供者が匿名でリークを行うことができるよう、最先端の暗号技術を活用した情報システムを整備するとともに、情報提供者のアクセス記録を保存しないこととしている。

2 ウィキリークスによる内部情報の公開例

ア イラク駐留米軍による民間人誤射に関する映像

2010年4月、イラク駐留米軍のヘリコプターが銃撃によりイラクの住民等を殺傷する映像を公開した。

イ アフガニスタン紛争関連資料

2010年7月、アフガニスタン紛争に関する米軍等の秘密情報約7万件以上を公開した。公開された資料には、米軍に協力する現地の情報提供者の実名、未公表の民間人死傷事件の情報、パキスタン情報機関によるアフガニスタン武装勢力への支援等に関する情報が含まれていた。

ウ イラク戦争関連資料

2010年10月、イラク戦争に関する米軍の秘密文書約39万件を公開した。公開された資料には、イラク治安当局による捕虜虐待や米軍によるイラク住民の殺害に関する情報が含まれていた。

エ 米国外交公電

2010年11月、1966年から2010年2月までに米務省と在外公館の間で交わされた外交公電約25万件を公開した。これらには、約1万6千件の「極秘」公電や約10万件の「秘」公電が含まれていた。

3 ウィキリークス以外の内部情報公開サイトの例

ア Al Jazeera Transparency Unit：中東の衛星テレビ局が開設した内部情報公開サイト。本年1月、イスラエル政府とパレスチナ自治政府の和平交渉等に関する情報約1,600件以上を「パレスチナ・ペーパーズ」と題して公開。公開された文書には、パレスチナ側がイスラエルとの和平交渉で提示した譲歩案などが含まれていた。

イ BalkanLeaks：バルカン半島に関する内部情報公開サイト。パリ在住のブルガリア人が、バルカン諸国における透明性を向上し、組織犯罪と政治腐敗を撲滅

するため、政治、経済等に関する秘密文書を公開。

- ウ BrusselsLeaks：ジャーナリスト等が開設したEUに関する内部情報公開サイト。EUでの意思決定に関する内部情報を入手し、公開することによって、EUにおける意思決定の透明化を図ることを目的としている。
- エ FrenchLeaks：フランスに関する内部情報公開サイト。ウィキリークスの考え方に共鳴するメディアが、提供された秘密情報の信憑性を確認した後に公開している。
- オ IndoLeaks：インドネシアに関する内部情報公開サイト。かつてのスハルト政権における情報を公開。
- カ OpenLeaks：ウィキリークスを脱退した者が開設したサイト。提供された情報を自ら公開せず、情報提供者が指定する報道機関に提供するのが特徴。
- キ RuLeaks：ロシアに関する内部情報公開サイト。ウィキリークスに公開されている情報に加えて、プーチン首相の豪邸の写真等提供された情報を公開。

(インターネット上の情報から作成)

平成23年11月 日
内閣情報調査室

特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃の防止について（案）

1 防衛秘密を取り扱う民間企業に対する標的型サイバー攻撃事案の発生

本年8月、三菱重工業において、事業所等のパソコン等が標的型サイバー攻撃を受けたことが判明した（参考1）。その後、防衛装備品を製造する川崎重工業、三菱電機、IHIにおいても、標的型サイバー攻撃を受けていたことが明らかになった。

これらの企業はいずれも防衛省との契約により防衛秘密を取り扱う企業である。現時点において、防衛秘密の外部への流出は確認されていないが、何者かが防衛秘密の不正取得を図った可能性も考えられる。

2 標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- ・ 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- ・ 攻撃対象の組織等が使用するITシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後その痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

ここ数ヶ月の間だけでも、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると（参考2）、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

3 特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃の防止について

防衛秘密等の特に秘匿を要する情報は、標的型サイバー攻撃の標的にされる蓋然性の高い情報であるが、現行法では、標的型メール攻撃については、本年7月に施行された刑法の不正指令電磁的記録供用罪により3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、不正アクセス行為については不正アクセス禁止法により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金といった罰則が設けられているだけで、重罰を科すことが困難である。

本法制においては、特別秘密の特定取得罪を設け、不正アクセス行為や標的型メール攻撃といった管理侵害行為を手段として特別秘密を取得する行為について5年又は10年以下の懲役を科すこととしている。この特定取得罪の創設により、特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃に対する重罰化が可能となり、一定の抑止効果を期待することができる。

また、防衛秘密等の特に秘匿を要する情報は、標的型サイバー攻撃を避けるため、インターネットと接続されたオープン系のネットワークで取り扱うことは避けるべきであり、行政機関においては、既にそのような方向でルール化が図られつつあるが、本法制

においても、政令等でそのようなルールを明確化することが考えられる。

なお、オープンネットワーク上における特別秘密の取扱いは原則禁止されるべきではあっても、緊急時等に例外的に外部と特別秘密をやり取りする場合にインターネットを利用する必要がある余地がないとはいえない。加えて、委託により特別秘密を取り扱う民間事業者については、現在の防衛秘密と同様、その管理方法については契約により定められることになると見込まれ、行政機関と同等の厳格な管理が必ずしも担保されない可能性もあることから、特定取得罪を創設して特別秘密に対する標的型サイバー攻撃を抑止を図る必要性はなお認められると考えられる。

(参考1) 三菱重工業に対するサイバー攻撃の概要

1. 三菱重工業の事案の経緯

- 8月中旬 三菱重工業において、複数のコンピューターがウィルスに感染している可能性が判明し、調査及びウィルス駆除を実施。
- 8月下旬 感染の状況等について専門業者による調査を開始。爾後、警察当局に状況を報告。
- 9月19日 本件に関する新聞報道（読売朝刊）、防衛省に状況を報告。
- 9月30日 警視庁に被害届を提出。

2. 三菱重工業による調査状況

- 複数の事業所のコンピューター 83 台においてウィルス感染が判明。
- 専門業者に調査を依頼したところ、
 - ① 企業の情報を盗み出すことを狙ったウィルスである可能性が高いこと
 - ② 一部のコンピューターのシステム情報が流出した可能性があること
 - ③ 一部のコンピューターに外部から侵入された痕跡があることが分かったため、警察当局に状況を報告。
- 事実関係の調査が続いているが、現在のところ、製品や技術に関する情報のデータ流出は確認されていない。

3 防衛省の調達における秘密の保全

省秘、防衛秘密及び特別防衛秘密を取り扱う情報システムについては、秘密保全対策ガイドラインにおいて、秘密保全施設外への接続を禁止している。

(参考2) 政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例(報道等を基に作成)

平成 23 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計 886 名分の個人情報流出したおそれがある。 ・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・ 防衛大臣(当時)を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕込まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱重工業の約 80 台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10 月 24 日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕込まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成 23 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた(感染の時期等は不明)。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・ 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成 23 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

指定の有効期間について（案）

1 問題の所在

- (1) 本法制では、①別表各号への該当性、②非公知性、③高度の秘匿の必要性、という3要件を満たす事項を特別秘密として指定することとしている。

このうち、指定の要件①が指定後に失われることは通常考え難い^{*}。一方で、要件②については、漏えい等によりその要件を欠くに至ることが考えられる。また、要件③の高度の秘匿の必要性は、特別秘密として指定しようとする事項を取り巻く諸情勢に基づいて判断されることから、指定後の情勢の変化によって要件を欠くに至ることが考えられる。

- (2) この点、指定の要件を欠くに至った場合には、何らの措置を待つまでもなく、当然に特別秘密の指定の効力は消滅することとなる。しかし、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなるおそれがあることから、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本制度に対する国民の信頼が損なわれることになりかねない。

したがって、指定の要件を欠くに至った場合には、可能な限り速やかに指定を解除することが必要である。

- (3) 指定の解除は、その要件のいずれかが欠けたことを行政機関が認識することで実施されるところ、要件①又は②が欠ける場合は例外的である上、仮に要件が欠けた場合も比較的容易にそれを認識でき、迅速に解除を実施し得ると考えられる。他方、要件③については、特別秘密として指定された事項を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、その要件を欠くに至ったという認識が遅れる可能性がある。

そこで、一度特別秘密として指定された情報が高度の秘匿の必要性がなくなった後もなお特別秘密扱いされることを防止するために、解除の措置に加えて、有効期間の制度、すなわち、ある期間の経過後に指定の効果を消滅させ、仮に指定を継続させる場合には、要件該当性が充足されていることを再度確認する制度を導入すべきか否か、また、導入する場合にはその制度の在り方が問題となる。

2 検討

(1) 有効期間の要否

特別秘密に指定された事項を利用する頻度は様々であるが、その頻度が低い特別秘

*1 例外的に別表各号への該当性が失われる場合としては、例えば、「防衛の用に供する暗号」として指定された事項が、新規に暗号が開発されたことにより防衛の用に供されることがなくなったため、該当性を欠くこととなる場合などが考えられる。

密ほど、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、高度の秘匿の必要性が消滅したことが認識されない可能性が高いと考えられる。その場合、有効期間の定めがあることによって、その期間経過時に要件該当性を確認し、再度の指定を行うか否かを判断することが可能となり、有効期間が無用な指定を排除するための制度的担保として機能することとなる。

したがって、有効期間を設けることには合理的理由があると考えられる。

(2) 指定の有効期間の在り方について

指定の有効期間については、①法令に有効期間を規定せず、指定の際に、必要と想定する期間を定める制度、②法令に一律の有効期間を規定する制度、③法令に有効期間の上限を規定し、指定の際に、その範囲内で必要と想定する期間を定める制度が考え得る。

①については、必要以上に長期の有効期間を定める弊害を防止することができず、適当でない。②については、特別秘密として特に厳格な保全措置を必要とする期間はそれぞれの事項によって異なるため、仮に一律の有効期間とすると、短期間だけ保全すれば足りる事項についてまで必要以上に長期の有効期間が設定される可能性があり、適当でない。

そこで③について検討すると、対象となる事項ごとに必要とする期間を個別具体的に判断した上で、上限の範囲内の有効期間で足りる事項については、実際に必要な期間を設定することが可能となる。また、相当長期にわたる指定を必要とする事項については、有効期間満了時の有効期間の延長を想定した上で上限の期間を有効期間として定めることとなり、必要以上に長期の有効期間を定める弊害を防止することができる。

したがって、指定の際に、上限の範囲内で、必要と想定する期間を有効期間として定める制度とすることが適当と考えられる。

(3) 有効期間の上限について

要件を欠くこととなった時点と解除を可能な限り近接させるためには、要件該当性を確認する間隔を短期間とすることが望ましい。その一方で、要件を欠いたことが遅滞なく認識され、有効期間の制度がなくとも解除により無用な指定を排除し得る場合もあるにもかかわらず、有効期間の導入により全ての特別秘密について延長に係る行政事務の負担が生じることになるため、有効期間を余りに短期間にするのは適当でない。

この点、本法制が取り込む自衛隊法上の防衛秘密制度には有効期間の仕組みがなく、また、現行の特別管理秘密制度では有効期間を設定することとされているものの、その長短は各行政機関の裁量に委ねられており、実際の運用も5年から30年と様々であって、本法制と類似するこれらの現行制度からあるべき有効期間の上限を導き出す

*2 この点、例えば、別表の各号ごとに有効期間を法令に規定することも考えられるが、同一の号に該当する事項であっても保全を要する期間は事項ごとに様々であって、各号ごとに一定の期間を定めることは困難である。

のは困難である。

そこで、高度の秘匿の必要性は特別秘密の対象となる事項を取り巻く諸情勢に基づいて判断されるものであり、有効期間を設ける趣旨が当該事項を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認するところにある点に着目すると、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定が7件あり、そのうち、当該期間をおおむね5年とする例が5件と最も多いことを参考として、有効期間の上限を5年とすることが考えられる。

【参照条文】情勢の変化を勘案して、変更・見直しを行う例

(1) 期間を5年とする例

○海洋基本法（平成十九年四月二十七日法律第三十三号）

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6・7 （略）

○統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）

（基本計画）

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

○水産基本法（平成十三年六月二十九日法律第八十九号）

第十一条 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～7 （略）

8 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

9 （略）

○食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日法律第百六号）

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～6 （略）

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 (略)

○森林・林業基本法（昭和三十九年七月九日法律第百六十一号）

第十一条 政府は、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～6 (略)

7 政府は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 (略)

(2) 期間を3年とする例

○郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 (略)

2・3 (略)

○エネルギー政策基本法（平成十四年六月十四日法律第七十一号）

（エネルギー基本計画）

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「エネルギー基本計画」という。）を定めなければならない。

2～4 (略)

5 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6・7 (略)

平成23年11月 日
内閣情報調査室

他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、防衛省以外の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者（以下、行政機関との契約に基づき秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者を「契約業者」という。）に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定している（自衛隊法第96条の2第3項）。

そこで、本法制においては、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合について、いかに規定すべきか。

2 検討

(1) 一般に、行政機関が保有する秘密に該当する事項といえども、当該行政機関外の者への伝達が一切許容されないわけではなく、当該事項を秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより、伝達が許容される場合があると考えられる^{*1}。

このように、行政機関が保有する秘密は、法律上の規定がなくても公益の比較衡量により当該行政機関外の者に適法に伝達することが可能であると考えられるところ、それにもかかわらず自衛隊法が第96条の2第3項において他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の規定を置いた趣旨は、以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54頁）。

「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高

*1 昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国政調査権と国家公務員の守秘義務との関係について、「国政調査権に基づいて政府に対して要請があった場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によってまもられるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものとする。」と説明されている。

*2 内閣法制局内行政法実務研究会編「ケーススタディ行政法実務」（ぎょうせい）277頁において、「守秘義務違反については、罰則を規定することにより、秘密を保護している（地公法60条2号）。しかし、秘密事項であっても、他の法益に基づく要請によって、これを発表することが許容される場合があり、例えば、地公法34条2項の規定により任命権者の許可を受けた場合には、秘密事項を発表することが許され、守秘義務違反に係る犯罪は成立しないことはいうまでもない。」と説明されている。

まることとなる。)に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛庁・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある。こうした点にかんがみ、隊法第96条の2第3項は、『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたものである。したがって、隊法第96条の2第3項は、通常と比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたものであり、同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである。』

- (2) 本法制における特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によっては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは許容し難いと思われる。

したがって、本法制においても、自衛隊法と同様、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける必要があると考えられる。

- (3) なお、本法制における特別秘密については、警察庁が都道府県警察の職員に取扱いの業務を行わせる場合が想定されるところ、警察庁長官は都道府県警察に対する指揮監督権(警察法第16条第2項)に基づいてその職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることが可能であると考えられるため、創設的規定を設ける必要はなく、警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合に取扱いの業務を行わせることができる旨確認的に規定すれば足りると考えられる。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:26

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (57 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(圖)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:27

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (57 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:27

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (57 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:28

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (57 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、XXXXXXXXXX様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
- 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
- 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

XXXXXXXXXX
(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:29

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (57 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:29

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (57 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いは、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:30

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (57 KB)

外務省 大臣官房総務課

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:30

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (55 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:31

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (57 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]
(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:31

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月11日 16:32

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (57 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

【回答】 特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月14日 10:48

宛先:

添付ファイル: 警察庁に対する回答(20111114).jtd (42 KB)

警察庁警備局警備企画課 様

いつも大変お世話になっております。

10月28日付けで貴庁から頂戴しておりました質問について、添付のとおり回答いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、同日付けの御意見につきましては、御意見のとおり条文素案を修文しておりますので、先週11日に送付いたしました法制局持込み資料(第4回)の「条文素案」をご確認いただければと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

事務連絡
平成23年11月14日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの10月28日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 全体

- (1) 政府による秘密保全を徹底し、特別秘密の漏えいを防止するためには、各行政機関において特別秘密が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が発生した場合に、当該事案に関する情報が迅速正確に一元的に政府に集約されることにより、政府として適切な措置が講じられるよう担保すべきと思料するが、そのための仕組みは整備しないのか。

（回答）

仕組みの必要性に異論はないものの、当該仕組みを法制化することは現時点では考えていない。

- (2) 証拠として司法府に伝達された特別秘密の漏えいを防止するため、本法律の施行までに、「司法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要がある」（有識者会議報告書24頁）のではないが。さもなくば、刑事訴訟法103条の規定に基づき監督官庁が特別秘密に係る証拠の押収の承諾を拒むケースが発生し、「特別秘密に係る犯罪」（8条2項）の捜査に重大な支障が生じるおそれがあるのではないか。

（回答）

特別秘密に係る犯罪の刑事手続において、司法府に特別秘密が伝達されるのが必至とまではいえない。例えば、公判においては、秘密の内容を明らかにしないまま実質秘性を立証する外形立証の方法を採ることが考えられるところ、外形立証による限り、当該特別秘密の内容に触れるのは検察官のみである。したがって、司法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理することは、将来的な課題ではあるものの、必ずしも本法律の施行までに整理する必要はないと考えている。

2 5条関係

外国の機関から複数の行政機関が同時に情報の伝達を受けた場合等、同一ないし同種の情報を複数の行政機関が同時に取り扱う場合における特別秘密の指定の調整につ

いては規定しないのか。

(回答)

複数の行政機関が外国の機関から同時に情報の伝達を受けた場合等、当該複数の行政機関同士が相互に当該情報を保有していることを認識している場合においては、現在の条文素案に規定する協議又は意見聴取を通じて指定の調整を図ることが可能であり、別途規定する必要はないと考える。

他方、複数の行政機関が外部から個別に同一ないし同種の情報の伝達を受けた場合においては、秘密という性質上、当該複数の行政機関同士が相互に当該情報を保有していることを確実に把握するのは困難であるため、そもそも指定の調整は行い難いと考ええる。

3 6条関係

- (1) 「特別秘密の取扱いの業務」の具体的内容は何か。情報の伝達並びに文書の作成、複製、閲覧、交付、運搬及び廃棄等の全てを含むのか。

(回答)

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄及び特別秘密の伝達等、特別秘密の利用若しくは使用又はその維持若しくは管理に係る行為をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、特別秘密の取扱いの業務を行う者が、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄及び特別秘密の伝達等特別秘密の利用若しくは使用又はその維持若しくは管理に係る行為を行うことをいうものと考ええる。

また、それは特別秘密の内容の知得を伴う業務であって、例えば、特別秘密が電磁的方法により記録されたサーバーのメンテナンス業務等の特別秘密の内容の知得を伴わない業務は、ここでいう「特別秘密の取扱いの業務」に含まれないと解してよろしいか。

(回答)

「知得」とは、「知ること。知り得ること。」(大辞泉)をいい、ある事項を知る場合のみならず、知ることができる状態にある場合も含まれると解することができる。この点、防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法の一部を改正する法律案の立案過程において、漏えい罪の構成要件を「知得し、又は領有した防衛秘密を漏らした」から「知得した防衛秘密を漏らした」と変更するに当たり、

○『「知得」とは、『防衛秘密を含めた何らかの秘密であること』の認識があり、かつ、『防衛秘密を含めた何らかの秘密の意味(=何たるか=漏えいすればどういう結果を導くか)を全く認識していないわけではない』程度の意味の認識があることをいうものと解する。』

○「防衛秘密の内容が記載された文書を所持しており、それが防衛秘密を含めた何らかの秘密に該当するものであるとの認識はあるが、多忙でその内容に全く

目を通していないような場合も『知得』していると解すべきである。」

○「通常は、秘密の事項に係る文書、図画又は物件の現物やコピー等を領有している場合には、同時に知得している場合が多いものとする。」

などとして（いずれも自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料）、「知得」の意義について同様の解釈を採っている。そして、「特別秘密の取扱い」とは、当該特別秘密の内容につき、このような意味での「知得」を伴うものと考えられる。

お尋ねのサーバーのメンテナンス業務等が「特別秘密の取扱いの業務」に該当するか否かについては、個別具体的な事情にもよるため一概にはお答えし難いが、このような「知得」を伴うことがないと断定することはできないと考える。

- (2) 1項について、行政機関の長が他の行政機関に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合」とは、具体的にどのような場合か。

(回答)

例えば、内閣官房が防衛省に対し、情報収集衛星により入手した画像情報を提供する場合などが考えられる。

- (3) 2項について、都道府県警察が行う特別秘密の取扱いの業務は自治事務又は法定受託事務のいずれか。

(回答)

自治事務であるとする。

4 7条関係

- (1) 1項について、6条1項の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合において、当該他の行政機関の職員に対する適性評価を実施するのは、当該他の行政機関の長と解してよろしいか。

(回答)

責見のとおり。

その場合、行政機関の長は、当該他の行政機関において適性評価が適正に実施されているか確認する必要があるが、適性評価の基準や当該確認の方法について、政府の統一的なルールは作成しないのか。

(回答)

他の行政機関に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の当該他の行政機関における特別秘密の保護の方法や、適性評価の基準や当該確認の方法については、引き続き検討してまいりたい。

- (2) 1項「取り扱わせる」の具体的内容は何か。情報の伝達並びに文書の作成、複製、閲覧、交付、運搬及び廃棄等の全てを含むのか。また、6条の「取扱いの業務」と

は、主体に違いがある（6条が行政機関で7条が職員）だけで、内容に違いはないと解してよろしいか。

（回答）

前段に関しては、3(1)の回答のとおりである。

後段に関しては、6条の「取扱いの業務」が取扱いの反復継続が予定されている業務により取り扱う場合に限られるのに対し、7条1項の「取り扱わせる」はそのような業務以外の業務により取り扱う場合も含むという点で、内容に違いがある。

- (3) 6項について、適性評価の結果を対象職員に通知しなければならないとする理由は何か（「結果の通知について（案）」（11/10/14内調内検討済み）によると、適性評価の結果の通知は、「本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るための仕組みとして当然に必要」とのことであるが、結果の通知と「対象役職員の理解」とにどのような因果関係があるのか。）

（回答）

本制度が、調査票を提出させるなどしてプライバシーに深く関わる個人情報を取得するものであるにもかかわらず、対象職員に結果を通知しないこととすれば、間違いなく当該制度のために当該個人情報が用いられたかどうかを対象職員が確認することができず、そのことを原因として当該制度に対する不信感が高まるといった影響が懸念されるためである。

- (4) 7項について、「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を認めなかった理由を通知する」とあるが、「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」とは、具体的に如何なる範囲か。例えば、「適性評価の調査事項（イメージ）」において、適性評価の調査事項として「一 学歴及び職歴に関すること。」「二 我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関すること。」等10項目を掲げているが、仮に「二 我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関すること。」を理由に適性を認めなかった場合、対象職員に通知する理由は、「我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係において適性を認めるに至らなかった」などといったものになるのか。

（回答）

理由の通知の具体的方法については、引き続き検討してまいりたい。

- (5) 条文素案第7条第7項において、適性を有すると認めなかった旨の通知に際しては、理由を通知するものとされているが、例外規定を設ける予定はないか。

（回答）

「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げ」る場合及び「当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした」場合には通知しないということを考えている。

警察庁の職員の人事評価に当たっては、他の国家公務員とは違い、全体評語が中位より下である場合にあっては、当該全体評語を被評価者に開示しなければならないとされているものの、理由の通知までは求められていない（人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）第10条及び人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）第3条第2項）。この趣旨は、評価結果の開示が士気の低下、上司との関係悪化等を招き、秘密保持や指揮命令等特殊性を有する警察職務の円滑な遂行に影響が出ることを懸念したものであるが、この人事評価における例外規定との整合性如何。

（回答）

国の存立にとって重要な秘密情報の保護を目的とする適性評価制度と、公務の能率的な運営を目的とする人事管理制度の一環である人事評価制度とは、趣旨を異にするものである。

したがって、それぞれの制度はそれぞれに合理的であればよいと考える。

- (6) 適性評価の調査事項を定める政令（案）第〇条第5号の「懲戒の経歴」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第1項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に規定する懲戒処分の経歴と理解してよろしいか教示されたい。

（回答）

国家公務員及び地方公務員に関しては貴見のとおりであるが、自衛隊員及び契約業者の職員に関しては各々に係る懲戒処分が該当する。

また、同条第6号の「非違に関する事」とは、懲戒処分又は行政機関の任命権者等が行う訓告、訓戒、注意その他の監督上の措置に係る規律違反に関する事と理解してよろしいか教示されたい。

（回答）

貴見のとおり。

あわせて、これらの「経歴」や「非違」の調査対象期間は、関係する行政文書の保存期間内と理解してよろしいか教示されたい。

（回答）

「経歴」や「非違」に係る行政文書の各行政機関における保存期間については承知していないが、当該期間の長短にかかわらず、「経歴」や「非違」の調査対象期間は、諸外国の例を参考に、現在10年程度とすることを考えている。

- (7) 警察法上、都道府県警察職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（地方警務官）は、国家公安委員会が任免するとされているところ、条文素案第8条第3項により読み替えた第7条第2項においては、警察本部長が当該都道府県警察の職員について適性評価を実施することとなり、地方警務官については任命権者と適性評価の実施権者が異なることとなるが、この点についての考え方如何。

(回答)

特別秘密の管理に係る制度は、任命権限を基礎とした制度ではないため、任命権者と適性評価の実施権者が異なることは問題とはならない。

- (8) 警察庁長官が適性を有すると認めた警察庁職員が、都道府県警察職員に異動した場合、条文素案第8条第3項により読み替えた第7条第2項により、当該都道府県の警察本部長が適性評価を実施することとなる。しかし、その者が取り扱うこととなる特別秘密は、第8条第1項により、警察庁長官が都道府県警察に取り扱わせることとしたものであるから、既に警察庁長官が適性評価を有すると認めた者については、改めて警察本部長が適性評価を実施する必要はないものと思われるが、この点についての考え方如何。

(回答)

行政機関は、特別秘密の取扱い等の法令の定める任務及び所掌事務について、各機関ごとに業務を処理していることに鑑み、適性評価制度もそれぞれの行政機関の長をその実施権者としている(都道府県警察についても考え方は同様である。)ため、都道府県警察での取扱いには、警察本部長が適性を有すると認めることが必要である。

なお、行政機関の長等が適性を確認する際に、他の行政機関等での適性評価の状況を参考とすることを妨げるものではない。

5 8条関係

- (1) 2項「特別秘密に係る犯罪」の範囲如何。本法に規定する犯罪に限られるのか。それとも、特別秘密に係る文書の変造等、捜査に従事する職員が特別秘密に接する機会のある犯罪はすべて含まれるのか。

(回答)

後者である。

- (2) 2項「職員に特別秘密を取り扱わせる」について、「取扱い」の具体的内容は何か。例えば、捜索差押の際に特別秘密に係る文書の入った段ボール箱を運搬させる場合等、捜査員が特別秘密の内容に直接触れないときも、特別秘密を取り扱わせたことになるのか。

(回答)

「取扱い」の具体的内容は3(1)の回答のとおりである。お尋ねの例については、取り扱わせることになる場合もあると考える。3(1)の回答を参照されたい。

6 罰則関係

- (1) 13条から15条までに規定する罪は、行為者が、漏えいや取得に係る秘密が特別秘密であることを主観的に認識していなくても、あるいは客観的に認識し得なくても、成立するのか。

(回答)

成立しないと考える。

- (2) 13条から15条までに規定する罪は、漏えいや取得に係る秘密が特別秘密として形式的に指定されていれば成立するのか、それとも、3条等に規定する特別秘密の要件を実質的に満たしていることを要するのか。

(回答)

形式的な指定のみならず、実質的に要件を充足することが必要であると考え。

- (3) 13条から15条までに規定する罪は、行政機関の長が10条等に規定する保護措置を怠っていた場合でも成立するのか。

(回答)

個別具体的な事情にもよるが、一般論としては成立し得ると考える。

- (4) 14条1項2号「その他の特別秘密の管理を害する行為」は、不正競争防止法21条1項1号「その他の保有者の管理を害する行為」と同旨と解してよろしいか。

(回答)

責見のとおり。

- (5) 特別秘密が暗号化されて電磁的方法により外部記録媒体等に記録されている情報等、そのままでは内容を知得できない状態で特別秘密が記録された情報を漏えいした場合も、本法制における罰則の対象となるのか。

(回答)

罰則の対象となり得ると考える。3(1)の回答を参照されたい。

【質問及び意見】第三回法制局持ち込み資料及び11月4日補佐級説明会について

送信日時: 2011年11月14日 18:55
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル:【第三回】持ち込み資料について.jtd (25 KB); 補佐級説明会について.jtd (23 KB)

内調
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

標記に関して、添付のとおり質問等を提出させていただきます。
お忙しいところ、恐縮ですが、ご確認下さい。

何かご不明な点がございましたら、ご連絡頂ければと思います。
よろしくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

03-3581-0141 ([])

-----作成者: []-----
宛先: []
送信者: []
日付: 2011/11/04 08:06PM
件名: 【資料送付】 補佐級説明会(11月4日)の配布資料の送付について

警察庁 警備局警備企画課 [] 様

本日は、出席登録の件で大変お手数をおかけし、申し訳ございませんでした。

電話にてご依頼がありました、補佐級説明会の配布資料を送付させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 []
[] (直通)

Fax 03-3592-2307

差出人: [] []
送信日時: 2011年11月4日 11:35
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
件名: Re: 【至急】 補佐級説明会(11月4日)の開催について

内調
様

お疲れさまです。
お世話になっております。

標記について警察庁からは以下の3名の参加をお願い致します。

警備企画課 課長補佐 藤原 麻衣子(ふじわら まいこ)
外事課 課長補佐 秋本 泰志(あきもと たいし)

刑事企画課 係長 [REDACTED]

いろいろとお騒がせしてしまい大変申し訳ありませんでした。

[REDACTED] 様

[添付ファイル "20111104 補佐級説明会の資料.zip"は [REDACTED] [REDACTED] /警察庁 によって削除されました]

平成23年11月14日
警 察 庁

第3回法制局持ち込み資料について
みだしの件について、下記のとおり質問及び意見を提出致しますので、よろしくお取り
計らい願います。

記

1 質問

(1) 第6条関係

本法制では、特別秘密の他の行政機関等への伝達に関し、特別秘密を取扱うことを
業務とする者に対する場合については、第6条第1項ないし第3項において規定され
ているところ、捜査を進める上で特別秘密を知る必要がある都道府県警察の捜査員な
ど、自己の業務の遂行上、特別秘密の伝達を受ける必要がある者に対して、当該特別
秘密を伝達する場合については、本法制上、どの条文を根拠として実施することを想
定されているのか教示されたい。

(2) 第7条関係

第7条第5項では、「行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あら
かじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定に
より質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、
当該対象職員の同意を得なければならない」と記載されているが、第8項の規定によ
り、法令に基づく場合には、適性評価個人情報を適性評価の実施以外の目的のために
利用又は提供することがある旨については、あらかじめ当該対象職員の同意を得る必
要はないのか。必要がないとすれば、その理由を具体的に教示されたい。

(3) 「刑事裁判手続きにおける特別秘密の立証方法について(案)」関係

特別秘密の漏えい事件において、被疑者が漏えいした情報と被害行政機関が保有す
る被害物件と思料される情報（特別秘密と指定されているもの）の同一性を、公判廷
において当該情報の内容を明らかにしないまま、如何にして外形立証するかについて
検討をしているか。検討しているならば、その検討状況如何。

2 意見

(1) 第5条関係

(意見)

第5条第1項中の「(警察庁長官にあっては、都道府県警察を含む。以下この項に
おいて同じ。)」を削除されたい。

(理由)

そもそも、第5条については指定権を持つ複数の行政機関が情報を共有している場
合の調整規定と解されるところ、都道府県警察は指定権を持たないことから、指定権
の調整の主体とはなり得ないものである。

また、特別秘密として指定される事項は「公共の安全と秩序の維持に関する事項で
あって、テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対

処するための計画又は研究や、国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報」といったものであることから、当該事項を特別秘密として指定することも含め、特別秘密に係る事務については、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務と整理されるものである。そして、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務については、警察法第16条第2項において、警察庁長官が都道府県警察を指揮監督すると規定されている。つまり、警察庁の所掌事務(より直接的に言えば、ある事項を特別秘密として指定すること)については、警察庁長官は、対都道府県警察との関係においては、警察法第16条第2項の指揮監督権限に基づき、何らの制約を受けることなくそれを行うことができるものと解されるところ、本法制上の規定は、都道府県警察の長の意見を聴くことが長官が指定を行う際の要件になっているという意味において、警察法上の警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権限を制限する趣旨に読め得る上、都道府県警察は(警察庁長官とは対等ではなく)その指揮監督の対象とされているという両者の関係にも馴染まず、警察法の体系との整理が不十分なものと考えられるため。

(2) 第6条関係

(意見)

第6条第2項中の「都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」を「都道府県警察」と修文されたい。

(理由)

都道府県警察が特別秘密を取り扱うこと自体は、本法制上に何らの規定がなくとも、警察法第16条第2項に基づく警察庁長官の都道府県警察への指揮監督権を根拠として行うことができるものである。この点、本法制の第6条第2項において、確認的に都道府県警察が特別秘密の取扱いの業務を行うことができる旨を規定することを妨げるものではないが、警察法上、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮官監督は、都道府県公安委員会並びに警視總監及び道府県警察本部長のいずれかを名宛て人として行われるものであり、個別具体的な都道府県警察の職員にまで及ぶとは想定されていないものと解されるため。

補佐級説明会（11月4日）における内閣情報調査室からの説明について
みだしの件について、下記のとおり質問等を提出致しますので、よろしくお取り計らい
願います。

記

1 配布資料「刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について」について

(1) 質問

ア 同資料では、平成23年10月18日付け法務省刑事局作成に係る「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」に記載されている

○ 「刑事手続において、特別秘密につき、捜査官が必要やむを得ない場合には相手方に対してその内容を告げて取調べを行い、あるいは、刑事訴訟法の規定に基づき弁護人及び被告人に対して証拠開示を行うことは、いずれも漏えい行為に該当しないと解される」

○ 「公務員又は公務所は、原則として、押収や証人尋問、さらには取調べに際して捜査・公判に協力すべきものと考えられる」

との内容について特に言及がなされていないが、これらの点について、内閣情報調査室としては特段の異存がないものと理解してよろしいか。

イ 同資料では、「例えば営業秘密の秘匿決定制度（不正競争防止法第23条ないし第31条）のような新たな制度を本法制で規定することは憲法第82条の裁判公開の原則と抵触するおそれがあり、そもそも実現可能性に疑問がある」とあるが、この点について内閣法制局及び法務省はいかなる見解か。

(2) 意見

上記(1)イの質問について、内閣法制局及び法務省の見解が「憲法第82条の裁判公開の原則に抵触し、およそ実現可能性がない」といったものでないのであれば、特別秘密に関し、刑事手続上の保護措置を設けることを再度検討されたい。

(理由)

刑事裁判手続において、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性が排除できなければ、当該特別秘密を所管する行政機関としては、当該特別秘密が秘匿を要するものであればあるほど、よって通常は漏えい行為等の違法性が高ければ高いほど、公判請求に消極的にならざるを得ず、本法制において「特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようにするため」（平成23年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）19頁）重い法定刑を定めたとところで、実際に十分な刑罰を科すことは事実上困難であると考えられるため。

(3) 要望

刑事裁判手続における特別秘密（に類する秘密）の立証方法について、諸外国の事例を把握されているのであれば教示されたい。

2 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方について

(1) 質問

補佐級説明会（11月4日）において、一次機関（行政機関外から取得した情報について、最初に当該情報を取得した行政機関をいう。以下同じ。）がその所掌事務とは関係なくたまたま最初に当該情報を取得した場合や、外交ルートを通じて情報を取得した場合等にまで一次機関に優先的な地位を与えることの問題点が指摘された際、貴室からは適用除外等を検討する旨発言されていたが、如何なる内容を検討しているのか、具体的に教示されたい。

(2) 意見

今後、制度設計の詳細・運用について検討を行う際は、手続が過度に煩雑となり、行政機関における円滑な情報共有に支障が生じることのないように配慮されたい。

秘密保全法制に関する意見照会への回答について

坂本 伸男

送信日時: 2011年11月15日 19:08

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: 坂本 伸男

内閣情報調査室 様

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

先日の補佐級打ち合わせの際に照会のあった内容につきまして、
以下のとおり回答いたします。

お手数をおかけいたしますが、様及び様へ転送いただきますようお願いいたします。

(1) 刑事手続き上の特別秘密の取り扱いについて

現状では、外形立証によって秘密を開示することなく公判維持ができているところ、
本法制ができたからといって、公判維持できなくなる理由はなく、開示される可能性は非常に低いもの
と史料。

また、公判において開示しなければならない状況となれば、被疑者の処罰と秘密の開示による影響とを
比較考慮した上で、
公訴取消しとするか、継続するかを判断することになるため、特別な措置を講じる必要はないものと思
料。

(2) 特別秘密の指定に関する調整について

情報の内容によっては、一次機関にとって重要な情報ではなくても、伝達された機関にとって重要な情
報である

可能性があることから、一次機関かどうかの区別を設けるよりも、当該情報を保有する全省庁に対し、
事前調整・意見照会等を行うべきであると思料。

海上保安庁 総務部 政務課

企画係 坂本 伸男

TEL (代表) 03-3591-6361(内線:)

(直通) 03-3580-2083

(FAX) 03-3581-4708

MAIL:

11/4「補佐級説明会」において配付資料に対する意見について

送信日時: 2011年11月15日 17:39

宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)

CC:

添付ファイル:【防衛回答】11月4日補佐級説明会資料について.doc (23 KB)

様

お疲れさまです。
標記について、添付のとおり送付しますのでよろしくお願いいたします。

調査課保全室

平成23年11月10日
防衛省調査課情報保全企画室

内調法制作業準備室 御中

平成23年11月4日に開催されました「補佐級説明会」で配布されました資料につきまして、以下のとおり、意見等を提出させていただきます。

1 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項

現時点においては、特段の意見等はないが、情勢が変わり、特別秘密等の漏えい事件の刑事裁判においても外形立証が認められない事例が生じたときは、秘匿決定制度のような制度を設けることについて検討願いたい。

2 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

原案を維持していただきたい。

(理由) 現に複数の行政機関において共有されている情報について、どこの機関が第一次機関(主観的位置付け)となるかについては、ケースバイケースであると考えられるところであるが、当省においては、「防衛秘密」のほか、省秘である「秘」を保有しており、この「秘」についても、厳格な管理・手続の下、必要に応じ、他の行政機関に配布等を行っているところ、この点、防衛省の「秘」を共有している他の行政機関が、これを特別秘密に指定したいという場合にあっては、作成元である当省に優先的地位を与えていただきたいと考える。

平成23年11月15日

補佐級説明会に対する関係省庁の回答状況

- 内閣官房副長官補室（内政）
意見なし（電話回答）
- 内閣官房副長官補室（外政）
意見なし（電話回答）
- 内閣官房副長官補室（安危）
意見なし（電話回答）
- 警察庁
意見あり（別添1参照）
- 公安調査庁
意見なし（電話回答）
- 外務省
意見あり（別添2参照）
- 海上保安庁
意見あり（別添3参照）
- 防衛省
意見あり（別添4参照）

内閣情報調査室担当官殿

平成23年11月14日
警察庁

補佐級説明会（11月4日）における内閣情報調査室からの説明について
みだしの件について、下記のとおり質問等を提出致しますので、よろしくお取り計らい
願います。

記

1 配布資料「刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について」について

(1) 質問

ア 同資料では、平成23年10月18日付け法務省刑事局作成に係る「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」に記載されている

○ 「刑事手続において、特別秘密につき、捜査官が必要やむを得ない場合には相手方に対してその内容を告げて取調べを行い、あるいは、刑事訴訟法の規定に基づき弁護人及び被告人に対して証拠開示を行うことは、いずれも漏えい行為に該当しないと解される」

○ 「公務員又は公務所は、原則として、押収や証人尋問、さらには取調べに際して捜査・公判に協力すべきものと考えられる」

との内容について特に言及がなされていないが、これらの点について、内閣情報調査室としては特段の異存がないものと理解してよろしいか。

イ 同資料では、「例えば営業秘密の秘匿決定制度（不正競争防止法第23条ないし第31条）のような新たな制度を本法制で規定することは憲法第82条の裁判公開の原則と抵触するおそれがあり、そもそも実現可能性に疑問がある」とあるが、この点について内閣法制局及び法務省はいかなる見解か。

(2) 意見

上記(1)イの質問について、内閣法制局及び法務省の見解が「憲法第82条の裁判公開の原則に抵触し、およそ実現可能性がない」といったものでないのであれば、特別秘密に関し、刑事手続上の保護措置を設けることを再度検討されたい。

(理由)

刑事裁判手続において、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性が排除できなければ、当該特別秘密を所管する行政機関としては、当該特別秘密が秘匿を要するものであればあるほど、よって通常は漏えい行為等の違法性が高ければ高いほど、公判請求に消極的にならざるを得ず、本法制において「特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようになるため」（平成23年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）19頁）重い法定刑を定めたところで、実際に十分な刑罰を科すことは事実上困難であると考えられるため。

(3) 要望

刑事裁判手続における特別秘密（に類する秘密）の立証方法について、諸外国の事例を把握されているのであれば教示されたい。

2 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方について

(1) 質問

補佐級説明会（11月4日）において、一次機関（行政機関外から取得した情報について、最初に当該情報を取得した行政機関をいう。以下同じ。）がその所掌事務とは関係なくたまたま最初に当該情報を取得した場合や、外交ルートを通じて情報を取得した場合等にまで一次機関に優先的な地位を与えることの問題点が指摘された際、貴室からは適用除外等を検討する旨発言されていたが、如何なる内容を検討しているのか、具体的に教示されたい。

(2) 意見

今後、制度設計の詳細・運用について検討を行う際は、手続が過度に煩雑となり、行政機関における円滑な情報共有に支障が生じることのないように配慮されたい。

外務省コメント(11月2日, 法制局提出資料分)

平成23年11月9日

1 特別秘密の指定の調整について

(1) 条文素案に対する文言上のコメントは引き続き検討を要するが、特別秘密の指定の調整に関し、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶという考え方は、条文上必ずしも担保されていないように思われるところ、右考え方を制度上どのように担保する方針かを確認願いたい。

※外務省としては意見なし

(2) 資料「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について」

2(3)②「一次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと。」については、例えば、過去にA省庁(一次機関)から当省に配布された秘密文書について、A省庁から当省に対し当該文書を特別秘密に指定する旨の連絡があるケースが想定される。

こうした秘密文書は、受領当時は特別秘密ではないことから取扱者、保管等の管理体制等が特別秘密の水準に達していないケースもあり、対応が困難な場合が想定される。特に、著しく古いもの(例えば10年以上前のもの)、当時の秘密区分がそれほど高くなかったもの(例えば「秘」指定等)、省内・在外公館等で幅広く共有済みのもの等については、すべての閲覧者・文書の所在の確認が困難と思われる。

については、こうした事情も踏まえ、実際の運用の際には各省庁の意見を聴取しつつ、運用可能なものを検討いただきたい。

2 その他

(1) 第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、(中略)他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており(注:契約業者を除く)、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明願いたい。

(2) 第6条第5項について

同項では、共有事項を特別秘密として指定した旨の通知を受けた特定行政機関において、「当該通知に係る共有事項の取扱いの業務を当該通知の際現に行っている職員は、当該業務に従事しなくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が（中略）特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員とみなす。」と規定されている。

これに関し、

- ① 上記(1)のとおり、現案では他の行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせるに当たり、適性評価の実施が義務づけられていないように見受けられるが、右にもかかわらず敢えて本件「みなし規定」が必要となる理由をご教示願いたい。
- ② また、例えば、当該共有事項を特別秘密として指定した行政機関の職員に対しては「みなし」規定が存在しないなど、同じ特別秘密を取り扱う場合でも行政機関の差異のみで異なる取扱いをしているように解されるが、その理由をご教示願いたい。

(3) 第7条について

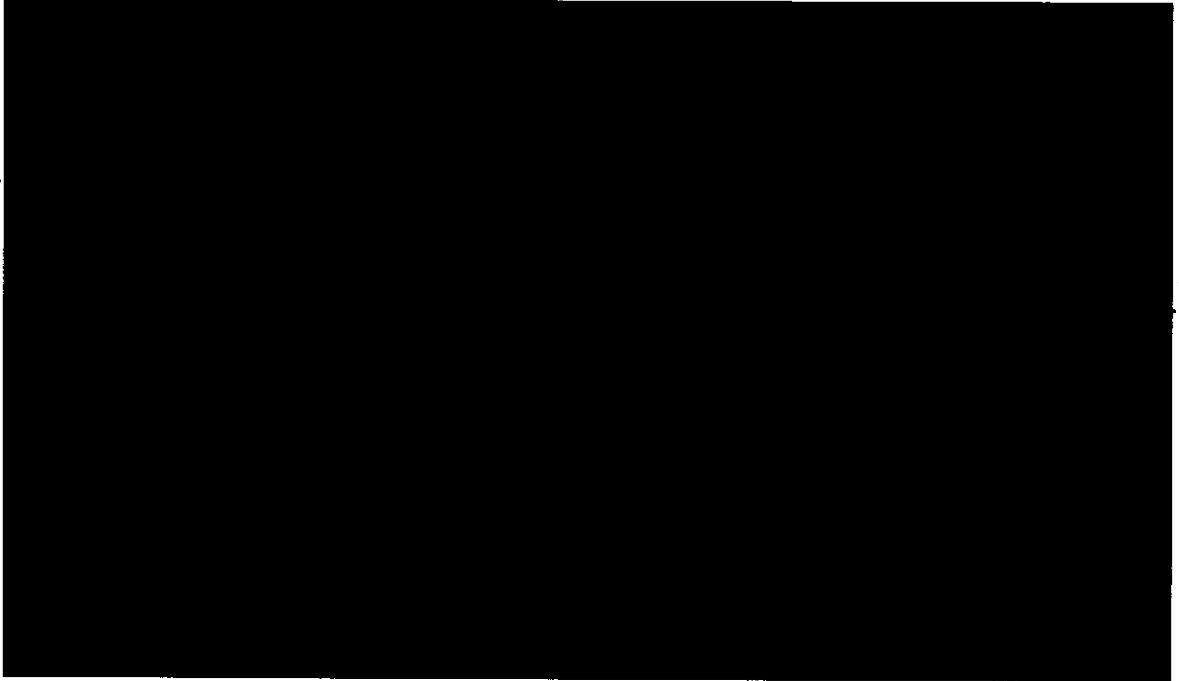
適性評価の実施に当たり、責説明資料にもあるとおり、「積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象役職員本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らない」ことが想定される。

他方で、本法案の目的等に鑑みれば、適性評価を可能な限り実効的なものとするのが重要であるところ、例えば、対象職員が調査事項について回答する際に、「虚偽の記載を故意にはならない」旨を規定することも一案と考えられるが、いかがか。

(4) 第7条第8項及び第9項について

これらの規定を設ける理由としては、責説明資料のとおり「対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事においても利用され、能力の実証と関わりのない情報に基づく情実的な任用がなされるのではないかといった不安感や不信感を払拭する」ためと解される^{ところ}、各行政機関における適性評価が人事当局において実施されることを想定しているか否か、想定している場合には、上記責説明資料との整合性についてもご説明願いたい。

(5) 調査票 (イメージ) について



(7)

(別添3)

秘密保全法制に関する意見照会への回答について

坂本 伸男

送信日時: 2011年11月15日 19:08

宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)

CC: 坂本 伸男

内閣情報調査室

お世話になっております。
海上保安庁政務課の坂本です。

先日の補佐級打ち合わせの際に照会のあった内容につきまして、
以下のとおり回答いたします。

お手数をおかけいたしますが、

様及び
様へ転送いただきますようお願いいたします。

(1) 刑事手続き上の特別秘密の取り扱いについて

現状では、外形立証によって秘密を開示することなく公判維持ができているところ、
本法制ができたからといって、公判維持できなくなる理由はなく、開示される可能性は非常に低いもの
と思料。

また、公判において開示しなければならない状況となれば、被疑者の処罰と秘密の開示による影響とを
比較考慮した上で、

公訴取消しとするか、継続するかを判断することになるため、特別な措置を講じる必要はないものと思
料。

(2) 特別秘密の指定に関する調整について

情報の内容によっては、一次機関にとって重要な情報ではなくても、伝達された機関にとって重要な情
報である

可能性があることから、一次機関かどうかの区別を設けるよりも、当該情報を保有する全省庁に対し、
事前調整・意見照会等を行うべきであると思料。

海上保安庁 総務部 政務課

企画係 坂本 伸男

TEL (代表) 03-3591-6361(内線:)

(直通)

(FAX)

MAIL:

平成23年11月10日
防衛省調査課情報保全企画室

内調法制作業準備室 御中

平成23年11月4日に開催されました「補佐級説明会」で配布されました資料につきまして、以下のとおり、意見等を提出させていただきます。

1 特別秘密の漏えい等事件の刑事手続における留意事項

現時点においては、特段の意見等はないが、情勢が変わり、特別秘密等の漏えい事件の刑事裁判においても外形立証が認められない事例が生じたときは、秘匿決定制度のような制度を設けることについて検討願いたい。

2 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方

原案を維持していただきたい。

(理由) 現に複数の行政機関において共有されている情報について、どこの機関が第一次機関(主観的位置付け)となるかについては、ケースバイケースであると考えられるところであるが、当省においては、「防衛秘密」のほか、省秘である「秘」を保有しており、この「秘」についても、厳格な管理・手続の下、必要に応じ、他の行政機関に配布等を行っているところ、この点、防衛省の「秘」を共有している他の行政機関が、これを特別秘密に指定したいという場合にあっては、作成元である当省に優先的地位を与えていただきたいと考える。

RE:【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第4回)

送信日時: 2011年11月16日 18:11
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 内調回答第四回.docx (15 KB); 記事別添.tif (245 KB)

内調 様

お世話になっています。

本件に関する当省コメントを送ります。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐

TEL 03-5501-8000 (内線)

直通

FAX

E-mail:

-----Original Message-----

From: [mailto:]
Sent: Friday, November 11, 2011 4:30 PM
To:
Subject: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第4回)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第4回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

平成23年11月16日

1 法案 第四条

指定の期間がこれまでの10年間から，5年間に減じていることについては，これまでどおり10年が適当と考える。

（理由）当省の外交機密文書の多くは，公文書等の管理に関する法律施行令別表（第八条）に記載されている行政文書名の二（条約その他の国際約束に関する次に掲げる文書）に該当し，保存期間は30年間である。長期間にわたって保管を求められている特別秘密文書については，一般的に長期間にわたってその秘密指定を維持する必要がある，事務作業等も考えると10年が適当。

2 その他

（1）特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について，故意に情報をインターネット上へ漏えいした場合を想定しているが，システムを管理する側が，安全管理措置を十分に施さなかったといった不作為により漏えいした場合，もしくは攻撃側がシステム管理者側の防御の仕組みを上回って，漏えいしてしまったといった場合に，システムを管理する側が，その過失責任を問われることとなりうるのか質問したい。

更に，故意かここでのいう過失か定かでない場合はどうなるのか質問したい。

また，システムの一利用者が同様の場合にその過失責任を問われるのか，あるいは，故意か過失か定かでない場合も質問したい。

（2）内調内検討済み資料（参考2）「政府機関，防衛産業等に対する標的型メール攻撃の事例（報道等を基に作成）」の平成23年10月の箇所には，当省と国土地理院例のみの事例が記載されているが，その他複数の省庁においてもサイバー攻撃・標的型メールを受けたとの報道が複数あるので（記事別添），当該箇所には，その他複数の省庁の事例も記載すべきと考える。

【参考】該当箇所の抜粋

・複数の在外公館において，情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは

確認されず。

- ・国土地理院において、観測データを扱うサーバがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

サイバー攻撃20省庁へ

「なりすましメール」急増

国会や政府へのサイバー攻撃が相次いでいる。朝日新聞が確認したところ、衆院のほか、少なくとも20省庁が攻撃を受けていた。サイバーも職員のパソコンがウイルス感染した例もあるが、いずれも「情報流出は確認されていない」という。

最近で目立つ手口は、関係者を装った「なりすましメール」。受け取った側が添付ファイルを開くとウイルス感染する仕組みだ。外務省では今年8月以降、複数の在外公館に関係者を装ったメールが届き、数十台以上のパソコンがウイルスに感染した。発信者は不明のまま。外務省担当者は「機密情報は外部から遮断されたサーバーに保管さ

れ、外部に漏れることはなかった」と説明する。防衛省では2008年に防衛庁長官(当時)を装ったメールが不特定多数のパソコンに送信されて以来、ウイルスメールが度々届いているという。

外務・防衛以外も攻撃対象になっていく。国土交通省四国地方整備局では7月、50代の男性職員が添付ファイルを開いたためサーバーがウイルス感染。職員約3千人のIDとパスワードが流出した恐れもあることから、パスワード変更などの対応をとった。金融

庁、公正取引委員会、経済産業省、内閣官房などでも職員のパソコンのウイルス感染などが起きている。職員が添付ファイルを開いたことが発端になった例が多く、各省庁は「不審メールを開かない」などの注意喚起を繰り返している。ほかに総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、環境の各省と内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、警察庁、消費

者庁も何らかの攻撃を受けていた。対処するため、08年に「自衛隊指揮通信システム隊」を新設。不正侵入などがなければ見張っている。新種のウイルスでも、データの持ち出しなどの異常行動があれば監視網に引っかかるという。省内ネットワークを断続的に監視する「サイバー空間防衛隊」(仮称)を構築する準備も本格化させ

る方針だ。サイバー空間を「陸海空、宇宙空間に並ぶ第5の戦場」と位置づけ、昨年には専門部隊「サイバーコマンド」を設けた米国防総省との連携もポイントだ。もっとも、サイバー攻撃が武力攻撃にあたるかどうかは、国際法上の位置づけは確立されておらず、国

巧妙化 警察の監視網に限界

政府の防衛策には課題も多い。国としての最初の備えは、01年に警察庁が設けた技術者部隊「サイバーフォース」。複数の省庁のホームページが改ざんされた問題を機に、24時間態勢で監視を始めた。04年からは電力や交通などを中心に約1千の民間会社や施設への

攻撃監視を続けている。ただ、攻撃の方法は年々巧妙化している。当初は大量のデータを何度も送信したり、ウイルスつきメールを手当たり次第に送ったりする単純な手口が多かったが、08年ごろからは、情報を盗み取る目的で特定の相手を狙い撃ちする「標的型

メール攻撃」が見られるようになった。今回明らかになった衆院や外務省への攻撃もこの手口だが、大量にメールをばらまくわけではないため、警察庁のシステムでは検知できず、対策ソフトの開発も遅れるという。防衛省はサイバー攻撃に

際社会の合意もない。外国に由来するサイバー攻撃と断定されても「日本では警察が犯罪として捜査する。防衛省が出来ることは少ない」(防衛省幹部)という。捜査も容易ではない。攻撃の痕跡をたどっても、多くの攻撃者は他人のパソコンを乗っ取ったり、海外のサーバーを利用したりして

身元を隠していることが多く、昨年9月に警察庁などが受けた攻撃で、攻撃元がサイバーが中国にあることを突き止め、国際刑事警察機構(INTERPOL)を通じて中国側に利用履歴などの情報提供を呼びかけたが「記録が残っていない」という回答しか得られず、それ以上は捜査が進まなかったという。

18省庁でサイバー攻撃

大半に標的型メール

防衛省や衆院などがサイバー攻撃を受けている問題で、大半の中央省庁が共同通信の取材に「何らかの攻撃を受けたことがある」と認めているが、情報誌「サイバー」が狙った標的型メールによる攻撃が広がっている実態

- 各省庁の主なサイバー攻撃対策
- 公電などの機密情報は外部と遮断された「クローズ型」のパソコンで扱う
 - 機密情報はクローズ型で管理。大量データを送る攻撃を受けても負荷がかからないようシステムを再構築
 - 常設の統合部隊「自衛隊指揮通信システム隊」が24時間体制で監視。陸海空ごとに異なる指揮システムは各部隊が管理。防衛秘密や部隊命令などはクローズ型で扱う
 - 全職員を対象にパスワード管理の自己点検を毎年実施
 - 標的型メールなどを開封した場合、ネットワークから切り離し、パソコンを交換
 - 不審なアドレスからのメールは職員に届かないようサーバー段階で排除
 - 全職員のパソコンに毎日ウイルスチェックできるプログラムを導入
 - 対策ソフトを導入。年1回の研修などで職員に注意喚起
 - 掲示板などで職員に注意喚起

取材に「何らかの攻撃を受けたことがある」と認めているが、情報が浮かび上がった。関連①印面

取材に「何らかの攻撃を受けたことがある」と認めているが、情報が浮かび上がった。関連①印面

取材に「何らかの攻撃を受けたことがある」と認めているが、情報が浮かび上がった。関連①印面

取材に「何らかの攻撃を受けたことがある」と認めているが、情報が浮かび上がった。関連①印面

また経済産業省でも昨年十一月、職員二十人がメールを開封してしまつたがウイルス感染はなかった。国交省ではメールを開いた後に気づき、LANケーブルを抜いて拡散を防いだ例もあったという。

攻撃を受け始めた時期については、防衛省は「一九九〇年代からある」といって、農林水産省は「昨年秋、外務省は今年六月ごろに標的型メールが急増した。以前は複数の職員宛てに送信されるものが多かったが、最近では発見を遅らせるためか、一人ずつ個別に送られることが増えた」とい

防衛省は昨年一年間に七十五通の標的型メールが送信されたと確認。一方、「感染して握っていないので何通かは把握していない」（厚生労働省）、「侵入検知システムがはじき返しているのでカウントできない」（文部科学省）、「担当部署が細分化しており、すべて把握できない」（内閣官庁）などという省庁が大半で、攻撃の全容は分かっていない。

2011/10/27(木)
朝刊1面

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2011年11月17日 21:18
宛先: 内調職員253 (内閣情報調査室)
CC: [REDACTED] MANABE TAKASHI; [REDACTED]
件名: 別表説明

[REDACTED] 様

外務省セット版を送ります。遅くなり大変失礼いたしました。

外務省 大臣官房総務課
課長補佐 [REDACTED]

TEL 03-5501-8000 (内線 [REDACTED])

直通 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1)「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2)「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書(平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号)

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

(参考2)

衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書(平成十四年三月八日 答弁第一七号)

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。(以下略)

(参考) 国会における発言

● 参 - 本会議 - 19号 平成23年06月01日

内閣総理大臣(菅直人君)

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる最重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成23年09月16日

内閣総理大臣(野田佳彦君)

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

問 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」について

1 対象となる情報の範囲

- (1) 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」とは、外国政府又は国際機関から受領した情報であって、当該情報を提供する外国政府又は国際機関との間で締結している国際約束に基づき、保護を必要とする情報をいう。
- (2) より具体的には、情報保護協定^(注1)に基づき保護を必要とする情報を本事項の対象として想定している。なお、一般的に情報保護協定は、保護の対象となる情報を、情報提供国の国家安全保障のために保護を必要とするものなどに限定している。
- (3) ただし、今後、どのような外国政府又は国際機関との間で、どのような名称や内容の国際約束を締結するのか^(注2)、またどのような情報を保護の対象とするのか^(注3)について現時点で予見することはできないため、一定の抽象性を持った規定となっている。
- (4) いずれにせよ、本事項に該当する情報の全てが特別秘密となるわけではなく、本事項に該当する情報のうち、①公になっていない、②我が国の外交上特に秘匿することが必要である、という要件を満たすものが、行政機関の長により特別秘密に指定されることとなる。

2 本事項を別表に含める必要性

- (1) 外国政府又は国際機関から情報を入手する際には、我が国として、受領した情報を適切に保護することが前提となる。そのための具体的な手続等を定める国際約束として、情報保護協定が締結されている。
- (2) ただし、我が国が締結している情報保護協定は、一般的に、国内法令の範囲内で情報を適切に保護するための手続等を規定するものであるため、相手国・機関との情報共有を促進するためには、単に情報保護協定を締結するだけでは不十分であり、我が国における秘密保護法制を整備し、相手国・機関から受領した情報を、適切な保護の下に置くことが重要である。
- (3) 例えば、我が国が締結済みの情報保護協定は、保護を必要とする秘密情報へのアクセスをセキュリティー・クリアランス（適性）を付与された者に限定することを規定している。しかし、現状では適性評価を実施するための国内法令上の明示的な根拠規定はなく、仮に本件法案により国内法令上の明示的な規定に基づく適性評価を実施できるようになるのであれば、外国政府又は国際機関から受領し保護を必要とする情報についても、特別秘密に指定することによりそのような適性評価の対象とできるようにすることが、我が国の秘密保全制度への信頼を確保する観点から重要と考えられる。
- (4) ただし、別表2イ～ハは、特別秘密の対象を我が国の主権の維持及び安全保

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから^(注4)、別表に本事項を追記することが必要。

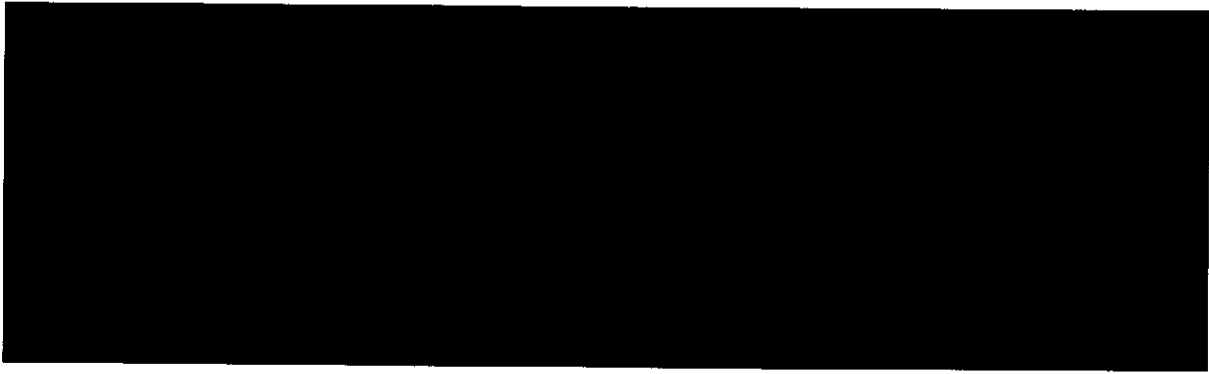
【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは
 - (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。
 - (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
 - (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティー・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。
2. 我が国が締結済みの情報保護協定
 - (1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)
(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
 - (2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)
(NATOは、我が国を始めとする35以上*の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
※2010年6月時点。最新情報については確認中。
 - (3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)
(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定
「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))
2. 日NATO情報保護協定
「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))
3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)
「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))



(了)

1 条文案等

- 条文案案
- 読替表
- 適性評価調査票（イメージ）

2 論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について*2
- 「適性」という語を用いることについて*2
- 適性評価の対象外とする者について*2
- 実施権者について*2
- 行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について*2
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について*2
- 調査事項について*2
- 公私の団体への照会について*2
- 同意の取得について*1
- 結果の通知について*2
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて*2
- 適性評価の見直し時期について
- 適性評価の実施以外の目的での個人情報利用・提供の制限について*2
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について*2
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について*2
- 適性評価と法の下での平等との関係について*2

(2) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果並びに指定の調整について*2

*1 法制局にいったん提出後、内調において技術的・形式的な修正をしたもの。
*2 法制局にいったん提出後、同局参事官の指図を受けて修正したもの。

3 外務省において検討中の別表事項案に係る同省作成ペーパー

- 「我が国の主権の維持及び安全保障」について
- 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないものうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、**他の行政機関**から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下**の条**

「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に

係る情報を保有する他の行政機関（以下**の条**）**「特定行政機関」という。**）の長の**意見を聴き**

の意見を尊重しなければならない。

② 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通
知しなければならない。

③ **都道府県知事**、**都道府県警察本部長**、**都道府県庁舎長**、**都道府県庁舎長**又は**都道府県庁舎長**に伝達した事項（以下**の条**）

「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事の

同意を得なければならない。

④ **前二項の通知を受けた特定行政機関の長**又は**警察本部長**は、その旨を**当該通知に係る共有事項又は**

共有事項を特別秘密として取り扱うための措置として**政令で定める措置を講じなければならない。**

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り

政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第九条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

第七条 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合には、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、前項の規定により都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

〔行政機関の職員〕の適性評価

第4条 行政機関の長は、その職員に〔行政機関又は他の行政機関の長が指定した〕特別秘密を取り扱わ

せるときは、〔特別秘密の保護に適切かつ確実に行うための〕適性評価（次項から第4項までの規定により

特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が〔その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し〕適性評価を実施する対象とする

〔適当でない〕職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが〔見込まれる〕者のうち〔前項〕特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれに係る

事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏れおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長の第三項に規定する事項並びに調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

場合により、通知しないものとする。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知する。

ものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、対象職員が適性を有するものと認めるときは、適性を有する旨を認め、その旨を記載した書面を提出するまでの間、第7項の特別秘密を取り扱わせることができるものとする。次項の規定する再評価の適性評価による対象職員が適性を有する旨を認めるときも同様とする。

9 行政機関の長は、前項の期間の終了前において、特別秘密の保護が適切かつ確実に行うための必要があると認めるときは、再度の適性評価を実施するものとする。この場合にも、対象職員がこれに同意したときは、又は適性を有しないことを認めるときは、前項の期間を終了するものとする。

10 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

11 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

都道府県警察の職員の適性評価

第9条 警察庁長官は、第7条第3項の規定により都道府県警察の職員に前条第2項の特別秘密の取扱いの

業務を行わせるときは、

特別秘密の保護を適切かつ確実に行うための

当該都道府県警察の警視総監又は道

府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に

扱わせるときは、

特別秘密の保護を適切かつ確実に実施するための

適性評価により適性を有すると認められた

者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。

3 前条第二項から第**十**項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第**十**項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

契約業者の役員及び職員の適性評価

第**九**条 行政機関の長は、第六条第**三**項の規定により契約業者に第**八**条第**三**項の特別秘密の取扱いの業務を

第十五号の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第 条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第 条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏ら

したときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第百二十五条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の

管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第~~六~~条 第~~四~~条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第~~四~~条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第~~七~~条 第~~四~~条第三項若しくは第~~五~~条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第~~四~~条第一項、第二項若しくは第~~五~~条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第~~四~~条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との

交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察の職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に、当該行政機関又は他の行政機関の長が指定した特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合
- 二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員の適性評価）

第九条 警察庁長官は、第七条第一項の規定により都道府県警察の職員に前条第一項の特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該都道府県警察の警視總監又は都道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、その職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

- 2 前項の場合を除き、警察本部長は、特別秘密に係る犯罪の捜査に当たりその職員に当該特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、適性評価を実施することにより、当該特別秘密に係る犯罪の迅速な捜査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、警察本部長が前条第一項第二号の政令で定める措置を講ずるときは、この限りでない。
- 3 前条第二項から第十一項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

- 2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち前項の特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。
- 4 警察本部長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質

- 2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち前項の特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。
- 4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質

質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、対象職員が適性を有すると認めるときは、適性を有すると認められた日から起算して五年を経過するまでの間、第一項の特別秘密を取り扱わせることができるものとする。次項に規定する再度の適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときも同様とする。

9 行政機関の長は、前項の期間の終了前において、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため必要があると認めるときは、再度の適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員がこれに同意しなかったとき又は適性を有しないと認めるときは、前項の期間は終了するものとする。

10 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

11 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

6 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 警察本部長は、対象職員が適性を有すると認めるときは、適性を有すると認められた日から起算して五年を経過するまでの間、第一項の特別秘密を取り扱わせることができるものとする。次項に規定する再度の適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときも同様とする。

9 警察本部長は、前項の期間の終了前において、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため必要があると認めるときは、再度の適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員がこれに同意しなかったとき又は適性を有しないと認めるときは、前項の期間は終了するものとする。

10 警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

11 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○契約業者の役職員の適性評価

行政機関（就替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に、当該行政機関又は他の行政機関の長が指定した特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち前項の特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並び

契約業者（就替え後）

（契約業者の役員及び職員の適性評価）

第十条 行政機関の長は、第六条第二項の規定により契約業者に第八条第一項の特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、同項から同条第五項まで、同条第六項ただし書及び同条第七項から第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役員」と、同条第六項本文中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役員」と、同項ただし書中「通知しない」とあるのは「対象役員に通知しない」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が就替え部分）】

2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者がその役員及び職員のうち前項の特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象役員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並び

に当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

7 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、対象職員が適性を有すると認めたときは、適性を有すると認めた日から起算して五年を経過するまでの間、第一項の特別秘密を取り扱わせることができるものとする。次項に規定する再度の適性評価により対象職員が適性を有すると認めたときも同様とする。

9 行政機関の長は、前項の期間の終了前において、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため必要があると認めるときは、再度の適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員がこれに同意しなかったとき又は適性を有しないと認めるときは、前項の期間は終了するものとする。

10 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

11 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

に当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象役員に告知した上で、当該対象役職員の同意を得なければならぬ。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象役員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象役員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを対象役員に通知しないものとする。

7 前項の規定により対象役員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象役員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 行政機関の長は、対象役員が適性を有すると認めたときは、適性を有すると認めた日から起算して五年を経過するまでの間、第一項の特別秘密を取り扱わせることができるものとする。次項に規定する再度の適性評価により対象役員が適性を有すると認めたときも同様とする。

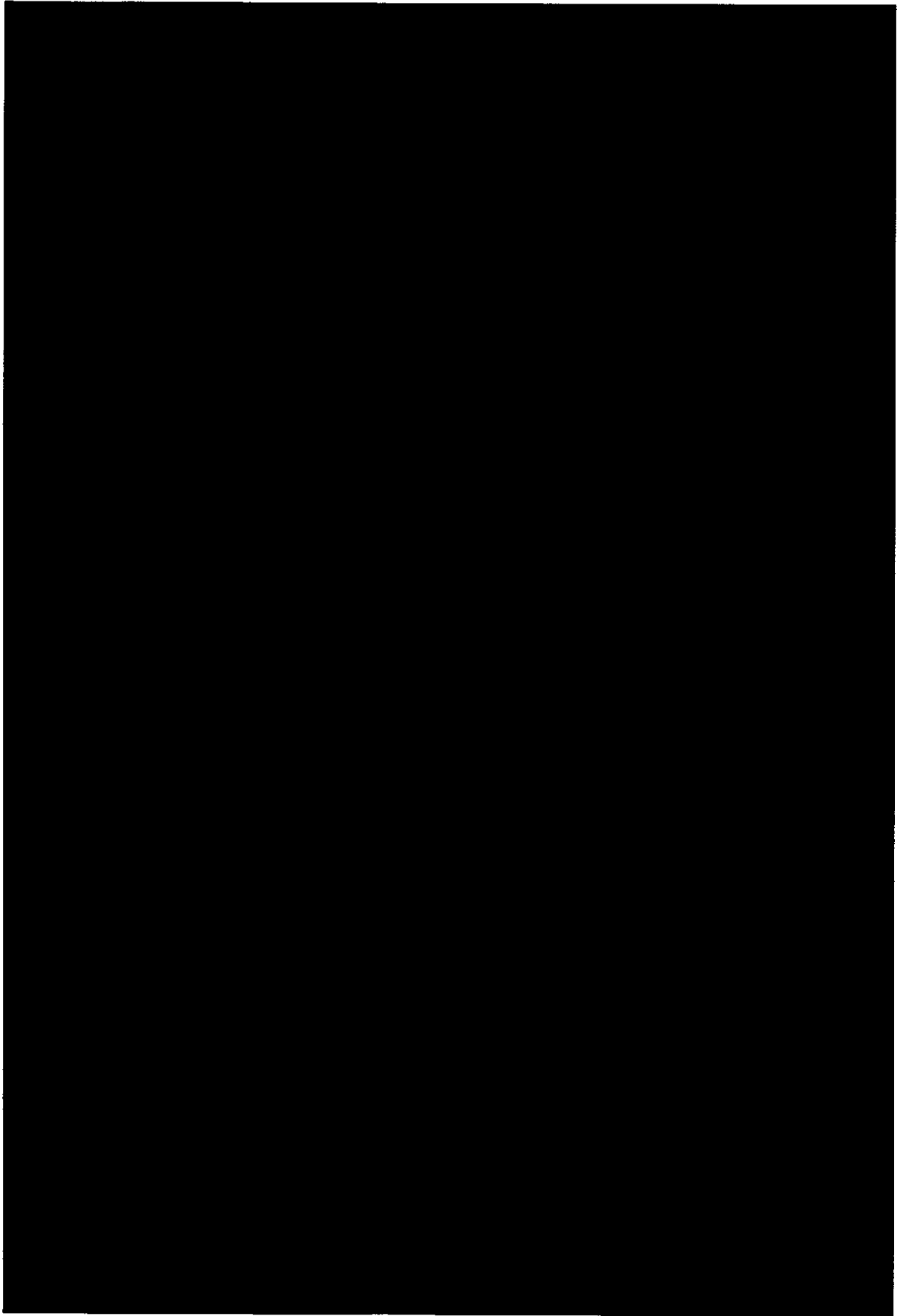
9 行政機関の長は、前項の期間の終了前において、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため必要があると認めるときは、再度の適性評価を実施するものとする。この場合において、対象役員がこれに同意しなかったとき又は適性を有しないと認めるときは、前項の期間は終了するものとする。

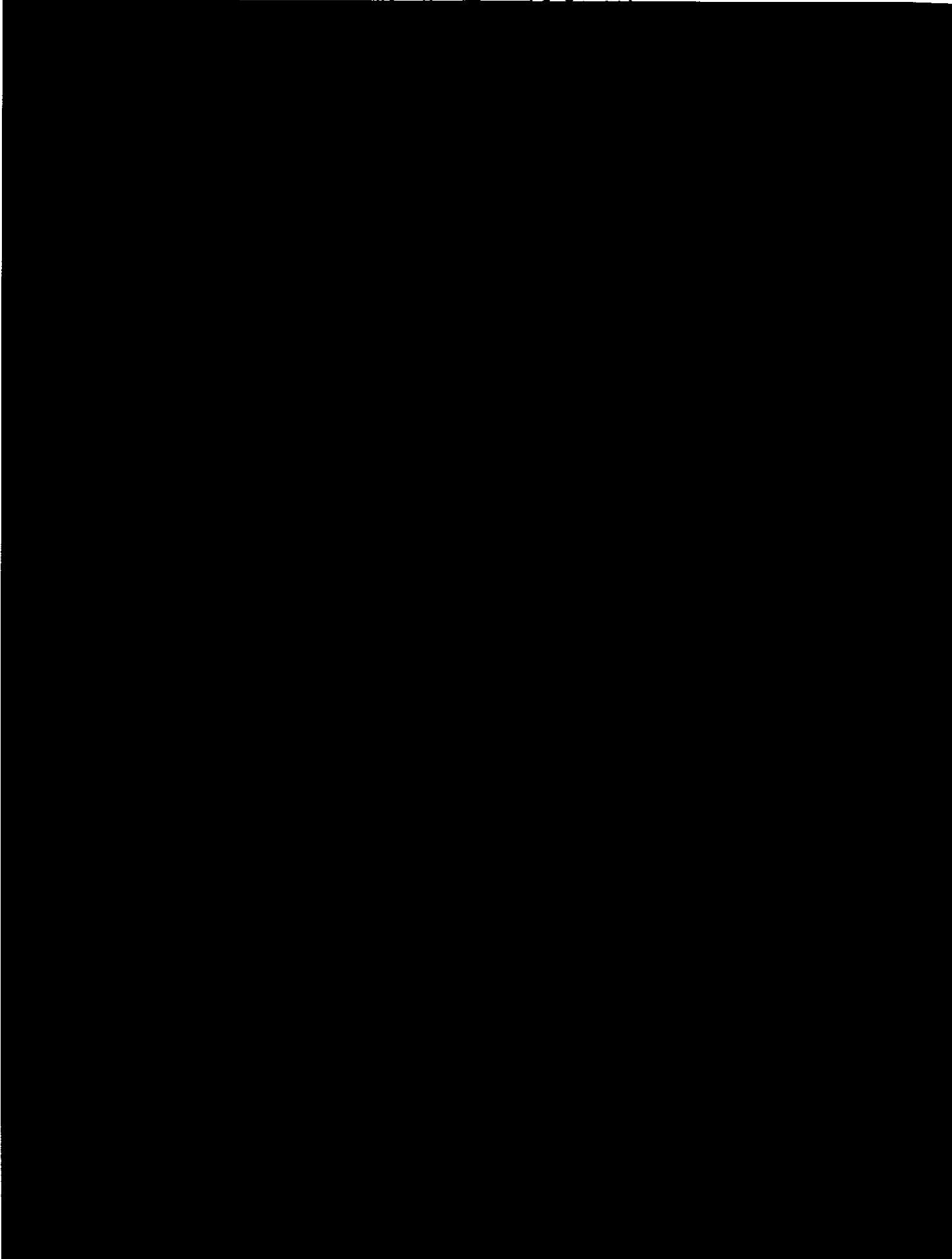
10 行政機関の長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

11 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第〇条第〇項に基づく
適性評価調査票（イメージ）

〇 〇 省

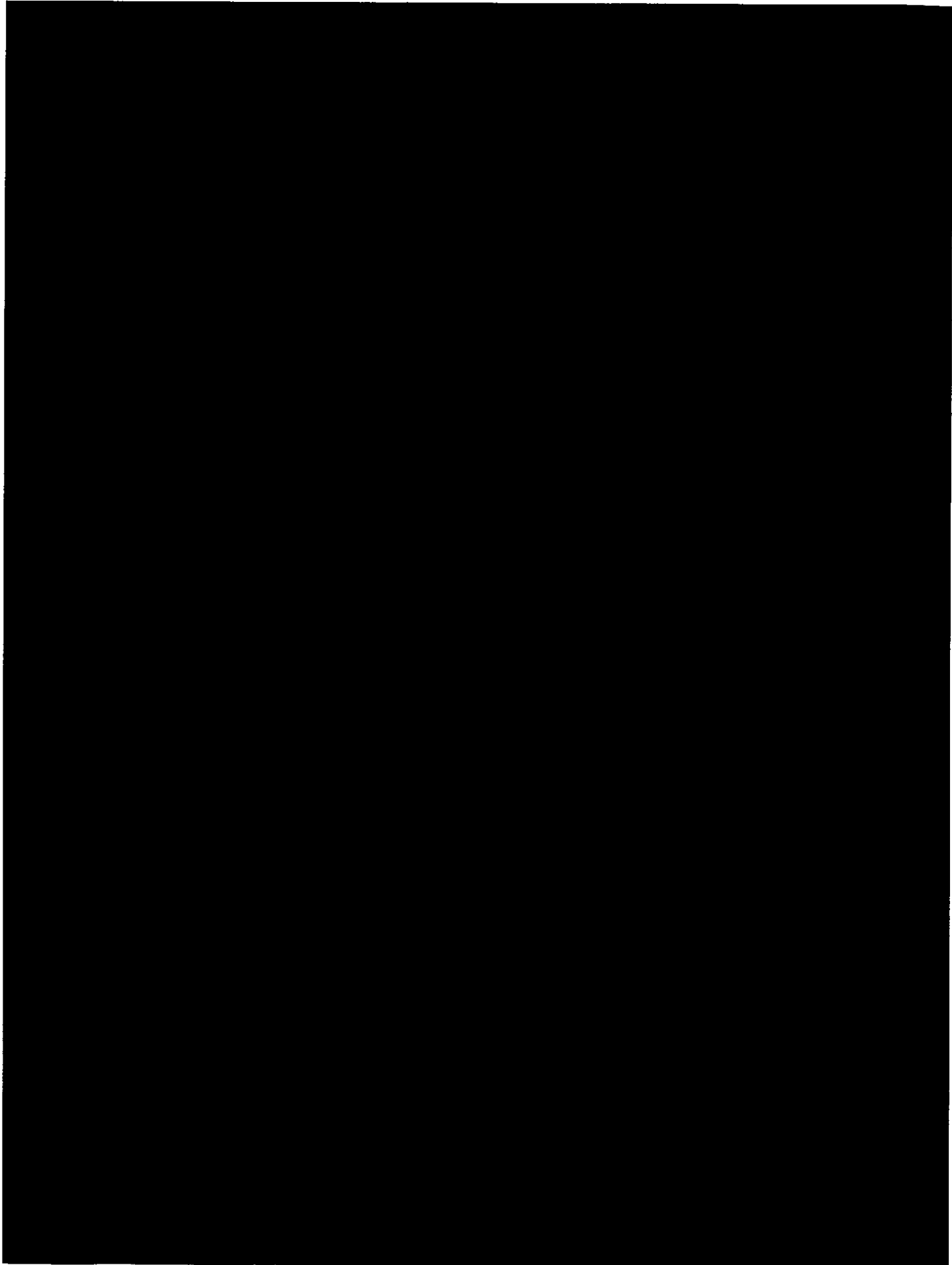




調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

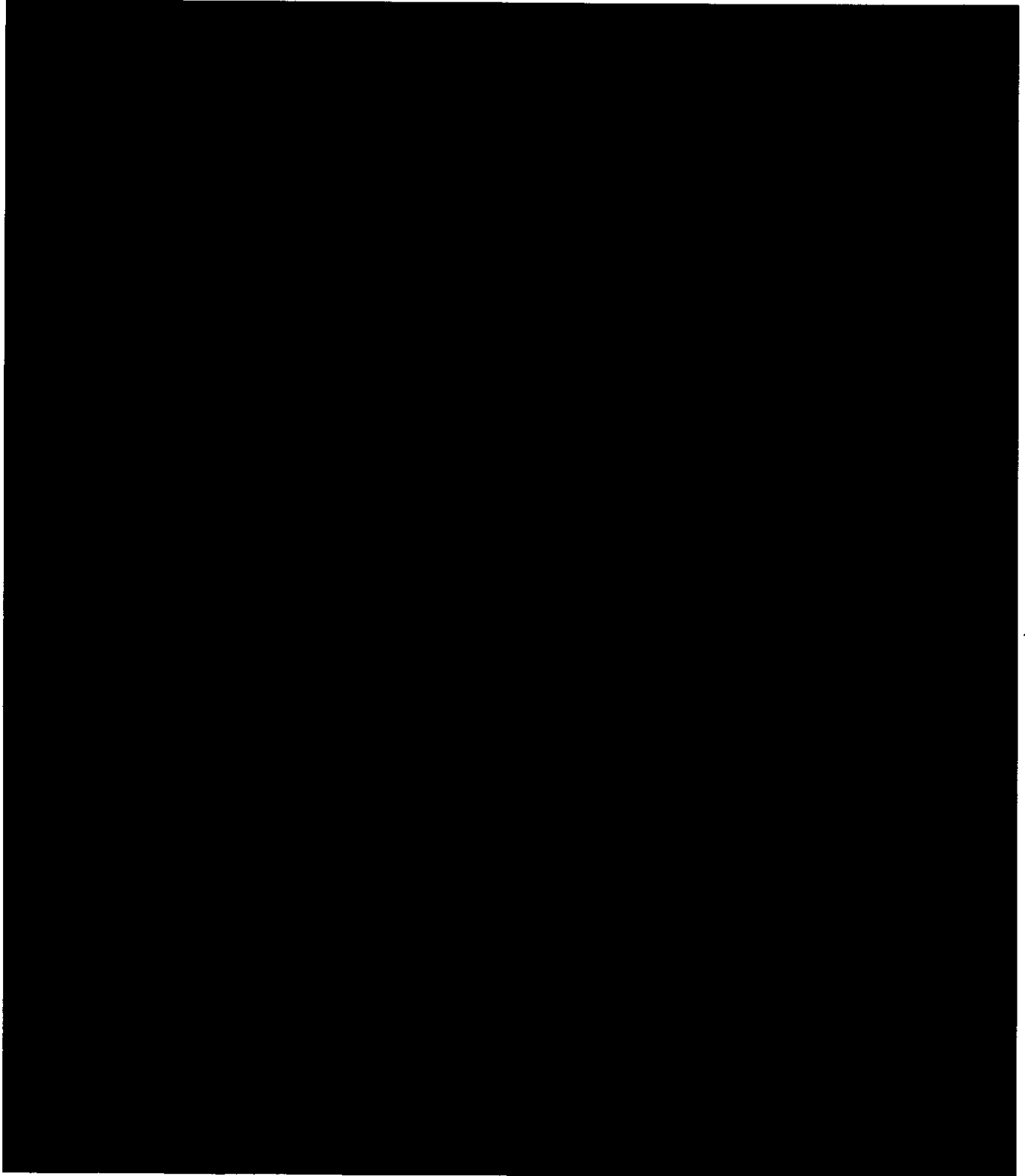
調 査 票 (イメージ)



調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

同意書（イメージ）



平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価制度の法制化について（案）

1 適性評価制度とは

特別秘密を保護するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底することが重要である。具体的には、特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること、真に必要な者に限って取り扱わせること、管理責任を明確化すること及び特別秘密を取り扱う者の保護意識を高めることが必要である。

このうち、「特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること」により、特別秘密を漏らすおそれの程度が高いと認められる者をその取扱者からあらかじめ除外し、漏えいの可能性を低減しようとする仕組みが適性評価制度である。

具体的には、秘密情報を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）について、特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、自発的に特別秘密を漏らすおそれ、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ及び意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを個別具体的に判断する制度である。

2 諸外国における適性評価制度

このような制度は、米、英、独、仏等の諸外国において、国にとって重大な秘密情報を保護する制度の一部として既に導入・運用されており、その共通点としては

- ① 法令等により制度が根拠付けられていること。
 - ② 原則として秘密の取扱者全てを対象としており、その中には国の行政機関から事業の委託を受ける民間事業者等の役員及び職員も含んでいること。
 - ③ 実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等により情報を収集することとし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して犯罪経歴、渡航履歴等の照会を行っていること。
 - ④ 各行政機関の長が実施していること。
 - ⑤ 評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること。
- 等を挙げることができる。

3 我が国における適性評価制度の法制化の必要性

我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報（特別管理秘密）の取扱者に対して適性の評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。

③ 適性評価の実施権者（適性を有しているかどうかを認める権限がある者をいう。）が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。等の課題がある。

したがって、適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、所要の規定を設けることが、特別秘密の保護の実効性を高める観点から必要であると考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

「適性」という語を用いることについて（案）

1 趣旨

特別秘密を取り扱わせるときにこれを漏らすおそれの程度が高い者かどうかを判断する制度の名称として、いかなる語を用いることが適切かについて、以下検討する。

2 制度の性質

この制度は、行政機関の長又は警察本部長が対象役職員について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者に特別秘密を取り扱わせるときに特別秘密を漏らすおそれの程度を個別具体的に評価するものであるが、漏らすおそれの程度は、ある能力を有することを客観的に確認することのみをもって評価できるわけではない。

また、この制度では、調査事項に関連して対象役職員の身近にあってその行動に影響を及ぼし得る関係にある者である配偶者等の情報も把握することを予定しているが、仮にその中に漏らすおそれと結び付き得る事情が含まれていたとしても、あくまで特別秘密を取り扱う対象役職員本人の行動又は状況に着目して、対象役職員本人が漏らすおそれの程度を評価することとしている。

さらに、特別秘密を漏らすおそれの程度が低いと評価されたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、これらの者の判断とは独立に当該者に主体的に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与される制度ではない。

これらの性質を踏まえると、この制度は、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を取り扱う業務に従事することに「がなう」者かどうかを評価するものであると考えられる。

3 用語

こうした性質を持つ制度の名称に用いる語としては、「適格性」や「適性」が候補となり得るところである。以下、それぞれの用語の妥当性を検討する。

まず、「適格」という語は、一般に「資格にかなっていること」（広辞苑）という意味であり、また、法令用語としては、「人がある地位に就いたり、ある業務を営んだりすることについて、それにふさわしい資格として要求されるところに合致されること」（法令用語辞典）と解されている。

この点、国家公務員法（昭和22年法律第120号）や自衛隊法（昭和29年法律第165号）において「適格性」という用語は、それを欠いた場合の降任又は免職という処分要件として用いられていることから、この法制において「適格性」という用語を用いれば、特別秘密を漏らしたといった個別具体的な非違行為が発生したわけではなく、その可能性が低くないと評価されたにすぎないことをもって、これらの処分を受けることとなる

のではないかとの誤解が生じることも考えられる。

他方で、「適性」という語であれば、一般に「性質がその物事に適していること」（広辞苑）という意味であるとともに、法令用語としては、人がある資格を得るための能力という意味のほか、任命、就業等に当たって考慮すべき得手・不得手又は向き・不向きという意味で能力とは別個の用語として用いられている例がある。このため、「適性」という語は能力以外の意味も含み得る点において、ある能力を有すること以外の要素も考慮する本制度の性質を言い当てているといえる。また、「適性」という語を用いたとしても、「適格」という語を用いた場合の誤解が生じるおそれもない。

これらのことを考慮すると、制度の名称としては、「適性」を用いた「適性評価」が適切であると考えられる。

【参照条文】

(1) 「適性」を能力とは異なる意味（得手・不得手、向き・不向き）で用いている例

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）（抄）

（職業紹介の充実等）

第十二条 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 「適格性」を用いている例

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一・二 （略）

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 （略）

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一・二 （略）

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 （略）

○社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）（抄）

（登録拒否事由）

第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。

一～三 （略）

11/11/18内調内検討済み

- 四 社会保険労務士の信用又は品位を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性を欠く者

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の対象外とする者について（案）

趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てを対象にして適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、特別秘密を漏らした場合には罰則を適用する点は、適性評価の実施の有無にかかわらず同じであることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特性その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、適性評価の対象とすることが適当かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方にに基づき、適性評価の対象とすることが適当ではないと考えられる職を具体的に検討する。

1 内閣総理大臣その他の國務大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第66条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。当該手続により内閣総理大臣の職に就いた者がその職責を果たそうとするときに、本法制に規定する特別秘密を漏らす「おそれの程度」の評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な過程を経て与えられた内閣により行政権を行使する権限を制約するものであり、適当とはいえない。

次に、國務大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。國務大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり^{*1}、内閣総理大臣は内閣の首長として、行政各部を指揮監督するという自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた國務大臣を任命することとなる。ここで、任命した國務大臣が、本法制に規定する特別秘密を漏らす「おそれの程度」の評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該國務大臣はその職務の一部を行うことができなくなるため、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなることもあり得ることとなる。これは、内閣総理大臣に國務大臣を任命し、内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することにもなりかねないことから、適当とはいえない。

*1 「憲法 第4版」（声部信喜、高橋和之補訂・岩波書店）309頁

これらのことから、内閣総理大臣その他の国务大臣を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

2 内閣総理大臣その他の国务大臣以外の職で対象外とするもの

内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国务大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる職にある者についても適性評価の対象としないことが適当と考えられる。具体的には、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職にある者が該当すると考えられる。

(1) 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、国务大臣である内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり（内閣法第14条第3項）、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画し（内閣府設置法第8条第2項）、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行する（内閣法第14条第3項）職である。このように内閣官房副長官は、内閣官房等の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の判断を直接補佐する職であり、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると同時に内閣官房長官及び内閣との一体性が求められる職である。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているところ、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために内閣官房等を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らす「おそれの程度」の評価によって、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、内閣官房副長官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

(2) 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（国家行政組織法第16条第3項及び内閣府設置法第13条第2項）並びに大臣の命を受けて大臣不在の場合に職務を代行する（国家行政組織法第16条第3項）職である。また、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（国家行政組織法第17条第3項及び内閣府設置法第14条第2項）職である。いずれも、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の判断を直接補佐する職であり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると同時に大臣及び内閣との一体性が求められる職である。

また、副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされており（国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項並びに内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項）、一体性を保つべき相手方である内閣が給辞職した場合には、免職を待たずに失職することとされている（国家行政組織法第16条

第6項及び第17条第6項並びに内閣府設置法第13条第5項及び第14条第5項)ところ、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために行政各部を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らす「おその程度」の評価によって、副大臣及び大臣政務官がその職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、副大臣及び大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

なお、適性評価の対象とすることが適当でない職の範囲が「任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職」に限られることを法律上明らかにしつつ、特別秘密の取扱いの状況を熟知し、また、その保護について最終的に責任を負うこととなる行政府の専門技術的な判断に委ねることが合理的であることから、個別の職名は政令で規定することとする。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

② (略)

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② (略)

〔國務大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② (略)

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 (略)

2 (略)

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条 (略)

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(副大臣)

第十三条 (略)

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 (略)

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 (略)

4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

(副大臣)

第十六条 (略)

2 (略)

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 (略)

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 (略)

2 (略)

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 (略)

5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

11/11/18内調内検討済み

- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

実施権者について (案)

1 基本的な考え方

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者（対象役職員が特別秘密を取り扱う適性を有しているかどうかを判断する者をいう。）は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要がある。

2 特別秘密を取り扱う機関ごとの実施権者

このような考え方に基づいて、以下、特別秘密を取り扱う機関ごとに実施権者を検討する。

(1) 国の行政機関

国の行政機関は、法令の定める任務及び所掌事務について各行政機関ごとに業務を処理していることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、それぞれの行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

また、その行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

(2) 都道府県警察

警察事務は、本来、住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与している。こうした警察事務の性格と我が国の現行警察制度を併せ考え、都道府県警察の職員の適性評価は、警視總監・道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を実施権者としてすることとする。

また、その都道府県警察の職員でない者であっても、当該都道府県警察に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる都道府県警察の警察本部長がその実施権者としてすることとする。

(3) 契約業者

契約業者は、国の行政機関から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、契約業者の役職員の適性評価は、事業を委託した行政機関の長を実施権者としてすることとする。

なお、国の行政機関及び都道府県警察の場合と異なり、契約業者に役員として選任され、又は職員として雇用されることが見込まれる者については、選任又は雇用前に

適性評価を行わないこととする。これは、契約業者は国の行政機関との契約関係にある限りにおいて特別秘密を取り扱うに過ぎず、恒常的な必要性が認められないことや、民間部門の採用慣行は多様であることに鑑み、選任又は雇用前の適性評価がいたずらに身辺調査代わりに行われることがないようにする必要があること等によるものである。

3 他の機関の長が指定した特別秘密を取り扱わせる場合

国の行政機関又は都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の長がその職員に取り扱わせることとする特別秘密は、国の行政機関にあってはその中に他の国の行政機関の長が指定したのも含まれることがあり、また都道府県警察にあってはいずれかの国の行政機関が指定したものである。

いずれの場合であっても、当該行政機関等が、その任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱う必要性が生じるものであることから、特別秘密の保護のための必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、当該行政機関等の長の責任において講ずるべきと考えられる。

このため、本法においては、特別秘密の指定権者を問わず、職員の適性評価の実施権者は当該行政機関等の長とすることとする。

行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について（案）

1 趣旨

特別秘密は、国の行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）が、その任務及び所掌事務を遂行する上で取り扱う必要性が生じるものであることから、特別秘密の保護のための必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、それぞれの行政機関等の長の責任において講ずるべき性格のものと考えられる。このため、本法においては、特別秘密の保護に係る措置の一つである適性評価の実施権者を行政機関等の長としているところである。

この場合、行政機関等の長であって内閣総理大臣その他の国务大臣ではないもの（以下「一般職の行政機関等の長」という。）については、自らの適性評価を自ら実施することとなるが、これでは特別秘密を漏らすおそれの程度が適正に評価されないおそれがあるため、特別秘密を保護する措置としては合理性を欠いた制度設計なのではないか、との指摘があり得るところである。

そこで、以下制度設計の合理性について検討する。

2 制度設計の合理性

まず、一般職の行政機関等の長は、原則として、その職に就くに当たり、そのことが見込まれた段階で前任の当該行政機関等の長を実施権者として新規に適性評価を実施することとなる（第8条第2項）。また、一般職の行政機関等の長の職に就こうとする者が、既に適性を有すると認められている者である場合も、見直し時期が到来する前であっても就任前には前任の当該行政機関等の長を実施権者として適性評価を実施することとすれば、在任中に見直し時期が到来し自らの適性評価を自ら実施することを最大限回避することができる。したがって、時間的余裕をもって本法を適切に運用すれば、一般職の行政機関等の長が自ら適性評価を実施することは実態的にはほぼ起こらないと考えられる。

また、適性評価は特別秘密の漏えいの可能性を低減させる手段の一つであり、仮に一般職の行政機関等の長が自ら実施した適性評価の適正さが完全とはいえないとしても、本法制では、特別秘密を漏らした場合には国家公務員法の守秘義務違反よりも重い罰則が適用されることになっており、最終的に漏えいを抑止する仕組みは別に存在する。

このように、一般職の行政機関等の長が自らの適性評価を実施し得る制度であっても、自らの適性評価を自ら実施する場合がほぼ生じないようにすることが可能であること、漏えいを防止する別の仕組みも整備されていることに鑑みれば、特別秘密の保護の責任をこれを取り扱う行政機関等ごとに負うという基本的な考え方を維持する制度設計には、合理性があると考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

1 趣旨

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らす背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれは、以下の3つに分類することができると考えられる。

- ・ 取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

以下、漏えいのおそれの分類ごとに、このおそれと結び付き又はこのおそれを示唆するために、このおそれの程度の評価を行う上で有効な判断材料を提供すると考えられるものとして調査すべき事項について、具体的に考察する。

2 漏えいのおそれと調査事項の関係

(1) 「取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密を漏らすことを是認する信条を有することや漏らすことにより利益を得ようとするものが、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあると評価し得ることから、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要があると考えられる。

具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に関与している状況、我が国よりも外国における自己の利益を有し又は外国に忠誠心等の特別な感情を抱いている状況、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受け感化されている状況、経済的に追い詰められている状況等にある者が該当すると考えられることから、学歴・職歴、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係、国外との関連するを有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが有効と考えられる。

(2) 「取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ」について

取扱者に特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者にとって他人に知られたくない事情に付け込み、あるいは取扱者の特に国外における経済的な利益を脅かして取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密を漏らさせることが考えられる。したがって、意思を抑圧されていることにつながる、いわば「弱み」を有している者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的に何が弱みとなり得るかは人により異なり、一様ではないが、職歴、犯罪及び懲戒の経歴、国外との関連を有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項の中に弱みとなり得る情報があると考えられることから、これらの事項を調査することが有効と考えられる。

(3) 「取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的には、日頃から規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当することから、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態その他の経済的な状況、精神疾患、薬物の濫用・影響、飲酒についての節度、情報の取扱いに係る非違といった事項を調査することが有効と考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

調査事項について(案)

適性評価において調査することとする事項が、特別秘密を漏らすおそれの程度を評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

1 我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項

「我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係」とは、テロリズムや暴力的な政府転覆活動を目的とする活動を行ったり、これらを目的とする団体や個人を支援したりすること等を意味するが、こうした活動に関与している者にとっては、特別秘密を取得することが目的の実現に寄与するため、こうした活動に関与している者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員にこうした活動との関係がないか調査する必要がある。

2 経済的な状況に関する事項(3及び4(2)に係るものを除く。)

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。また、合理的な理由なく突然金銭消費が激しくなることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

また、頻繁に借入れを行っていることについて他人に知られることを恐れている者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした心情に付け込まれることにより意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

3 法令の遵守の状況に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、何らかの個人的な事情により他人に知られることを恐れている犯罪や懲戒の経歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした経歴に付け込まれ、意思を抑圧されることで、特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

4 その他特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項

1から3までの事項以外にも、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項について、漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。こうした事項の例としては、以下のものが考えられる。

(1) 学歴及び職歴に関すること。

本人の学歴及び職歴に関する情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得る行動又は状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けたことがあること、外国と関係が深い企業で勤務したことがあることは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。特に、外国での従軍歴及び外国政府での勤務歴は当該外国への忠誠心を抱いているかもしれないことを、我が国の立場と一致しない外国政府の動向に対して著しく強い共感を表明していることは日本よりも当該外国の利益を優先するかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

このほか、何らかの個人的な事情により、他人に知られることを恐れている職歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等に、そうした職歴に付け込まれ、意思を抑圧されることで特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、学歴及び職歴に関することを通じて、対象役職員に漏えいのおそれに

結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

- (2) 国外に保有する資産、国外への渡航、外国人との交際その他の国外との関連を有する事情に関すること（1に係るものを除く。）。

国外との関係に係る情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得る行動その他の状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、対象役職員本人が外国籍の者又は日本への帰化歴を有する者であること、配偶者や家族、同居人^{＊1}といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいること、外国での居住や特定の外国への頻繁な渡航の歴があること、外国政府機関から給付・援助を受けたことがあること、本人や配偶者が外国人と頻繁に接触し、又はしていたことは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことをそれぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して自発的に特別秘密を漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

また、特定の外国政府との取引並びに外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、情報漏えいを企図する外国情報機関等がそうした利益を脅かし、特別秘密を漏らすことを迫る標的になりやすいと考えられることから、こうした経済的な利害関係を有する者には、意思を抑圧されることで特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、国外との関連を有する事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

- (3) 情報の取扱いに関する非違に関すること。

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考え

＊1 特に配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にある者を想定している。

られる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

(4) 薬物の影響に関すること。

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(5) 精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患に関すること。

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(6) 飲酒についての節度に関すること。

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

公私の団体への照会について（案）

1 照会する必要性

実効性のある適性評価を実施するためには対象役職員について特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項に関する個人情報と正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず対象役職員から調査票の提出を受け、次に面接等により対象役職員から詳細な説明を求め、加えて調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には対象役職員から疎明資料の提出を受けることが考えられる。

しかし、

- 虚偽や不十分な情報を提供して適性を有すると判断されようとする者も想定されること及び適性評価は対象役職員の発意ではなく特別秘密を取り扱う機関の必要性を契機として実施され、対象役職員本人の責めに帰すべき非行等が疑われているなどの対象役職員本人に説明責任が求められる状況とは異なるために、積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象役職員が適性評価の実施に同意したとしても、対象役職員本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと。
- 対象役職員本人が正確かつ必要十分な情報を提供したとしても、その情報を実施権者が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されること。

から、実施権者が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、実施権者が行政機関、金融機関、医療機関その他の公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

2 個人情報の保護に係る法律との関係

本法制で実施権者が公私の団体に照会するものは対象役職員の個人情報であるため、照会を受けた公私の団体から実施権者への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。

ここで関連する法律をみると、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項の規定等は、個人情報取扱事業者又は個人情報を保有する行政機関の長（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が、本人の同意を得ないで照会に係る個人情報を第三者に提供することを原則として制限している。ただし、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項の「法令に基づく場合」には、個人情報取扱事業者等は本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができることとされている。

したがって、個人情報の保護に係る法律と整合させるためには、

- (1) 実施権者が公私の団体に照会し報告を求めるに当たり、運用上、対象役職員本人の同意を得る方法
- (2) 実施権者が公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法制に規定する方

法

の2つの方法が考えられる。

3 照会権限を規定する理由

適性評価制度を安定的かつ効率的に運用するためには、以下の理由により、第一義的には2(2)の方法によることとする必要があると考えられる。

- 対象役職員本人の責めに帰すべき非行等がないにもかかわらず、行政機関や民間事業者が人事管理目的では通常保有していないプライバシーに深く関わる情報について実施権者が明確な根拠を持たないまま第三者に提供を求めても、一般的には協力を得ることは困難と見込まれること。
- 照会を受けた側がその照会に応じる意向があったとしても、対象役職員本人の同意のみを根拠とすれば、本人が同意していることを確認する注意義務が照会を受けた側に発生し、その煩わしさが照会に応じること自体への障害になるのに対し、逆に法律の定めに基づいて実施権者が照会をする場合には、当該照会に応じてその保有する個人情報を提供することが個人情報の保護に係る法律に違反しないことが条文上明確であること。
- 実施権者が照会し、報告を求める内容及びその相手方を法律に明記し、制度化することにより、相手方である個人情報取扱事業者等が照会の背景・理由、報告の必要性やその内容を容易に理解することができること。

4 照会権限を法律事項とする理由

本法制の適性評価制度では、実施権者である行政機関等が一定の事項について一定の範囲の公私の団体に反復・継続して照会し、報告の提出を求めることが想定されるところ、これは照会を受ける相手方にとってはその自由な活動を制約するなどの負担になることも考えられる。このため、本法制においては、照会権限を法律に規定する必要がある。

なお、他の立法例においても、照会権限は全て法律に規定されている。

【参照条文】

○ 検察審査会法（昭和23年法律第147号）（抄）

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）（抄）

（公務所等に対する照会）

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 地方裁判所は、裁判員候補者について、裁判所の前項の判断に資するため必要があ

ると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 （略）

3・4 （略）

平成23年11月 日
内閣情報調査室

同意の取得について（案）

1 適性評価の実施に係る対象役職員の同意

適性評価の実効性を確保するために実施権者が取得する必要がある対象役職員に関する個人情報、人事管理のために通常保有しているものに限らず、本人の信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものもある。

この点、個人情報の取得については、適正な方法によればよく、対象役職員本人の明示的な同意を得なければ個人情報を取得できないというものではない。

しかし、対象役職員本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として対象役職員本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象役職員の個人情報の保護に配慮し、及び対象役職員の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象役職員の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

2 同意を取得するに当たって告知する事項

(1) 評価のために調査する事項

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有為なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（対象役職員本人が提供するもの及び関係者への質問や公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象役職員が認識した上で同意がなされる必要がある。

このため、実施権者は対象役職員に対しその旨を告知する必要がある。

(2) 関係者への質問・公私の団体への照会

照会権限を法定することにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項及び個人情報保護法（平成15年法律第57号）第23条第1項の規定に基づき対象役職員の個人情報を取得することは法制上可能であると考えられる。

しかし、対象役職員が認識していないまま実施権者が関係者に質問し、又は公私の団体に照会して個人情報を取得することがないような仕組みが法制上担保されていない場合は、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言いがたく、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがある。

このため、実施権者は対象役職員に対し、必要があると認めるときに質問や照会をすることがある旨を告知する必要がある。

3 同意が得られない場合の措置

適性評価を実施することについて対象役職員の同意が得られない場合には、適性を有

すると判断することができないことから、特別秘密を取り扱わせないこととなる。

【参照条文】

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～5 （略）

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 （略）

3・4 （略）

平成23年11月 日
内閣情報調査室

結果の通知について（案）

1 趣旨

適性評価の結果として通知する内容は、適性を有すると認めたかどうかの判断及び適性を有すると認めなかった場合の理由の2項目が考えられる。以下、それぞれの項目について、通知の是非を検討する。

2 適性を有すると認めたかどうかの判断の通知

(1) 結果を通知する理由

適性評価制度が、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、対象役職員本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて対象役職員の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、調査把握した個人情報から適性についてどのような判断を行ったのかを対象役職員本人に通知することは、本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るための仕組みとして当然に必要と考えられる。

(2) 通知を希望しない者への非通知

適性を有するかどうかの結果の通知を希望しない者には、当該結果を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には結果を通知しないこととする。

3 適性を有しないと認めた場合の理由の通知

(1) 理由の通知が当然に必要でないこと

適性を有するかどうかの判断は、対象役職員の権利・義務の突動を伴う行為ではないため処分に該当しないと考えられ、また、実施権者である行政機関の長や警察本部長の裁量にゆだねられていることから、適性を有すると認めなかった場合に理由を対象役職員に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

(2) 通知することのメリット

(1)を踏まえた上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、対象役職員には、例えば実施権者の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないか、法令に規定する調査事項に関係しない事項まで考慮して判断したのではないかといった疑問を確認することができないことになる。こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する対象役職員の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットもあると考えられる。

これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、対

象役職員に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとする。

(3) 通知に当たっての留意点

(2)の一方で、例えば、適性を有しないと認めた理由の通知は、それが具体的である場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価の実効性の確保の妨げとなることが考えられる。

また、適性評価制度においては、実施権者が対象役職員の知人その他の関係者に質問したり公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあり、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないように、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

(4) 通知する内容のあり方

(3)の留意点に加え、適性を有しないと認める理由は個別具体の事案によって異なるため、通知すべき内容のあり方を定型的に示すことは困難であると考えられる。

(5) 通知を希望しない者への非通知

結果の通知を希望した者のうち、適性を有しないと認められた場合に、その理由の通知を希望しない者については、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

4 契約業者への通知

適性評価制度が対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報を用いる制度であることに鑑みると、契約業者に結果として通知すべき内容は必要最小限度のものとするのが適当と考えられる。

こうした考えに基づくと、契約業者はその役職員のうち適性を有している者を把握していなければ誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないことから、行政機関の長は、適性を有していると認められたかどうかについては契約業者に通知する必要がある。

一方、適性を有しないと認めた理由については、契約業者が把握する必要性がないことから、行政機関の長がその理由を契約業者に通知することは不適當と考えられる。

適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）

1 行政機関の行為としての適性評価の性格

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

2 適性評価の処分性の有無

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれの程度を個別具体的に評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおその程度が低くないとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、以下の3点が考えられる。

(1) 職務の代行

適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。

(2) 本人の申出に基づく辞任等

特別秘密を取り扱えないことによる職務遂行への支障が著しいことが見込まれる場合には、当該高位の職を占める者は辞任するか、任命権者に申し出ることによって任命権者が当該職員を特別秘密を取り扱わない他の職に降任させることが考えられる。

(3) その他

通常は、(1)の代行者の指名若しくは(2)の辞任又は降任により対応すると想定されるが、仮にこのようなことが行われない場合には、特別秘密を取り扱えなくなることが、職務の遂行に当たり能力を発揮し又は業績を挙げる上での制約となった事態を反映した人事評価に基づいて、任命権者が当該高位の職を占める者を特別秘密を取り扱わない職に降任させることが考えられる。

【参照条文】

○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたときその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。
- 2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の見直し時期について（案）

1 時間の経過による見直し

(1) 必要性

適性評価は、対象役職員の、特別秘密を取り扱わせようとした時点における特別秘密を漏らすおそれの程度を評価したものであり、時間の経過とともに対象役職員の調査事項に係る状況は変化すると考えられることから、ひとたび適性を有すると判断された対象役職員であっても、時間の経過とともに特別秘密を取り扱わせることが適当でない状況が生じていることも考えられる。

したがって、行政機関の長は、特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、一定期間の経過後も対象役職員に引き続き特別秘密を取り扱わせようとする場合は、対象役職員の適性を見直す必要がある。

(2) 適性の評価を見直す時期を5年とする理由

適性の評価を見直す時期は、以下の理由により、5年とすることが適当と考えられる。

ア 適性評価制度の調査事項に係る対象職員の行動又は状況が、通常2・3年の期間で劇的に変化するとは考えられないこと。

イ 本法制では、秘密のレベルに段階を設けずに特別秘密を取り扱わせる適性を有するかを判断することとしているが、諸外国の先行事例を見ると、諸外国においては秘密のレベルに段階を設けており、最も秘匿性のレベルが高い「機密」については、一回の評価でこれを取り扱わせることができる期間として、5年から7年の例があるほか、10年としていても5年ごとに調査票を再提出させ情報を更新している例があり、総じて概ね5年以内に何らかの評価を行っているといえるところ、我が国の秘密保全制度が諸国外と遜色ない信頼性を有する必要があるという観点からは、諸外国と大きく異ならないことが望ましいこと。

2 再評価

適性の評価を見直す時期の到来前であっても、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため必要があると認める場合には、秘密漏えいの防止を徹底する観点から、速やかに再度の適性評価を実施する必要がある。

再度の適性評価は、当初のものと同様に実施することとしているところ、この場合において、適性を有すると認めたときは、再度の適性評価の時点から5年後までにその適性を見直すことが適当と考えられる。

(参考) 諸外国における適性評価の見直し時期

国	最も機密性の高い秘密情報を取り扱わせる者の適性評価に係る見直し時期	備考
アメリカ	5年	
イギリス	7年(初回5年)	一部の民間事業者は3~5年
ドイツ	10年	5年ごとに調査票を提出
フランス	5年	

平成28年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について（案）

1 適性評価に用いる個人情報の特徴

適性評価制度は、特別秘密を漏らすおそれの程度が高いと認められる者とその取扱者からあらかじめ除外することにより漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。そのため、漏らすおそれの程度を評価するためには、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項に係る個人情報を取得する必要があるところ、その中には、経済的な状況や精神疾患といったプライバシーに深く関わるものも含まれるものである。

2 他目的への個人情報保護の利用・提供の制限

ここで、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このように対象役職員のプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、国の存立にとって重要な情報である特別秘密を保護する本制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、本制度のために取得された個人情報は、適性評価の実施以外の目的のために利用され、提供されることがないように特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

3 本法制において別途規定を設ける理由

適性評価のために行政機関が取得した個人情報は、基本的には、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）に従って保護されることとなる。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第8条第1項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性和個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第8条第2項）ところ、単純にこの法律に従うこととすれば、本法制で取り扱う対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が対象役職員に発生し、制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。

この点を解決するため、本法制においては、行政機関の長が本法制において取得した個人情報に関しては、同法第8条第2項に定める例外的な利用・提供を禁止することと

する”。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかは該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 （略）

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）（抄）

（適用実態調査情報の提供）

第六条 行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第三条第二項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第十二条第一項若しくは第二項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ

*1 行政機関個人情報保護法第8条第3項の規定は、他の法令において同法第8条第2項の規定による個人情報の利用又は提供を制限することを妨げない旨を規定しているが、当該制限を規定している法令の例としては、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）第8条の規定がある。

とができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいう。以下同じ。)の提供を求めることができる。

- 2 財務大臣は、行政機関の長又は総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供するものとする。

(適用実態調査情報の利用制限)

第八条 財務大臣は、第六条の規定による場合を除き、その行った適用実態調査の目的以外の目的のために、適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第六条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

1 趣旨

適性評価制度は、特別秘密を漏らすおそれの程度が高いと認められる者をその取扱者からあらかじめ除外することにより、漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、その役職員の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

逆に、例えば、対象職員が適性評価を実施することに同意しなかった場合に指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合に当該対象職員を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりといった適性評価の目的以外の場面でこれを斟酌する余地があれば、対象職員が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、その職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象職員に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

また、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象職員が適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報や漏れなく、正確に提供することをためらうことで、実施権者が、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を適正に評価できず、制度の実効性が損なわれる事態につながることも考えられる。

このため、適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が対象職員に不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

2 契約業者の職員

ここで、契約業者の職員についてみると、解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成22年法律第49号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準として抽象的であり、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いが当該場合に該当するのか必ずしも明確ではないとの指摘もあり得るところである。また、専ら雑務に従事させ就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いを制限する法的根拠が存在しないこととなることから、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要がある。

なお、役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会

の決議によって定められることから、本法制に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

3 行政機関等の職員

一方、行政機関の職員のうち一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また、都道府県警察の職員については国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第281号）の適用があるが、一般職の国家公務員については、国家公務員法の規定により、

- (1) 職員の任用は能力の実証に基づいて行わなければならないこと（第33条第1項）。
- (2) 職員の免職は、法律に定める事由^{＊1}に基づいて行わなければならないこと（第33条第2項）。

- (3) 職員は、法律又は人事院規則に定める事由^{＊2}による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはないこと（第75条）。

から、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。自衛隊の隊員、都道府県警察の職員も同様である。

このため、一般職の国家公務員等（一般職の国家公務員、自衛隊法第2条第5項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。）については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要性が必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより前述の契約業者の職員との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。

この場合において、一般職の国家公務員等に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上は「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱い^{＊3}について権限を有する者」を、不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象とすることとする。

*1 具体的には国家公務員法第78条（本人の意に反する降任及び免職の場合）が該当するとされている。

*2 降任・休職・免職の事由を定めた法律の規定は、国家公務員法第78条（降任・免職）、同法第79条（休職）が該当する。また、人事院規則では、休職の事由を規定しており、具体的には①学校、研究所等の公共施設において、職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合、②災害により生死不明・所在不明となった場合等を規定している。（人事院規則11-3第3条）

*3 身分取扱い：国、公共団体その他の団体に勤務する職員その他の一定の身分、地位を有する者についての任免、分限、懲戒、服務その他その身上一般に関する取扱いを総括して表現する用語である。（法令用語辞典）

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、任用方法についてその職務の特殊性を踏まえ、自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象とすべきかどうかの議論になじまないと考えられる。

【参照条文】

○労働契約法（平成22年法律第49号）（抄）

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（解任）

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 （略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 （略）

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

② 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

③ （略）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合にいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性¹⁾を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づく選考によることを妨げない。

2 （略）

（隊員の昇任）

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基く選考又は試験によるものとする。

2 （略）

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合

*1 地方公務員法第28条に基づく分限処分と任命権者の裁量権について争われた事件において、「その職に必要な適格性を欠く場合」の意義について、最高裁は、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性が認められる場合という」との解釈を示しているところ（最判昭和48年9月14日）、国家公務員法第78条第3号の規定についても同様に解されている。

国家公務員法における適格性を欠くと認められた具体例としては、災害によらず相当期間行方をくらました場合、反復して服務上の規律に違反する行為をとった場合がある。（「逐条国家公務員法」（鹿兒島重治、森園幸男、北村勇編・学陽書房）612頁

- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性^{*}を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（任用の根本基準）

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める理由でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3・4 （略）

○公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（抄）

（一般職の国家公務員に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁

*1 自衛隊法第42条第3号の「適格性」の趣旨は、国家公務員法第78条第3号の「適格性」と同様であると解されている（参議院内閣委員会議事録：昭和29年5月14日：政府委員説明）。

判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国家職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがなされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

【判例】**（解雇以外の不利益な取扱いに関するもの）**

労働者が自宅待機命令に反して工場内への入構を強行し、警士を負傷させたこと等を理由とする懲戒解雇が有効かが争われた事件において、最高裁は、「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的事情の下において、それが客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効になる」との解釈を示している（最判昭和58年9月18日）。

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体の対象役職員が特別秘密を漏らすおその程度を個別具体的に評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2 思想・良心及び信教の自由との関係

(1) 思想・良心の自由

ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており¹⁾、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている²⁾。

イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている³⁾。

*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はなし」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（『立憲主義と日本国憲法 第2版』（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*2 「憲法I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法I 第4版」301頁から305頁まで他

(7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(i) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、これら内心の領域にあるものを理由として不利益な取扱いがなされることはない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下での平等に違反しないかの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている^{*1}。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である^{*2}。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解

*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

*2 前掲「憲法I 第4版」310頁

されており^{*1}、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている^{*2}。

イ 本制度との関係

(ア) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

*1 前掲「憲法 I 第4版」309頁

*2 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を個別具体的に評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地¹⁾により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

2 法の下の平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている²⁾。

3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下の平等の趣旨に違反しないといえる。

*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分¹⁾に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、最高裁は、法の下²⁾の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそのれとの関係について

(1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特別秘密を漏らすおそのれを判断する余地はないと考えられる。

(2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されている¹⁾。

信条は内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている²⁾。この点、適性評価制度において調査する事項は外形的に具現されたものであって、内心の領域に属するものではないため、当該領域を理由とした差別的な取扱いが行われることはない。

(3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある³⁾。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに結び付くかどうかについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれが高いと考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は

*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

*2 同書160頁

*3 「憲法 I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

平成23年11月 日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行

政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。

ア 機関Aから機関Bに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

(7) 仮に機関A又は機関Bが調整を図らないまま相互に無断で指定権を行使した場合、2つの観点から問題があると考えられる。第一に、指定の要件の充足性を的確に判断するためには、他の機関における当該情報の利用の状況や今後の利用の見込みを確認する必要があると考えられ、第二に、一方的に指定権を行使した場合、他の機関において当該情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えることができないおそれがある。

以上の2つの観点(以下「要件判断等の観点」という。)を踏まえると、

○ 機関A(機関B)が指定権を行使する際には、機関B(機関A)の意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

(イ) この点、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関(以下「1次機関」という。)であり、機関Bに当該情報を伝達することがなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の伝達を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、1次機関である機関Aに機関Bとの関係で優先的地位が与えられるよう、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、機関Aよりも機関Bの方が当該情報を指定するか否かにつきより適切に判断できる場合も考えられ、そのような場合にまで機関Aに優先的地位を与える必要はないと考えられる¹⁾。また、協議により合意に至るまで指定権を行使できないとすると、可及的速やかに指定を行う観点からは必ずしも好ましくないし、機関Aへの意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより機関Bにおける合理的な判断を期待できると考えられる²⁾。

したがって、機関Aに優先的地位が与えられるようなルールを定める必要はないと考えられる。

*1 優先的地位を認め得る行政機関は当該情報の内容や伝達ルートに応じて様々であり、そのような行政機関を一義的に決定するルールを定めることは極めて困難である。

*2 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの伝達の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を伝達の条件とすれば足りると考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに伝達された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

機関A、機関B又は機関Cのいずれが指定権を行使する場合も、上記アで述べたところと同様、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。

さらに、情報の伝達が控えられて政府部内の政策判断に悪影響が生じることのないよう、例えば、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

○ 機関Cが指定権を行使する際には、機関A及び機関Bへの意見聴取のみならず、機関A及び機関Bへの協議又は機関Aへの協議まで必要
といった、機関Aや機関Bに優先的地位を与えるルールを定めることも検討し得るが、上記アで述べたところと同様の理由により、そのようなルールは必要ないと考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合でも、上記イの場合と同様、機関A又は機関Bのいずれが指定権を行使する場合も、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。また、1次機関たる機関Aに優先的地位を与えるルールを定める必要がないことは、上記アで述べたところと同様である。

(3) 以上の検討から、

○ 行政機関が指定権を行使しようとするときは、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴き、その意見を尊重することが指定の調整に必要なルールであると考えられる。

なお、意見聴取の結果、ある行政機関が指定権を行使した時には、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を他の行政機関に通知する必要があると考えられる。そして、指定権を行使した行政機関の内部にあっては、指定に係る事項を記録する文書等への標記又は当該事項を取り扱う者への通知により指定の効力が発生するのに対し、他の共有行政機関に対しては、この指定権を行使した旨の通知により指定の効力が及ぶものと考えられる。

*3 機関Cが指定権を行使する場合、機関Cにおいて機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Bが機関Cに対し、機関Aから当該情報の伝達を受けたことを教示すべきと考えられる。

*4 機関Bが指定権を行使する場合、機関Bにおいて機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Aが機関Bに対し、機関Cに当該情報を伝達したことを教示すべきと考えられる。

*5 機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣的關係を認めることは困難である。

問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1)「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2)「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書(平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号)

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

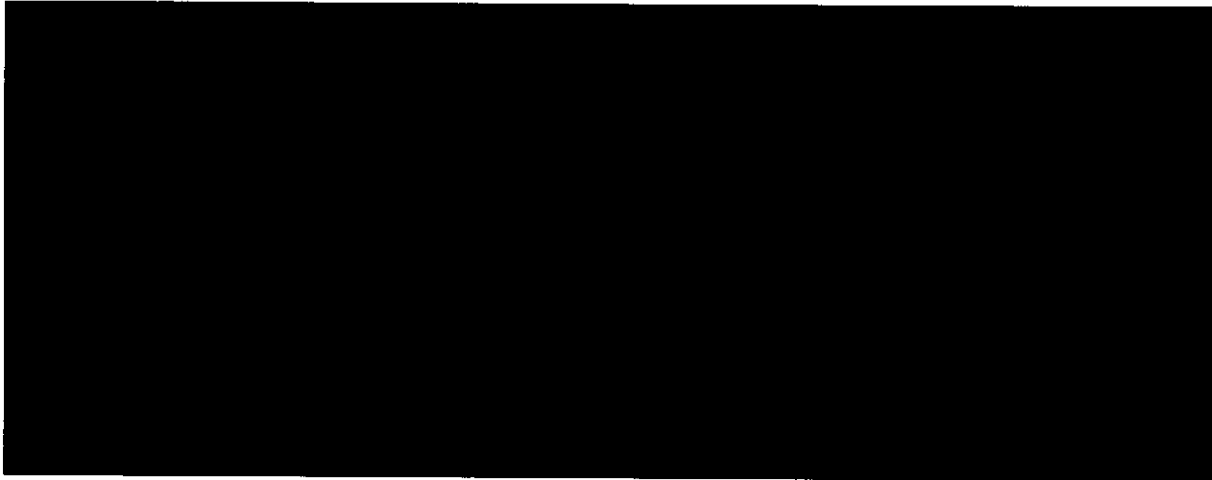
(参考2)

衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書(平成十四年三月八日 答弁第一七号)

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。(以下略)



(
(
(参考) 国会における発言

● 参 - 本会議 - 19号 平成23年06月01日

内閣総理大臣(菅直人君)

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる最も重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成23年09月16日

内閣総理大臣(野田佳彦君)

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

問 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」について

1 対象となる情報の範囲

- (1) 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」とは、外国政府又は国際機関から受領した情報であって、当該情報を提供する外国政府又は国際機関との間で締結している国際約束に基づき、保護を必要とする情報をいう。
- (2) より具体的には、情報保護協定^(注1)に基づき保護を必要とする情報を本事項の対象として想定している。なお、一般的に情報保護協定は、保護の対象となる情報を、情報提供国の国家安全保障のために保護を必要とするものなどに限定している。
- (3) ただし、今後、どのような外国政府又は国際機関との間で、どのような名称や内容の国際約束を締結するのか^(注2)、またどのような情報を保護の対象とするのか^(注3)について現時点で予見することはできないため、一定の抽象性を持った規定となっている。
- (4) いずれにせよ、本事項に該当する情報の全てが特別秘密となるわけではなく、本事項に該当する情報のうち、①公になっていない、②我が国の外交上特に秘匿することが必要である、という要件を満たすものが、行政機関の長により特別秘密に指定されることとなる。

2 本事項を別表に含める必要性

- (1) 外国政府又は国際機関から情報を入手する際には、我が国として、受領した情報を適切に保護することが前提となる。そのための具体的な手続等を定める国際約束として、情報保護協定が締結されている。
- (2) ただし、我が国が締結している情報保護協定は、一般的に、国内法令の範囲内で情報を適切に保護するための手続等を規定するものであるため、相手国・機関との情報共有を促進するためには、単に情報保護協定を締結するだけでは不十分であり、我が国における秘密保護法制を整備し、相手国・機関から受領した情報を、適切な保護の下に置くことが重要である。
- (3) 例えば、我が国が締結済みの情報保護協定は、保護を必要とする秘密情報へのアクセスをセキュリティー・クリアランス（適性）を付与された者に限定することを規定している。しかし、現状では適性評価を実施するための国内法令上の明示的な根拠規定はなく、仮に本件法案により国内法令上の明示的な規定に基づく適性評価を実施できるようになるのであれば、外国政府又は国際機関から受領し保護を必要とする情報についても、特別秘密に指定することによりそのような適性評価の対象とできるようにすることが、我が国の秘密保全制度への信頼を確保する観点から重要と考えられる。
- (4) ただし、別表2イ～ハは、特別秘密の対象を我が国の主権の維持及び安全保

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから^(注4)、別表に本事項を追記することが必要。

【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは

- (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。
- (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
- (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティー・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。

2. 我が国が締結済みの情報保護協定

- (1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)
(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
- (2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)
(NATOは、我が国を始めとする35以上*の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
※2010年6月時点。最新情報については確認中。
- (3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)
(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定

「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))

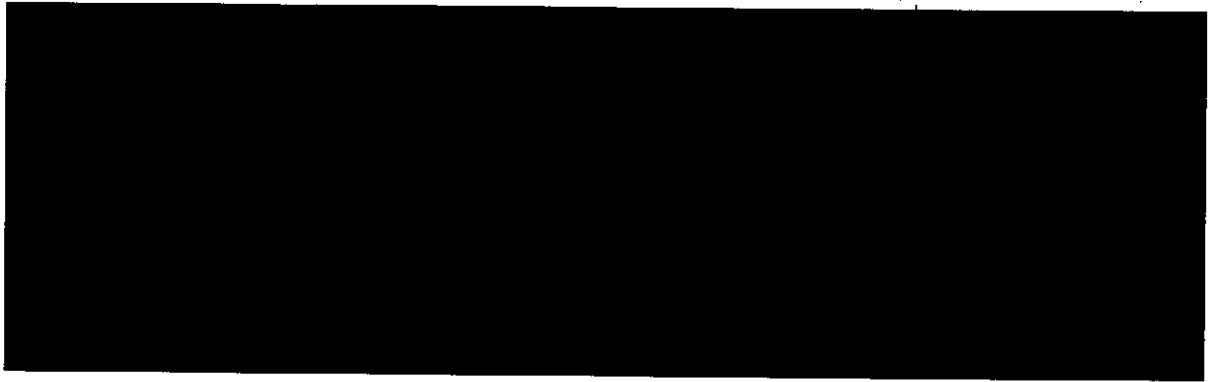
2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))

3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))

11/11/18



(7)

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:20

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (219 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩 謙、岩浅 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文案案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2011年11月18日 20:20
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (219 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
- 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
- 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:20

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (219 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (219 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (219 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (219 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (219 KB)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel .03-5253-2111 (内線

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (208 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (219 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 課、[redacted] 課

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文案案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:22

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (219 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:22

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (219 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への持込資料(第5回)についての留意事項

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:55

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted] 高岩 直樹(副長官補
本室); 岩浅 太一(副長官補本室); [redacted]

[redacted] 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りした法制局持込資料(第5回)について、

①「適性評価調査票」については、一つの文書の中に複数シートで作成しております。

②外務省作成ペーパー「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」については、当該別表事項が条文素案に反映されていないことを踏まえ、各省配布資料には含めておりません。

以上の2点につきまして、ご留意をお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

第4回法制局持ち込み資料&質問の回答に対する再質問について

送信日時: 2011年11月21日 19:35
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 質問・意見取りまとめ.jtd (27 KB); 再質問.jtd (23 KB)

内調
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

第4回の法制局持ち込み資料&質問の回答に対する再質問について、
添付のとおり質問等を提出いたしますので、よろしくお願い致します。
お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

様

-----作成者: []-----
宛先: []
送信者: []
日付: 2011/11/18 08:21PM
件名: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第5回)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
- 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
- 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文案案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 []
[] (直通)

Fax 03-3592-2307

[添付ファイル "警察庁送付資料.ZIP"は [] /警察庁 によって削除されました]

平成23年11月11日付け秘密保全法法制法制局持込み資料について
みだしの件について、下記のとおり質問及び意見を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 質問

(1) 6条関係

ア 3項において、行政機関の長は、他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が「他の行政機関の長の指定に係るもの」であるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならないとされているところ、

(ア) 当該行政機関と当該他の行政機関が外部から同時に情報の伝達を受けて、当該行政機関の長と当該他の行政機関の長が相互に当該情報を保有していることを認識の上、それぞれ特別秘密の指定をした場合、当該行政機関の長が指定した特別秘密は、「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当するのか。

(イ) 当該行政機関と当該他の行政機関が外部から同時に情報の伝達を受けて、当該行政機関の長と当該他の行政機関の長が相互に当該情報を保有していることを認識せずに、それぞれ特別秘密の指定をした場合、当該行政機関の長が指定した特別秘密は、「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当するのか。仮に該当するとした場合、当該行政機関の長は、当該特別秘密が「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当することが判明した時点で、当該他の行政機関の長に協議することとなるのか。

イ 3項（及び7条2項）に規定する「協議」の具体的内容如何。当該他の行政機関と「同意」することを要するのか。また、協議事項（特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする職員の範囲、取扱いの業務の具体的内容等、どのような事項について協議するか。）については、当事者間の判断に委ねられていると解してよろしいか。

(2) 7条関係

警察庁長官は、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には、都道府県警察の職員のうち別表第3号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができ（1項）、この場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、警察庁長官は、あらかじめ当該他の行政機関の長に「協議」しなければならない（2項）と規定されているところ、

ア 都道府県警察が警察法2条に規定する警察の責務を遂行するに当たり、当該都道府県警察の職員が、警察庁以外の行政機関の長の指定に係る特別秘密の取扱いの業務を行う場合（※1）については、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には該当せず、よって、7条2項に規定する協議は不要と解してよろしいか。

※1 例えば、特別秘密漏えい事件の捜査に当たり、県警察の捜査員が、取調べ等のため、某省の特別秘密を反復継続して取り扱う場合。

イ アにおいて、都道府県警察が遂行する警察法2条に規定する警察の責務が、警察庁の所掌事務に係るものである場合(※2)についても、当該都道府県警察が、その管轄区域について警察法2条に規定する警察の責務を全面的に遂行し、その全てにわたって責めに任ずるものであり、自らの事務として当該責務を遂行するものであることからすれば、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には該当せず、よって、7条2項に規定する協議は不要と解してよろしいか。

※2 例えば、警察法5条2項4号に掲げる国の公安に係る事案の捜査に当たり、県警察の捜査員が、某省の特別秘密を反復継続して取り扱う場合。

(3) 9条関係(併任者に対する適性評価について)

A省職員がB省職員に併任され、B省に勤務している場合の適性評価の実施権者は誰となるのか。

(4) 「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」関係

「行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によっては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは許容し難いと思われる」、「他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける」(2頁中段)とあるが、「創設的」と解するとすると、2条に規定する行政機関外の者に対する特別秘密の伝達は許容されないということにならないか。

2 意見(第9条関係)

(1) 条文素案第9条第6項において、適性評価の結果の通知、第7項において、適性を有すると認めなかった旨の通知に際しての理由の通知が義務とされているが、警察職員に関して通知を不要とする旨の例外規定を設けられたい。

(理由)

警察職員は、国家公務員法及び地方公務員法上団結権が否定されているが、この趣旨は、団結権を認めることにより、上司との関係悪化等を招き、秘密保持や指揮命令等の特殊性を有する警察職務の円滑な遂行に影響が出ることを懸念したものである。そのため、人事評価制度等においても、他の職員と異なる取扱いがなされているところである。

本素案による結果の通知及び理由の通知は、適性を有しないとされた際の職員の士気の低下を招き、上司と部下の対立関係を生むことから、警察職員については例外を設けるべきである。

(2) 警察庁長官が適性評価を実施した上で適性を有すると認めた警察庁職員が、都道府県警察に異動した場合、当該者については、都道府県警察本部長による適性評価の実施は不要とされたい。

(理由)

現在の規定によれば、警察庁職員が都道府県警察に異動した場合、条文素案第10

条第3項により読み替えた第9条第2項により、当該都道府県の警察本部長が当該者に対して適性評価を実施することとなる。しかし、その者が取り扱うこととなる特別秘密は、第8条第1項により、警察庁長官が都道府県警察に取り扱わせることとしたものであるから、既に警察庁長官が適性評価を実施し適性を有すると認めた者については、改めて警察本部長が適性評価を実施する必要はない。

なお、例えば都道府県警察本部長は、当該都道府県における治安の最高責任者であることから、着任当日から特別秘密を取り扱う可能性がある。ここで都道府県警察本部長による適性評価を改めて実施することとした場合、それが終了するまでの間特別秘密が取り扱えず、当該都道府県における公共の安全と秩序の維持に多大な影響を与えることとなる。

警察庁質問に対する回答（平成23年11月14日付け内閣情報調査室事務連絡）についてみだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 「知得」の解釈について(貴室回答3(1)関係)

貴室回答によると、「知得」とは、(中略)ある事項を知る場合のみならず、知ることができる状態にある場合も含まれる」とされているところ、本法制における「知得」とは、「知る又は知ることができる状態にあること」を指すものであり、「知ることができる状態」とは、「本人にその意志さえあれば知ることにつき何ら妨げがない状態」を指すものであると解してよろしいか。例えば、特別秘密がその参照にパスワード入力を要する暗号化等の保護措置を講じられた電磁的記録として記録されており、当該電磁的記録にアクセスは可能であるがパスワードを知らない場合は、「知ることができる状態」に該当せず、「知得していない」と解してよろしいか。

2 特別秘密の取扱いについて(2における「知得」の解釈が正しい場合)

貴室回答によると、「特別秘密の取扱い」とは「特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄及び特別秘密の伝達等、特別秘密の利用若しくは使用又はその維持若しくは管理に係る行為」とのことであるが、ここでいう運搬、交付、保管等は、当該特別秘密の知得を伴わない場合は含まれないと解してよろしいか。

3 適性を認めなかった場合の理由の通知方法について(貴室回答4(4)関係)

貴室回答によると、理由通知の具体的方法については検討中とのことであったが、その後の検討状況如何。

4 「経歴」及び「非違」の調査対象期間について(貴室回答4(6)関係)

貴室回答によると、「懲戒の経歴」及び「情報の取扱いに係る非違に関すること」の調査対象期間については、「10年程度とすることを考えている」とのことであるが、行政機関の長は、対象職員が調査票に記載したこれらの調査事項に対する回答内容が正確であるか確認することが求められるのか教示されたい。また、仮に、これらの調査事項に対する対象職員の回答内容が正確であるか確認することが求められるのであれば、適正評価を実施する行政機関の長は、これらの調査事項に係る行政文書の保存期間を少なくとも10年以上とする必要が生じるものと考えられるが、この点についての考え方如何。

安危からの質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室...

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 回答(送付版:安危).td (22 KB)
ル:

2011年11月22日 20:36

内閣官房副長官補(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしく申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線:)
E-Mail:)
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/24

※各省から質問に対する回答(1/21-22回答)

事務連絡

平成23年11月22日

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理)担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について(回答)

標記について、貴庁からの11月17日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 素案の第7条第2項に「その職員になることが予定されている者」という文言があるが、対象者には、新規採用者も含まれているのか。

(回答)

貴見のとおり。

- 2 素案の第7条第4項について、第3者機関に対し照会事項へ応じる義務を課すことが必要ではないか。

(回答)

素案(11月18日送付版)第8条第4項の規定により、公私の団体には照会に応じる義務が課せられていると考える。

外務省からの質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

添付ファイル: [REDACTED] すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 回答 送付版 外務省117jtd 30 KB; 回答 送付版 外務省119jtd 32 KB;

回答 送付版 外務省1116jtd 26 KB

2011年11月22日 20:37

外務省 [REDACTED] 様
(CC [REDACTED] 様)

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

[REDACTED]
2011/11/24

事務連絡
平成23年11月22日

外務省 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月7日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 条文案

(1) 第7条

ア 第1項

「その職員が国務大臣その他政令で定める職を占める者である場合」には適正評価が免除されるとある。「その他政令で定める職」の具体的内容は、今後の政令における検討事項と理解するも、外部有識者を公務員に任命し、右が機微な外交機密に接することが想定されるような場合（例：外交機密の開示／不開示を審査する内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員）には、適正評価が行われることが望ましく、係る免除は厳格に行われる必要があると考えるので、政令策定の際には十分考慮ありたい。

（回答）

適性評価の対象外とする者については、検討してまいりたい。

イ 第6項

以下の下線部を追加ありたい。

行政機関の長は、適正評価を行ったときは、適正を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

【理由】

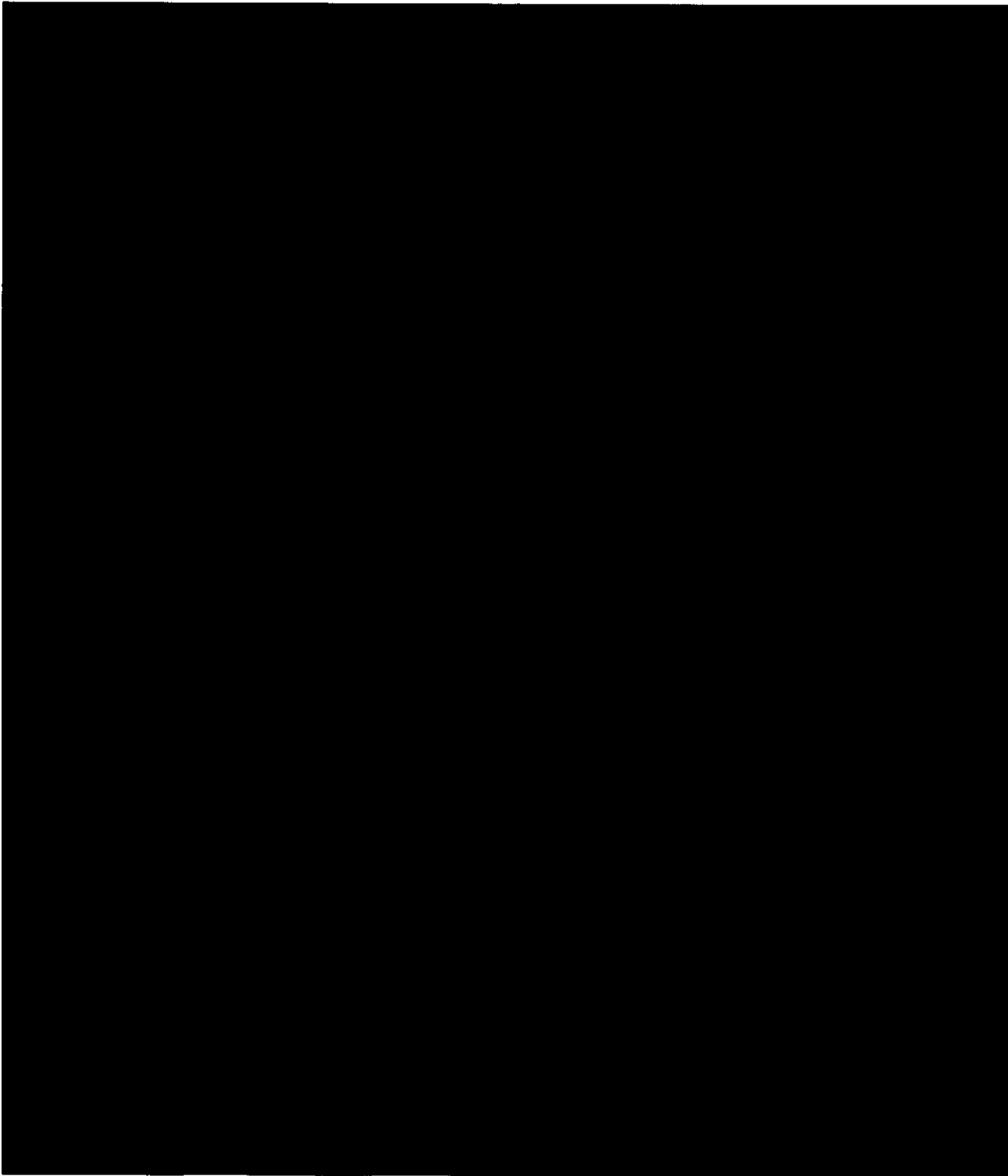
対象職員が特別秘密を扱うポストを希望・応募していない場合でも、人事当局から人事配置の必要性に基づき適正評価の実施について同意を求められることは少なくない。こうした場合、対象職員が適正評価の結果通知を希望しないケースも考えられ、かつ、結果の通知を行わなくても人事配置上の支障が生じないことから、第7項と同様の規定ぶりとするのが適当。

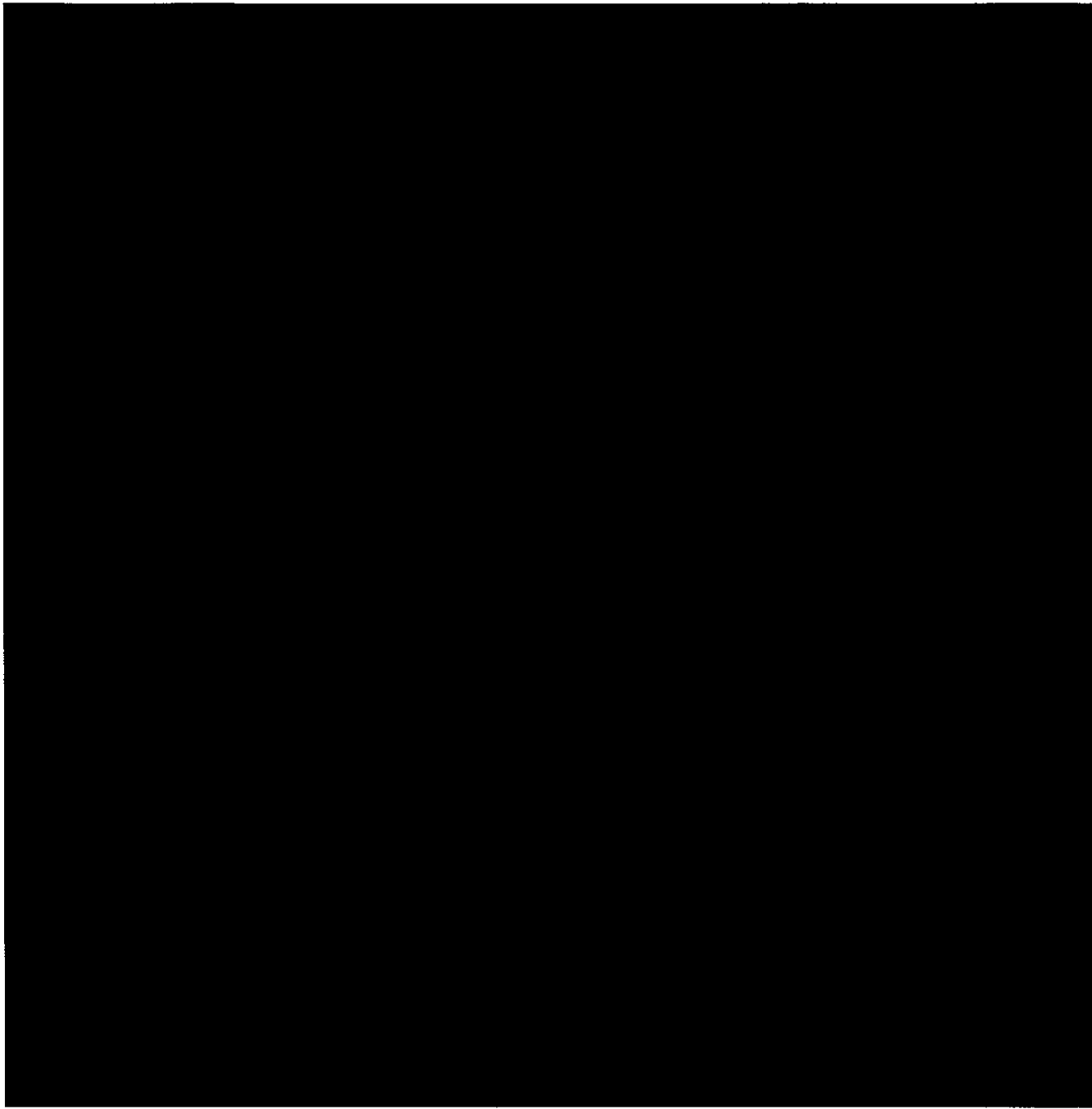
（適正評価調査票（イメージ）も右にあわせて修正すべき。）

（回答）

結果の通知の要否と人事配置上の支障との関係が必ずしも明らかでないが、対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合には、行政機関の長は対象職員にこれを通知しない旨の規定を追加することとする。

2 適正評価調査票（イメージ）について





(丁)

外務省 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月9日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 特別秘密の指定の調整について

- (1) 条文素案に対する文言上のコメントは引き続き検討を要するが、特別秘密の指定の調整に関し、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶという考え方は、条文上必ずしも担保されていないように思われるところ、右考え方を制度上どのように担保する方針かを確認願いたい。

（回答）

第5条により担保されていると考える。

- (2) 資料「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について」

2 (3) ②「一次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと。」については、例えば、過去にA省庁（一次機関）から当省に配布された秘密文書について、A省庁から当省に対し当該文書を特別秘密に指定する旨の連絡があるケースが想定される。

こうした秘密文書は、受領当時は特別秘密ではないことから取扱者、保管等の管理体制等が特別秘密の水準に達していないケースもあり、対応が困難な場合が想定される。特に、著しく古いもの（例えば10年以上前のもの）、当時の秘密区分がそれほど高くなかったもの（例えば「秘」指定等）、省内・在外公館等で幅広く共有済みのもの等については、すべての閲覧者・文書の所在の確認が困難と思われる。

については、こうした事情も踏まえ、実際の運用の際には各省庁の意見を聴取しつつ、運用可能なものを検討いただきたい。

（回答）

ご指摘のケースにおいては、指定に先立つ意見聴取が貴省に行われた段階で、貴省における当該文書の取扱状況をA省庁が把握した結果、指定の要件である非公知性又は特段の秘匿の必要性が認め難いものと判断し、指定が見送られるものと考えられる。

2 その他

(1) 第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、(中略) 他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

(回答)

趣旨については、11月11日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」を参照されたい。想定されるケースとしては、例えば、内閣官房が防衛省に対し、情報収集衛星により入手した画像情報を提供する場合などが考えられる。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており(注：契約業者を除く)、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明願いたい。

(回答)

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項(11月18日送付に係る条文素案第8条第1項)の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、また、政令で定めるところにより(自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定である)、当該他の行政機関の長との協議が行われることになる。

(2) 第6条第5項について

同項では、共有事項を特別秘密として指定した旨の通知を受けた特定行政機関において、「当該通知に係る共有事項の取扱いの業務を当該通知の際現に行っている職員は、当該業務に従事しなくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が(中略)特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員とみなす。」と規定されている。

これに関し、

- ① 上記(1)のとおり、現案では他の行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせるに当たり、適性評価の実施が義務づけられていないように見受けられるが、右にもかかわらず取えて本件「みなし規定」が必要となる理由をご教示願いた

い。

- ② また、例えば、当該共有事項を特別秘密として指定した行政機関の職員に対しては「みなし」規定が存在しないなど、同じ特別秘密を取り扱う場合でも行政機関の差異のみで異なる取扱いをしているように解されるが、その理由をご教示願いたい。

(回答)

適性評価の実施が義務付けられることは2(1)の回答のとおりである。なお、11月18日送付に係る条文素案において、みなし規定に代わり第5条第4項を新たに設けることとしたため、11月2日送付に係る条文素案第6条第5項(11月11日送付に係る条文素案第8条)は削除することとした。

(3) 第7条について

適性評価の実施に当たり、貴説明資料にもあるとおり、「積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象役職員本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らない」ことが想定される。

他方で、本法案の目的等に鑑みれば、適性評価を可能な限り実効的なものとすることが重要であるところ、例えば、対象職員が調査事項について回答する際に、「虚偽の記載を故意にしてはならない」旨を規定することも一案と考えられるが、いかがか。

(回答)

調査票は、冒頭の注において、虚偽を記載した場合には適性を有しているかの判断に著しい悪影響を与えるほか、当該虚偽記載に対する懲戒、訓告その他の指導監督上の措置が行われることがある旨を記載させ、また、同意書において、対象職員が知る限りの事実を具体的、漏れなく、かつ正確に記載した旨を調査票に宣誓させることを予定していることから、その必要はないと考える。

(4) 第7条第8項及び第9項について

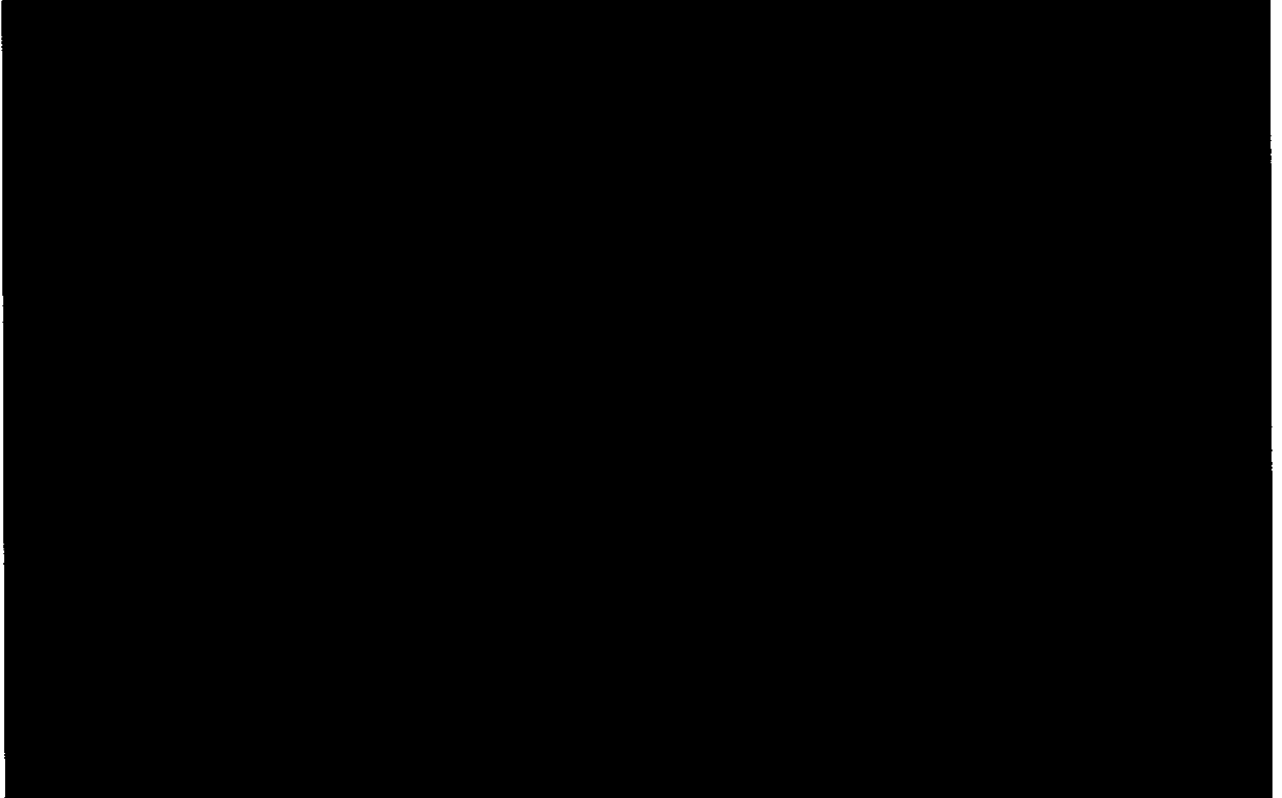
これらの規定を設ける理由としては、貴説明資料のとおり「対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事においても利用され、能力の実証と関わりのない情報に基づく情実的な任用がなされるのではないかといった不安感や不信感を払拭する」ためと解されるところ、各行政機関における適性評価が人事当局において実施されることを想定しているか否か、想定している場合には、上記貴説明資料との整合性についてもご説明願いたい。

(回答)

各行政機関においては当該不安感や不信感が生じることがないようにすること

等を考慮し、各行政機関が適性評価を行う部門を適切に判断することとなると考えている。

(5) 調査票（イメージ）について



事務連絡
平成23年11月22日

外務省 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月16日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 法案 第四条

指定の期間がこれまでの10年間から、5年間に減じていることについては、これまでどおり10年が適当と考える。

（理由）当省の外交機密文書の多くは、公文書等の管理に関する法律施行令別表（第八条）に記載されている行政文書名の二（条約その他の国際約束に関する次に掲げる文書）に該当し、保存期間は30年間である。長期間にわたって保管を求められている特別秘密文書については、一般的に長期間にわたってその秘密指定を維持する必要がある、事務作業等も考えると10年が適当。

（回答）

原案のとおりとさせていただきたい。

（理由）

本法制の指定の有効期間は、指定の要件該当性を定期的に確認するための期間を定めたものであるのに対し、保存期間は、業務プロセスの文書として通常必要と想定される期間等を基礎として定めたものであって、両制度は趣旨を異にするものである。したがって、多くの外交機密文書の保存期間が30年であることは、指定の有効期間を10年とする理由にはなり難いと考える。

2 その他

（1）特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について、故意に情報をインターネット上へ漏えいした場合を想定しているが、システムを管理する側が、安全管理措置を十分に施さなかったといった不作為により漏えいした場合、もしくは攻撃側がシステム管理者側の防御の仕組みを上回って、漏えいしてしまったといった場合に、システムを管理する側が、その過失責任を問われることとなりうるのか質問したい。

更に、故意かここでいう過失か定かでない場合はどうなるのか質問したい。

また、システムの一利用者が同様の場合にその過失責任を問われるのか、あるいは、故意か過失か定かでない場合も質問したい。

（回答）

・ 個別具体的な事情によるが、一般論としては、故意又は過失責任を問われ得るものとする。

(2) 内調内検討済み資料(参考2)「政府機関、防衛産業等に対する標的型メール攻撃の事例(報道等を基に作成)」の平成23年10月の箇所には、当省と国土地理院例のみの事例が記載されているが、その他複数の省庁においてもサイバー攻撃・標的型メールを受けたとの報道が複数あるので(記事別添)、当該箇所には、その他複数の省庁の事例も記載すべきとする。

【参考】該当箇所の抜粋

- ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的とした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。
- ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

(回答)

原案のとおりとさせていただきたい。

(理由)

外務省及び国土地理院以外の省庁に対する攻撃については、報道等で具体的な内容を確認できなかったため、本資料には記載しなかったところである。

警察庁からの質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]

添付ファイル (4) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 回答(送付版)補佐級.jtd (26 KB); 【別添資料】各国司法手続における秘密保護
(補佐級).xls (21 KB) (Web ページとして開く); 【別添資料】各国司法手続メモ(補佐級).jtd
(36 KB); 回答(送付版)小野・警察庁11.14.jtd (29 KB)

2011年11月22日 20:39

警察庁警備局警備企画課 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])
E-Mail [REDACTED]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

[REDACTED] 2011/11/24

事務連絡
平成23年11月22日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 質問

(1) 第6条関係

本法制では、特別秘密の他の行政機関等への伝達に関し、特別秘密を取扱うことを業務とする者に対する場合については、第6条第1項ないし第3項において規定されているところ、捜査を進める上で特別秘密を知る必要がある都道府県警察の捜査員など、自己の業務の遂行上、特別秘密の伝達を受ける必要がある者に対して、当該特別秘密を伝達する場合については、本法制上、どの条文を根拠として実施することを想定されているのか教示されたい。

（回答）

条文上の根拠なくして実施し得るものと考えている。11月11日各省送付に係るペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」を参照されたい。

(2) 第7条関係

第7条第5項では、「行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない」と記載されているが、第8項の規定により、法令に基づく場合には、適性評価個人情報を適性評価の実施以外の目的のために利用又は提供することがある旨については、あらかじめ当該対象職員の同意を得る必要はないのか。必要がないとすれば、その理由を具体的に教示されたい。

（回答）

その必要はないと考える。

（理由）

国の行政機関及び都道府県警察は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれに相当する条例により、法令に基づく場合には本人の同意を得なくとも自ら利用し、又は提供することができることとされており、この点について本法も例外でないことから、本法において対象職員に改めて告知する

必要はないと考える。

(3) 「刑事裁判手続きにおける特別秘密の立証方法について(案)」関係

特別秘密の漏えい事件において、被疑者が漏えいした情報と被害行政機関が保有する被害物件と思料される情報（特別秘密と指定されているもの）の同一性を、公判廷において当該情報の内容を明らかにしないまま、如何にして外形立証するかについて検討をしているか。検討しているならば、その検討状況如何。

(回答)

当室において特段の検討はしていないが、具体的事例として、秘密が記録された電磁的ファイルを記録媒体に複製して漏えいした事件において、漏えい先から押収した記録媒体に記録された電磁的ファイルと被害行政機関が保有する電磁的ファイルにつきそれぞれのプロパティを対照してその同一性を立証した例があるものと承知している。

2 意見

(1) 第5条関係

(意見)

第5条第1項中の「(警察庁長官にあっては、都道府県警察を含む。以下この項において同じ。)」を削除されたい。

(理由)

そもそも、第5条については指定権を持つ複数の行政機関が情報を共有している場合の調整規定と解されるところ、都道府県警察は指定権を持たないことから、指定権の調整の主体とはなり得ないものである。

また、特別秘密として指定される事項は「公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究や、国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報」といったものであることから、当該事項を特別秘密として指定することも含め、特別秘密に係る事務については、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務と整理されるものである。そして、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務については、警察法第16条第2項において、警察庁長官が都道府県警察を指揮監督すると規定されている。つまり、警察庁の所掌事務(より直接的に言えば、ある事項を特別秘密として指定すること)については、警察庁長官は、対都道府県警察との関係においては、警察法第16条第2項の指揮監督権限に基づき、何らの制約を受けることなくそれを行うことができるものと解されるところ、本法制上の規定は、都道府県警察の長の意見を聴くことが長官が指定を行う際の要件になっているという意味において、警察法上の警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権限を制限する趣旨に読め得る上、都道府県警察は(警察庁長官とは対等ではなく)その指揮監督の対象とされているという両者の関係にも馴染まず、警察法の体系との整理が不十分なものと考えられるため。

(回答)

貴見のとおり修文することとした。

(2) 第6条関係

(意見)

第6条第2項中の「都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」を「都道府県警察」と修文されたい。

(理由)

都道府県警察が特別秘密を取り扱うこと自体は、本法制上に何らの規定がなくとも、警察法第16条第2項に基づく警察庁長官の都道府県警察への指揮監督権を根拠として行うことができるものである。この点、本法制の第6条第2項において、確認的に都道府県警察が特別秘密の取扱いの業務を行うことができる旨を規定することを妨げるものではないが、警察法上、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮官監督は、都道府県公安委員会並びに警視總監及び道府県警察本部長のいずれかを名宛て人として行われるものであり、個別具体的な都道府県警察の職員にまで及ぶとは想定されていないものと解されるため。

(回答)

原案のとおりとさせていただきたい。

(理由)

第6条第2項(11月18日送付に係る条文素案第7条第1項)は、10月19日付け「特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について(回答)」に記載したとおり、特別秘密の伝達の一態様及びその要件について規定したものにすぎず、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督について規定するものではない。また、同項は、漏えい罪の罰則における「取り扱うことを業務とする者」を画するための規定でもあることから、取扱いの業務を行わせる客体を組織ではなく自然人とするのが相当であると考えらる。

事務連絡
平成23年11月22日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

補佐級説明会（11月4日）に対する質問について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 配布資料「刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について」について

(1) 質問

ア 同資料では、平成23年10月18日付け法務省刑事局作成に係る「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」に記載されている

○ 「刑事手続において、特別秘密につき、捜査官が必要やむを得ない場合には相手方に対してその内容を告げて取調べを行い、あるいは、刑事訴訟法の規定に基づき弁護人及び被告人に対して証拠開示を行うことは、いずれも漏えい行為に該当しないと解される」

○ 「公務員又は公務所は、原則として、押収や証人尋問、さらには取調べに際して捜査・公判に協力すべきものと考えられる」

との内容について特に言及がなされていないが、これらの点について、内閣情報調査室としては特段の異存がないものと理解してよろしいか。

(回答)

そのとおりである。

イ 同資料では、「例えば営業秘密の秘匿決定制度（不正競争防止法第23条ないし第31条）のような新たな制度を本法制で規定することは憲法第82条の裁判公開の原則と抵触するおそれがあり、そもそも実現可能性に疑問がある」とあるが、この点について内閣法制局及び法務省はいかなる見解か。

(回答)

11月2日各省送付に係るペーパー「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）」に対し、内閣法制局担当参事官及び法務省いずれも異論を唱えていない。

(2) 意見

上記(1)イの質問について、内閣法制局及び法務省の見解が「憲法第82条の裁判公開の原則に抵触し、およそ実現可能性がない」といったものでないのであれば、特別秘密に関し、刑事手続上の保護措置を設けることを再度検討されたい。

(理由)

刑事裁判手続において、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性が排除できなければ、当該特別秘密を所管する行政機関としては、当該特別秘密が秘匿を要するものであればあるほど、よって通常は漏えい行為等の違法性が高ければ高いほど、公判請求に消極的にならざるを得ず、本法制において「特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようにするため」(平成23年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について(報告書) 19頁) 重い法定刑を定めたところで、実際に十分な刑罰を科すことは事実上困難であると考えられるため。

(回答)

当室としては、従前どおり、刑事手続上の新たな保護措置を直ちに設ける必要性はないとの見解を維持することとしたい。

(3) 要望

刑事裁判手続における特別秘密(に類する秘密)の立証方法について、諸外国の事例を把握されているのであれば教示されたい。

(回答)

別添のとおり資料を送付する。

2 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方について

(1) 質問

補佐級説明会(11月4日)において、一次機関(行政機関外から取得した情報について、最初に当該情報を取得した行政機関をいう。以下同じ。)がその所掌事務とは関係なくたまたま最初に当該情報を取得した場合や、外交ルートを通じて情報を取得した場合等にまで一次機関に優先的な地位を与えることの問題点が指摘された際、貴室からは適用除外等を検討する旨発言されていたが、如何なる内容を検討しているのか、具体的に教示されたい。

(回答)

先日電話にて回答したとおりである。

(2) 意見

今後、制度設計の詳細・運用について検討を行う際は、手続が過度に煩雑となり、行政機関における円滑な情報共有に支障が生じることのないように配慮されたい。

(回答)

貴見のとおり配慮することとしたい。

刑事司法手続における秘密の保護

取扱注意

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
完全公開類型 検察官 ○ (秘密知得) 裁判官 ○ (秘密知得) 弁護人 ○ (秘密知得) 傍聴人 ○ (秘密知得)	○ 秘密が広く流出した事案	○ 秘密が広く流出した事案	○ 秘密が広く流出した事案		(法的にはあり得るが、要実施例は聞かない)
公開停止類型 検察官 ○ (秘密知得) 裁判官 ○ (秘密知得) 弁護人 ○ (秘密知得) 傍聴人 × (秘密不知)	○ Silent Witness Rule (誓面等により秘密の内容を証拠提出するが、公判廷では呼称を使用するなどして秘密の内容を傍聴人に知られないようにする) ○ 公開停止も法的には可能だが、秘密濺逸事件への適用の可否は不明	○ 証拠や文書が明らかになることが國家の安全を損ねるおそれのある場合には傍聴人を排除	○ 裁判手続の一部非公開 ○ 証拠の朗読の省略 ○ 大きな声で朗読しない		△ ・ 公開停止(裁判官の全員一致で、公の秩序を害する虞があると決した場合) ただし、要実施例は未把握。 ・ 不正競争防止法改正案(営業秘密侵害罪)の公判において、誓証等には秘密が記載されるも、呼称を使用するなどして営業秘密特定事項を傍聴人から秘匿)
インカメラ類型 検察官 ○ (秘密知得) 裁判官 ○ (秘密知得) 弁護人 × (秘密不知) 傍聴人 × (秘密不知)	○ 文書の編集(redaction)や事実の代替(substitution)により、証拠から秘匿内容を削除 ○ 起訴状には秘密の内容を曖昧に書く	△ 秘密自体を立証せず、外形的事実を立証することで秘密濺逸事案を立証することも可能。ただし、要例はなさそう。			○ いわゆる外形立証
外形立証類型 検察官 ○ (秘密知得) 裁判官 × (秘密不知) 弁護人 × (秘密不知) 傍聴人 × (秘密不知)				○ 警察のみ秘密を把握 ○ 裁判では、国防秘密の漏えい等の外形的な事実のみを立証	
(秘密保全徹底類型) 検察官 × (秘密不知) 裁判官 × (秘密不知) 弁護人 × (秘密不知) 傍聴人 × (秘密不知)		秘密濺逸事件である以上、被告人・弁護人は既に秘密を知っており、これらの者に秘密を隠す必要はないとの考えがある。	○ 一件記録は裁判所に提出される。弁護人はその全部を閲覧可能。	○ 根拠は公電のみ。	

○ イギリス



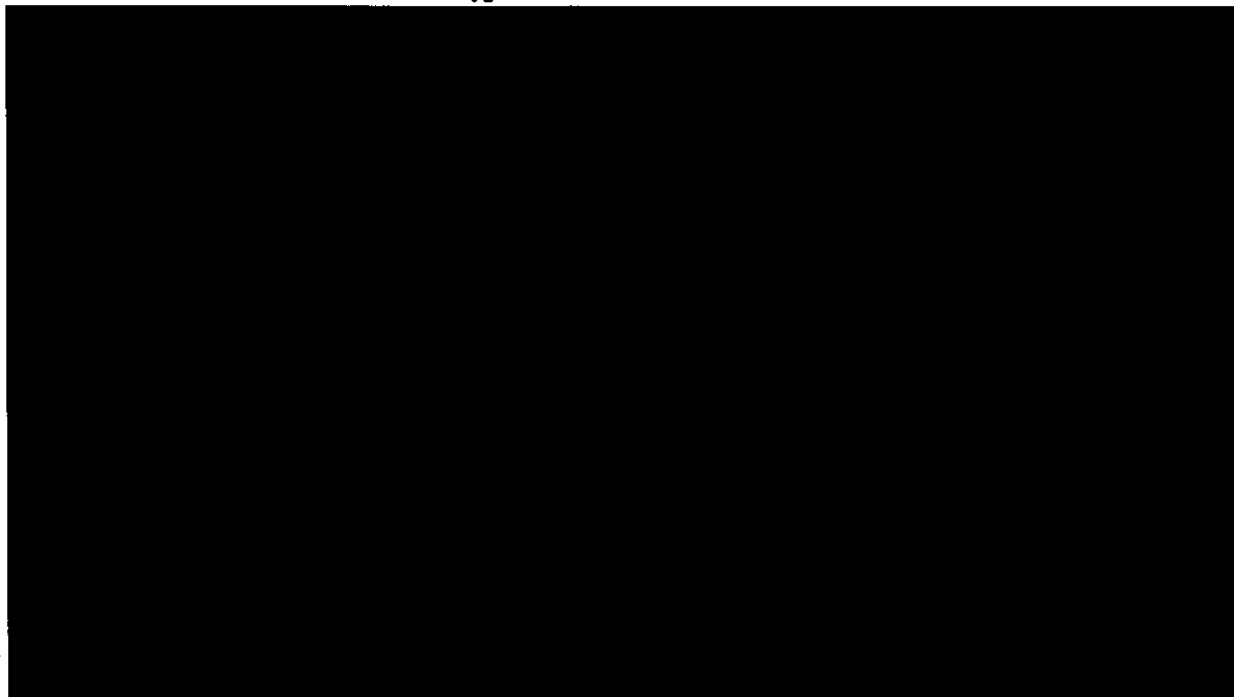
- ・ 1989年國家機密法違反の罪（ただし同法 8 条(1)(4)(5)を除く）に関する公判については、同法 11 条(4)により、1920 年國家機密法 8 条(4)を準用し、証拠や文書が明らかになることが國家の安全を損ねるおそれのある場合、檢察官の申請により、公衆を除外して審理を行うことができる（いわゆるインカメラ手続）。ただし、判決言渡しは公開しなければならない。手続は刑事訴訟規則 16.10 による。

※ 1989年國家機密法 11 条(4)

「1920 年國家機密法 8 条(4)（國の安全を理由とする傍聴人の排除）の規定は、同項が引用する犯罪が、本法の 8 条(1)、(4)及び(5)を除く規定を引用しているものとして、効力を有する。」

※ 1920年國家機密法 8 条(4)

「裁判所が訴訟手続から傍聴人を排除できる既存の権限を害することなく、これに付加して、1911 年國家機密法又は本法上の罪を犯した者に対する訴訟手続又は上訴手続、あるいは 1911 年國家機密法又は本法上の軽罪ないし重罪を犯した被告人に対する公判手続において、檢察官が、手続の過程における証拠の開示又は陳述が國の安全を害するとの理由で、傍聴人の全部又は一部が審問手続のいずれかの部分から排除されるべきとの申請をしたときは、裁判所はその旨の命令をすることができる。ただし、刑の言渡しは公開法廷でなければならない。」



○ ドイツ

※ ドイツ刑事訴訟法第 96 条

「当局又は公務員により公的に保管されているファイルその他の書面は、当該当局等の最高責任者が、当該ファイル又は文書の公表が連邦又はドイツ州の福祉にとって有害である旨を宣言した場合には、その提出又は交付を要求され得ない。第一文は、連邦議会議員若しくは州議会議員又は連邦若しくは州の議会の会派の職員が保管しているファイルその他の文書に関し、証言を許可する権限を有する部門が同様の宣言をした場合について準用する。」

※ ドイツ刑事訴訟法第 172 条

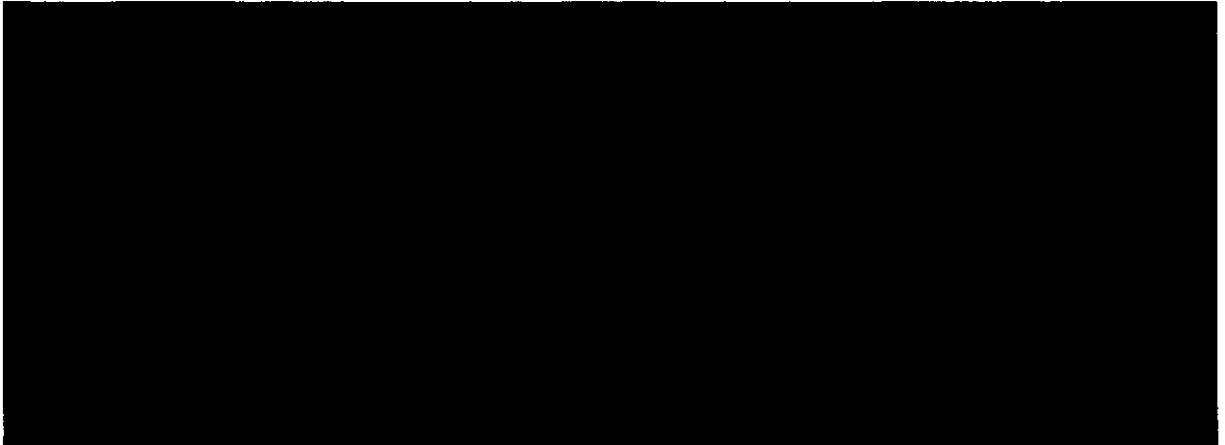
「裁判所は、以下の場合には、審問手続の全部又は一部につき傍聴人を排除することができる。

- 1 国の安全、公共の秩序又は公共のモラルが害されるおそれがある場合
- 1a 証人その他の者の生命、身体又は自由が害されるおそれがある場合
- 2 重要な事業、貿易、発明又は租税の秘密に言及があり、公開の場で討論すれば保護に値する最も重要な利益が害される場合
- 3 私的な秘密が問題となっているところ、証人又は鑑定人によるその無権限の開示が犯罪を構成する場合
- 4 18 歳未満の者が尋問される場合」

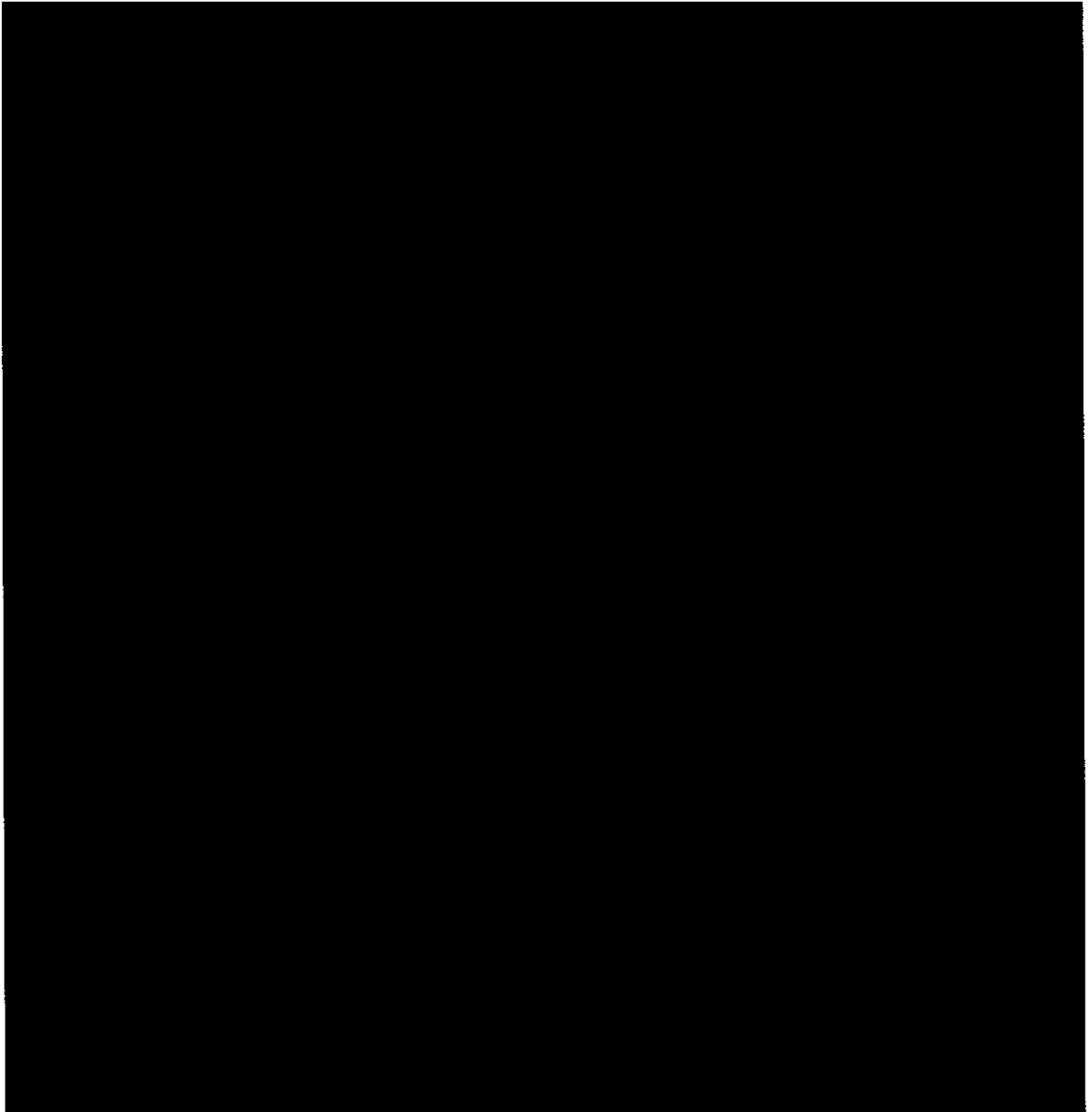
※ ドイツ刑事訴訟法第 171b 条

- 「(1) 手続の参加者、証人又は不法行為（刑法第 5 番 11 条(1)）の被害者の私的な事情に言及がある場合であって、その公開の場での議論が保護に値する利益を害する場合には、傍聴人を排除することができる。ただし、かかる事実の公開での議論を優先すべき利益がある場合を除く。私的な事情に影響を受ける当事者が審問手続における傍聴人の排除に異議を述べる場合には本項は適用されない。
- (2) (1)の第一文に規定する前提条件が存在し、私的な事情に影響を受ける当事者が請求した場合には、傍聴人は排除される。
- (3) (1)又は(2)に基づく決定には異議申立てができない。」

○ フランス



○ アメリカ



「 連邦議会は、秘密情報を開示するかそれとも起訴を断念するかというジレンマを解消し、また迅速な裁判を保障することで被告人の利益をはかるという目的で、一九八〇年秘密指定情報訴訟手続法 (Classified Information Procedure Act) を成立させ、従来の原則に若干の修正を加えている。この法律の概要は、次のとおりである。

刑事裁判における被告人が、自己の弁護のため秘密指定情報を開示することになると予測する場合には、事前に検察官と裁判所に対して文書による告知をしなければならない。この告知を怠った場合、裁判所はその開示を阻止し、又はそれに関係する立証を禁止することができる (五条 (a) (b) 項)。この告知があった場合、政府側は当該秘密情報の利用の可否を決定する審理を裁判所に求めることができ、その場合、秘密指定情報そのものを提出するかわりにサマリーを提出することが認められる。この審理は非公開 (in camera) で行われ、政府側の申立てが拒否された場合であっても、当該情報の開示が合衆国の安全にとって identifiable な損害を生じるとの司法長官の宣誓供述書が提出された場合には、裁判所は被告人に開示禁止を命じる。ただし、被告人が開示を阻止された場合は、正義に反すると裁判所が決定する場合を除き、起訴を却下するものとする (六条 (a)、(c)-(e) 項)。秘

取扱注意

密指定情報の開示を認める旨の決定に対しては、政府側に中間訴訟(interlocutory appeal)の提起が許され、その場合、本案の審理は停止される(七条)。(右崎正博「アメリカの国家秘密保護法制・上」法律時報 59 卷 5 号 49 頁以下(昭和 62 年))

※ このほか、秘密指定情報訴訟手続法には以下のような規定がある。

- ・ 裁判所は、検察官が被告人に開示した証拠の第三者への開示を禁ずる保護命令(protective order)を発することができる(3条)。
- ・ 裁判所は、検察官が十分な理由を示す場合には、検察官から被告人への開示証拠から秘密情報の特定の事項を消去すること、秘密文書の情報の抄録を代わりに開示すること、又は当該秘密情報により立証しようとする事実の存在を認める文書を代わりに開示することを認めることができる(4条)。

平成23年11月25日

1 条文案等

- 条文素案
- 読替表
- 「国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動」に係る条文イメージ

2 論点ペーパー（内調内検討済み・他省庁協議未了）

- 他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

※法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの

3 二部長説明時資料

- 件名・要旨（現時点で検討中のもの）
- 一枚紙「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）」
- 論点ペーパー「秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）」

※ その他候補として考えられる論点ペーパー

- 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（11月2日持込み資料）
- （適性評価関係）※別紙リストのとおり
- （別表関係）

二部長説明時資料として考えられる論点ペーパーリスト (適性評価関係)

◎：必要と考えられるもの

○：必ずしも必要とは考えられないもの

- ◎ 適性評価制度の法制化について
- 「適性」という語を用いることについて
- ◎ 適性評価の対象外とする者について
- ◎ 実施権者について
- 行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について
- ◎ 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- ◎ 調査事項について
- 公私の団体への照会について
- ◎ 同意の取得について
- ◎ 結果の通知について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の見直し時期について
- 適性評価の実施以外の目的での個人情報利用・提供の制限について
- ◎ 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
- ◎ 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- ◎ 適性評価と法の下での平等との関係について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に係る情報を保有する他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察から伝達を受け、又は都道府県警察に伝達した事項（次項において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた特定行政機関の長又は警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り

、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合限り、警察庁長官の定めるところに

都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

行政機関の長は、前項の規定により他の行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

特別秘密の伝達を受けることのできる場合

第七條 行政機関の長は、次掲げる場合限り、特別秘密の伝達を受けることのできる職員に当該特別秘密を取

取扱はるべきものである。

前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行つたため他の行政機関から当該特

別秘密の伝達を受ける必要がある場合

前号の場合を除くほか当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関から特別秘密の伝達を受

ける必要がある場合

警察本部長は次に掲げる場合を限り特別秘密の伝達を受けるべき職員を当該特別秘密を取り扱は

るべきである。

前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行つたため警察庁から当該特別秘密

の伝達を受ける必要がある場合

特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、その職員を特別秘密を取り扱はるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行

うため、適性評価(次項から第三項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という

。を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、適性評価により対象職員が特別秘密を有するときは、その日から起算して五年を

経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱われることができる。

⑤ 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

⑥ 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

⑦ 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

⑧ 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、こ

れを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に図るための特に必要があるときは、適性評価

の適性を有するものと認められた対象職員に対しては、改めて適性評価を実施するものとする。この場合

において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又は適性評価により適性を有しないと認めら

る旨の第四項の期間内である。この場合、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長がその職員に特別秘密を取り扱うときについて準用する。この場

合において、前条第二項及び第四項から第七項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察

本部長」と同条第一項第一号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とを

これに読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは

、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第[]項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、同項から同条第[]項まで、同条第[]項ただし書、同条第[]項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第七項本文中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同項ただし書中「通知しない」とあるのは「対象役職員に通知しない」とそれぞれ読み替えるものとする。

利用及び提供の制限

第[]条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第[]条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の

身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（その他の保護措置）

第 三 条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第 七 条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第 四 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第 五 条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、

十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への

侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第~~三~~条 第~~三~~条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第~~三~~条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第~~三~~条 第~~三~~条第三項若しくは第~~三~~条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第~~三~~条第一項、第二項若しくは第~~三~~条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第~~三~~条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達のに供する暗号
 - チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
 - リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

11/11/25

二 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察の職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合
- 二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価すること

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員の適性評価）

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項、第二項及び第四項から第九項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 警察本部長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合
- 二 適性評価を実施することにより、特別秘密に係る犯罪の捜査の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該警察本部長が講ずるとき。

2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価すること

- により行う。
- 4 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。
 - 5 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
 - 6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
 - 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
 - 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
 - 9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象職員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認められたときは、第四項の期間内であっても、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。
 - 10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- により行う。
- 4 警察本部長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。
 - 5 警察本部長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
 - 6 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
 - 7 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
 - 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
 - 9 警察本部長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象職員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認められたときは、第四項の期間内であっても、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。
 - 10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○契約業者の役職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。

5 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項

契約業者（読替え後）

（契約業者の役員及び職員の適性評価）

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、同項から同条第六項まで、同条第七項ただし書、同条第八項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役員」と、同条第七項本文中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象職員」と、同項ただし書中「通知しない」とあるのは「対象役員に通知しない」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者がその役員及び職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象役員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、適性評価により対象役員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象役員が適性を有するものとして取り扱うことができる。

5 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な

の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象職員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認めるときは、第四項の期間内であっても、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象役員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象役員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを対象役員に通知しないものとする。

8 前項の規定により対象役員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象役員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象役員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象役員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認めるときは、第四項の期間内であっても、当該対象役員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

「国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動」に係る条文イメージ

(定義)

第二条 (略)

一～六 (略)

2 この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- 一 テロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。以下同じ。)を行う活動
- 二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの
 - イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動
 - ロ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 (略)

1、2 (略)

3 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することによって行う。

4～10 (略)

別表(第三条関係)

一、二 (略)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

- イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ、ニ (略)

平成23年11月 日
内閣情報調査室

他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、防衛省以外の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者（以下、行政機関との契約に基づき秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者を「契約業者」という。）に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定している（自衛隊法第96条の2第3項）。

そこで、本法制においては、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合について、いかに規定すべきか。

2 検討

- (1)ア 一般に、行政機関が保有する秘密に該当する事項といえども、当該行政機関外の者への伝達が一切許容されないわけではなく、当該事項を秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより、伝達が許容される場合があると考えられる¹⁾。

このように、行政機関が保有する秘密は、法律上の規定がなくても公益の比較衡量により当該行政機関外の者に適法に伝達することが可能であると考えられるところ、それにもかかわらず自衛隊法が第96条の2第3項において他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の規定を置いた趣旨は、以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54頁）。

「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性が

*1 昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国政調査権と国家公務員の守秘義務との関係について、「国政調査権に基づいて政府に対して要請があった場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によってまもられるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものとする。」と説明されている。

*2 内閣法制局内行政法実務研究会編「ケーススタディ行政法実務」（ぎょうせい）277頁において、「守秘義務違反については、罰則を規定することにより、秘密を保護している（地公法60条2号）。しかし、秘密事項であっても、他の法益に基づく要請によって、これを発表することが許容される場合があり、例えば、地公法34条2項の規定により任命権者の許可を受けた場合には、秘密事項を発表することが許され、守秘義務違反に係る犯罪は成立しないことはいうまでもない。」と説明されている。

より高まることとなる。)に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛庁・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある。こうした点にかんがみ、隊法第96条の2第3項は、『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたものである。したがって、隊法第96条の2第3項は、通常と比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたものであり、同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである。』

イ なお、防衛大臣は、防衛出動又は治安出動の際、政府全体として事態に迅速かつ的確に対処し、国民の生命や財産の保護に万全を期すことができるよう、必要に応じて海上保安庁をその統制下に入れて指揮することができる(自衛隊法第80条第2項)ところ、その趣旨に鑑みれば、当該指揮権の中には、海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる権限も含まれると考えられる。

したがって、自衛隊法第96条の2第3項は、防衛大臣が防衛出動時等に海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、創設的規定ではなく、確認的規定として機能するものと考えられる。この点、上記「防衛秘密制度の解説」においても、「比較衡量によって…防衛秘密をわたすことができなくな(る)…おそれがある」「通常と比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたもの」との記述からもうかがわれるように、同項の機能を必ずしも創設的なものに限定して捉えているわけではないと考えられる。

(2)ア 本法制における特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によっては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは必ずしも許容し難いと考えられる。

したがって、本法制においても、自衛隊法と同様、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける必要があると考えられる。

イ 一方、本法制についても、このような創設的規定を待たずして行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることが許容される場合があると考えられる。すなわち、現行法上、自衛隊法第80条第2項と同様に、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を規定するものがあるところ、当該指揮監督権の中には、当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる権限が含まれる場合もあると考えられる。このような場合、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定は確認的規定として機能することになるところ、創設的に機能する場合とは別途書き分けて規定することも考えられる。

しかしながら、上記(1)イ記載のとおり、自衛隊法においても、防衛省外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合

とを同法第96条の2第3項ひとつにまとめて規定しており、両者を書き分けることはしていない。そして、両者を書き分けていないことを理由に、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を制限するものと解される余地はないと考えられるから、あえて両者を書き分ける必要性は見いだし難い。

したがって、本法制においても、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合とを書き分けずに規定することとする。

- ウ ただし、自衛隊法第96条の2第3項の「政令で定めるところにより」は、防衛省と他の行政機関が対等の立場にあることを前提に協議の手續を想定したものであるが、警察庁長官は都道府県警察に対する指揮監督権（警察法第16条第2項）を有しており、このような関係にある警察庁と都道府県警察との間には協議といった手續は馴染まないと考えられることから、その関係に応じた手續規定を設けることは合理的と考えられる。

【行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督を規定する法律】

○ 内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）

（総合事務局の所掌事務等）

第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる地方支分部局その他の地方行政機関（以下「地方支分部局等」という。）において所掌することとされている事務

- イ 公正取引委員会の事務総局の地方事務所
- ロ 財務局
- ハ 地方農政局
- ニ 経済産業局
- ホ 地方整備局
- ヘ 地方運輸局

二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ 民有林野に係る次に掲げる事務

- (1) 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。
- (2) 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること（国営に係る森林治水事業を実施することを除く。）。
- (3) 保安林に関すること。
- (4) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。
- (5) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること（国営に係る地すべり防止に関

する事業の実施に関するものを除く。)

(5) 林野の保全に係るほた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。

ニ 栽培漁業の促進に関すること。

ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

2 総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。

一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務 公正取引委員会

二 財務局において所掌することとされている事務 財務大臣（金融庁の所掌に属する事務（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）については金融庁長官とし、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。）

三 地方農政局において所掌することとされている事務及び前項第二号に掲げる事務 農林水産大臣

四 経済産業局において所掌することとされている事務 経済産業大臣（消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。）

五 地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務 国土交通大臣

○ 財務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十五号）

（税関等）

第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十七号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

二 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

三 金の輸出入の規制に関すること。

四 輸出入貨物に対し内国税を賦課及び徴収すること。

2 税関及び沖縄地区税関は、前項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。

二 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

3 税関及び沖縄地区税関は、前項各号に掲げる事務については、経済産業大臣の指揮監督を受けるものとする。

4～6 （略）

○ 厚生労働省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十七号）

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第九十八号

から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

- 2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。
- 3 （略）

○ 経済産業省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十九号）
（経済産業局）

第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。

- 2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。
- 3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十五条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。
- 4 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。
- 5 （略）

○ 国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）
（北海道開発局）

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
 - 二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第百一号から第百三号まで、第百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第百十三号、第百十四号、第百十六号、第百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第百二十八号に掲げる事務
 - 三 測量業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 四 地価の調査に関すること。
 - 五 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。
 - 六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。
- 2 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業の実施に関すること。
 - 二 委託に基づき、前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。
 - 三 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る事業の助成及びこれに伴う監督に関すること。
- 3 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務については、農林水産大臣のみの指揮監督を受けるものとする。
- 4・5 （略）

○ 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年六月一日法律第八十三号）

（小笠原総合事務所の設置）

第二十六条 当分の間、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地の総合行政機関として国土交通省に小笠原総合事務所を置く。

- 2 小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務をつかさどる。
- 3 小笠原総合事務所は、小笠原村に置くものとし、その内部組織は、国土交通大臣が前項に規定する事務を所管する国の行政機関の長（以下この章において「関係行政機関の長」という。）と協議して定める。

（職員）

第二十七条 小笠原総合事務所の職員の任免は、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して行う。

（指揮監督）

第二十八条 関係行政機関の長は、それぞれの所掌事務に関し小笠原総合事務所の長その他の職員を指揮監督する。

○ 警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）

（長官）

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

- 2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○ 自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

（海上保安庁の統制）

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。

- 3 （略）

○ 自衛隊法施行令

(海上保安庁に対する指揮)

第百三条 法第八十条第二項の規定による防衛大臣の海上保安庁の全部又は一部に対する指揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする。

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

(麻薬取締官及び麻薬取締員)

第五十四条 厚生労働省に麻薬取締官を置き、麻薬取締官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずる。

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずるものとする。

3・4 (略)

5 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚せい剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

6～8 (略)

(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)

第五十六条 厚生労働大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生労働大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 (略)

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）

(税関長に対する指揮監督等)

第五十四条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

○ 輸出貿易管理令

(税関の確認等)

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 輸入貿易管理令

(税関の確認等)

第十五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）

(漁業監督公務員)

第七十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の勵行に関する事務をつかさどらせる。

2～4 (略)

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

(漁業監督官と漁業監督吏員の協力)

第七十四条の二 農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該漁業監督吏員は、捜査に必要な範囲において、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 (略)

○ 海上保安庁法（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第十条 海上保安庁の長は、海上保安庁長官とする。

2 海上保安庁長官は、国土交通大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、所部の職員を指揮監督する。ただし、国土交通大臣以外の大臣の所管に属する事務については、各々その大臣の指揮監督を受ける。

第十五条 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の勵行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の勵行に関する事務に関し行政官庁の制定する規則の適用を受けるものとする。

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならない、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた海上保安庁、警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、できるだけその求に応じなければならない。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子

1 目的

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものの保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて外国との情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

2 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿を要するものを特別秘密として指定するものとする。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間を定め、以後要件を満たす場合には有効期間を延長し、要件を欠くに至った場合には指定を解除するものとする。

ウ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、当該他の行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 行政機関の長は、適性評価により適性を有すると認められた職員に特別秘密を取り扱わせるものとする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱わせようとする職員の同意を得て、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

ウ 行政機関の長は、調査を行うため必要があると認めるときは、当該職員若しくはその関係者に質問し、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱う者による故意又は過失による漏えい、欺罔等による取得行為、並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

4 別表その他所要の規定の整備

第2 留意事項

閣議決定希望時期は、平成24年3月上旬

(現時点で検討中のもの)

様式1

次期通常国会提出予定法案

内閣官房

総計 件 (うち※ 件、その他 件)

予算 関連	件名	要旨	備考
	特別秘密の保護に関する法律 (仮称)	我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。	

- (注) 1 検討中のものは、紙を別にし、表題にその旨を記載
- 2 備考欄には、次の事項に該当がある場合に記載
- ・ 日切れ、日切れ扱い、期限切れの場合は、その旨 (期限切れはその時期も記載)
 - ・ 補正予算関連又は条約関連の場合は、その旨
 - ・ 一括審議希望の場合は、該当法案を括弧でくくり、一括審議希望と記載
 - ・ 共同提出の府省がある場合は、〇〇府省と共同提出と記載
 - ・ 参議院先議を希望する場合は、その旨
 - ・ 条約については、署名済、採択済、交渉中等の別
- 3 予算関連法案については、「予算関連法案」の欄に※を記載してください。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）

1 我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1) 外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

(2) インターネット上への情報漏えいの脅威

昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3) 標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- ・ 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）

- ・ 攻撃対象の組織等が使用するITシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後その痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

ここ数ヶ月の間だけでも、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4) 法制に関する検討・対策の必要性

上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策が考えられ、既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからず講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

2 本法制による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1) 上記1のような脅威に対しては、法制により秘密を厳格な管理下に置くと共に漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2) そこで、本法制により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の存立を守ることにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

この点まず、国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった国の存立を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

(3) 以上により、本法制においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3 本法制による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳格な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用

されているように、秘密を取り扱わせようとする者について、一定の事項を調査して秘密を漏らすおそれの程度を評価することによりその適性を個別具体的に判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。
- ③ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

などの課題がある。

したがって、本法制においては、実効性をより高めるために、適性評価制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4 本法制による対応③—罰則の強化

- (1) 現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により5年以下の懲役とされる以外、1年以下の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法制の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、少なくとも防衛秘密に係る罰則並みに法定刑を引き上げることとする。

- (2) また、本法制は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法制は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、取扱業務者に該当しない者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

- (3) さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは、MDA秘密保護法のような探知・収集罪を設けることに国民の基本的な人権との関係で懸念が生じることを考慮し、自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法制においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

他方、取得行為を広く処罰対象とすると国民の基本的人権との関係で懸念が生じ得るが、

① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とすることにより、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、本法制においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

- (4) その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法制が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊法違反（懲役10か月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反（2年6か月猶予4年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反（取賄）（起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○ 停職12か月（辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成 23 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計 886 名分の個人情報が出たおそれがある。 ・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員 7 人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱重工の約 80 台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10 月 24 日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成 23 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・ 9 月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター 1 台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成 23 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:03

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (93 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議

第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議

第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議

第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議

第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:04

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (94 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:04

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (94 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:05

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (94 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。



これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部


Tel 03-5253-2111 (内線 
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:06

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (94 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:05

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (94 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:07

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (94 KB)

外務省 大臣官房総務課 兼、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:07

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (89 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:08

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (94 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 〇〇〇〇様、〇〇〇〇様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 〇〇〇〇)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:08

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (94 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:09

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (94 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【質問】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

送信日時: 2011年11月28日 14:36
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111128質問.jtd (25 KB)

内調
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

標記について、添付のとおり意見を提出致しますので、よろしくお取り計らい下さい。

[] 拝

【質問】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

送信日時: 2011年11月28日 14:45
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111128質問.jtd (25 KB)

内調
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

先ほどお送り致しました質問に一部訂正箇所がございましたので、訂正版をお送り致します。

様

第5回法制局持ち込み資料に係る特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

標記について、下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。なお、第7条関係については質問・意見の提出を留保することを申し添えます。

記

1 第2条関係

第2条中「行政機関」には、第2号に該当する機関として国家公安委員会が含まれると解してよろしいか。

2 第3条関係

「行政機関」が国家公安委員会の場合、第3条中「行政機関の長」とは国家公安委員会と解してよろしいか。

3 第5条関係

第4項中「政令で定める措置」について、具体的に何を想定しているのかを教示されたい。

4 第6条関係

国家公安委員会に特別秘密に係る事項を報告する場合は本法制の第6条第1項の規定に当たらないとの整理については、以下のとおりと解してよろしいか。

- 防衛秘密を防衛省の外部の者に伝達する場合、守秘義務によって守られる公益と開示(伝達)することにより得られる利益との勘案で、開示することによる利益の方が大きい場合は、秘密を保有する行政機関の外の者に、秘密を伝達し、取り扱わせることはできるものである(以下「比較衡量論」という。)

業務知得者(自己の業務の遂行のために必要性を認められて、特別秘密の伝達を受け、知得する者。以下単に「業務知得者」という。)に対しては、比較衡量論によりその取扱いの可否が検討された結果、可とされた場合は、自衛隊法の規定に基づかずとも、秘密を伝達し、取扱いを行わせる

ことができる。

しかし、業務取扱者（特別秘密の作成・取得の趣旨に従い、これを取り扱う者。警備部門の職員等。以下単に「業務取扱者」という。）に対しては、（反復・継続して取り扱うがゆえに漏えいの危険性が高まるため）通常の比較衡量論に立った場合では、秘密を伝達し、取扱いの業務を行わせることはできない。他方、任務遂行上はどうしても秘密を伝達し、取扱いの業務を行わせる必要があるといった場合もあり得て、その場合に秘密の取扱いの業務を可能とするための規定が、自衛隊法第96条の2である。

以上の防衛秘密を防衛省外の者に伝達する際の自衛隊法上の整理と、特別秘密をそれを保有する行政機関の外に伝達する際の整理は同一である。つまり、特別秘密を保有する行政機関外の業務知得者に対しては、比較衡量論により、本法制上の規定に基づかずとも、伝達し、取扱いを行わせることができるが、特別秘密を保有する行政機関の外に業務取扱者に対しては、比較衡量論ではそれができないため、第6条の規定で創設的に可能としたものである。

つまり、第6条第1項は、業務取扱者に対して秘密を伝達する際の規定であり、国家公安委員会委員は業務取扱者ではなく業務知得者であることから、国家公安委員会委員に秘密を伝達する場合は、本法制の第6条第1項には該当しない。

5 第8条関係

- (1) 「行政機関」が国家公安委員会である場合、「その職員」の中に、国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員はそれぞれ含まれるのか。
- (2) 第7項中「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。」とあるが、どのような場合であれば、適性を有しないと認めた理由の通知が不要となるのか具体的に教示されたい。また、当該理由を通知する場合、その通知の具体的方法について、検討状況如何。

6 第14条関係

第2項中「都道府県警察の職員」には、都道府県公安委員会委員は含まれないと解してよろしいか。

1 条文案等

- 条文案案
- 読替表
- 適性評価調査票（イメージ）

2 論点ペーパー（内調内検討済み・他省庁協議未了）

- 他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

*法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの

3 二部長説明時資料としての論点ペーパー（案）※一覧は別紙リストのとおり

(1) 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について
- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- 調査事項について
- 結果の通知について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

(2) それ以外のもの

- 秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
- 立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて*
- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について
- 漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について*

*法制局に初めて提出するもの

4 参考資料等

- 内閣法の一部改正について（メモ）
- 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

二部長説明時資料として用いる論点ペーパーリスト

1 総論

- 秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
- 立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて

2 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について
- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- 調査事項について
- 同意の取得について
- 結果の通知について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

3 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

4 罰則に関するもの

- 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について
- 漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

② の法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいふ。

一 アロリスム（政治上での他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安

若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいふ。）以下同じ

二 暴力活動

三 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘密を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他

国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に係る情報を保有する他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通

知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察から伝達を受け、又は都道府県警察に伝達した事項（次項において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた特定行政機関の長又は警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の伝達を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関から特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第四項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある

る場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項の規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めるところがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

⑥ 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。

第一項の期間の満了後引き続きの職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。

前号に掲げるときのはか、行政機関の長の特別秘密の保護を適切かつ確実に行うための性に必要がある

認めらるる。

10

前項の場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又は対象職員が適性を有しない

と行政機関の長が認めたるときは、第三項の期間内であっても、当該対象職員を第一項に規定する適性評価

により適性を有するものと認められずして取り扱わないものとする。

第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場

合において、前条第一項から第三項まで及び第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは

「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査

」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは

、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により

適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二

項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と
、同項から同条第六項まで及び同条第八項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第

項中「行政機関の長は」とあるのは「契約業者は、行政機関の長が」と、「通知した日」とあるのは「

行政機関の長が通知した日」と、同項及び第十項中「第 項」とあるのは「第十條第一項」と、同条第七

項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第九項各号列記以外の部分中「職員」と

あるのは「契約業者の役員又は職員」と、同項第十号中「その職員」とあるのは「契約業者がその役員

又は職員」と、同条第十項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該職員」とある

のは「契約業者が、当該役員又は職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たっ
て取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条

第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
 - チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

究

- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有言活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察の職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員の適性評価）

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 警察本部長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】

二 適性評価を実施することにより、特別秘密に係る犯罪の捜査の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該警察本部長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 警察本部長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

- て政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた旨を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。
- 一 第三項の期間の満了後引き続きその職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。
- 二 前号に掲げるときのほか、行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。
- 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- て政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 6 警察本部長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた旨を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 警察本部長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。
- 一 第三項の期間の満了後引き続きその職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。
- 二 前号に掲げるときのほか、警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。
- 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと警察本部長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○契約業者の役職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】
- 二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

契約業者（読替え後）

（契約業者の役員及び職員の適性評価）【P】

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、同項から同条第六項まで及び同条第八項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「行政機関の長は」とあるのは「契約業者は、行政機関の長が」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同項及び第十項中「第一項」とあるのは「第十条第一項」と、同条第七項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第九項各号列記以外の部分中「職員」とあるのは「契約業者の役員又は職員」と、同項第一号中「その職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該職員」とあるのは「契約業者が、当該役員又は職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者がその役員及び職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）に対して実施する。

3 契約業者は、行政機関の長が適性評価により対象役職員が適性を有すると認めるときは、第七項の規定により行政機関の長が通知した日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象役職員を第十条第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱うことができる。

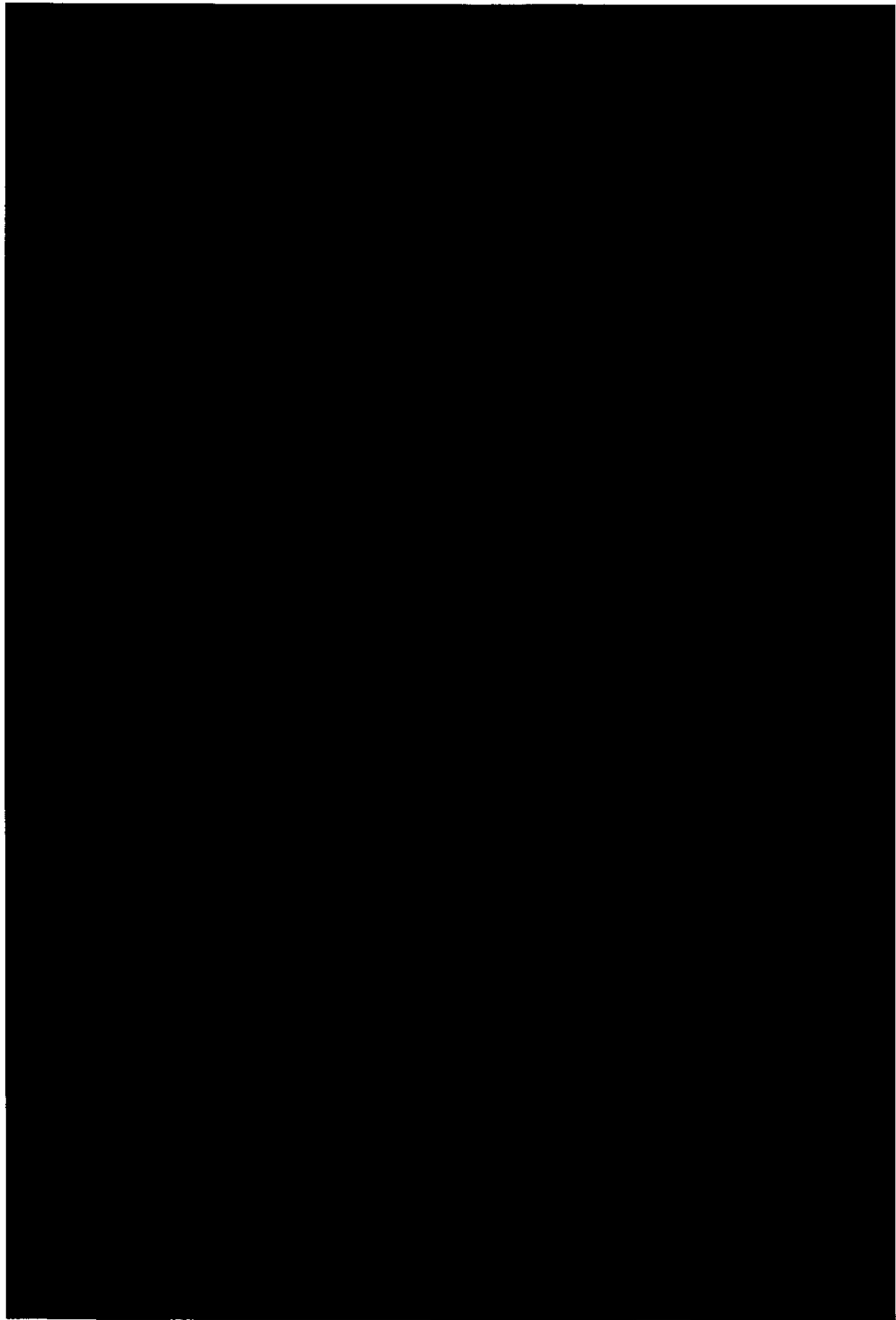
4 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつ

- て政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。
- 一 第三項の期間の満了後引き続きその職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。
 - 二 前号に掲げるときのほか、行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。
- 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めたとときは、第三項の期間内であっても、当該職員を第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

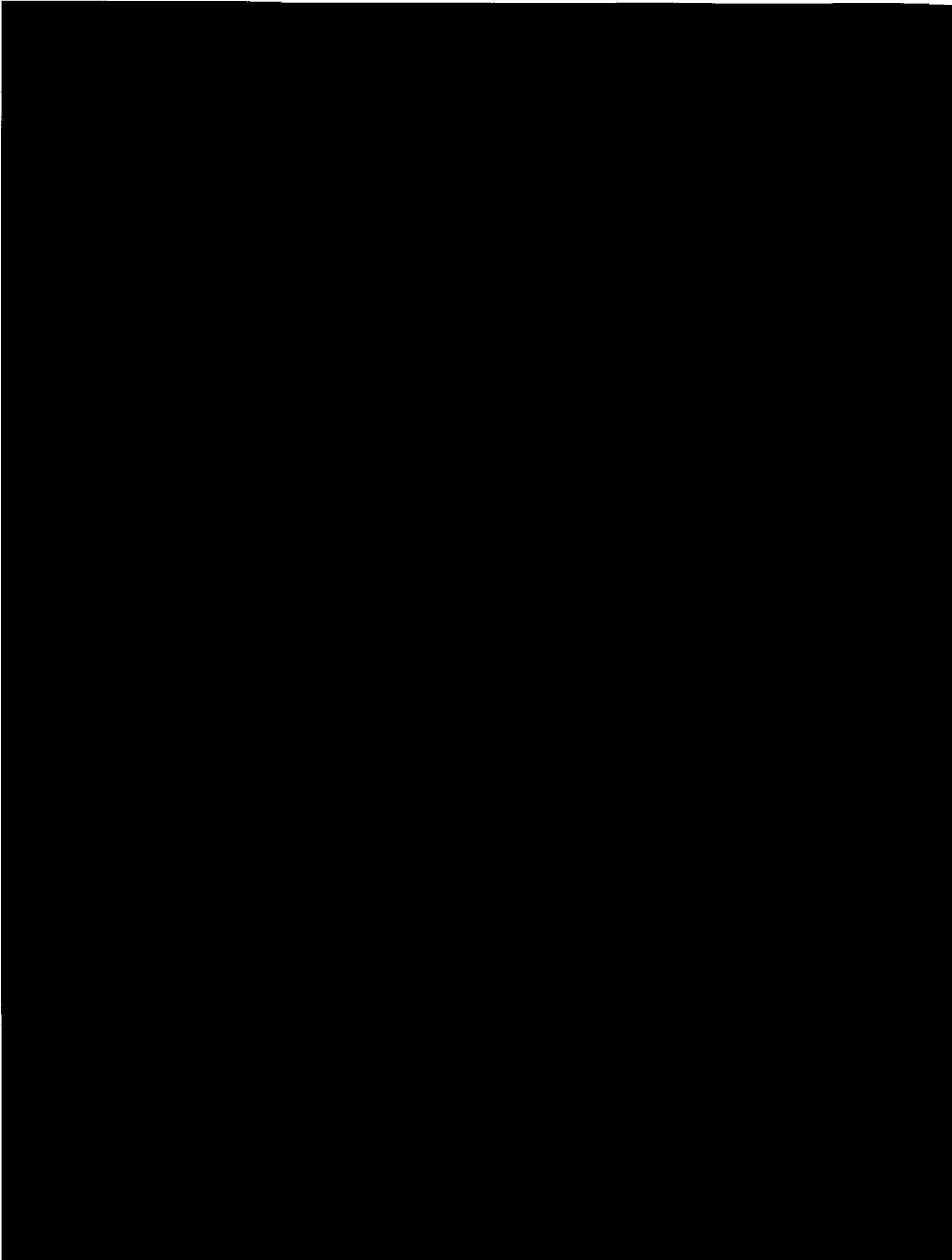
- て政令で定めるものを調査し、対象役員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象役員に告知した上で、当該対象役職員の同意を得なければならぬ。
- 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役員若しくは対象役職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象役員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象役員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象役員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げるときは、適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役員又は職員に対して改めて適性評価を実施するものとする。
- 一 第三項の期間の満了後引き続き契約業者がその役員又は職員に特別秘密を取り扱わせようとするとき。
 - 二 前号に掲げるときのほか、行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるとき。
- 10 前項の場合において、その役員若しくは職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその役員若しくは職員が適性を有しないと行政機関の長が認めたとときは、第三項の期間内であっても、契約業者は、当該役員又は職員を第十條第一項に規定する適性評価により適性を有すると認められた者として取り扱わないものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）第〇条第〇項に基づく
適性評価調査票（イメージ）

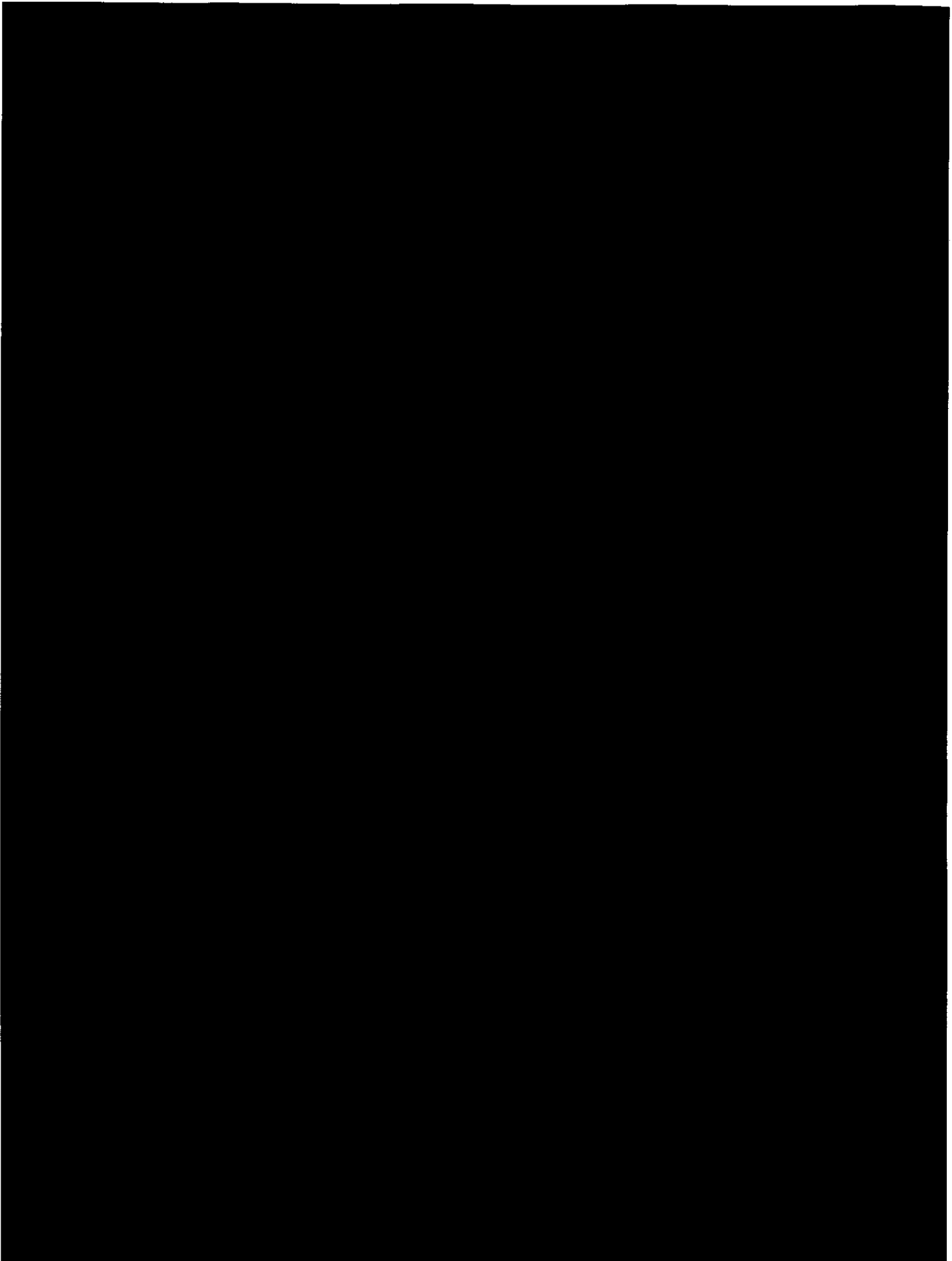
〇 〇 省



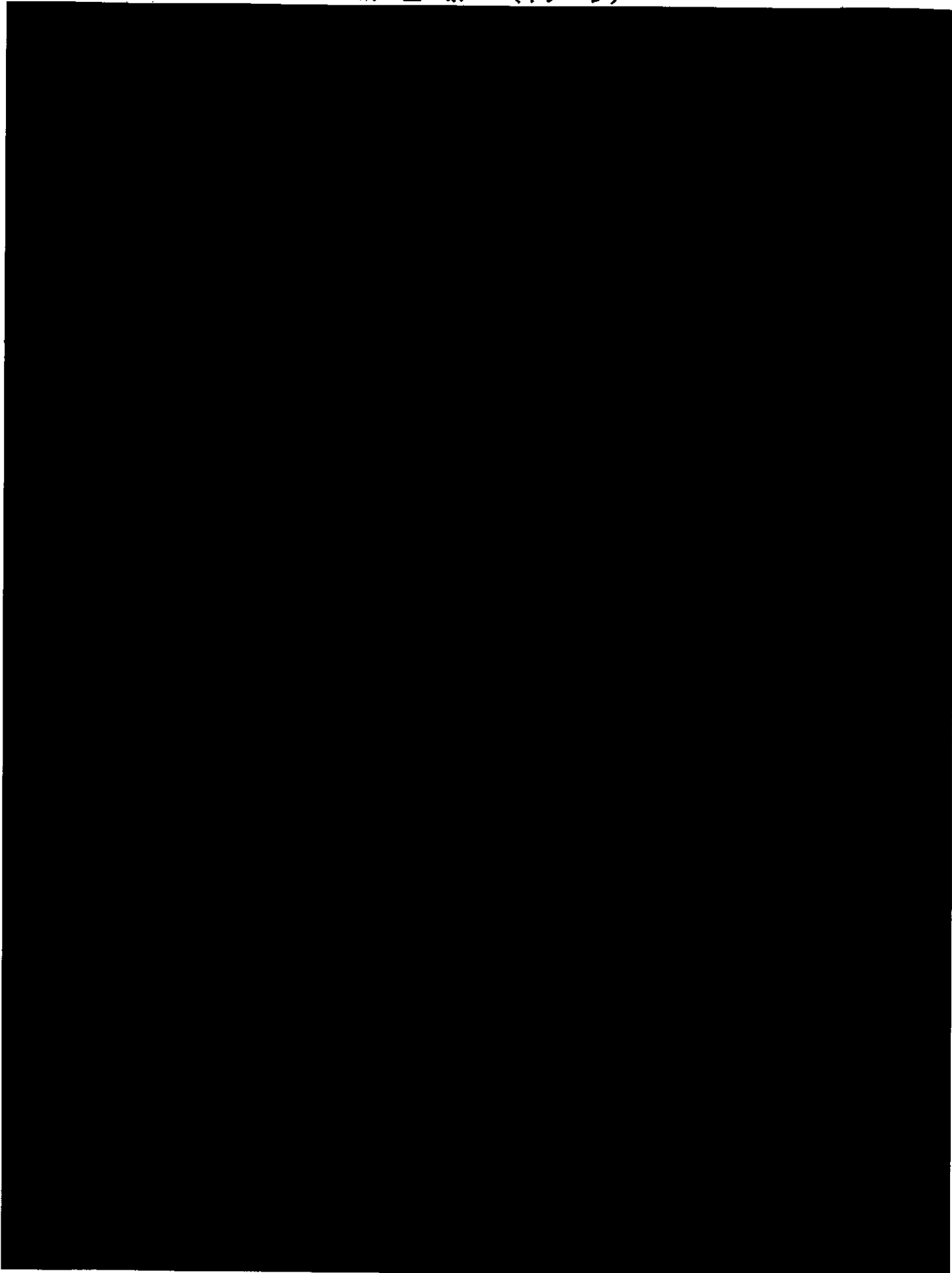
調 査 票 (イメージ)



調 査 票 (イメージ)



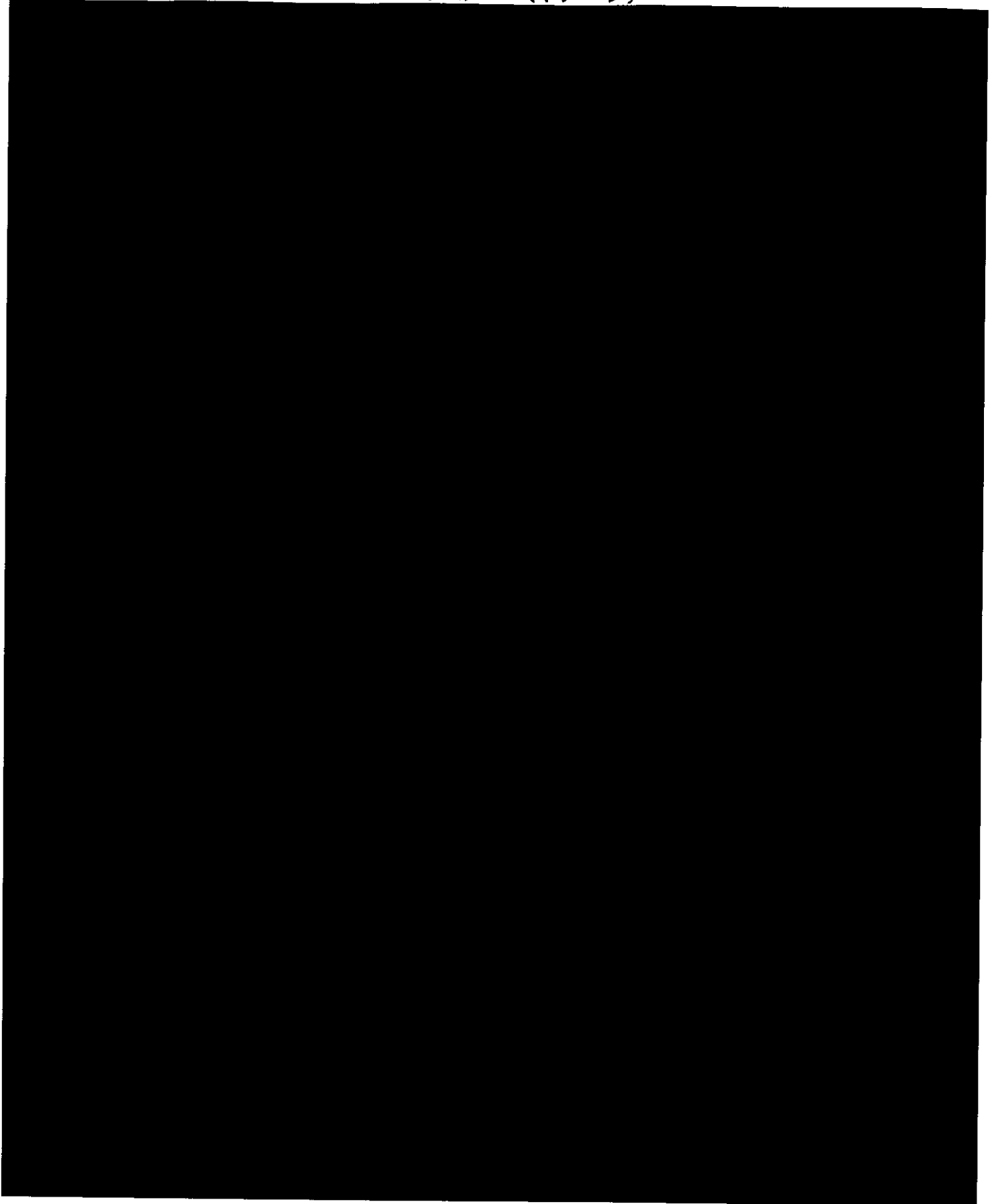
調査票 (イメージ)



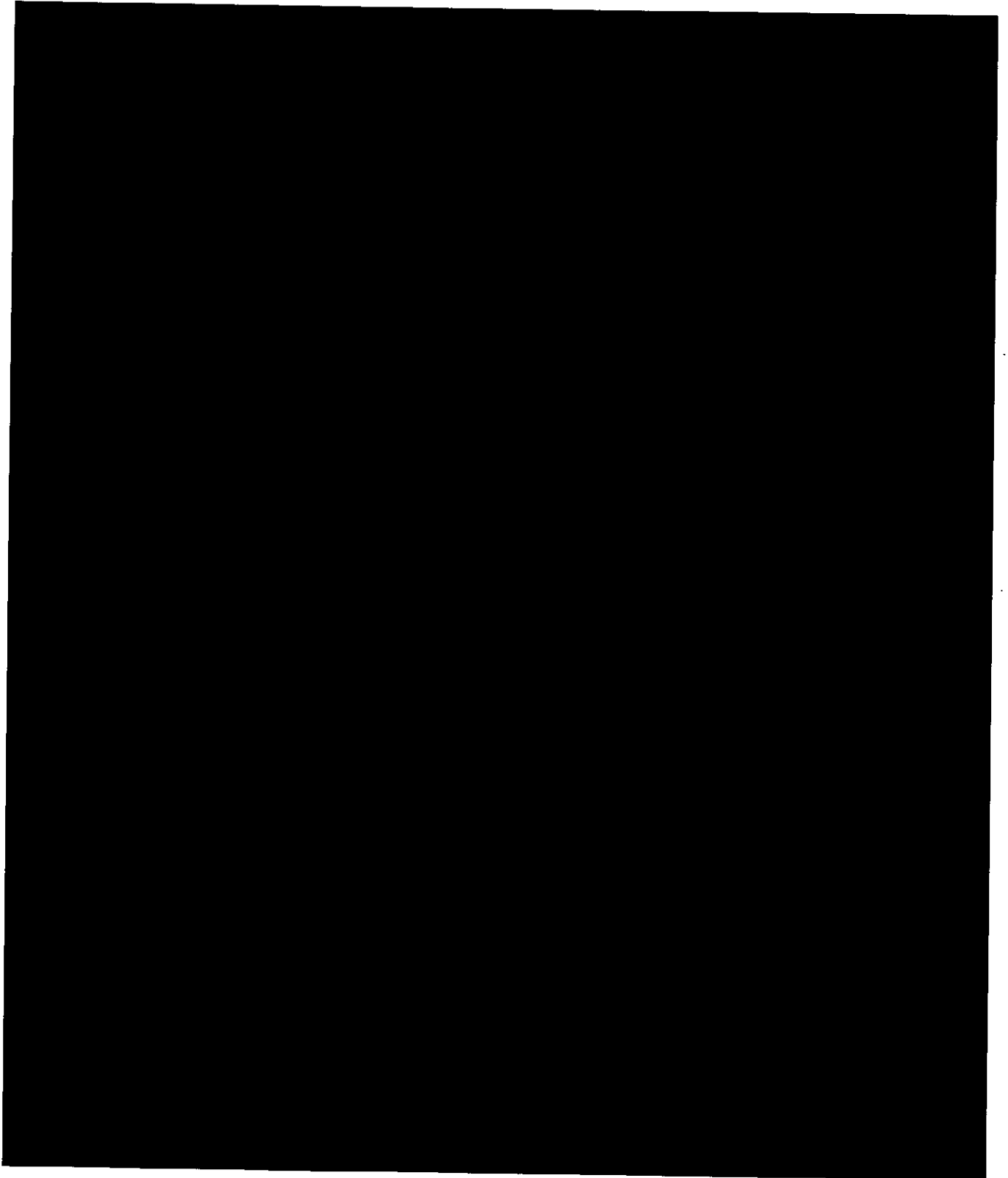
調査票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)

調 査 票 (イメージ)



同意書（イメージ）



平成23年11月 日
内閣情報調査室

他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、防衛省以外の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者（以下、行政機関との契約に基づき秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者を「契約業者」という。）に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定している（自衛隊法第96条の2第3項）。

そこで、本法制においては、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合について、いかに規定すべきか。

2 検討

- (1)ア 一般に、行政機関が保有する秘密に該当する事項といえども、当該行政機関外の者への伝達が一切許容されないわけではなく、当該事項を秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより、伝達が許容される場合があると考えられる^{*1}。

このように、行政機関が保有する秘密は、法律上の規定がなくても公益の比較衡量により当該行政機関外の者に適法に伝達することが可能であると考えられるところ、それにもかかわらず自衛隊法が第96条の2第3項において他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の規定を置いた趣旨は、以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54頁）。

「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性が

*1 昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国政調査権と国家公務員の守秘義務との関係について、「国政調査権に基づいて政府に対して要請があった場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によってまもられるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものとする。」と説明されている。

*2 内閣法制局内行政法実務研究会編「ケーススタディ行政法実務」（ぎょうせい）277頁において、「守秘義務違反については、罰則を規定することにより、秘密を保護している（地公法60条2号）。しかし、秘密事項であっても、他の法益に基づく要請によって、これを発表することが許容される場合があり、例えば、地公法34条2項の規定により任命権者の許可を受けた場合には、秘密事項を発表することが許され、守秘義務違反に係る犯罪は成立しないことはいうまでもない。」と説明されている。

より高まることとなる。)に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛庁・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある。こうした点にかんがみ、隊法第96条の2第3項は、『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたものである。したがって、隊法第96条の2第3項は、通常と比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたものであり、同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである。』

イ なお、防衛大臣は、防衛出動又は治安出動の際、政府全体として事態に迅速かつ的確に対処し、国民の生命や財産の保護に万全を期すことができるよう、必要に応じて海上保安庁をその統制下に入れて指揮することができる(自衛隊法第80条第2項)ところ、その趣旨に鑑みれば、当該指揮権の中には、海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる権限も含まれると考えられる。

したがって、自衛隊法第96条の2第3項は、防衛大臣が防衛出動時等に海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、創設的規定ではなく、確認的規定として機能するものと考えられる。この点、上記「防衛秘密制度の解説」においても、「比較衡量によって…防衛秘密をわたすことができなくな(る)…おそれがある」「通常と比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたもの」との記述からもうかがわれるように、同項の機能を必ずしも創設的なものに限定して捉えているわけではないと考えられる。

(2)ア 本法制における特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によっては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは必ずしも許容し難いと考えられる。

したがって、本法制においても、自衛隊法と同様、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける必要があると考えられる。

イ 一方、本法制についても、このような創設的規定を待たずして行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることが許容される場合があると考えられる。すなわち、現行法上、自衛隊法第80条第2項と同様に、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を規定するものがあるところ、当該指揮監督権の中には、当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる権限が含まれる場合もあると考えられる。このような場合、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定は確認的規定として機能することになるところ、創設的に機能する場合は別途書き分けて規定することも考えられる。

しかしながら、上記(1)イ記載のとおり、自衛隊法においても、防衛省外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合

とを同法第96条の2第3項ひとつにまとめて規定しており、両者を書き分けることはしていない。そして、両者を書き分けていないことを理由に、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を制限するものと解される余地はないと考えられるから、あえて両者を書き分ける必要性は見だし難い。

したがって、本法制においても、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合とを書き分けずに規定することとする。

ウ なお、自衛隊法第96条の2第3項の「政令で定めるところにより」は、防衛省と他の行政機関が対等の立場にあることを前提に協議の手続を想定したものであるが、行政機関間の垣根を越えた指揮監督権の規定例（別紙参照）をみると、指揮監督権が部分的ないし一時的なものにとどまっており、行政機関が基本的に対等の立場にあるという前提を崩すものではないと認められるから、自衛隊法同様、その手続を政令に委任することが適当と考えられる。

これに対し、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権（警察法第16条第2項）は、包括的・恒常的なものであり、警察庁と都道府県警察を対等な立場にあるとみることは困難である。このような関係にある両者の間には協議といった手続は馴染まないと考えられることから、その関係に応じた手続規定を設けることが合理的と考えられる。

行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督を規定する法律

1 行政機関の職員に対する指揮監督を規定するもの

○ 内閣府設置法(平成十一年七月十六日法律第八十九号)

(総合事務局の所掌事務等)

第四十四条 沖縄総合事務局(以下「総合事務局」という。)は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる地方支分部局その他の地方行政機関(以下「地方支分部局等」という。)において所掌することとされている事務

イ 公正取引委員会の事務総局の地方事務所

ロ 財務局

ハ 地方農政局

ニ 経済産業局

ホ 地方整備局

ヘ 地方運輸局

二 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第四条第三号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)、同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ 民有林野に係る次に掲げる事務

(1) 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。

(2) 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること(国営に係る森林治水事業を実施することを除く。)

(3) 保安林に関すること。

(4) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

(5) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること(国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するものを除く。)

(5) 林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。

ニ 栽培漁業の促進に関すること。

ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

2 総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。

一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務 公正取引委員会

二 財務局において所掌することとされている事務 財務大臣(金融庁の所掌に属する事務(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。))については金融

- 庁長官とし、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。)
- 三 地方農政局において所掌することとされている事務及び前項第二号に掲げる事務 農林水産大臣
 - 四 経済産業局において所掌することとされている事務 経済産業大臣 (消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。)
 - 五 地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務 国土交通大臣

○ 財務省設置法 (平成十一年七月十六日法律第九十五号)

(税関等)

- 第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十七号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。
- 一 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事。
 - 二 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事。
 - 三 金の輸出入の規制に関する事。
 - 四 輸出入貨物に対し内国税を賦課及び徴収する事。
- 2 税関及び沖縄地区税関は、前項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行う事。
 - 二 輸出入取引法 (昭和二十七年法律第二百九十九号) により、貨物の輸出の取締りを行う事。
- 3 税関及び沖縄地区税関は、前項各号に掲げる事務については、経済産業大臣の指揮監督を受けるものとする。
- 4～6 (略)

○ 厚生労働省設置法 (平成十一年七月十六日法律第九十七号)

(地方厚生局)

- 第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一年法律第四十八号) 第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。
- 2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 (略)

○ 経済産業省設置法 (平成十一年七月十六日法律第九十九号)

(経済産業局)

第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。

2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務 (第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。) を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一年法律第四十八号) 第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十五条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5 (略)

○ 国土交通省設置法 (平成十一年七月十六日法律第百号)

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号 (油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号 (自動車車庫に係るものを除く。)、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号 (基準の設定に係るものを除く。)、第七十号、第七十一号、第百一号から第百三号まで、第百十二号 (基準の設定に係るものを除く。)、第百十三号、第百十四号、第百十六号、第百二十四号 (運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。) 及び第百二十八号に掲げる事務

三 測量業の発達、改善及び調整に関すること。

四 地価の調査に関すること。

五 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業の実施に関すること。
- 二 委託に基づき、前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。
- 三 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る事業の助成及びこれに伴う監督に関すること。
- 3 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務については、農林水産大臣のみの指揮監督を受けるものとする。

4・5 (略)

○ 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年六月一日法律第八十三号）

(小笠原総合事務所の設置)

第二十六条 当分の間、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地の総合行政機関として国土交通省に小笠原総合事務所を置く。

2 小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務をつかさどる。

3 小笠原総合事務所は、小笠原村に置くものとし、その内部組織は、国土交通大臣が前項に規定する事務を所管する国の行政機関の長（以下この章において「関係行政機関の長」という。）と協議して定める。

(職員)

第二十七条 小笠原総合事務所の職員の任免は、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して行う。

(指揮監督)

第二十八条 関係行政機関の長は、それぞれの所掌事務に関し小笠原総合事務所の長その他の職員を指揮監督する。

○ 自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

(海上保安庁の統制)

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。

3 (略)

○ 自衛隊法施行令

(海上保安庁に対する指揮)

第三百条 法第八十条第二項の規定による防衛大臣の海上保安庁の全部又は一部に対する指

揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）

（税関長に対する指揮監督等）

第五十四条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

○ 輸出貿易管理令

（税関の確認等）

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 輸入貿易管理令

（税関の確認等）

第十五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 海上保安庁法（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第十条 海上保安庁の長は、海上保安庁長官とする。

2 海上保安庁長官は、国土交通大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、所部の職員を指揮監督する。ただし、国土交通大臣以外の大臣の所管に属する事務については、各々その大臣の指揮監督を受ける。

第十五条 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の勵行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の勵行に関する事務に関し行政官庁の制定する規則の適用を受けるものとする。

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならない。又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた海上保安庁、警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、できるだけその求に応じなければならない。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

2 行政機関の職員以外の者に対する指揮監督を規定するもの

○ 警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）

（長官）

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

（麻薬取締官及び麻薬取締員）

第五十四条 厚生労働省に麻薬取締官を置き、麻薬取締官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずる。

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずるものとする。

3・4 （略）

5 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚せい剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

6～8 （略）

（麻薬取締官と麻薬取締員の協力）

第五十六条 厚生労働大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生労働大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 （略）

○ 漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）

（漁業監督公務員）

第七十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

2～4 （略）

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる

勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

(漁業監督官と漁業監督吏員の協力)

第七十四条の二 農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該漁業監督吏員は、捜査に必要な範囲において、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 (略)

○ 海上保安庁法（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならない。又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた海上保安庁、警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、できるだけその求に応じなければならない。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価制度の法制化について（案）

1 適性評価制度とは

特別秘密を保護するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底することが重要である。具体的には、特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること、真に必要な者に限って取り扱わせること、管理責任を明確化すること及び特別秘密を取り扱う者の保護意識を高めることが必要である。

このうち、「特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること」により、特別秘密を漏らすおそれがあると認められる者をその取扱者からあらかじめ除外し、漏えいの可能性を低減しようとする仕組みが適性評価制度である。

具体的には、秘密情報を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）について、特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、自発的に特別秘密を漏らすおそれ、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ及び意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれがある者であるかどうかについて評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを個別具体的に判断する制度である。

2 諸外国における適性評価制度

このような制度は、米、英、独、仏等の諸外国において、国にとって重大な秘密情報を保護する制度の一部として既に導入・運用されており、その共通点としては

- ① 法令等により制度が根拠付けられていること。
 - ② 原則として秘密の取扱者全てを対象としており、その中には国の行政機関から事業の委託を受ける民間事業者等の役員及び職員も含んでいること。
 - ③ 実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等により情報を収集することとし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して犯罪経歴、渡航履歴等の照会を行っていること。
 - ④ 各行政機関の長が実施していること。
 - ⑤ 評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること。
- 等を挙げることができる。

3 我が国における適性評価制度の法制化の必要性

我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報（特別管理秘密）の取扱者に対して適性の評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。

- ③ 適性評価の実施権者（適性を有しているかどうかを認める権限がある者をいう。）が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。等の課題がある。

したがって、適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、所要の規定を設けることが、特別秘密の保護の実効性を高める観点から必要であると考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の対象外とする者について（案）

趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てを対象にして適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、特別秘密を漏らした場合には罰則を適用する点は、適性評価の実施の有無にかかわらず同じであることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特性その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、適性評価の対象とすることが適当かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方にに基づき、適性評価の対象とすることが適当ではないと考えられる職を具体的に検討する。

1 内閣総理大臣その他の国务大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第66条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。当該手続により内閣総理大臣の職に就いた者がその職責を果たそうとするときに、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な過程を経て与えられた内閣により行政権を行使する権限を制約するものであり、適当とはいえない。

次に、国务大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。国务大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり¹、内閣総理大臣は内閣の首長として、行政各部を指揮監督するという自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた国务大臣を任命することとなる。ここで、任命した国务大臣が、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該国务大臣はその職務の一部を行うことができなくなるため、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなることもあり得ることとなる。これは、内閣総理大臣に国务大臣を任命し、内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することにもなりかねないことから、適当とはいえない。

*1 「憲法 第4版」(声部信喜、高橋和之補訂・岩波書店) 309頁

これらのことから、内閣総理大臣その他の国务大臣を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

2 内閣総理大臣その他の国务大臣以外の職で対象外とするもの

内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国务大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる職にある者についても適性評価の対象としないことが適当と考えられる。具体的には、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職にある者が該当すると考えられる。

(1) 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、国务大臣である内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり（内閣法第14条第3項）、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画し（内閣府設置法第8条第2項）、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行する（内閣法第14条第3項）職である。このように内閣官房副長官は、内閣官房等の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の判断を直接補佐する職であり、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると同時に内閣官房長官及び内閣との一体性が求められる職である。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているところ、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために内閣官房等を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、内閣官房副長官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

(2) 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（国家行政組織法第16条第3項及び内閣府設置法第13条第2項）並びに大臣の命を受けて大臣不在の場合に職務を代行する（国家行政組織法第16条第3項）職である。また、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（国家行政組織法第17条第3項及び内閣府設置法第14条第2項）職である。いずれも、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の判断を直接補佐する職であり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると同時に大臣及び内閣との一体性が求められる職である。

また、副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされており（国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項並びに内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項）、一体性を保つべき相手方である内閣が総辞職した場合には、免職を待たずに失職することとされている（国家行政組織法第16条

第6項及び第17条第6項並びに内閣府設置法第13条第5項及び第14条第5項)ところ、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために行政各部を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、副大臣及び大臣政務官がその職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、副大臣及び大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

【以下検討中】

なお、適性評価の対象とすることが適当でない職の範囲が「任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職」に限られることを法律上明らかにしつつ、特別秘密の取扱いの状況を熟知し、また、その保護について最終的に責任を負うこととなる行政府の専門技術的な判断に委ねることが合理的であることから、個別の職名は政令で規定することとする。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

② (略)

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② (略)

〔國務大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② (略)

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 (略)

2 (略)

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 (略)

- 2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(副大臣)

第十三条 (略)

- 2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)をつかさどり、政務(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 (略)

- 4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

- 5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)に参画し、政務(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 (略)

- 4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

- 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

○国家行政組織法(昭和23年法律第120号)(抄)

(副大臣)

第十六条 (略)

2 (略)

- 3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 (略)

- 5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 (略)

2 (略)

- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 (略)

11/11/30内調内検討済み

- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

実施権者について（案）

1 基本的な考え方

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者（対象役職員が特別秘密を取り扱う適性を有しているかどうかを判断する者をいう。）は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要がある。

2 特別秘密を取り扱う機関ごとの実施権者

このような考え方に基づいて、以下、特別秘密を取り扱う機関ごとに実施権者を検討する。

(1) 国の行政機関

国の行政機関は、法令の定める任務及び所掌事務について各行政機関ごとに業務を処理していることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、それぞれの行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

また、その行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

(2) 都道府県警察

警察事務は、本来、住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与している。こうした警察事務の性格と我が国の現行警察制度を併せ考え、都道府県警察の職員の適性評価は、警視總監・道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を実施権者としてすることとする。

また、その都道府県警察の職員でない者であっても、当該都道府県警察に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる都道府県警察の警察本部長がその実施権者としてすることとする。

*1 (1)及び(2)によると、行政機関の長や警察本部長の適性評価は自らが実施することとなることから適性評価の適正性が論点となり得るところ、そもそも適性評価を実施することが適当かどうかを含め、これらの職を占める者の適性評価の在り方については引き続き検討中である。

(3) 契約業者

契約業者は、国の行政機関から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、契約業者の役職員の適性評価は、事業を委託した行政機関の長を実施権者として行うこととする。

なお、国の行政機関及び都道府県警察の場合と異なり、契約業者に役員として選任され、又は職員として雇用されることが見込まれる者については、選任又は雇用前に適性評価を行わないこととする。これは、契約業者は国の行政機関との契約関係にある限りにおいて特別秘密を取り扱うに過ぎず、恒常的な必要性が認められないことや、民間部門の採用慣行は多様であることに鑑み、選任又は雇用前の適性評価がいたずらに身辺調査代わりに行われることがないようにする必要があること等によるものである。

3 他の機関の長が指定した特別秘密を取り扱わせる場合

国の行政機関又は都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の長がその職員に取り扱わせることとする特別秘密は、国の行政機関にあってはその中に他の国の行政機関の長が指定したものも含まれることがあり、また都道府県警察にあってはいずれかの国の行政機関が指定したものである。

いずれの場合であっても、当該行政機関等が、その任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱う必要性が生じるものであることから、特別秘密の保護のための必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、当該行政機関等の長の責任において講ずるべきと考えられる。

このため、本法においては、特別秘密の指定権者を問わず、職員の適性評価の実施権者は当該行政機関等の長として行うこととする。

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

1 趣旨

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らす背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれは、以下の3つに分類することができると考えられる。

- ・ 取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

以下、漏えいのおそれの分類ごとに、このおそれと結び付き又はこのおそれを示唆するために、取扱者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価を行う上で有効な判断材料を提供すると考えられるものとして調査すべき事項について、具体的に考察する。

2 漏えいのおそれと調査事項の関係

(1) 「取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密を漏らすことを是認する信条を有することや漏らすことにより利益を得ようとするものが、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあると評価し得ることから、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要があると考えられる。

具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に関与している状況、我が国よりも外国における自己の利益を有し又は外国に忠誠心等の特別な感情を抱いている状況、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受け感化されている状況、経済的に追い詰められている状況等にある者が該当すると考えられることから、学歴・職歴、特定有害活動^{※1}との関係、国外との関連するを有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが有効と考えられる。

(2) 「取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ」について

取扱者に特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者にとって他人に知られたくない事情に付け込み、あるいは

*1 この法制においては以下の活動を「特定有害活動」と定義することとしている。

①テロリズムを行う活動

②外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの。

- 1) 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動
- 2) 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

は取扱者の特に国外における経済的な利益を脅かして取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密を漏らさせることが考えられる。したがって、意思を抑圧されていることにつながる、いわば「弱み」を有している者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的に何が弱みとなり得るかは人により異なり、一様ではないが、職歴、犯罪及び懲戒の経歴、国外との関連を有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項の中に弱みとなり得る情報があると考えられることから、これらの事項を調査することが有効と考えられる。

(3) 「取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的には、日頃から規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当することから、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態その他の経済的な状況、精神疾患、薬物の濫用・影響、飲酒についての節度、情報の取扱いに係る非違といった事項を調査することが有効と考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

調査事項について（案）

適性評価において調査することとする事項が、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。）を行う活動や外国の利益を図る目的で行われる活動であって、我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得するものや国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。そして、「特定有害活動との関係」とは、これらの活動を自ら行ったり、これらの活動を行う団体や個人を支援したりすること等を意味するが、特定有害活動との関係を有する者にとっては、特別秘密を取得することが目的の実現に寄与するため、これらの活動と関係を有する者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員にこうした活動との関係がないか調査する必要がある。

2 経済的な状況に関する事項（3及び4(2)に係るものを除く。）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

また、頻繁に借入れを行っていることについて他人に知られることを恐れている者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした心情に付け込まれることにより意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意欲や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられるこ

とから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

3 法令の遵守の状況に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、何らかの個人的な事情により他人に知られることを恐れている犯罪や懲戒の経歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした経歴に付け込まれ、意思を抑圧されることで、特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

4 その他特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項

1から3までの事項以外にも、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項について、漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。こうした事項の例としては、以下のものが考えられる。

(1) 学歴及び職歴に関すること

本人の学歴及び職歴に関する情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得る行動又は状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けたことがあること、外国と関係が深い企業で勤務したことがあることは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。特に、外国での従軍歴及び外国政府での勤務歴は当該外国への忠誠心を抱いているかもしれないことを、我が国の立場と一致しない外国政府の動向に対して著しく強い共感を表明していることは日本よりも当該外国の利益を優先するかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

このほか、何らかの個人的な事情により、他人に知られることを恐れている職歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等に、そうした職歴に付け込まれ、意思を抑圧されることで特別秘密を漏えいするおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、学歴及び職歴に関することを通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(2) 国外に保有する資産、国外への渡航、外国人との交際その他の国外との関連を有する事情に関すること（1に係るものを除く。）

国外との関係に係る情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得る行動その他の状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、対象役職員本人が外国籍の者又は日本への帰化歴を有する者であること、配偶者や家族、同居人^{*1}といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいること、外国での居住や特定の外国への頻繁な渡航の歴があること、外国政府機関から給付・援助を受けたことがあること、本人や配偶者が外国人と頻繁に接触し、又はしていたことは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことをそれぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して自発的に特別秘密を漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

また、特定の外国政府との取引並びに外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、情報漏えいを企図する外国情報機関等がそうした利益を脅かし、特別秘密を漏らすことを迫る標的になりやすいと考えられることから、こうした経済的な利害関係を有する者には、意思を抑圧されることで特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、国外との関連を有する事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(3) 情報の取扱いに関する非違に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。

*1 特に配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にある者を想定している。

- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

(4) 薬物の影響に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(5) 精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

(6) 飲酒についての節度に関すること

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は見受けられる者には本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

結果の通知について（案）

1 趣旨

適性評価の結果として通知する内容は、適性を有すると認めたかどうかの判断及び適性を有すると認めなかった場合の理由の2項目が考えられる。以下、それぞれの項目について、通知の是非を検討する。

2 適性を有すると認めたかどうかの判断の通知

適性評価制度が、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、対象役職員本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて対象役職員の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、取得した個人情報に基づき実施権者が所与の目的を達成したことを対象役職員との関係において外形的に明らかにするとともに、実施権者が対象役職員の適性についてどのような判断を行ったのかを対象役職員本人が知ることができる仕組みを整備することは、本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るために当然に必要と考えられる。

3 適性を有しないと認めた場合の理由の通知

(1) 理由の通知が当然に必要でないこと

適性を有するかどうかの判断は、対象役職員の権利・義務の変動を伴う行為ではないため処分に該当しないと考えられ、また、実施権者である行政機関の長や警察本部長の裁量にゆだねられていることから、適性を有すると認めなかった場合に理由を対象役職員に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

(2) 通知することのメリット

(1)を踏まえた上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、対象役職員には、例えば実施権者の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかと、法令に規定する調査事項に関係しない事項まで考慮して判断したのではないかとといった疑問を確認することができないことになる。こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する対象役職員の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットもあると考えられる。

これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、対象役職員に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとする。

(3) 通知に当たっての留意点

(2)の一方で、例えば、適性を有しないと認めた理由の通知は、それが具体的である場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能とな

り得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価の実効性の確保の妨げとなることが考えられる。

また、適性評価制度においては、実施権者が対象役職員の知人その他の関係者に質問したり公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあり、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

(4) 通知する内容のあり方

(3)の留意点に加え、適性を有しないと認める理由は個別具体の事案によって異なるため、通知すべき内容のあり方を定型的に示すことは困難であると考えられる。

(5) 通知を希望しない者への非通知

結果の通知を希望した者のうち、適性を有しないと認められた場合に、その理由の通知を希望しない者については、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

4 契約業者への通知

適性評価制度が対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報を用いる制度であることに鑑みると、契約業者に結果として通知すべき内容は必要最小限度のものとするのが適当と考えられる。

こうした考えに基づくと、契約業者はその役職員のうち適性を有している者を把握していなければ誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないことから、行政機関の長は、適性を有していると認められたかどうかについては契約業者に通知する必要がある。

一方、適性を有しないと認めた理由については、契約業者が把握する必要性がないことから、行政機関の長がその理由を契約業者に通知することは不適当と考えられる。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）

1 行政機関の行為としての適性評価の性格

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

2 適性評価の処分性の有無

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、以下の3点が考えられる。

(1) 職務の代行

適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。

(2) 本人の申出に基づく辞任等

特別秘密を取り扱えないことによる職務遂行への支障が著しいことが見込まれる場合には、当該高位の職を占める者は辞任するか、任命権者に申し出ることによって任命権者が当該職員を特別秘密を取り扱わない他の職に降任させることが考えられる。

(3) その他

通常は、(1)の代行者の指名若しくは(2)の辞任又は降任により対応すると想定されるが、仮にこのようなことが行われない場合には、特別秘密を取り扱えなくなることが、職務の遂行に当たり能力を発揮し又は業績を挙げる上での制約となった事態を反映した人事評価に基づいて、任命権者が当該高位の職を占める者を特別秘密を取り扱わない職に降任させることが考えられる。

この場合、降任は不利益な取扱いではあるが、国家公務員法に規定する人事評価に基づく取扱いであって適性評価の結果を直接の理由とするものではないため、本法に規定する不利益取扱いの禁止との関係で問題は生じないと考えられる。

また、降任は、国家公務員法第89条第1項において著しく不利な処分の一つとされているところ、この処分に不服があるときは、人事院に対する行政不服審査法に基づく不服申立てをするという国家公務員法第90条第1項のスキームにより救済を求めることとなると考えられる。

【参照条文】

○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたと

きその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。

- 2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいじめるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2・3 （略）

（不服申立て）

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

2・3 （略）

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

1 趣旨

適性評価制度は、特別秘密を漏らすおそれがある者をその取扱者からあらかじめ除外することにより、漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、その役職員の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

逆に、例えば、対象職員が適性評価を実施することに同意しなかった場合に指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合に当該対象職員を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりといった適性評価の目的以外の場面でこれを斟酌する余地があれば、対象職員が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、その職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象職員に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

また、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象職員が適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報や漏れなく、正確に提供することをためらうことで、実施権者が、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを適正に評価できず、制度の実効性が損なわれる事態につながることも考えられる。

このため、適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が対象職員に不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

2 契約業者の職員

ここで、契約業者の職員についてみると、解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成22年法律第49号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準として抽象的であり、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いが当該場合に該当するのかわかりずも明確ではないとの指摘もあり得るところである。また、専ら雑務に従事させ就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いを制限する法的根拠が存在しないこととなることから、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要がある。

なお、役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会

の決議によって定められることから、本法制に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

3 行政機関等の職員

一方、行政機関の職員のうち一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また、都道府県警察の職員については国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があるが、一般職の国家公務員については、国家公務員法の規定により、

- (1) 職員の任用は能力の実証に基づいて行わなければならないこと（第33条第1項）。
- (2) 職員の免職は、法律に定める事由¹⁾に基づいて行わなければならないこと（第33条第2項）。
- (3) 職員は、法律又は人事院規則に定める事由²⁾による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはないこと（第75条）。

から、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。自衛隊の隊員、都道府県警察の職員も同様である。

このため、一般職の国家公務員等（一般職の国家公務員、自衛隊法第2条第5項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。）については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要性が必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより前述の契約業者の職員との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。

この場合において、一般職の国家公務員等に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上は「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱い³⁾について権限を有する者」を、不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象とすることとする。

*1 具体的には国家公務員法第78条（本人の意に反する降任及び免職の場合）が該当するとされている。

*2 降任・休職・免職の事由を定めた法律の規定は、国家公務員法第78条（降任・免職）、同法第79条（休職）が該当する。また、人事院規則では、休職の事由を規定しており、具体的には①学校、研究所等の公共施設において、職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合、②災害により生死不明・所在不明となった場合等を規定している。（人事院規則11-3第3条）

*3 身分取扱い：国、公共団体その他の団体に勤務する職員その他の一定の身分、地位を有する者についての任免、分限、懲戒、服務その他その身上一般に関する取扱いを総括して表現する用語である。（法令用語辞典）

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、任用方法についてその職務の特殊性を踏まえ、自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象とすべきかどうかの議論になじまないと考えられる。

【参照条文】

○労働契約法（平成22年法律第49号）（抄）

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（解任）

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 （略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 （略）

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

② 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

③ （略）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合にいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づき選考によることを妨げない。

2 （略）

（隊員の昇任）

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基き選考又は試験によるものとする。

2 （略）

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合

*1 地方公務員法第28条に基づく分限処分と任命権者の裁量権について争われた事件において、「その職に必要な適格性を欠く場合」の意義について、最高裁は、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性が認められる場合」との解釈を示しているところ（最判昭和48年9月14日）、国家公務員法第78条第3号の規定についても同様に解されている。

国家公務員法における適格性を欠くと認められた具体例としては、災害によらず相当期間行方をくらました場合、反復して服務上の規律に違反する行為をとった場合がある。（「逐条国家公務員法」（鹿児島重治、森園幸男、北村勇編・学陽書房）612頁）

- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性^{*}を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（任用の根本基準）

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める理由でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3・4 （略）

○公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（抄）

（一般職の国家公務員に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁

*1 自衛隊法第42条第3号の「適格性」の趣旨は、国家公務員法第78条第3号の「適格性」と同様であると解されている（参議院内閣委員会議事録：昭和29年5月14日：政府委員説明）。

判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国家職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがなされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

【判例】

（解雇以外の不利益な取扱いに関するもの）

労働者が自宅待機命令に反して工場内への入構を強行し、警士を負傷させたこと等を理由とする懲戒解雇が有効かが争われた事件において、最高裁は、「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的事情の下において、それが客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効になる」との解釈を示している（最判昭和58年9月16日）。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体の対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2 思想・良心及び信教の自由との関係

(1) 思想・良心の自由

ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており^{*1}、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている^{*2}。

イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている^{*3}。

*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*2 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ⅰ 第4版」301頁から305頁まで他。

(7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(4) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、これら内心の領域にあるものを理由として不利益な取扱いがなされることはない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下での平等に違反しないかとの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている”。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である”。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解

*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

*2 前掲「憲法I 第4版」310頁

されており¹⁾、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている²⁾。

イ 本制度との関係

(7) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(4) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

*1 前掲「憲法Ⅰ 第4版」309頁

*2 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

適性評価と法の下での平等との関係について（案）

1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地¹⁾により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

2 法の下での平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下での平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている²⁾。

3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下での平等の趣旨に違反しないといえる。

*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下での平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分¹⁾に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、最高裁は、法の下での平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの関係について

(1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

(2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されている¹⁾。

信条は内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている²⁾。この点、適性評価制度において調査する事項は外形的に具現されたものであって、内心の領域に属するものではないため、当該領域を理由とした差別的な取扱いが行われることはない。

(3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある³⁾。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに結びつくかどうかについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は

*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

*2 同書160頁

*3 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

平成23年11月 日
内閣情報調査室

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）

1 我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1) 外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

(2) インターネット上への情報漏えいの脅威

昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3) 標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- ・ 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- ・ 攻撃対象の組織等が使用するITシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後その痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

ここ数ヶ月の間だけでも、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4) 法制に関する検討・対策の必要性

上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策が考えられ、既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからず講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

2 本法制による対応①—厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1) 上記1のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くと共に漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2) そこで、本法制により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の存立を守ることにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

この点まず、国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった国の存立を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

(3) 以上により、本法制においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3 本法制による対応②—適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用

されているように、秘密を取り扱わせようとする者について、一定の事項を調査して秘密を漏らすおその程度を評価することによりその適性を個別具体的に判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。
- ③ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

などの課題がある。

したがって、本法制においては、実効性をより高めるために、適性評価制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4 本法制による対応③—罰則の強化

- (1) 現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により5年以下の懲役とされる以外、1年以下の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法制の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、少なくとも防衛秘密に係る罰則並みに法定刑を引き上げることとする。なお、懲役刑の上限を5年又は10年のいずれにするかについては、法務省刑事局との間で調整中である。

- (2) また、本法制は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法制は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

- (3) さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とし

ていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法制においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

その上で、

- ① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法制においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

- (4) その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法制が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

【別紙1】 主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊法違反 (懲役10か月) ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反 (2年6か月猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成 23 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするための ID 及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計 886 名分の個人情報流出したおそれがある。 ・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員 7 人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱重工業の約 80 台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10 月 24 日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成 23 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・ 9 月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター 1 台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成 23 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ID とパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

1 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

平成23年11月 日
内閣情報調査室

立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて（案）

1 問題の所在

本法制は、国の行政機関における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により国の行政機関を規律することをその本旨とするものである。

この点、立法府が国政調査権（憲法第62条）の行使として特別秘密の伝達を求めた場合、行政府はこれに応じるか否かを判断することとなるが¹、これに応じた場合には、国会議員及び国会職員が特別秘密を知得することとなる。また、司法府については、例えば、民事訴訟における原告や刑事訴訟における被告人・弁護人が、特別秘密に係る訴訟で特別秘密についての証拠開示等を求めた場合、裁判所がその必要性を判断するため、国・検察官に対して特別秘密の提示を命じることがあり得るが²、このような場合には、裁判官や裁判所職員が特別秘密を知得することとなる。

そこで、立法府及び司法府を本法制の対象とし、国会議員、国会職員、裁判官及び裁判所職員についても厳格な管理義務や罰則で規律することとすべきかが問題となる。

2 検討

(1) 立法府について

憲法及び国会法には秘密会の規定があり、立法府が秘密情報を取り扱うことを想定していると考えられるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法制の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わるこ

*1 内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法第104条）。特別秘密はその漏えいが国家の存立に関わるものであるため、内閣等が報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる。

*2 裁判所は、民事訴訟における文書提出命令の申立てや刑事訴訟における証拠開示に係る裁定請求に対する判断に際して必要があれば、当該文書等の所持者に対してその提示を命ずることができる（民事訴訟法第223条第6項・刑事訴訟法第316条の27第1項）。ただし、当該文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる。したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は限定されると考えられる。なお、現在、情報公開訴訟においてインカメラ手続を採用するための情報公開法改正案が国会に提出されている。

とから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる³。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

(2) 司法府について

ア 裁判所による証拠の提示命令等の規定が設けられており、裁判所が秘密を取り扱うことは想定されていると考えられるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法制の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官よりも少ないと考えられること⁴を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

イ なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法制の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法制の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる⁵。

³ 国会議員であっても、内閣総理大臣、國務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法制の対象となる。

⁴ 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

⁵ 弁護士については、刑法で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第1項）、同罪は國の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付するなした場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の5第2項）。

○立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている(同規則第236条)が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。(平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁)。
			官吏服務紀律第4条	
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法		

平成23年11月 日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

1 指定権の所在及び指定の効果について

- (1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

- (2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

- (3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

2 指定の調整について

- (1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行

平成23年11月 日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

1 指定権の所在及び指定の効果について

- (1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

- (2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

- (3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

2 指定の調整について

- (1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行

政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。

ア 機関Aから機関Bに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

(7) 仮に機関A又は機関Bが調整を図らないまま相互に無断で指定権を行使した場合、2つの観点から問題があると考えられる。第一に、指定の要件の充足性を的確に判断するためには、他の機関における当該情報の利用の状況や今後の利用の見込みを確認する必要があると考えられ、第二に、一方的に指定権を行使した場合、他の機関において当該情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えることができないおそれがある。

以上の2つの観点（以下「要件判断等の観点」という。）を踏まえると、

○ 機関A（機関B）が指定権を行使する際には、機関B（機関A）の意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

(i) この点、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）であり、機関Bに当該情報を伝達することがなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の伝達を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、1次機関である機関Aに機関Bとの関係で優先的地位が与えられるよう、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、機関Aよりも機関Bの方が当該情報を指定するか否かにつきより適切に判断できる場合も考えられ、そのような場合にまで機関Aに優先的地位を与える必要はないと考えられる¹。また、協議により合意に至るまで指定権を行使できないとすると、可及的速やかに指定を行う観点からは必ずしも好ましくないし、機関Aへの意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより機関Bにおける合理的な判断を期待できると考えられる²。

したがって、機関Aに優先的地位が与えられるようなルールを定める必要はないと考えられる。

*1 優先的地位を認め得る行政機関は当該情報の内容や伝達ルートに応じて様々であり、そのような行政機関を一義的に決定するルールを定めることは極めて困難である。

*2 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの伝達の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を伝達の条件とすれば足りると考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに伝達された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

機関A、機関B又は機関Cのいずれが指定権を行使する場合も、上記アで述べたところと同様、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる³。

さらに、情報の伝達が控えられて政府部内の政策判断に悪影響が生じることのないよう、例えば、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

○ 機関Cが指定権を行使する際には、機関A及び機関Bへの意見聴取のみならず、機関A及び機関Bへの協議又は機関Aへの協議まで必要

といった、機関Aや機関Bに優先的地位を与えるルールを定めることも検討し得るが、上記アで述べたところと同様の理由により、そのようなルールは必要ないと考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合でも、上記イの場合と同様、機関A又は機関Bのいずれが指定権を行使する場合も、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる⁴。また、1次機関たる機関Aに優先的地位を与えるルールを定める必要がないことは、上記アで述べたところと同様である⁵。

(3) 以上の検討から、

○ 行政機関が指定権を行使しようとするときは、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴き、その意見を尊重することが指定の調整に必要なルールであると考えられる。

なお、意見聴取の結果、ある行政機関が指定権を行使した時には、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を他の行政機関に通知する必要があると考えられる。そして、指定権を行使した行政機関の内部にあっては、指定に係る事項を記録する文書等への標記又は当該事項を取り扱う者への通知により指定の効力が発生するのに対し、他の共有行政機関に対しては、この指定権を行使した旨の通知により指定の効力が及ぶものと考えられる。

*3 機関Cが指定権を行使する場合、機関Cにおいて機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Bが機関Cに対し、機関Aから当該情報の伝達を受けたことを教示すべきと考えられる。

*4 機関Bが指定権を行使する場合、機関Bにおいて機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Aが機関Bに対し、機関Cに当該情報を伝達したことを教示すべきと考えられる。

*5 機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣的關係を認めることは困難である。

3 特別秘密の共有が生じるその他の場合について

複数の行政機関間での特別秘密の共有が生じる場合としては、上記のとおり情報が伝達された後に指定権が行使されるケースのほか、指定権が行使された後に特別秘密が伝達されるケースが考えられる。本法制施行時には前者のケースが数多く生じることが予想されるが、施行後はむしろ後者のケースが一般的になると考えられる。

この点、自衛隊法においては、指定後に防衛秘密が伝達される場合の規定として、防衛省以外の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が置かれている（自衛隊法第96条の2第3項）のみであるが、この規定による場合に加え、秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより伝達が許容される場合があると解されている。本法制においては、特別秘密の伝達により共有が生じる場合を明確にするため、他の行政機関から特別秘密の伝達を受けることができる場合が取扱いの業務を行うために伝達を受ける場合と比較衡量により伝達を受ける場合に限られる旨の規定を設けることとしたい。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）

1 問題の所在

本法制では、故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰の対象としており、報道関係者による取材行為はその対象になり得ると考えられる。この点、最高裁は、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ^{＊1}、本法制で故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2 検討

- (1) 漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており^{＊2}、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法制における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法制で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

- (2) また、本法制における特定取得罪は、

- ① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧

^{＊1} いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

^{＊2} いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年5月31日）。

して、業務者から特別秘密を取得する場合
といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念
上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁
判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護され
るべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法制で特定取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制
限することにはならないと考えられる。

内閣法の一部改正について（メモ）

1 本法を内閣官房が所管することについて

本法の規定を具体的に見てみると、

- ・ 国にあっては全ての行政機関を対象としていること。
- ・ 特別秘密を保護するための指定や管理といった措置を講ずる義務は、特別秘密を取り扱う各行政機関の長等にあるとしていること。
- ・ 特定の行政機関に対して、前述の措置が行われる各行政機関等への報告、立入検査、勧告等の法施行事務を行う権限を付与していないこと。

といった特徴を有している。

また、施行後に想定される事務としては、秘密の保護のための各種の措置に関する運用方針の作成、条文解釈の提示といった特別秘密の保護について行政各部の施策に関する統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務が考えられるところである。

さらに、これらの事務は定期的、恒常的に発生することが見込まれる訳でもない。

これらのことから、本法を内閣官房が所管することが考えられる。

2 本法を内閣情報官・内閣情報調査室が所管することについて

本法を内閣官房が所管することとした場合には、現行の内閣法等の規定によれば、内閣官房副長官補（内政担当、外政担当、安全保障・危機管理担当）のいずれかが本法を所管することとなる。

しかし、いずれの内閣官房副長官補もこの法律の検討作業に主体的に携わっていないという経緯に加え、同副長官補の中では特別秘密の取扱いに最も親和的であり、法制化作業段階での内閣情報調査室担当者の併任先となることを了解した副長官補（安危）も、併任を了解する条件として本法施行時以降に本法を所管しないことを挙げていることに鑑みると^{*)}、実態として内閣官房副長官補が本法を所管することとすべき業務上の基礎を十分に有しているわけではないことが伺われる。

他方で、内閣情報官・内閣情報調査室は、カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図る業務を担当し、「内閣の重要政策に関する情報の収集調査」の一環として、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていること等から、内閣官房の各組織の中では、本法の業務への親和性が高く、施行に当たって有益なノウハウの蓄積があることを考えると、内閣情報官・内閣情報調査室が本法を所管することも現実的な選択肢として考え

*1 特別秘密の保護に関する法律（仮称）については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室の所掌事務では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することとしている。

得るところである。

この場合、現在の内閣情報官の所掌事務は「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関すること」とされていることから、特別秘密の保護に関して「行政各部の施策に関する統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務」を行えるよう、内閣法第18条を改正する必要がある。

【参照条文】

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別	根拠法	条文	法定刑	
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有り 【罰則】:有り	特命全權大使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全權公使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命大使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全權委員	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全權委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全權委員の顧問及び随員	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員(自衛隊員)	自衛隊法	118条1項1号、58条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法、国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	89条の2、84条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公営等調整委員会委員長、委員	公営等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3 8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	28条の7、19条の32 7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有り 【罰則】:無し	内閣総理大臣	官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規程	紀律4条1項、規程1(8)
國務大臣		官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規程	紀律4条1項、規程1(8)	(規定なし)
内閣官房副長官		官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規程	紀律4条1項、規程1(8)	(規定なし)
副大臣		官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規程	紀律4条1項、規程1(8)	(規定なし)
大臣政務官		官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規程	紀律4条1項、規程1(8)	(規定なし)
内閣法制局長官		官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁、人事官		国家公務員法	8条2項、100条1項	(規定なし)
会計検査院長、検査官		官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官		官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従長		官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従		官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
東宮大夫		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
式部官長		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍従次長		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務主管		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
皇室事務主管		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
女官長及び女官		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍從長及び侍從		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮女官長及び東宮女官		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍從長及び東宮侍從		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務官		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍女長		宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
旗本官		官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣危機管理監		内閣法、国家公務員法	内閣法15条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣官房副長官補		内閣法、国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣広報官		内閣法、国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項、国家公務員法100条1項	(規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
内閣情報官	内閣法、国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項、 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法、国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項、 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
閣務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法、国家公務員法	警察法10条1項、国家公務員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	100条の12 1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	18条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6 1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)
国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9 13項	(規定なし)
電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条 1項	(規定なし)
運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
衆議院議員選挙区画定審議会委員、 参議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法 参議院議員選挙区画定審議会設置法	8条7項	(規定なし)
国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	18条8項	(規定なし)
電波監理審議会委員	電波法、国家公務員法	電波法99条の4、国家公務員法100条1項	(規定なし)
中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査会及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
労働保険審査会委員	労働保険審査会及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
日本ユネスコ国内委員会会長、副会長 及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
(一般職)地方公務員	地方公務員法	80条2号、34条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
地方公共団体の長、国会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)
 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規程(平成13年1月6日閣議決定)

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安危本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 安危送付資料 ZIP (257 KB)
ル:

2011年11月30日 23:18

内閣官房副長官室(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線
E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安危本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル:

警察庁送付資料.ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 23:18

警察庁警備局警備企画課 藤原様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

T100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線:)
E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安危本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

法務省送付資料.ZIP (257 KB)

ル

2011年11月30日 23:17

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
- 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
- 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安危本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

[Redacted]

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

[Redacted]

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [Redacted]
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (257 KB)
ル:

2011年11月30日 23:17

公安調査庁 総務部総務課審理室 [Redacted]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線 [Redacted])
E-Mail: [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安倉本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

[Redacted]

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

[Redacted]

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

外務省送付資料.ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 23:16

外務省 大臣官房総務課 [Redacted] 様、[Redacted] 様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線 [Redacted])
E-Mail [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)
丸山 洋平(安本室)

23:18

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付フアイ

海保庁送付資料 LZH (268 KB)

ル:

2011年11月30日 23:16

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線
E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安危本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

[Redacted]

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

[Redacted]

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

防衛省送付資料.ZIP (257 KB)

ル

2011年11月30日 23:15

防衛省 防衛政策局調査課 [Redacted]様、[Redacted]様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線 [Redacted])
E-Mail [Redacted]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安危本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 23:15

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線
E-Mail

メール

予定發

連絡先

デスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安倉本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

[Redacted]

23:18

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

[Redacted]

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 経産省送付資料.ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 23:14

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

T100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線 [Redacted])
E-Mail [Redacted]

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安産本室)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 22:53

内閣官房副長官室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線.....)
E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 212 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

送信済みアイテム

丸山 洋平(安倉幸三)

23:18

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

23:18

23:17

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第7回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (257 KB)

ル:

2011年11月30日 22:52

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつもお世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第7回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、よろしくご査収ください。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
 - 第6回: 11月25日に法制局に資料持込み、11月28日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまで同様、セキュリティ機能を設定しております)

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線)
E-Mail

メール

予定表

連絡先

タスク